

博士論文

第三の財務表としてのキャッシュ・フロー計算書
—会計情報の有用性を中心にして—

平成 20 年 9 月

広島大学大学院社会科学研究所

マネジメント専攻

永田 靖

はじめに

企業において、経済活動の国際化・ボーダレス化などの進展は、会計学上の主たる考察対象とされてきた企業会計にも、かなりの影響を及ぼしていると考えられる。現在わが国では企業会計制度において歴史的な転換点を迎えている。一つにあるのが、2000年3月期より公開企業において連結ベースでのキャッシュ・フロー計算書の作成および開示が制度化されたことである。

キャッシュ・フロー計算書は、国際会計基準においても、アメリカ会計基準と同様に第三の財務表として位置づけられ、基本財務表としての地位を得た。わが国においても、キャッシュ・フロー計算書の制度化は、財務報告制度の変革のために大きな役割を果たすものと考えられる。

企業会計は、数世紀にまたがる長い時間をかけて、経済社会において活動する人々の間における意思疎通のための手段として発達してきた。企業会計を象徴するものとして、企業が期間的に作成をし、公表する決算財務諸表を挙げることができる。

従来、決算財務諸表の基本的なものとしては「貸借対照表」と「損益計算書」の二つがあると考えられていた。各国の会計基準に関しても、二つの財務表を中心として設定がなされ、会計理論が展開されてきた。

グローバル化が進んだ国際社会においては、基本的な財務諸表の体系、および規定する会計基準が変化している。今日において、アメリカやイギリス等のアングロ・サクソン系の国々だけでなく、アジアの国々においても、「キャッシュ・フロー計算書」が第三の財務表として導入されてきた。当該財務表は既存の財務表である「貸借対照表」および「損益計算書」と相互補完の関係にあるとされ、「第三の財務表」として制度化されている。キャッシュ・フロー計算書の導入は、利害関係者等が企業の実態を的確に把握し、弾力的かつ適切な意思決定をおこなうための指標として、キャッシュ・フロー情報の有用性が評価されはじめたことを反映している。

キャッシュ・フロー計算書が導入された理由は、大きく次の三つに絞られるだろう。第一に、企業は、収益・費用の認識・測定基準の変更などにより、結果として作成者は恣意的に利益を操作し得たが、キャッシュ・フローを操作する余地はきわめて少なく、一般的に「利益は意見であり、キャッシュは事実である。」(Net income is an opinion; cash is fact.)

と思われるようになってきたことである。

第二に、企業の存続可能性を評価するための指標として、営業活動によるキャッシュ・フローが重視されるようになったことである。営業活動によるキャッシュ・フローが十分でなければ、企業は長期的に存続することはできない。企業が株式や社債等を発行したり、借入をすることにより資金を調達することには限界がある。そして、必要な資金を創出するために、設備や土地の売却を続ければ、企業は長期的に存在することは当然ながらできなくなる。そのため、世界各国で採用されていたキャッシュ・フロー計算書をわが国においても導入し、世界における会計の潮流を受け入れることによって、国内企業の経営をグローバルな視点からサポートする必要がある。

第三に、企業が資本市場から資金を調達する際に、企業のフリー・キャッシュ・フローが重視されるようになったことである。企業の目指すところはフリー・キャッシュ・フローの極大化により企業価値を高めることによって株主価値を向上させることにある。

第三の財務表としてのキャッシュ・フロー計算書の導入の必要性が明確になるにつれ、会計理論においても、キャッシュ・フロー計算書と既存の財務表との相互関係または会計測定の一連のプロセスにおける各々の財務表の位置づけを明確にしなが、理論を展開させなければならなくなった。

第三の財務表としてのキャッシュ・フロー計算書に関する会計基準は、国際的にみても長年にわたり紆余曲折もあったために、会計理論としての的確に対応できていないように見受けられる。わが国をみると、当時の大蔵省企業会計審議会が同基準の設定に対して慎重な態度をとっていたこともあり、従来の会計理論の説明体系は、キャッシュ・フロー計算書を財務表とするには十分に整っているとはいえない状況である。

本論文においては、第三の財務表としてのキャッシュ・フロー計算書の意義について検証するものである。論究のポイントとしては、財務表としてのキャッシュ・フロー計算書からもたらされる会計情報の質的特徴についての理論的検証をおこなう。キャッシュ・フロー計算書において、利害関係者が意思決定をおこなうに際しての支援機能を理論的に考察するものである。キャッシュ・フロー計算書がもたらす情報が、企業外部の利害関係者との間の情報の非対称性を解消し、利害関係者が合理的な経済意思決定をおこなうことができるような役割を備えているかどうかについて検証する。同時に、会計理論に基づく財務諸表の特質についても触れながら論究を進めていきたい。次いで、キャッシュ・フロー計算書における課題について財務表としての理論特性、会計情報としての理論特性、およ

びキャッシュ・フロー情報を利用する実務上の側面から明らかにすることを試みる。その際には、会計数値に表れない定性面からも論究をおこないたい。最後に、企業の財務業績を包括的に評価するシステムにおいて、キャッシュ・フロー計算書に託された役割を他の財務表との連携から検証する。

なお、本論文で用いる用語について、「財務表」は単体の計算書である貸借対照表、損益計算書、およびキャッシュ・フロー計算書等をあらわし、「財務諸表」は財務表を複合させた意味で用いることとしたい。

以下本論文の構成内容は次のとおりである。

本論文は全体を二部で構成する。第一部では、キャッシュ・フロー計算書に関する会計概念的考察をおこない、当該計算書によりもたらされる情報の特性を明らかにし、アメリカ、国際会計基準、およびわが国等に導入された意義を明らかにする。さらに、キャッシュ・フロー計算書に関する課題を明らかにし、課題の要因を整理する。第二部では、キャッシュ・フロー情報を活用するために、理解が必要な課題を具体的に検証し、本質的な解消を検討する。次いで、業績報告をおこなううえで、キャッシュ・フロー計算書に課せられる役割について、他の財務表との連携という視点から検討する。

序章においては、世界で最初に会計基準としてキャッシュ・フロー計算書を制度化したアメリカの会計基準設定主体である FASB の概念に基づいて、初めにキャッシュ・フロー情報の特質および財務表としての特質を明確にするための検証をおこない、次いで、当該会計情報の受け手である利害関係者の意思決定という側面から、会計情報を提供する財務報告と当該情報利用者がおこなう活用との関係を分類し、意思決定の類型化を検討する。

第 1 章においては、アメリカにおいて基本財務表としてキャッシュ・フロー計算書が位置づけられた過程を考察することで、FASB 概念の財務会計の枠組みが不完全であること、キャッシュ・フロー概念とインカム・フロー概念が統合された財務情報の報告システムが構築されていないことを指摘する。なお、本章は永田 [2006 b] および永田 [2007a] として刊行したものを加筆補正している。

第 2 章においては、キャッシュ・フロー計算書という資金情報概念が、アングロ・サクソン諸国を中心として世界的に普及していき、基本財務表であるキャッシュ・フロー計算書として制度化されていく過程を、当時国際会計基準設定主体であった IASC とわが国の動向に則しながら検証する。

第 3 章においては、基本財務表としてのキャッシュ・フロー計算書に関する課題を財務

表としての理論特性、会計情報としての理論特性、およびキャッシュ・フロー情報を利用する実務上の側面から整理し、総合的に検証をおこない、課題解消のために IASB により公表された提案を検討し当該課題の方向性を明らかにする。

第 4 章においては、前章で明らかとなった様々な課題の要因と考えられるキャッシュ・フロー計算書作成方法、直接法と間接法の問題に焦点をあて、アメリカの会計基準にある理論展開の矛盾を検証する。また、直接法および間接法それぞれの方法で作成したキャッシュ・フロー計算書からもたらされるキャッシュ・フロー情報の有用性について論究する。なお、本章は永田 [2004a] として刊行したものを加筆補正している。

第 5 章においては、企業経営の多角化、国際化の実態を財務諸表に適切に反映させるため、FASB と IASC からセグメント情報の開示に関して、従来の会計基準を抜本的に見直した新たな会計基準が相次いで公表された。同公表に基づいて、キャッシュ・フロー計算書におけるセグメント情報としての理論上の意義と有用性について事例をまじえて検証する。本章は永田 [2007b] として刊行したものを加筆補正している。

第 6 章においては、マーケティングおよびマイクロ経済学で用いられる企業ライフサイクル概念を用いてキャッシュ・フロー情報が示す情報特質を検討する。次いで、三つの基本財務表の関係を考慮したうえで、キャッシュ・フロー計算書の役割を明確にする。最後に、フリー・キャッシュ・フロー概念と有用性を検証する。なお、本章は永田 [2008] として刊行したものを加筆補正している。

第 7 章においては、利害関係者の意思決定においての有用性を明らかにするために、キャッシュ・フロー情報と会計利益情報および株価との相関関係について SEC 基準提出会社を事例にし、キャッシュ・フロー情報の特質を検証する。

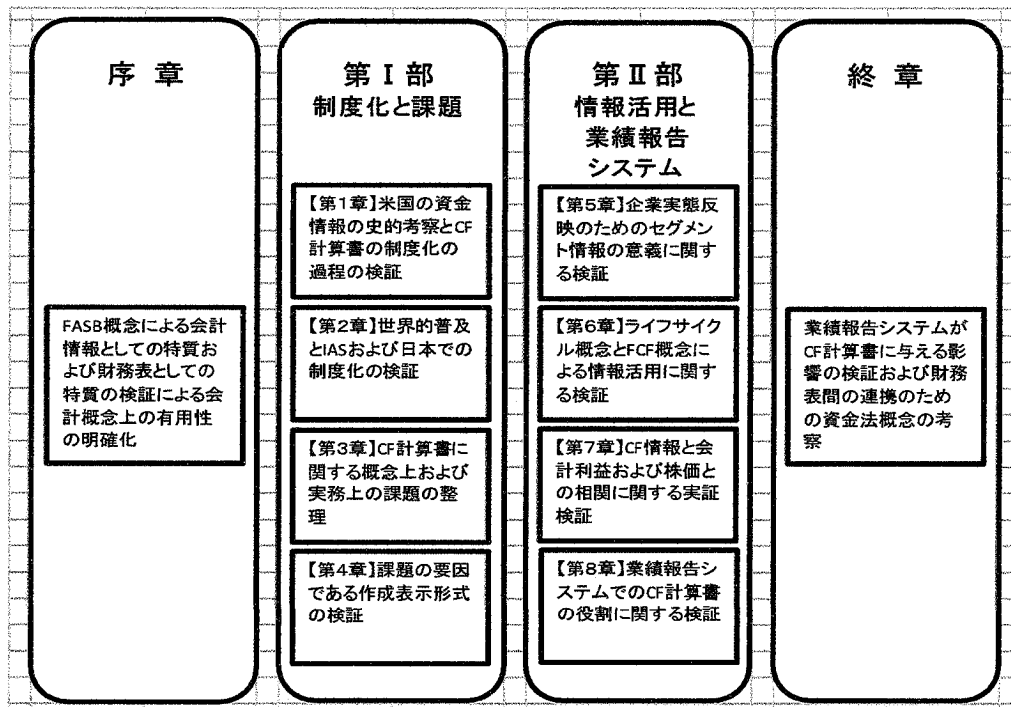
第 8 章においては、IASB により検討されている財務業績報告システムの内容を考察し、課題について明らかにするとともに、当該システムにおけるキャッシュ・フロー計算書の必要性と位置づけについて考察する。

終章においては、IASB が提唱する業績報告システムの提案がキャッシュ・フロー計算書に与える影響について検討する。さらに、財務業績報告システムを構成する「一組の財務諸表」間の連携を検証し、キャッシュ・フロー計算書の役割と方向性について検討する。

本論文における主要論点の整理とフローを図示すると次のようになる。

本論文における主要な論点

		背景・構造	役割・機能	影響・効果
序章	概念上の有用性	SFAC第2号 SFAC第5号	会計情報としての特質 財務表としての特質	目的適合的情報 資金情報
第Ⅰ部 制度化と課題	第1章 米国での制度化	資金情報の発展 企業実態の多様化	資金情報の変遷 制度化の過程の検証	制度化の必要性 CF情報とIF情報の非連携
	第2章 世界各国への普及	IASCおよび日本の動向 アングロサクソン諸国の動向	資金情報概念の制度化 第三の財務表の創設	資金情報基準の確立 資金概念の不調和
	第3章 課題抽出	概念上・実務上の課題 IASBの動向	課題の整理と明確化 抜本的改革	発生主義と現金主義の混在 財務表の相互補完
	第4章 課題の根源	作成基準の不明瞭 実務界の要望への対応	誘導法の不採択 実務重視の選択適用	既報告情報の開示 間接法による作成・開示
第Ⅱ部 情報活用と業績報告システム	第5章 企業実態の反映	経済環境の変化 セグメント情報開示	企業実態の適切な反映 財務表への有益情報の記載	セグメント情報の意義 企業戦略の重要性の認識
	第6章 情報活用と業績報告システム	分析技法の構築 経営実態の把握	自己目的への合致 企業価値の測定	分析技法体系の再構築 定性的情報の必要性
	第7章 実証による有用性	発生主義と異質の情報 ズレに関する情報	会計情報との相関 企業株価との相関	CFと会計利益の乖離 投資意思決定者への有益な情報
	第8章 業績報告体系	IASBの動向 一組の財務諸表	財務諸表の体系 CF計算書の役割の明確化	包括利益報告 CF計算書の必要性の明確化
終章	財務表間の連携	業績報告システム 資金法概念	補完的情報 調整表の導入	直接法による作成 財務表間の連携



略語一覧

基準設定機関・各種機関等

アメリカ会計学会	American Accounting Association	AAA
オーストラリア会計研究財団	Australian Accounting Research Foundation	AARF
オーストラリア会計基準審議会	Australian Accounting Standards Board	AASB
オーストラリア連合取引所	The Australian Associated Stock Exchanges	AASE
会計基準委員会（カナダ）	Accounting Standards Committee	AcSC
会計基準審議会（カナダ）	Accounting Standards Board	AcSB
アメリカ公認会計士協会	American Institute of Certified Public Accountants	AICPA
会計原則審議会（アメリカ）	Accounting Principles Board	APB
会計基準審議会（イギリス）	Accounting Standards Board	ASB
会計基準委員会（イギリス）	Accounting Standards Committee	ASC
企業会計基準委員会（日本）	Accounting Standards Board of Japan	ASBJ
会計基準検閲審議会（オーストラリア）	Accounting Standards Review Board	ASRB
会計基準起草委員会（イギリス）	Accounting Standards Steering Committee	ASSC
会計士団体諮問委員会（イギリス）	Consultative Committee of Accountancy Bodies	CCAB
カナダ勅許会計士協会	Canadian Institute of Chartered Accountants	CICA
国際会計基準審議会	International Accounting Standards Board	IASB
国際会計基準委員会	International Accounting Standards Committee	IASC
オーストラリア勅許会計士協会	Institute of Certified Public Accountants in Australia	ICAA
イングランド・ウェールズ勅許会計士協会	Institute of Certified Public Accountants in England and Wales	ICAEW
財務アナリスト協会（アメリカ）	Financial Analysts Foundation	FAF
財務会計基準審議会（アメリカ）	Financial Accounting Standards Board	FASB
財務担当役員協会（アメリカ）	Financial Executives Institute	FEI
財務担当役員研究財団（アメリカ）	Financial Executives Research Foundation	FERF
証券監督者国際機構	International Organization of Securities Commissions	IOSCO
会計担当者協会（アメリカ）	National Association of Accountants	NAA

ニューヨーク証券取引所	New York Stock Exchange	NYSE
ニュージーランド会計士協会	New Zealand Society of Accountants	NZSA
南アフリカ勅許会計士協会	The South African Institute of Chartered Accountants	SAICA
証券取引委員会（アメリカ）	Securities and Exchange Commission	SEC

基準書・公的文書

オーストラリア会計基準	Australian Accounting Standard	AAS
会計原則審議会意見書（アメリカ）	Accounting Principles Board Opinion	APB 意見書
会計調査研究（アメリカ）	Accounting Research Study	ARS
会計連続通牒（アメリカ）	Accounting Series Release	ASR
CICA ハンドブック（カナダ）	CICA Handbook	CICA ハンドブック
財務報告基準（イギリス）	Financial Reporting Standards	FRS
国際会計基準	International Accounting Standards	IAS
国際財務報告基準	International Financial Reporting Standards	IFRS
財務会計概念書（アメリカ）	Statements of Financial Accounting Concepts	SFAC
財務会計基準書（アメリカ）	Statements of Financial Accounting Standards	SFAS
標準会計実務書（イギリス）	Statement of Standard Accounting Practice	SSAP

目次

はじめに	i
略語一覧	vi
序章 情報の概念上の有用性	1
1.基礎的前提条件	1
2.会計情報の諸特質	2
2-1.信頼性とキャッシュ・フロー情報	4
2-2.目的適合性とキャッシュ・フロー情報	6
2-3.目的適合性と信頼性のトレード・オフ	8
3.財務諸表提供情報	9
3-1.財務諸表の特徴	9
3-2.財務諸表の目的	10
3-3.財務諸表の限界	12
3-4.キャッシュ・フロー計算書提供情報	12
3-5.意思決定への質的要件	15
4.意思決定の概念	15
4-1.利用者のニーズ	16
4-2.情報利用者	16
4-3.財務報告の目的	18
4-3-1.第一目的／4-3-2.第二目的／4-3-3.第三目的	
4-4.企業業績の報告	20
4-5.構成要因と類型化	21
4-6.キャッシュ・フロー情報による意思決定	23

第 I 部 制度化と課題

第 1 章 アメリカにおける制度化の過程 -----	27
1. 資金情報の進展 -----	27
1-1. 資金概念の変遷 -----	28
1-1-1. 総資本型の資金情報 / 1-1-2. 運転資本型の資金情報 / 1-1-3. 現金預金型の資金 情報	
1-2. 資金情報の制度化 -----	31
2. 前提要件 -----	31
3. 財政状態変動表 -----	32
3-1. APB 意見書第 19 号公表の背景 -----	32
3-1-1. ARS 第 2 号と APB 意見書第 3 号 / 3-1-2. APB 意見書第 3 号の社会的影響と課 題 / 3-1-3. APBO 第 4 号	
3-2. APBO 第 19 号 -----	36
3-2-1. 利用目的 / 3-2-2. 資金概念 / 3-2-3. 作成表示 / 3-2-4. 社会的影響と課題	
4. キャッシュ・フロー計算書の位置づけ -----	40
4-2. SFAC 第 1 号 -----	42
4-3. SFAC 第 3 号 (1985 年に SFAC 第 6 号に改訂) -----	44
4-4. SFAC 第 5 号 -----	45
5. キャッシュ・フロー計算書の機能 -----	47
5-1. ARM 第 3 号 -----	47
5-2. DM -----	51
5-3. ED -----	53
6. 課題の提起 -----	57
第 2 章 国際会計基準とわが国の動向 -----	59
1. 制度化の国際的普及 -----	59
1-1. アングロ・サクソン諸国 -----	59
1-2. 国際会計基準 -----	61
1-2-1. 公表の背景 / 1-2-2. 『財務諸表の作成表示に関する枠組み』(「枠組み」) /	

1-2-3.『趣旨書 財務諸表の比較可能性』（「趣旨書」）	
1-4.IAS-R7 の特質	68
2.わが国の会計基準	69
2-1.導入の過程	69
2-2.資金繰表	71
2-3.資金収支表	73
2-4.キャッシュ・フロー計算書	75
第3章 第三の財務表としての課題	78
1.キャッシュ・フロー計算書への移行	78
1-1.資金収支表	78
1-2.キャッシュ・フロー計算書	79
2.キャッシュ・フロー計算書の問題点	80
2-1.資金概念	80
2-2.三分類法	82
2-3. 情報特質	82
2-3-1.発生主義の特性／2-3-2. 発生主義会計との問題点／2-3-3.発生主義からキャッ シュ・フローへ	
2-4 作成方法	84
2-4-1.誘導法による作成	
2-4-2.直接法と間接法	
2-5.利息収支および配当収入	88
2-6.情報の利用	89
2-7.ライフサイクル概念	90
2-8.フリー・キャッシュ・フロー概念	90
2-9.セグメント別情報	91
2-10.財務情報の限界	91
3.キャッシュ・フロー計算書と他の財務諸表の連携	92
4.IASB 原則書案の動き	93

4-1.直接法の採択	93
4-2.損益計算書との整合性	95
4-3.検討結果と課題	99
第4章 直接法と間接法をめぐる内部矛盾	101
1. キャッシュ・フロー計算書の役割	101
2. 会計上のデータベースと財務諸表	102
2-1. 会計測定プロセス	102
2-2. 会計測定者の思考様式	103
2-3. 会計データ編集による財務諸表	104
3. 直接法と間接法の場合	106
3-1. FASB における作成概念	106
3-2. 直接法によるキャッシュ・フローの報告	107
3-3. 間接法によるキャッシュ・フローの報告	108
4. 直接法と間接法の比較検討	111
5. 「公開草案」における基本理念との比較	114
5-1. 「公開草案」と「SFAS 第 95 号」の見解	114
6. SFAS 第 95 号の内部矛盾	116
6-1. SFAS 第 95 号における要請内容	116
6-2. 明確化した内部矛盾	117
6-3. 間接法によるキャッシュ・フロー計算書の有用性	119
第II部 情報活用と業績報告システム	
第5章 セグメント情報としての意義	123
1. セグメント情報開示の現状と課題	123
1-1.導入の経緯	123
1-2.開示基準の比較	126
1-2-1.セグメントの種類／1-2-2.セグメントの識別方法／1-2-3.セグメントの位置づ	

け／1-2-4.セグメントの重要性判定基準／1-2-5.セグメントの財務情報	
1-3.先行研究にみる財務分析上の課題	134
1-4.開示実態からの課題	136
2. セグメント別キャッシュ・フロー情報の意義	138
2-1.キャッシュ・フロー情報の必要性	139
2-2.セグメント別キャッシュ・フロー情報の必要性	139
2-3.識別と決定基準	141
2-4.セグメント別キャッシュ・フロー計算書の事例検証	142
2-5.PPMによる戦略マネジメント	147
2-6.現状での課題	148
第6章 ライフサイクルとフリー・キャッシュ・フロー	152
1.ライフサイクルの概念	152
1-1.各段階の特徴	152
1-2.倒産事例のキャッシュ・フロー動向	155
1-2-1.株式会社京樽の事例／1-2-2.カネボウ株式会社の事例	
2.財務諸表における相関関係	163
2-1.財務表の相関	163
2-2.相関の理論的有用性	165
3.キャッシュ・フロー情報の分析技法	166
3-1. 8分類法	166
3-1-1.京樽の事例検証／3-1-2.カネボウの事例検証	
4.フリー・キャッシュ・フロー	170
4-1.フリー・キャッシュ・フロー概念	170
4-2.キャッシュ・フロー計算書の役割	171
4-3.有用性と課題	171
4-4.ライフサイクルにおける特質	172
4-4-1.FCFの動向／4-4-2.カネボウ株式会社の事例	

第7章 キャッシュ・フロー情報の有用性	177
1.概念上の有用性	177
2.先行実証研究の検証	179
2-1.実証研究の結果	179
2-1-1.増分情報内容／2-1-2.相対情報内容／2-1-3.企業価値の評価誤差／	
2-1-4.キャッシュ・フロー情報の意義	
3.リサーチ・デザイン	183
3-1.先行実証研究の内容	183
3-2.検証目的	184
3-3.検証手順とサンプル・データ定義	185
3-3-1.検証手順／3-3-2.サンプル・データ定義	
4.キャッシュ・フロー情報の実証結果	191
4-1.キャッシュ・フロー情報と会計利益の比較	191
4-2.キャッシュ・フロー情報と株価の比較	192
4-3.キャッシュ・フロー情報と会計利益とのズレ	199
第8章 財務業績報告システムでの役割	202
1.IASBの動向	202
1-1.IASBの原則書案	202
1-2.業績報告プロジェクト	204
2.一組の財務諸表	205
2-1.財務諸表の体系	205
2-2.認識収益・費用計算書	206
2-3.現状の包括利益報告	209
2-4.財政状態変動表の連携	209
2-5.CFOの表示方法	211
3.業績報告システム	211
3-1.基本的枠組み	212
3-2.財務諸表の体系	215

3-2-1.貸借対照表／3-2-2.実現可能利益計算書／3-2-3.インカム・フロー計算書	
3-2-4.キャッシュ・フロー計算書	
3-3.システム化への動向	222
4.財務業績報告の課題	223
終章 財務表間の連携と方向性	226
1.業績報告プロジェクトの特徴	226
2.キャッシュ・フロー計算書への影響	227
2-1.直接法での表示	227
2-2. 包括利益とキャッシュ・フローの表示	227
2-3.イギリス制度の導入	228
3.業績報告システムの事例	229
3-1.業績報告システムの現状	229
3-2.資金法形式の連携	230
3-3.資金法形式の包括利益計算書	231
4.現状の課題と方向性	232
おわりに	234
参考文献一覧	242

序章 情報の概念上の有用性

序章では、はじめにキャッシュ・フロー計算書によりもたらされるキャッシュ・フロー情報とはどのような特質があるのかについて明確にしたうえで、キャッシュ・フロー計算書によってもたらされる会計情報を明らかにし、当該会計情報に関する概念上の有用性について検討する。

次いで、キャッシュ・フロー計算書を最初に導入した国であるアメリカの FASB の会計情報の諸特質を考察し、キャッシュ・フロー計算書が制度化された背景にある FASB の概念思考から当該計算書がもたらす会計情報の概念上の有用性および当該会計情報の受け手である意思決定者の類型化を検討することとしたい。なお、本章での検証の基点にするキャッシュ・フロー計算書は、FASB 基準により作成される当該計算書を前提とする。

1. 基礎的前提条件

本章でいうところのキャッシュ・フロー情報という用語の定義は「キャッシュ・フロー計算書という財務表により提供される情報」という意味で用いることとする。企業が将来においてもたらすと考えられるキャッシュ・フローの現在価値に関連する情報ではなくて、企業がある一定期間に活動をおこない、結果として実現した事後的なキャッシュ・フローに関連する情報を意味している¹。そのため、現金および現金同等物という価値変動リスクをとまわらない金融資産に関する過去のフローに関する情報である。

当該会計情報の有用性は、一般の証券投資者が投資判断の意思決定に役立つ会計情報の特性と考える。証券投資者は株式・債券へ投資する際には、当該投資に必要な現時点での現金と、投資から期待できる将来の現金に関する現在価値を比較し、投資にとまなうリスクを考慮して投資の意思決定をおこなうと考えられる。証券投資者にとって株式・債券への投資から得られる将来の現金とは、株式ならば配当金および株式の売却による現金収入であり、債券であれば利息と償還または売却による現金収入である。

証券投資者は投資の対象である企業の将来においてもたらされるキャッシュ・フローに基づき、株式・債券の価値を評価すると通常は考えられている。証券投資者が投資の意思

¹ 本論文において用いる「キャッシュ・フロー」という用語は、キャッシュ・フロー計算書に收容される現金および現金同等物のフローを意味するものとしてとらえている。

決定をおこなう際の有用な情報とは、企業の将来キャッシュ・フローの評価に役立つ情報ということになる。

近年になり、キャッシュ・フロー情報の有用性に対する議論が高まっているため、「有用性」の意味内容について明確にしなければならない。そこで、キャッシュ・フロー計算書導入の先駆国であるアメリカの FASB の SFAC 第 2 号で示されている会計情報の質的特徴からキャッシュ・フロー情報の特性を明らかにし、概念的な意味合いでのキャッシュ・フロー情報という会計情報の有用性について検証する。キャッシュ・フロー計算書の源流は FASB の活動にあると考えられるため、キャッシュ・フロー計算書よりもたらされる会計情報の諸特徴について、SFAC 第 2 号の詳細を検証することで明らかにし、会計情報自体の質的特徴と有用性について考察をおこないたい。

2. 会計情報の諸特質

FASB は 1980 年に「財務会計基礎概念第 2 号: 会計情報の質的諸特徴」(「SFAC 第 2 号」)を公表し、目的を「会計情報を有用ならしめる会計情報の諸特徴を検討する²⁾」としている。視点をまとめると、会計情報をもたらす財務報告とは、報告自体が目的ではなく、企業経営や経済的意思決定に有用な情報をもたらすことを意図したものということになる。

SFAC 第 2 号では、「有用性の少ない情報とより有用な会計情報とを区別する諸特徴を説明する³⁾」こととし、「有用な会計情報の諸特徴は、財務報告の諸目的と首尾一貫した会計基準の開発での指針を提供すべきである⁴⁾」という FASB の考え方に基づいている。

FASB では図表 P-1 にあるように、会計諸特質の階層構造を示している。図表は、会計情報を有用ならしめる諸特質間の関係を図示しており、諸特質を二つに分けている。第 1 グループの特質としては、「会計情報は目的適合的で、信頼できるものであるべきであるということである。もしこれらの諸特質のいずれかが完全に欠けているならば、その情報は有用なものではない⁵⁾。」としている。

図表 P-1 に示されているように、目的適合性と信頼性という基準はさらにいくつかの構成要素に分解されて第 2 グループを構成し、両グループの特質と相互に影響し合うことに

²⁾ FASB [1980a], par.1.

なお、ここでは「会計情報」と「財務報告によって提供される情報」とはほぼ同義的に使われている。

Ibid., footnote 1.

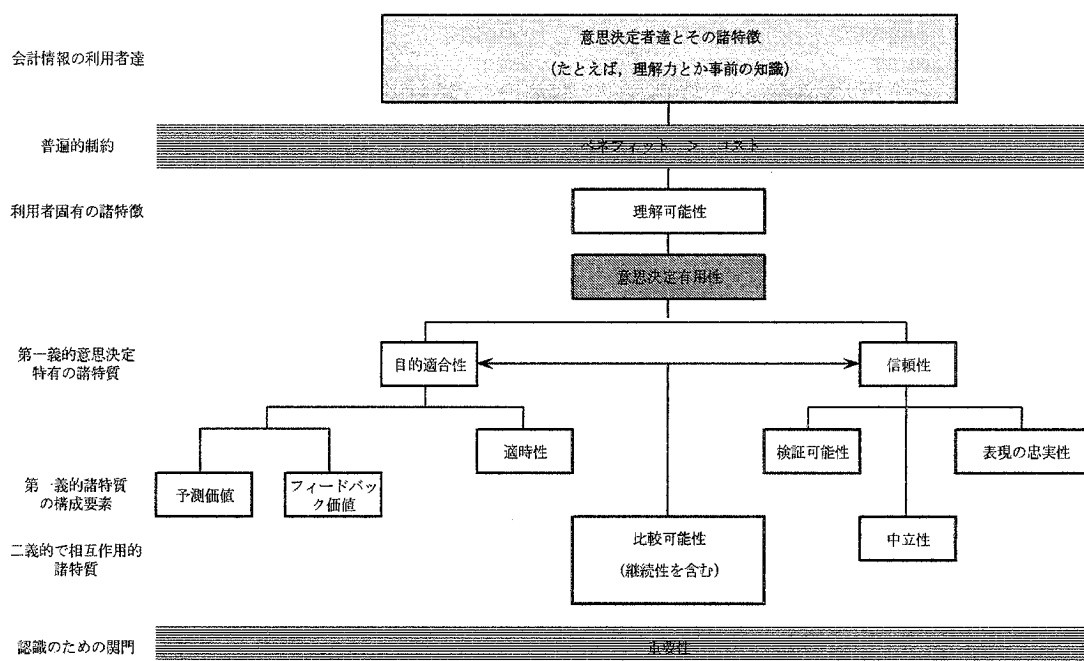
³⁾ *Ibid.*, par.1.

⁴⁾ *Ibid.*, par.11.

⁵⁾ *Ibid.*, par.33.

なる。

図表 P-1 会計諸特質の階層構造



(出典：FASB [1980a], par.32 より作成)

図表 P-1 で注意しなければならないことは、「第一義的諸特質」と「第二義的諸特質」との間の区別はするが、「諸特質間での優先順位がつけられていない⁶」ということである。各々の特質に付されるべき相対的な重要性は事情に応じて変化するに違いないと考えたためである。図表 P-1 が目指しているのは、各々の特質の相対的な重要性の順位づけにあるのではなく、「むしろ関係を明白にすることにある⁷」ものである。一般的に会計情報とは、有用性であるためには示された特質のそれぞれを最低限度は持っていなければならないということであって、各々の特質の優先度は事情に応じて変化する可能性があるということである。当然ながら、キャッシュ・フロー情報にもあてはまることになる。

図表 P-1 では、会計情報の諸特質の他に意思決定者も示されているため、意思決定者と特徴について整理しておきたい。

意思決定者は、どのような会計情報が有用であるかを判断するが、「そのような判断は、なされるべき決定、使われる意思決定の方法、既に所有している情報あるいは別の源泉から得られる情報、情報を処理する意思決定者の能力（単独で、または専門家の手助けを得て）等の諸要因によって影響を受ける。ある利用者にとって最適の情報が別の利用者にも

⁶ FASB [1980a], par.34.

⁷ *Ibid.*, par.34.

最適であるとは限らない⁸。」としている。情報の有用性については、個々の利用者に固有の条件が重要な問題となるが、FASBの直接の考察対象ではないため、所与にしている。会計情報は事情に精通した利用者を前提にしていることに注意しなければならない。

本論文で用いる「意思決定者」は特段の断りがない限り企業外部の利害関係者を示すこととしたい。本来であれば、当該企業に関する意思決定は企業の内部および外部双方の利害関係者にかかわる問題である。企業内部においては、経営存続を前提として各種経営活動を評価するために会計情報を利用する。この場合、企業内での意思決定者の属する階層（経営者として、もしくは一般従業員として）により、当該情報に関する活用には違いが生じる。企業外部の意思決定者においては、投資者、債権者をはじめとして当該企業に対するさまざまな経済的意思決定を支援するために当該情報は活用される。制度化に基づいて開示される会計情報は、当該企業情報を企業外部の意思決定者に対して提供および活用されることを前提として検証を進めていきたい。

次節では、FASBが会計情報の有用性を考える際に、第一義的なものとしている信頼性および目的適合性の観点から、キャッシュ・フロー情報の有用性を検証することを主題とし、FASBにおける信頼性および目的適合性について明確にすることからはじめることとする。

2-1.信頼性とキャッシュ・フロー情報

キャッシュ・フロー計算書によりもたらされる情報は、ある一会計期間のキャッシュ・フローのイン・フローとアウト・フロー状況である。表示される金額は、現金および現金同等物の収入と支出が行われた時点で測定され、認識されることとなる。キャッシュという言葉で表される資金範囲については、容易に換金可能であり、かつ価値変動のリスクが少ない金融資産であるという厳格な基準が存在しているため、キャッシュ・フローには代替的な測定値が存在する余地は少ない⁹。結果として、キャッシュ・フローの測定に変更が介在する可能性は限りなく低く、キャッシュ・フロー情報に関する表現の忠実性の水準は極めて高いと考えられる。

キャッシュ・フロー計算書において測定され、認識される金額については、資金範囲が

⁸ FASB [1980a], par.36.

⁹ 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」では、現金同等物を「容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資」（第二・一・2）と定義している。キャッシュ・フロー計算書において表現しようとする情報は「容易に換金可能であり、かつ、価値変動リスクが僅少な金融資産のフロー」であることになる。

定められており、キャッシュ・フロー自体が第三者との取引に基づいて、貨幣価値により認識され、計上されることから、見積計算が介在する余地はないだろう。複数の測定者がキャッシュ・フロー計算書に表示すべき金額を測定しても、同一の測定値が得られる可能性が高い。したがって、キャッシュ・フロー情報の検証可能性の水準は高いと考えられる。

キャッシュ・フロー計算書によりもたらされる情報は、利害関係者である人間の行動にバイアスをかけることは否定できない。他の会計情報と同様であり、結果として受けた情報により、何らかの行動を人間が起こすのは当然の事実である。経済活動の結果として表現される会計情報の忠実性は高いことと、測定し認識されるキャッシュ・フローの数値は、情報の測定者以外においても容易に測定できることから、中立性についても要件を満たしていると考えられる。

上述していること的前提条件としてあることは基準の設定が適当であり、結果としての新しいルールが利害関係者に与える影響である。ある一国の内部での利害関係者へ向けた情報伝達に関するキャッシュ・フロー情報をもたらす情報の特質であり、国境を越えた国外の利害関係者への情報伝達については検証の対象外であることに留意しなければならない。

会計情報の信頼性とは、概ねその会計情報にほとんど誤謬や偏向が存在しておらず、表現対象を忠実に表現していることを保証する情報の特性を示すことになる。FASB では会計情報の信頼性の水準は、表現の忠実性 (representational faithfulness) および検証可能性 (verifiability) の程度により異なる、としている¹⁰。

当該情報の信頼性というのは、情報がどれだけ忠実に実体を表しているかという表現の忠実性と、情報の表現の忠実性が会計情報の利用者にどれだけのことを保証しうるかに依存するということになる。信頼性は表現の忠実性と検証可能性の二つの特徴をもつこととなるが、特徴と相互作用の関係にあり会計情報の有用性に影響するものとして、中立性も考えているのである。

中立性というのは、「基準の設定においてであれ、あるいは基準の適用においてであれ、第一の関心事は、結果として新しいルールが特定の利害関係者に利益をもたらさないよう

¹⁰ FASB [1980a], par.59, 62.

SEAC 第 2 号では、表現の忠実性および検証可能性と相互に作用して、会計情報の有用性に影響を及ぼす要素として中立性 (neutrality) を挙げている。このように中立性は主として会計基準の設定機関が、有用な会計情報を提供するための会計基準を設定する際に考慮しなければならない重要な要素である。

にして、情報の目的適合性と信頼性を達成すること¹¹」である。中立性とは「予定した結果を得ようとしたり、あるいは特定の形式の行動を導き出そうとするようなバイアスが報告情報にない¹²」ことである。

人間がおこなう行動が財務情報により影響を受ける可能性があることは否定できない事実である。人間の行動に関係ある多くの測定は、多かれ少なかれ人間の行動に影響を与えるものである。測定は人間の行動に影響を及ぼすためにバイアスがかかることは否定できないのであれば、測定をやめるべきという極端な結論は導出されない。若干のバイアスはかかるとしても、できる限りの中立的な測定をおこなうという努力までをも否定してしまうならば、会計測定自体がなされえないことになってしまう。

キャッシュ・フロー計算書によりもたらされる情報の信頼性とは、検証可能であり、情報が表示したいと思っていることがらを忠実に表示しているということについて信頼ができ、報告することがらの選択についてバイアスがないという意味である。当該情報は、ある一部の人たちの利益を他の人たちのものより優先させるといった傾向がない。結果として、中立性のある情報が確定することとなる。

2-2.目的適合性とキャッシュ・フロー情報

証券投資者等の意思決定者にとって予測価値のある会計情報とは、企業が将来もたらすであろうキャッシュ・フローを正しく予測できる可能性が高められるような性質を備えた情報である。この場合、予測価値は企業の将来キャッシュ・フローの予測そのものないしは代理変数としての価値ということではなく、証券投資者の予測の過程で含まれることにより、企業の将来キャッシュ・フローに関する予測能力が高められるという意味においての価値を示している。

証券投資者は企業の将来キャッシュ・フローを評価するためには、何らかの予測モデルに基づいて期待値を作成していると考えられるため、フィード・バック価値のある会計情報とは、企業のキャッシュ・フローに関連する予測モデルに基づいて作成された期待値を確認したり、改訂するのに役立つような性質を備えた情報ということになる。

意思決定者が用いる企業の将来もたらすであろうキャッシュ・フローの評価プロセスは多様であると思われ、ある会計情報の予測価値やフィード・バック価値を明確に評価する

¹¹ FASB [1980a], par.98.

¹² *Ibid.*, glossary of terms.

ことは容易ではないため、ある会計測定値の目的適合性を評価するためには、実証的な分析結果に依存せざるをえない面が多い¹³。概念的に少なくとも次の内容で意思決定者が投資の対象とする企業の将来キャッシュ・フローを評価するうえで、キャッシュ・フロー情報は一定の予測価値およびフィード・バック価値を有していると考えられる。

意思決定者が何らかの予測モデルに基づいて行った将来キャッシュ・フローの期待値の形成に関して、当該規定値が投資対象として適切であるかについて確認したり、あるいは期待値を改訂する場合においても、実際のキャッシュ・フローの測定値を利用しなければならないためである。

キャッシュ・フロー情報には、意思決定者において予測価値やフィード・バック価値を高めるような基礎情報を提供する機能を有しており、キャッシュ・フロー情報は、概念としては一定の目的適合性を備えた情報であるにとらえることができる¹⁴。

会計情報の目的適合性とは、会計情報の利用者に過去、現在および未来の事象もしくは成果の予測、または事前の期待値の確認もしくは改訂を行わせることによって、情報利用者の意思決定に影響を及ぼす情報の能力のことを示すものと考えられる。ある意味で会計情報が情報利用者の意思決定に適合するかどうかについては、当該会計情報の予測価値 (predictive value) やフィード・バック価値 (feedback value) の水準に依存しているとされている¹⁵。

ここで注意しなければならないことは、将来の事象や結果についての予測をしたり、予想の確認や修正をするのに有用であるためには、「情報そのものが将来事象ないしは将来結果の予測である必要はない¹⁶」ということである。現在の状況についての情報ないしは過去の業績についての情報は、将来事象の予測のためにも使えるということである。未来情報でないと、将来の予測や予想の修正や確認ができないというものではない。過去情報でも未来の予測に使うことはできる。重要なことは、「情報は、それを持っていない人に違いを生じさせる¹⁷」ということであり、違いを生じさせるところに情報の意義があると考えられるのである。しかし、「情報は人間の行動に影響を及ぼすし、人が違えば情報に対する

¹³ 百合草 [2001], p.9.

¹⁴ キャッシュ・フロー情報の意思決定者にとっても目的適合性については、FASB [1980b] および同 [1981a] においても詳細に検討されている。

¹⁵ SFAC 第2号では、目的適合性の補完的な要素として適時性 (timeliness) を挙げている。

¹⁶ FASB [1980a], par.48.

¹⁷ *Ibid.*, par.49.

反応も違ってくる¹⁸⁾」ために、情報の予測価値の評価は、非常に困難な問題であるということに留意しなければならない。一方で、適時性に関しては、正確性を犠牲にしなければならないことが望ましい場合もある。早期に行われた予測が、時間のかかる正確な情報よりも有用なことがあるからである。適時性のために、情報の信頼性が大きく損なわれてしまうことになるならば、結果として、情報の有用性がなくなってしまうことになり、「信頼性を大きく損なうことなしで、ある会計数値の概算値をできるだけ利用可能にすること¹⁹⁾」が、情報の全般的な有用性を高めるために望ましいことになる。

キャッシュ・フロー計算書によりもたらされる情報の目的適合性とは、「投資家、債権者ならびにその他の人々が投資や信用供与や同様な決定をするのに目的適合的であるためには、会計情報は、過去、現在ならびに将来の事象の結果についての予測を形成したり、予想を確認したり、修正したりすることで、利用者を助けることによって、決定に違いをもたらさうるものでなければならない²⁰⁾」ということになる。

2-3.目的適合性と信頼性のトレード・オフ

会計情報が有用であるためには、「目的適合的」であるとともに、「信頼できる」ものでなければならない。要するに、二つの特質のいずれか一方でも欠けた場合には、財務情報は有用でないこととなるが、現実の情報は二つの特徴をさまざまな程度で有している。場合によれば、信頼性のために目的適合性を犠牲にすることもあり、逆に、目的適合性のために信頼性を犠牲にすることもある。この意味で、情報はさまざまな諸特徴をさまざまな程度で含んでいるために、場合によれば諸特徴間でのトレード・オフが生じることになる。

会計情報の諸特質間でのトレード・オフについても同様のことがいえる。意思決定の種類とか会計情報の利用者のグループは多様であることは間違いない。特定の状況下で、目的適合性の特質を優先にするか、もしくは、信頼性の特質を優先にするかについては、一般的にはいえないという立場を FASB はとっている。したがって、現実にはある特質を別の特質のために犠牲にするというようなトレード・オフはありうるが、ある特定の状態のもとで、どの特質が優先するかを一般的にはいうことができない。意思決定の種類にもさまざまなものがあり、利用者が違えば違ったニーズをもっているために、違った優先順位をもつことがありうるためである。

¹⁸⁾ FASB [1980a], par.55.

¹⁹⁾ *Ibid.*, par.57.

²⁰⁾ *Ibid.*, par.47.

たとえば、わが国のキャッシュ・フロー計算書作成基準においては、「法人税等」、「受取利息・配当金」および「支払利息・配当金」の表示方法は選択適用が認められており、実務上では第一法である営業活動の区分に表示されることが多い。広義の営業活動の一部をなすものと捉えられていることから、FASB が強調する目的適合性の第一義性を優先している影響があるように思われる。

3.財務諸表提供情報

本節では既述してきた会計情報の諸特質が、キャッシュ・フロー計算書においてどのように提供されているか、キャッシュ・フロー計算書という財務表が提供する情報について検証する。その際に、SFAC 第 5 号における財務諸表の定義を考察し、キャッシュ・フロー計算書によりもたらされるキャッシュ・フロー情報の特質を捕捉する。

3-1.財務諸表の特徴

FASB は 1984 年に財務会計基礎概念ステートメント第 5 号「企業財務諸表での認識と測定」（「SFAC 第 5 号」）を公表した。SFAC 第 5 号は、大きく分けて「財務諸表」と「認識規準」の二つの部分から成り立っており、「認識と測定を別々に論じることは生産的ではない²¹」という見解によっている。同基準は、認識規準を考えるためのベースとして財務諸表があるという考え方に基づいており、認識問題の中心にあるのは、「いかなる情報が、いつ財務諸表に正式に組み込まれるべきかについての基本的な認識規準と指針を設定する²²」ことにある。認識規準を考えるためには、第一に「提示されるべき財務諸表」にはどのようなものがあり、「それらの財務諸表が財務報告の目的にどのように貢献しているか²³」が明らかにされていなければならない。

本章では、キャッシュ・フロー計算書によりもたらされるキャッシュ・フロー情報にフォーカスしているため、他の財務諸表を検証するものではない。SFAC 第 5 号を考察していく際には、キャッシュ・フロー計算書に関するもののみを抽出したいと考える。

FASB は次のように財務諸表の特徴を明確にしている。

「財務諸表とは、財務報告の中心的部分であり、あるエンティティが外部の人々に財務情報を伝達するための基本的な手段である。一般目的外部財務報告では、財務諸表は会計

²¹ FASB [1984], par.94.

²² *Ibid.*, par.1.

²³ *Ibid.*, par.1.

記録に基づいて作成された名称と金額を使った正式の作表であり、それは一定時点でのエンティティの財政状態を表したり、あるいはある期間中のエンティティの財政状態での変化の一種または数種のものを示す。財務諸表で認識される項目はエンティティのある種の諸資源（資産）、それらの諸資源に対する請求権（負債と所有者持分）、ならびにそれらの諸資源や請求権に変化をもたらす取引とかその他の事象や状況の影響の財務的表示である。あるエンティティの財務諸表は基本的には関連のある集合物であり、同じ基礎データから作られ相互に結びついている²⁴」。

これが意味するものは次ぎの諸点である。第一に、財務諸表は財務報告の中心に位置して外部利害関係者に財務情報を伝達する手段であること。第二に、一般目的外部財務報告では、財務諸表は会計データから作られた財政状態や財政状態での変化の状況を示す表であること。第三に、財務諸表では、企業の諸資源、諸資源に対する請求権、ならびに諸資源や請求権での変化をもたらす取引やその他の事象の影響の財務的表示がなされていること。第四には、財務諸表は同じ基礎データから作られ、相互に関連のある表の集まりであることの諸点である。SFAC 第 5 号においては、これ以降、財務諸表と認識についての基本的な定義をした上で、財務諸表の不可欠な部分として注記や補足説明についての若干の補足説明をしているが、会計的認識規準は適用されないものとされており²⁵、財務諸表に組み込まれている項目について論ずるつもりであるため、本論文では考察を行わないものとする。

3-2.財務諸表の目的

SFAC 第 5 号では、財務報告が提供すべき情報には次の三つをあげている²⁶。

1. 現在ならびに潜在的な投資家、債権者ならびにその他の利用者達が合理的な投資、信用供与ならびに同様な決定をするのに有用な情報。
2. 投資家、債権者ならびにその他の人々が関係する企業についての将来のネットのキャッシュ・イン・フローの金額、タイミング、不確実性を見積もるのを助けるような情報。
3. 企業の経済的諸資源、これらの諸資源に対する請求権とか、取引、事象や状況で資源とか資源に対する請求権を変えるようなことならびについての情報。

²⁴ FASB [1984], par.5.

²⁵ *Ibid.*, par.9.

²⁶ *Ibid.*, par.10.

上記内容から、キャッシュ・フロー計算書が提供しなければならない情報は、第二番目のものであることがわかる。

SFAC 第 1 号は、財務諸表を含む財務報告が提供すべき情報の種類についてのガイダンスも与えており、次の四つの情報がある²⁷。

1. 企業の経済的諸資源、諸債務ならびに所有者持分についての情報。
2. 企業の業績についての情報。
3. 企業がどのようにしてキャッシュを入手し支出したかとか、借入とか返済についてとか、所有者たちに対する現金配当とかその他の企業資源の配分を含む資本取引とか、企業の流動性ないしは支払能力に影響しうるその他の諸要因についての情報。
4. 企業の経営者が委託された企業資源の利用によって所有者に対するそのステューアードシップ責任をどのようにして果たしたかについての情報。

上記より、キャッシュ・フロー計算書が提供しなければならない情報は、第三番目に該当する部分であることがわかる。財務表であるキャッシュ・フロー計算書が提供する情報の役割は、外部利害関係者に対し企業についての将来のネット・キャッシュ・インフローの金額、タイミング、不確実性を見積もるのを助けるような情報を提供し、当該企業の活動にともなうキャッシュ収支、借入や返済、所有者への現金配当、資本取引の状況や支払可能能力に影響を与える可能性のある諸要因に関する情報を提供しなければならないのである。

さまざまな種類の情報を提供するためには、一種類の財務諸表だけでは目的を完全に果たすことは到底できない。「数個の財務諸表の十分に関連のある集まりが、財務報告の広範な目的を満足させるために必要である²⁸」ことは容易にわかる。財務報告が提供すべき情報の量と多様さは、数個の財務表を必要とすることになるとして財務諸表のセットを、FASB は示している。そのなかに、期中キャッシュ・フロー (cash flow during the period) を掲げている²⁹。

ここで注意しなければならないのは、FASB が提示している財務諸表は、一例に過ぎないということである。例示は、完全不可欠な財務諸表の集まりを示しているというわけではないのである。

²⁷ FASB [1984], *op. cit.*, par.11. これ以外では、FASB [1978], par.41, pars.42-48, par.49 and pars.50-53.

²⁸ *Ibid.*, *op. cit.*, par.12.

²⁹ *Ibid.*, par.13.

3-3.財務諸表の限界

既述したように、一般目的財務諸表は「好ましいキャッシュ・フローを生み出す企業の能力という点で、いろいろな潜在的利用者達の共通の関心事の方向を志向している³⁰。」しかし、すべての利用者達が同様なニーズを持っているわけではない。「“一般目的”というのは“すべての目的”を意味しない³¹」のである。「財務諸表はすべての利用者達にとって同様な満足を与えるものではない³²」ということに注意をしなければならない。

情報の意思決定有用性というのは、いろいろなことがらの影響を受けるために、一概にはいえないということになる。同じ種類の意思決定をする財務諸表の利用者間でも、有用な情報が違ってくこともありうる。情報そのものは意思決定にとって目的適合的であり信頼しうるものであったとしても、意思決定者が情報を完全に理解できなければ、意思決定者にとっては、情報は有用なものではなくなってしまう。財務表の各々は、それぞれ個別的な役立ちもするが、いくつかの財務表を結びつけて考察することが有用な情報をもたらすこともあるし、個々の財務表の構成項目の各々も有用である。各々の財務表の役割をよく理解した上で相互補完的に利用するならば、より有効な利用が可能になることは言うまでもない。

「財務諸表での分類は、もともと同じ性質をもつ項目を結びつけ、本来的に違った性質をもつ項目を区分することによって、分析を容易にする。将来のキャッシュ・フローの金額、タイミング、不確実性を予測することを目的としている分析は、合理的に同質的な集団別に分類された財務情報を必要とする³³。」ものである。同じような性質をもつ項目を結びつけることによって、より大きな予測価値をもつ財務諸表情報を生み出すことが可能となる。

3-4.キャッシュ・フロー計算書提供情報

FASB はキャッシュ・フロー計算書を「キャッシュ・フロー計算書は、直接ないし間接に、一期間中の主要源泉別に分類されたエンティティのキャッシュ受入額と、主要用途別に分類されたキャッシュ支出額を表す³⁴。」と説明する。つまり、債務の返済、配当の支払のための資金や、あるいは営業活動能力の維持・拡大のための再投資資金を生み出すため

³⁰ FASB [1984], par.15.

³¹ *Ibid.*, par.15.

³² *Ibid.*, par.15.

³³ *Ibid.*, par.20.

³⁴ *Ibid.*, par.52.

の諸活動や、負債や持分による資金調達活動や、投資などの資金支出活動についての有用な情報を提供するものである。「エンティティの当期のキャッシュ受け入れと支払についての情報の主要な用途には、エンティティの流動性、財務弾力性、収益性ならびにリスクというような諸要因の判定を助けることも含まれる³⁵」ことになる。

「発生主義会計によって測定された稼得利益も包括的利益も、営業活動からのキャッシュ・フローとは同じではないので、キャッシュ・フロー計算書は稼得利益や包括的利益と現金収支との間のずれや金額や根拠についての主要な情報を提供する³⁶」と FASB は説明する。情報の利用者は稼得利益または包括的利益と、関連するキャッシュ・フローとの間の関係を判定するために、キャッシュ・フロー計算書を利用するものと考えられる。

FASB は「キャッシュ・フロー計算書は認識問題をほとんど提起しない。というのはすべての現金の収支は、それらが発生した時点で認識されるからである³⁷」と述べている。キャッシュ・フロー計算書では、見積りや配分の問題は生じないが、キャッシュ・フロー計算書の分類項目をどのようにするのかについて、および計算書の作表形式の問題³⁸については課題として残されている³⁹。

既述してきたように、FASB の SFAC 第 2 号において明示されている会計情報の有用性は、目的適合的であり、かつ、信頼しうる情報であることであり、どちらかが完全に欠けていたならば、情報は有用なものではないということであった。二つの諸特質は、第一義的な特有の諸特質である。第一義的な諸特質を構成するものには、目的適合性には予測価値、フィード・バック価値、適時性がある。信頼性には検証可能性、表現の忠実性、中立性がある。諸特質を兼ね備えて二義的な特質である比較可能性をすべて満たした情報が「有用な」情報である。FASB は目的適合性の第一義性を認め、諸特質間でのバランスをとることの必要性を強調している。

FASB が述べる会計情報の諸特質を、キャッシュ・フロー計算書という財務表がもたらすキャッシュ・フロー情報に照らしてみると、当該計算書で表示される金額は、現金および現金同等物の収入と支出が行われた時点で測定され、認識されることとなる。キャッシュという言葉で表される資金範囲については厳格な基準が存在している。そのため、キャ

³⁵ FASB [1984], par.52.

³⁶ *Ibid.*, par.53.

³⁷ *Ibid.*, par.4.

³⁸ 作表形式問題については永田 [2004a] で詳述している。

³⁹ *Ibid.*, par.54, footnote 34. なお、資金計算書・資金運用表・資金の源泉と運用に関する財務表・財政状態変動表などと呼ばれるものの作表形成については、わが国でも決まったものはない。

ッシュ・フローの測定に変更が介在する可能性は限りなく低く、キャッシュ・フロー情報に関する表現の忠実性の水準は極めて高いと考えられる。

キャッシュ・フロー計算書において測定され、認識される金額については、資金範囲が定められており、キャッシュ・フロー自体が第三者との取引に基づいて、貨幣価値により認識され計上されることから、見積計算が介在する余地はない。したがって、キャッシュ・フロー情報の検証可能性の水準は高いと考えられる。

キャッシュ・フロー情報には、意思決定者において予測価値やフィード・バック価値を高めるような基礎情報を提供する機能を有しており、キャッシュ・フロー情報は、概念として一定の目的適合性を備えた情報であるにとらえることができる。

結果として、意思決定者に対して財務表であるキャッシュ・フロー計算書をもたらす会計情報は、FASB が説明する情報の諸特質は満たしていると考えられる。キャッシュ・フロー情報は、FASB が想定する意思決定者に対して有用な情報であるといえることができる。

SFAC 第 5 号による財務諸表情報の特質からは、同じ基礎データから作成された財務諸表は、外部利害関係者に対し財務情報を提供するものである。財務情報は合理的に同質的な集団別に分類された財務情報であり、財務情報利用者たちが将来のキャッシュ・フローの金額、タイミング、不確実性を予測するのに役立つものである。キャッシュ・フロー計算書提供情報は、情報利用者たちがおこなう意思決定の要因となるエンティティの流動性、財務弾力性、収益性ならびにリスクというような諸要因の判定を助けうるキャッシュの受入額と支出額である。SFAC 第 2 号の会計情報概念がベースとなり、SFAC 第 5 号の財務諸表情報概念に発展していることはいうまでもない。

キャッシュ・フロー計算書が提供するキャッシュ・フロー情報に焦点を絞り特質をあえて示せば、当該情報は目的適合性かつ信頼性の要件を満たした情報であり、有用な情報である。将来のキャッシュ・フローの金額、タイミング、不確実性を予測することを目的とする情報利用者たちに稼得利益または包括的利益と、関連したキャッシュ・フローとの間の関係についての情報を提供し、SFAC 第 5 号に掲示される財務諸表提供情報としての要件を満たすことになる。

しかし、キャッシュ・フロー計算書それ自体に、分類項目問題、作表形式問題が課題としてあることに留意しなければならない。FASB 概念において、財務諸表が提供する情報は、同じ基礎データから作成され、各々の財務諸表の役割をよく理解した上で相互補完的に利用しなければ、有用な情報とはなりえないことにも注意しなければならない。

3-5.意思決定への質的要件

意思決定者における情報の有用性について、FASB が考える一連の質的要件として、基本的要件と構成要素または副次的要件という形で階層的に位置づけられていることが確認できた。基本的要件だけに着目するならば、FASB は「目的適合性」と「信頼性」を挙げている。目的適合性が想定する会計情報の主要な利用目的は、証券投資や融資の意思決定を促進することはいうまでもなく、利害関係者間で会計数値を用いて交わされる契約の履行についての事後的な確認の目的は、副次的に考慮されていることに関しては注意する必要がある。

投資意思決定目的での利用に際しては、当該情報が財務諸表の本体で認識されているか、または注記や補足情報として提供されているかについては、本質的な差異をもたらさないと考えることができる。一方、財務諸表の本体の数値を組み込んだ契約の履行についての事後的な確認の目的のためには、ある項目が財務諸表の本体に含めて報告されるのか、注記や補足情報として提供されるのかは、大きな差異をもたらす。ある項目を財務諸表に含めることにより契約に関係させるには、情報の信頼性という要件が極めて重要な意味をもつことになる。信頼性を欠いて当事者間において異論が生じるような会計数値を基礎としたのでは、契約どおりの履行がおこなわれたことを確認して関係者間の納得を得ることはできないからである。結果として、会計情報の信頼性は、検証可能性、表現の忠実性および中立性等に支持されて達成することになる。

一般に指摘されるように、いわば市場メカニズムを利用して企業や経済社会を維持運営していこうとする傾向が強いアングロ・サクソン系の諸国に比べ、日本では利益配分や企業規制に関連して法律や行政的な手段でコントロールがおこなわれるケースが多いとするならば、会計情報の意思決定後の役割が重視されることになり、質的要件として信頼性がより一層重要な意味を持つてくることになる。FASB のあげる質的要件を考慮するに際しては、経済社会の実態面での差異にも配慮しなければならない。

4.意思決定の概念

本節では、前節で検討した会計情報の提供である財務報告による意思決定の質的要件をもとに、当該会計情報の受け手である利害関係者の意思決定という側面から、FASB 概念に基づきながら会計情報を提供する財務報告と当該情報利用者がおこなう活用との関係を分類し、意思決定の類型化を検討してみる。

4-1.利用者のニーズ

FASB のスタンスは、財務報告というのは企業経営や経済活動での希少資源の代替的利用についての合理的選択をするためのものである⁴⁰。結果として、財務報告の目的は利用者のニーズによって規定されてくる。財務報告は利用者のニーズに役立つことに目的があるため、利用者のニーズがどこにあるのかを知ることが財務報告の目的規定での決定的な要因となる。

FASB は、利用者ニーズを知るためには、各々の国の社会経済的諸特徴を明らかにすることが必要としている⁴¹。一方で、財務報告は提供できる「情報の性格と限界」によっても、目的が規定されてくる⁴²。財務報告の目的は、財務報告によっても提供できる情報の性格と限界、つまり、会計の計算技術的特徴によっても財務報告の目的は規制されてくることとなる。

今日のように高度に発展した資本主義経済体制の国家では、社会的分業がなされ、各人は必要な財貨や用役を貨幣によって購入する貨幣経済のシステムが形成されている。企業は利害関係者集団の利害対立の見られる組織である。こうした社会経済的状況下での財務報告の機能は、企業についての経済的決定をする人々に、各々の代替的活動過程の期待利益とリスクの評価をするのに助けになるような情報の提供が重要となる⁴³。

4-2.情報利用者

多くの人々は、企業と多様な関係を持っており、企業についての知識に基づいて経済的意思決定をするため、財務報告によって提供される情報に潜在的な関心を持っている。財務報告の潜在的な利用者としては、「所有者、債権者、供給者、潜在的な投資家と債権者、従業員、経営者、取締役、顧客、財務アナリストとアドバイザー、ブローカー、アンダーライター、証券取引所、弁護士、エコノミスト、税務署、規制機関、立法機関、財務報道機関、労働組合、業界団体、企業調査人、教員と学生ならびに一般大衆⁴⁴」などが挙げられる。企業を取り巻く多くの利害関係者集団と企業との関係は、直接的であるにしろ間接的であるにしろ、濃淡には差があるのが現実である。

特定企業ともっとも直接的な関係のある財務情報の利用者たちは、「一般に、企業の好

⁴⁰ FASB [1978], par.9.

⁴¹ *Ibid.*, par.9.

⁴² *Ibid.*, par.9.

⁴³ *Ibid.*, par.16.

⁴⁴ *Ibid.*, par.24.

ましいキャッシュ・フローを生み出す能力に関心がある。人々の意思決定は、期待キャッシュ・フローの金額、タイミング、不確実さに関係がある⁴⁵」からである。投資家、債権者、供給者や従業員にとって企業は、配当、利子、上昇した株価、借入金の返済、財貨や用役の代価の支払とか賃金や給料の支払といった形でキャッシュが流入してくる源泉である。人々は、企業にキャッシュ・財貨・用役を投下し、代わりに投下に見合うだけの十分なキャッシュを得ることを期待している。同様に、好ましいキャッシュ・フローを生み出す企業の能力に直接的な関心があり、能力の証券市場での評価でもある株価にも大きな関心を持っている。経営者にとっては、企業のキャッシュ・フローは、株主に対するアカウントビリティを含んだ経営責任の重要な部分であり、経営者の決定の多くは企業のキャッシュ・フローに大きな影響を及ぼすこととなる。結果として、「投資家、債権者、従業員、顧客と経営者は好ましいキャッシュ・フローを生み出す企業の能力に大きな共通の利害関係を持っている⁴⁶」ことになる。他の利用者たちも同様な利害関係を持つのであるが、関係はさらに間接的なものになるといわざるを得ない。

利用者のなかには、特別な情報ニーズを持ち、必要な情報を得る権力を持っていることもあり、経営者と取締役を除いた既述の潜在的利用者たちは通常、「外部利用者」といわれる⁴⁷。利用者の立場の区分に基づいて、会計は内部報告会計と外部報告会計に分けられる。経営者と取締役のみが利用可能であり、企業外部の人々には示されない内部報告会計の情報と、一般の人々に公表される外部報告会計の情報に分ける方法が、FASB にとって合目的であるとしている。FASB の問題にする財務報告の目的というものは「企業による一般目的の外部財務報告の目的⁴⁸」である。

一般目的の外部財務報告では、情報の利用者たちは自分たちの欲する情報を企業に要求する権限がなく、経営者が伝達する情報を受けただけの受身の立場になるため、「情報伝達」の問題を考える場合において、重要な問題点になると考えられる。情報の送り手と受け手の立場に力の相違があり、一方通行的な情報伝達になる危険性がある。特殊なコミュニケーション状態のなかでの情報伝達であることに、財務会計情報の特徴の一つはあるが、この点の明白な指摘や分析が FASB にはないことは問題である。

FASB は「財務報告の目的」を明らかにしているが、正確には「一般目的外部財務報告

⁴⁵ FASB [1978], par.25.

⁴⁶ *Ibid.*, par.25.

⁴⁷ *Ibid.*, par.27.

⁴⁸ *Ibid.*, par.28.

の目的」である。焦点は投資家や債権者向けの報告であり、情報の送り手は経営者である。経営者がおこなう投資家や債権者向けの一般目的の外部財務報告の目的を明確にすることが FASB の目指す方向性である。

4-3.財務報告の目的

SFAC 第 1 号においては、財務報告の目的を規定する場合に「一般的なものより、特殊なものへと進んでいく⁴⁹」と説明している。この場合において、財務報告の一般的な目的というのは「投資とか信用供与の決定に有用な情報⁵⁰」ということになり、広範な目的の定義づけをおこない、次第にフォーカスしている。FASB は財務報告の目的を「投資と信用供与の決定に有用な情報」、「キャッシュ・フロー予測の判定に有用な情報」、「企業の諸資源、諸資源に対する請求権、それらの諸変化についての情報」の三つであるとしている。

会計情報を投資家や債権者がどのように利用するかとか、利用の結果としてどのような事態が生じたかについては、財務報告の目的の関知することではなく、財務報告は公正で中立的で偏りのない情報を提供することだけが任務であって、情報を受け取って意思決定をするのは人間であり、財務報告の目的とは直接かかわりがないことになる。

4-3-1.第一目的

FASB は、財務報告の第一の目的を「財務報告は、現在ならびに潜在的な投資家や債権者やその他の利用者たちが、合理的な投資、信用供与やその他の同様な決定をするのに有用な情報を提供すべきである⁵¹」と規定している。当該情報は合理的な理解力があり研究をしたいと思う人々にとって「理解可能なもの」でなければならないとし、「財務情報は用具 (tool) である⁵²」として、使えない人や使う気のない人、誤った使い方をする人々にとっては助けになりえないとしている。情報利用者たちの企業環境や経済状態、事業活動、証券市場などの問題についての理解度に幅があるため、内容を考慮して財務情報の理解可能性を増大させるための努力が必要となる。

⁴⁹ FASB [1978], par.32.

⁵⁰ *Ibid.*, par.32.

⁵¹ *Ibid.*, par.34.

⁵² *Ibid.*, par.36.

4-3-2.第二目的

財務報告の第二の目的について、FASB は「財務報告は、現在ならびに潜在的な投資家や債権者やその他の人々に、配当もしくは利子からの期待キャッシュ受入額や、証券またはローンの売却・償還・満期からの受取額の金額、タイミングならびに不確実さを判定することを助ける情報を提供すべきである⁵³」と説明する。

「期待キャッシュ受入額」というのは、現金支払の必要なときに支払を行ったり、営業活動への資金の再投資を行ったり、現金配当を支払う際に足るだけの十分なキャッシュを生み出す企業の能力のことである。能力は、投資家や債権者の企業に対する評価によっても影響され、企業の証券の市場価格にも反映する。財務報告は「投資家や債権者やその他の人々が当該企業から受け取る見積み純キャッシュ額⁵⁴の金額、タイミングならびに不確実さの判定を助ける情報⁵⁴」を用意しなければならない。

投資や信用供与をおこなうのは、第一義的にはキャッシュ資源を増殖させるためである。結果として、諸活動の成否は、コスト以上のキャッシュ・イン・フローを得た程度によることとなる。期待キャッシュ受入額についての合理的な予測をおこない、受入額の金額やタイミングを見積もるとともに、予測が違ってくる危険性も判断しなければならない。

4-3-3.第三目的

財務報告の第三の目的は、財務報告は「企業の経済的諸資源、それらの諸資源に対する請求権ならびに諸資源や諸資源に対する請求権を変化させる取引、事象ならびに状況の影響についての情報を提供⁵⁵」すべきであるとしている。

伝統的な会計の用語を使用すれば、このパラグラフは貸借対照表と損益計算書の作成を強いている。FASB は「財務報告は、企業の経済的諸資源、諸債務ならびに所有者持分についての情報を提供⁵⁶」すべきであるとする。当該情報は、企業の財務的強さと弱さを認識し、企業の流動性や支払能力の判定に役立つものである。ある期間の企業業績についての情報を評価するためのベースともなる。諸資源の大部分は、企業にとってのキャッシュ・イン・フローの直接的な源泉であり、多くの債務は企業のキャッシュ・アウト・フローの直接原因となるものであるため、「これらの諸資源と諸債務から、将来のネットのキャッシ

⁵³ FASB [1978], par.37.

⁵⁴ *Ibid.*, par.37.

⁵⁵ *Ibid.*, par.40.

⁵⁶ *Ibid.*, par.41.

ユ・イン・フローまたはキャッシュ・アウト・フローのかなり信頼しうる測定が可能⁵⁷」になるが、多くのキャッシュ・フローは個々の諸資源については直接的に認識できるものではない。理由は、「キャッシュ・フローは企業活動でのいろいろな諸資源の結びつきによる総合的成果である⁵⁸」からである。キャッシュ・フロー潜在力の間接的な尺度は、特定の諸資源に関しても、企業全体に関しても共に必要なものと思われる。

4-4. 企業業績の報告

FASB は、「財務報告は、ある期間の企業の財務業績についての情報を提供すべき⁵⁹」であるとしている。投資家や債権者たちは、企業の将来展望についての判定を助けるために、過去の情報を使う。投資や貸付の決定について、元来将来の企業業績についての投資家や債権者の見込みに基づいてなされるが、見込みをするためには多少なりとも一部分は、過去の企業情報を利用することとなる。

「財務報告の第一の注目点は、利益とその構成要素という尺度によって提供される企業業績についての情報である⁶⁰」というのは、企業のネットのキャッシュ・イン・フローの見込み額を判定することに関心のある投資家や債権者たちは、利益情報に関心を持っているからである。したがって、人々は「企業のキャッシュ・フローについての直接的な情報よりは、どちらかという企業利益についての情報に、第一に関心を持つ⁶¹」ことになる。

投資家や債権者たちは、報告利益とか利益の構成要素についての情報をさまざまな方法で多様な目的のために使う。たとえば、経營業績評価のためや、収益力を見積もるためや、将来利益を予測するためや、リスクを査定するためなどの目的で利益情報が利用される。利益情報を公表するのは財務報告の問題ではあっても、情報をどのように利用するかについては、各々の情報利用者たちの問題であるというのが FASB のスタンスである。

最後に、FASB は経営者責任に関し、経営者は企業資源の管理と保全の責任だけではなく、インフレーションや技術革新や社会的変化というような外部要因にも配慮しながら、経営諸資源を効率的に利用し利益をあげる責任があるとしている⁶²。経営が株式や社債を

⁵⁷ FASB [1978], par.41.

⁵⁸ *Ibid.*, par.41.

⁵⁹ *Ibid.*, par.42.

⁶⁰ *Ibid.*, par.43.

⁶¹ *Ibid.*, par.43.

⁶² *Ibid.*, par.50.

発行して一般の人々に販売する限りにおいて、将来の投資家も含めた一般の人々に対して広範なアカウンタビリティを持つことになる。

株主、経営者、潜在的投資家、一般の人々ならびに政府にとっての共通の関心事は、企業がどれだけの業績をあげたかを知ることであるため、財務報告はある期間の利益についての情報を提供する。当該利益については、経営者の意思決定のためにも有用な情報でもあるために、経営者と株主の両者にとって有用な情報となる。困難な問題として、財務表は企業業績とは別に経営者の業績を判定するという目的のためには、限界があることに注意しなければならない⁶³。

財務情報の理解の助けになるような経営者の説明によって、財務情報の有用性は高められる。理由は、期間損益計算は継続した営業活動を会計期間に人為的に分割するため、期間分割によって生じた人為的な結果を認識するためであり、経営者の見積りや判断の基礎になるためである。

4-5.構成要因と類型化

企業による財務報告の提供が、投資家や債権者等の利害関係者に経済的意思決定をおこなう際に役立つためには、当該会計情報を体系的に分析・検討をおこなう会計情報分析が必要となる。会計情報分析は利害関係者における情報の活用であり、会計情報の報告として作成される財務諸表や経営統計資料および経営情報等の各種の分析手段を用いて、当該企業の経営実態を把握し、特徴や問題点を明らかにする。当該情報の活用である分析によって、企業の①損益の状況（収益性）、②財産の状況（流動性・安全性）、③生産・販売の状況（生産性）等の経営内容の良否を判断するとともに、経営上の問題点を明らかにして改善を図るための基礎を提供する経営管理技法である。

意思決定と会計情報との関係を既述したが、意思決定の内容を明らかにするために、意思決定を構成する要因について考察する。意思決定には、図表 P-2 に示すような五つの要因から構成される。構成要因のなかで基本となるのは目的主体である意思決定の主体である。目的主体が意思決定をおこなうには、他の四つの要因についての情報収集をおこなわなければならない、結果として会計的な測定手段が必要となるため、財務報告としての会計情報の必要性が生じることとなる⁶⁴。

⁶³ FASB [1978], par.53.

⁶⁴ 諸井 [1978], p.5.

図表 P-2 意思決定の構成要因

目的主体	環境から識別可能な目的主体、すなわち、明確な目的を持ち、一定の選好を有する主体
代替案	目的主体に開かれた2つ以上の代替案
自然の状態	選択された代替案の成果に影響を及ぼし、しかも主体にとって統制不能な自然の状態
期待的效果	1つの代替案を実施することから予期される期待的效果
期待のペイオフ	主体の選好に基づいて成果を評価した期待のペイオフ

(出典：諸井 [1978], pp.3-5 より作成)

企業が外部に対して公表する会計情報は、証券取引法や会社法等の会計規制にしたがって作成されるが、当該情報利用者の経済的意思決定という側面からみた場合、当該情報は必ずしも完全な情報とはいえず、いくつかの限界を有している。会計情報の分析においては、財務表に記載されている数値データを対象として分析をおこなうために、貨幣価値で定量的に表現できないような、経営者の資質、従業員のモチベーション等の定性的な要因の分析はおこなえないことになる。したがって、会計情報を活用する場合には、以上のような会計数値データの限界を考慮したうえで分析をおこなわなければならない⁶⁵。

図表 P-3 意思決定主体と意思決定事項

主体	意思決定事項
投資家	その企業の株を買うか売るか、または持株をそのまま持ち続けるべきか。
原料等の供給者	その企業に許容しうる信用限度額はどれだけか。
授信業者	その企業に貸出すべきか否か。貸し出すとすれば、いかなる担保または条件を要求すべきか。満期日に全額返済を要求すべきか。
従業員	その企業の目標が自分自身の目標と共存できるか否か。企業の将来は自分たちにとって十分魅力のあるものかどうか(これは結局は、その企業にとどまるかそれとも他に転出するかという意思決定につながる)。

(出典：諸井 [1978], p.17.)

図表 P-3 は意思決定主体からみた意思決定事項を示したものであり、図表 P-4 は会計情報分析の内容を示したものである。会計情報の分析をおこなう場合に、活用主体を、①企業内部の経営管理者と、②経営管理者以外の外部グループに大別される⁶⁶。外部活用は企業外部の利害関係者がおこなう分析に活用され、経済主体や目的の相違により、信用分析、投資分析、監査分析、税務分析等に分類され、会計情報は外部報告の形で提供される。一方、内部活用は自社分析とも呼ばれ、企業内部の経営管理者等が主に企業内部の経営の改善を図る目的でおこなう分析に活用されることを意味し原価分析等が含まれ、会計情報は内部報告の形で提供される。

⁶⁵ 田中 [1997]

⁶⁶ AAA [1966], pp.1-3.

図表 P-4 会計情報分析の内容

信用分析	銀行などの金融機関が融資の際におこなう分析。例えば、融資先に支払能力があり、元利資金(元金プラス利息)が確実に回収できるか否か(財務の安全性)、将来において収益性の確保が期待できるか(収益の安全性)、経営者、組織風土、製品の品質・業界での地位など定性的要因についても全般的に分析が行われる。
投資分析	企業の経営者および株主、投資者が投資の安全性・収益性、および配当能力などの投資価値を判断するためにおこなう分析。証券投資をおこなった場合に元利資金(元金プラス配当金)が確実に回収できるか、有価証券の値上がり期待できるか、設備投資をした場合に将来において、収益の確保が期待できるかなどの投資価値を判断するための分析をおこなう。
監査分析	公認会計士・監査役などの監査人と呼ばれる人々が証券取引法・商法・会社法などに基づいて会計と業務についての適正性、適法性を判断するためにおこなう分析。近年では国民の環境意識の高まりとともに、企業の社会性を判断するために環境監査分析なども行われる。
税務分析	税務署・地方自治体などの各税務当局が課税の公平性の観点から法人税法・所得税法などに基づいて徴税目的でおこなう分析。分析の結果、適正な納税額が決定する。
原価分析	内部分析の一種で、原価計算制度または特殊原価調査によって得られる原価資料に基づいて行われる分析。原価の問題を明らかにするとともに、経営管理に役立てようとする。なお、原価分析は原価の計算段階によって、原価要素別分析、原価部門別分析および製品別分析などに区分される。

(出典：秋本・倍 [1998], p.12.)

4-6. キャッシュ・フロー情報による意思決定

SFAS95 においては、キャッシュ・フロー計算書が提供するキャッシュ・フロー情報は、その他の財務諸表から得られる情報と組み合わせて利用するならば、当事者、債権者およびその他の利用者にとって有用であり、次の目的に役立つとしている⁶⁷。

- ① 企業が将来プラスの正味キャッシュ・フローを生み出す能力を評価すること。
- ② 企業の債務返済能力、配当支払能力により企業が外部から資金調達を行う能力を評価すること。
- ③ 純利益と関連する現金収支との間に生じる差異の原因を評価すること。
- ④ 当該期間の現金投資取引と現金財務取引、および非現金投資取引と非現金財務取引が企業の財政状態に及ぼす影響を評価すること。

当該財務表による四つの目的は、意思決定主体および当該会計情報活用としての分析において、監査分析を除くすべての意向ならびに分析目的に合致する。特に、①現金創出能力、②債務返済能力・配当支払能力については、投資家をはじめとする4種の主体にとって意思決定事項において重要であり、さらに投資家においては③および④において当該企業の経営実態を把握する上で有用であると考えられる。

意思決定主体のなかで、特に重要と思われる投資家に注目し、投資家のための意思決定における会計情報について考察する。

投資家のおこなう投資意思決定は投資可能な証券のなかからの選択に他ならないが、投資家は自分にとって最も価値が高い証券を見出すために、投資可能な証券を評価し、評価

⁶⁷ FASB [1987], par.5.

額の最大なものを選び出すというプロセスを踏まなければならない。投資家が用いる証券の評価方式である評価モデルでは、配当決定は現金という稀少資源の配分という事実から「CFO (C/Fs from Operating activities)」が圧倒的に重要となってくる。

CFOの構成要素の動きを予測するために、投資家は当該企業の置かれている環境についての情報を必要とする。環境は製品に対する需要、支配的な価格構造、競争状態、当該企業に労働力、原料および資本を提供する市場の状態等である。次いで、投資家は当該企業の諸資源の旗手と期末のストックの変化を知る必要がある。たとえば、商品の購入に必要な現金を予測するためには、予測しようとする期間における商品の旗手と期末の在庫の変化についての情報が不可欠となる。さらに投資家は、当該企業の拡張計画や業務の主要な変更計画等の資本予算の計画に関する情報をも得なければならない。

上述したように、CFOを予測するためには各種の情報が必要となるが、キャッシュ・フロー計算書による会計情報にはCFOが含まれており、将来の期間についての投資家の予測において有用であることは明確である。

なお、当該財務表の各区分によりもたらされる情報の有用性については第7章において詳細に検証する。意思決定者を示すものとして、本論文では特に断りがない場合は投資意思決定者を用いて、意思決定主体は投資家を中心として検証していきたい。

検討してきたように、会計情報としての概念上の有用性はアメリカの会計基準設定主体であるFASBの概念思考により明確となった。しかし、キャッシュ・フロー計算書においては様々な課題が内包されたままであり、かつ、キャッシュ・フロー至上主義が横行している現状において重視される傾向にある。当該計算書提供情報の使途は、FASBの概念どおりに解せば、情報を活用する利用者たちの理解力に委ねられている。一方で、計数化された財務諸表情報は、時として定性的である重要な要素を提示できないため、意思決定者の的確な判断を歪める可能性があることに注意しなければならない。

次章以降では、本章で検討した概念上の有用性を基礎として第I部と第II部にわけ、前者ではキャッシュ・フロー計算書が制度化された過程を考察し、現状での課題を①概念上および②実務上から生じるものに整理する。後者ではキャッシュ・フロー計算書によりもたらされるキャッシュ・フロー情報をより有効に利用するための概念を考察し、キャッシュ・フロー計算書の役割と可能性について検証する。

第 I 部 制度化と課題

第 I 部では、序章で検討した会計情報としての特質および財務表としての特質からみたキャッシュ・フロー情報の概念上の有用性を所与とし、キャッシュ・フロー計算書を世界ではじめて制度化したアメリカでの資金情報の変遷および制度化に向けた FASB の動向を考察する。さらに、アメリカでの制度化を受けて、資金情報概念が世界的に制度化されて普及していく過程を国際会計基準設定主体である IASC とわが国の動向において検証する。

次いで、キャッシュ・フロー計算書によりもたらされるキャッシュ・フロー情報の概念上の課題、および当該情報の利用に際しての実務上における課題を整理し、課題の要因をなすと考えるキャッシュ・フロー計算書の表示形式である直接法および間接法それぞれによる作成方法について、会計基準設定主体の定義における矛盾点を指摘する。

第1章 アメリカにおける制度化の過程

本章では、キャッシュ・フロー計算書を世界で最初に導入したアメリカでの制度化の過程を検証する。会計情報の理論上の有用性を前提として、①制度化に至る過程において検討された残存する課題が実務において当該会計情報の有用性を脆弱なものにしていることを指摘することと、②キャッシュ・フロー情報と利益（インカム・フロー）情報を統合した財務報告システムが構築されていないため、キャッシュ・フロー情報の有用性をさらに脆弱なものとしていることを指摘する。

1. 資金情報の進展

継続を前提にする企業を倒産させないことは、企業経営上最も重要な課題である。企業は、債務の返済期日の到来時に資金繰りに窮して支払不能に陥れば、倒産の危機に直面する。債務の返済期日を注視しながら資金繰りを管理するための情報は、どのような形態の企業であれ不可欠のものであり、企業内部では古くから資金情報が作成されて利用されてきたが、資金情報が企業外部に提供されることは一般的ではなかった。今日のように多くの企業が資金情報を公表するようになったのは、比較的最近のことである。

資金情報は企業経営上不可欠なものであるが、企業外部に提供する実務は 20 世紀初頭にアメリカにおいて、一部の大企業によってはじめられたといわれている⁶⁸。当時は銀行借入が企業の資金調達を中心であって、貸手の銀行は貸借対照表を、流動資産が流動負債の何倍あるかを示す流動比率のように、期末の貸借対照表のストック金額どうしの比率に基づいて、企業の安全性を分析するといった静態比率分析を補足するものとして資金情報を要求し、一部の企業は要求に応じて自発的に提出していた。

こうした形で自発的に作成され提供されていた資金情報を、最初に公式的に認知したのは 1963 年の APB 意見書第 3 号の『資金の源泉と運用の計算書』であったが、当時資金情報は補足的な計算書として位置づけられ、強制はされていなかった。資金情報を正規の財務諸表として位置づけ、強制したのは 1971 年の APB 意見書第 19 号『財政状態の変動の報告』である。結果として、アメリカは資金情報の開示制度をリードしてきたのは明白であり、次において、アメリカでの資金情報の進展を考察してみる。

⁶⁸ 伊藤 [2004], p.41.

1-1.資金概念の変遷

資金情報は、企業の資金額が期首残高から期中変動を経て期末残高にいたる状況を示すものである。情報が対象として取り扱う資金の範囲は時代とともに変遷してきた。アメリカにおける資金情報の歴史は資金概念の進化の歴史でもあった。

資金情報の作成と報告に関して、アメリカで登場してきた代表的な資金概念には次の三つがある。

- (1) 貸借対照表の借方または貸方の合計としての総資本
- (2) 貸借対照表の流動資産から流動負債を控除した運転資本
- (3) 即時支払手段としての現金および現金同等物

以降各々の資金概念を考察してみる。

1-1-1.総資本型の資金情報

アメリカにおいて資金情報が注目されるようになったのは、1900年代初頭であった。19世紀末から銀行の短期融資に支えられて著しい発展を遂げてきたアメリカ経済は、1907年に深刻な不況に突入した。結果として、多くの企業が倒産し、企業に融資をおこなってきた金融機関も余波を受けて破綻し、金融制度が大混乱に陥った。

この経験を踏まえ、産業界に資金を提供してきた銀行は、企業の債務弁済能力をこれまで以上厳しく審査したうえで、融資の決断をおこなうようになっていった。活用された情報は、主として貸借対照表であった。1年以内に返済期限が到来する流動負債に対して、財源として貸借対照表から流動比率や当座比率が算定された。負債比率や自己資本比率も資金調達源泉から見た企業の財務的な安全性の尺度として利用された。

貸借対照表から導出される財務比率は、現在まで受け継がれているという事実からも明らかのように、企業の債務弁済能力を評価するうえでは必要不可欠な手段なのである。財務比率は、企業が解散した際に資産を処分した資金で債務を弁済する能力に焦点をあてているが、現実の企業は営業活動を継続することが前提であり、その過程で資金を捻出して債務を弁済するのである。企業の弁済能力を適切に評価するためには、貸借対照表に加えて企業資金の増減や資金の流れを示す情報が補足的に必要とされていた。

情報として最初に提案されたのは、Coleの資金計算書である。彼は当該計算書において資金の源泉を「Where-got」、資金の運用を「Where-gone」と表現し、資金計算書を「Where-got Where-gone表」と名づけている。計算書に記載される項目の金額は、期首と期末の貸借対

照表を比較して導出した各項目の期中の変動額として算定している⁶⁹。

図表 1-1 コールの資金情報

資金の源泉(Where-got)		資金の運用(Where-gone)	
資産の減少項目 (例: 売掛金の回収による減少)	xxx	資産の増加項目 (例: 生産設備への資金投下)	xxx
負債の増加項目 (例: 銀行借入金の増加)	xxx	負債の減少項目 (例: 買掛金の返済による減少)	xxx
資本の増加項目 (例: 増資による資金調達)	xxx	資本の減少項目 (例: 配当の支払)	xxx
	<u>xxx</u>		<u>xxx</u>

(出典: Cole [1908] より作成)

計算書で採用されている資金概念は、貸借対照表の構造を説明する際に用いられる概念と一致しており、貸借対照表の貸方は企業の資金の調達源泉を示し、借方は資金の用途を示すと説明するものである。説明における資金概念は、Coleの資金計算書の資金概念と同じであり、企業が調達して運用する資本の総額を持って資金と定義しているのである。したがってColeの資金計算書は総資本型の資金情報であるとして特徴づけることができる。同様に、Esquerreも資金計算書を提案している⁷⁰。

総資本型の資金情報は、期首と期末の比較貸借対照表から企業の財政状態の変動を明らかにするものであるが、情報は企業の純資産の変動を資産・負債および資本の変動として表現し直しているに過ぎず、債務弁済能力の評価のための情報としては必ずしも最適ではなかった。

1-1-2. 運転資本型の資金情報

債務弁済能力の評価指標として、当時頻繁に利用されていたのは、期末の流動資産を流動負債で除して算出される流動比率であった。次第に流動負債を上回る流動資産の余剰分としての運転資本の多寡によって企業の債務弁済能力を評価するようになり、変動を解するために、運転資本の変動の要因を分析した情報への関心を生み出していったというのは自然の成り行きであった。

⁶⁹ Cole [1908]

⁷⁰ Esquerre [1914]

図表 1-2 フィニーの資金情報

資金の源泉		
利益を源泉とする資金		
純利益	xxx	
減価償却費	<u>xxx</u>	xxx
固定負債の増加		xxx
固定資産の減少		<u>xxx</u>
資金の源泉合計		<u>xxx</u>
資金の運用		
固定資産の増加		xxx
固定負債の減少		xxx
支払配当金		<u>xxx</u>
資金の運用合計		<u>xxx</u>

(出典：Finny [1921] より作成)

上述したタイプの資金情報を最初に提案したのは Finny であった。アメリカの職業会計士団体の機関誌である *Journal of Accountancy* の編集をしていた Finny が会計士試験の解答例として同誌に掲載したのが、運転資本型の資金情報である。同タイプはキャッシュ・フロー計算書における資金概念として、貸借対照表の流動資産から流動負債を控除して算出される運転資本をもって資金を定義したものである。当該計算書では、企業の運転資本の変動が固定資産、固定負債および資本の項目の変動の集計として明らかにされる⁷¹。

1-1-3.現金預金型の資金情報

1920年代の初めに Finny が提案した運転資本型の資金情報は、その後のアメリカの資金情報の実務に根付き、大きな影響を及ぼすこととなったが、1929年には当該資金情報の有効性に関する概念を根底から覆すような重大事件が発生した。1929年10月のニューヨーク証券市場の株価暴落を端緒とする大恐慌であった。

大恐慌に直面し、銀行は運転資本が十分な企業だけに貸し付けていたにもかかわらず、企業にさえ貸付金が回収できないで損失を免れない状況となった。そのため、銀行は運転資本の残高と動向を指標として企業の債務弁済能力を評価することの適切性に疑問を感じ始めていた。疑問は資金情報における資金概念を、運転資本に求めることへの妥当性に対するものであった。

債務弁済能力の指標としての運転資本に問題があったとするならば、多くは棚卸資産に

⁷¹ Finny [1921]

起因していたと考えられる。棚卸資産，すなわち流動資産である限り，運転資本の構成要素として資金に算入されるが，不況下において販売の不振により蓄積されていくなれば，資金繰りに支障をきたす原因になることは否めない。短期的な債務弁済能力の分析に役立つためには，基礎となる資金概念は販売の過程を経ることなく直ぐに支払手段として利用可能なものでなければならない。

資金情報の資金概念として，運転資本にとってかわる現金預金を中心とする考え方に移っていくことになった。概念を示す学説の例として，Day の現金預金だけを資金としてみる見解⁷²がある。一方，Moonitz は「利用可能な貨幣性資産」概念を提唱し，資金を手持ち現金，銀行預金，市場性のある有価証券，および短期の売上債権に分類し，近い将来に当座資産で支払われる流動負債を控除した残額と定義し⁷³，流動負債に対する当座資産の超過額とした。Anton は当座資産をもって資金定義をする計算表を提案している⁷⁴。

当座資産または現金預金に限定した概念に基づく現金預金型の資金情報は，大恐慌で露呈した債務弁済能力の評価尺度としての運転資本の信頼性の欠如を勘案したものであり，現在のキャッシュ・フロー計算書に受け継がれている。

1-2.資金情報の制度化

アメリカにおける資金情報の実務は，多様な資金概念を併存させつつも，着実に普及していった。その後，資金情報にはじめて言及した会計基準である 1963 年の APB 意見書第 3 号へとつながるのである。さらに，資金情報を貸借対照表，損益計算書とならぶ第三の財務表として世界で最初に強制したという画期的な会計基準の APB 意見書第 19 号へと流れていき，会計基準が多くの点でアメリカと共通する会計制度を有していたカナダ，イギリス等といったアングロ・サクソン諸国の会計制度に影響を及ぼしていったのである。次いで，アメリカにおける資金情報を提供する財務表の制度化の過程を検討する。

2.前提要件

今日まで企業の財務業績は取得原価を基とした稼得利益を中心にして報告または評価されていたが，現在では公正価値を反映する包括利益とキャッシュ・フローを併せて業績報告または評価することが重要であると一般的に認識されつつある。本論文では，利益を

⁷² Day [1951]

⁷³ Moonitz [1956]

⁷⁴ Anton [1955]

総称してインカム・フローという言葉を使用し、わが国のキャッシュ・フロー計算書における「キャッシュ」概念としての現金および現金同等物と、貸借対照表における「現金」概念とを混同しないために、また、世界各国においてキャッシュ・フロー計算書の「現金同等物」概念が異なるためにカタカナで「キャッシュ」と示すこととする。

3.財政状態変動表

3-1.APB 意見書第 19 号公表の背景

3-1-1.ARS 第 2 号と APB 意見書第 3 号

アメリカにおいて権威のある機関が最初に資金計算書について公式意見を表明したのは、AICPA の会計原則審議会が 1963 年 10 月に発表した APB 意見書第 3 号「資金の源泉と使途に関する計算書⁷⁵⁾」においてであった。これに先立ち、Mason のキャッシュ・フローと資金計算書の研究が、AICPA の権限において 1961 年 11 月に ARS 第 2 号「キャッシュ・フロー分析と資金計算書⁷⁶⁾」として公表されている。図表 1-3 はアメリカにおいてキャッシュ・フロー計算書に関連して公表された主なステートメントを挙げている。

ARS 第 2 号は、職業会計士やその他の会計の発展に関心を持つ人々の検討を促し、審議を受けるための問題点を明らかにするためのものであり、APB 意見書第 3 号の基礎となることが期待されていた。

第 2 次世界大戦後、アメリカでは年次報告書に資金計算書を示している企業が著しく増加し、資金計算書は証券アナリストの間で主要な財務表の一つとして幅広く利用されていた。しかし、キャッシュ・フローが重視される場合は、経営者が予算を編成したり計画をたてる場合に、債権者が特定企業の債務返済能力を判断する場合に限られており、キャッシュ・フローという用語は資金計算書とは無関係に利用されていた。キャッシュ・フロー概念も企業により様々に異なっており、表示方法についても一定ではなかったにもかかわらず、キャッシュ・フローが企業業績の尺度として、または企業の潜在的成長性を示す指標として利用されていた。反面、キャッシュ・フローは決して損益計算書の利益の代替ではないとする考え方が噴出していった。

アメリカ会計学会は、1936 年の『企業報告諸表会計原則試案』の改訂版である 1957 年の『企業財務諸表会計および報告諸基準』のなかで、「表示の手法」として資金計算書の開

⁷⁵⁾ AICPA [1963]

⁷⁶⁾ Manson [1961] および AICPA [1961]

示だけに限定して勧告していたが、企業が公表する資金計算書には、資金概念や表示形式についてかなりの相違があったため、領域に関する研究をおこない、統一的な見解を確立する必要性が増していた。

図表 1-3 アメリカにおけるキャッシュ・フロー計算書に関連する主なステートメント

1961年	AICPA	ARS第2号	会計調査研究書	「キャッシュ・フロー分析と資金計算書」
1963年	AICPA	APBO第3号	APB意見書	「資金の源泉と用途に関する計算書」
1970年	AICPA	APBA第4号	APBステートメント	「企業の財務諸表の基礎をなしている基本概念と会計原則」
1971年	AICPA		トゥルーブラッド報告書	「財務諸表の目的」
1978年	FASB	SFAC第1号	概念報告書	「企業による財務諸表の目的」
1978年	AICPA	ARM第3号	会計研究双書	「財務報告と支払能力の評価」
1980年	FASB	SFAC第2号	概念報告書	「会計情報の質的特性」
1980年	FASB	SFAC第3号	概念報告書	「企業の財務諸表の構成要素」
(1985年にSFAC第6号に改訂)				
1980年	FASB		討議資料	「資金フロー、流動性および財務弾力性の報告」
1981年	FASB		公開草案	「企業の利益、キャッシュ・フローおよび財政状態の報告」
1984年	FASB	SFAC第5号	概念報告書	「企業の財務諸表における認識と測定」
1987年	FASB	SFAS第95号	財務会計基準書	「キャッシュ・フロー計算書」

(著者作成)

上記のような時代背景のなかで公表されたARS第2号の構成内容は、第1部「キャッシュ・フローの分析」と第2部「資金計算書」というものであった。ARS第2号の要約は次のとおりである。

- ① キャッシュ・フローとは、純利益に減価償却などの非資金項目を戻し加えた金額をいい、営業活動から得た資金である。
- ② キャッシュ・フローという概念は、企業が負債の返済に応じたり、一定の配当を維持したり、設備の取替えや拡張のための費用を調達したりする能力があるかどうかについての判断をする場合に主要な資料の一つとして使用すると有用である。
- ③ キャッシュ・フローの額を営業活動の成果または財政状態の指標として適正に計算された純利益と代替されるもの、あるいは改良されたものと考えてはいけない。
- ④ 資金計算書は基本財務諸表の一つであり、企業の年次報告書に含まれるべきであり、監査報告書においても言及されなければならない。

- ⑤ 資金計算書は、財務活動の要約表、あるいは財務管理の報告書である。
- ⑥ 資金概念は外部取引から生じた購買力、または消費力を示す総財務資源であり、運転資本ではない。
- ⑦ 資金計算書は、読者が企業の財務政策、財務計画および営業活動について理解することを助けるために解説を付さなければならない。
- ⑧ キャッシュ・フローに関する資料を、資金計算書とは別個に、または関係なく表示することを禁じる。それは、例示した資金計算書を開示することでキャッシュ・フローの資料を単独で示す必要がなくなるからである。
- ⑨ 資金計算書の表示形式としては、最初に営業活動から得た資金を示し、純利益に対する非資金項目の修正については脚注で示した方が良い。ただし、最初に総収益を示し、それから「キャッシュ・アウト・フロー」にともなう費用を控除する形式も認める。

上記内容に対して、APB 意見書第 3 号では「資金計算書が有用なのは、財務諸表からは通常得ることができない他の情報を提示し、資金の流れについての明瞭な情報を提示するためである⁷⁷」と述べている。「資金計算書は財務上のすべての取引、たとえば証券の発行による財産の取得のような非資金取引を含む⁷⁸」としたうえで、「資金概念は資金計算書の目的と一致しなければならない⁷⁹」とし、目的に一致する資金概念としては「運転資本概念よりも広いもの、つまり総財務資源である⁸⁰」と定義しており、ARS 第 2 号と同様となっている。

次いで、APB 意見書第 3 号が ARS 第 2 号と異なる点は次のとおりである。

- ① 資金計算書は財務報告の補充的情報として表示すべきであり、基本財務諸表に加えることは強制できない。会計士の報告書の範囲に資金計算書を入れるかどうかは任意とする。
- ② キャッシュ・フロー、特に 1 株当りのキャッシュ・フローは収益性の最良の尺度ではない。しかし、キャッシュ・フローを資金計算書と別個に表示すること、また資金計算書がない場合、社長書簡、財務概観、または財務統計欄に表示することを許可している。

⁷⁷ AICPA [1963], par.4.

⁷⁸ *Ibid.*, par.9.

⁷⁹ *Ibid.*, par.9.

⁸⁰ *Ibid.*, par.9.

3-1-2.APB 意見書第 3 号の社会的影響と課題

APB 意見書第 3 号に関しての実務界への影響は、次のようなものであった。1964 年 4 月に、財務アナリスト協会は APB 意見書第 3 号を尊重しながらも、キャッシュ・フローや 1 株当りのキャッシュまたは 1 株当りの利益の単独表示は誤解を招く恐れがあるとして、会員に通知をおこなった。キャッシュ・フローの単独表示に対する警告があるにもかかわらず、キャッシュ・フローを表示する企業は増加していった。この状況からキャッシュ・フロー情報を表示する手段である財務表が必要となってきた。手段は資金計算書であるはずなのであるが、APB 意見書第 3 号では資金計算書の作成が任意であり、キャッシュ・フロー情報を資金計算書以外で表示することを認めていたために批判が生じることとなった。

証券取引委員会（「SEC」）は 1969 年に「ホイト報告書⁸¹」の勧告に基づいて、1970 年 10 月に財務諸表の用語、様式、ならびに開示事項を規定する規則であるレギュレーション S-X を改正し、資金の源泉と用途に関する計算書の規定である「Article II A」を新しく設けた。同規定では、株主宛の営業報告書に資金計算書を掲載することと、監査を要求した。結果として、APB 意見書第 3 号は、主要な証券取引所の支持を得るようになり、実務界で広く受け入れられることとなり、株主への年次報告書に資金計算書を掲載する企業の数が著しく増加することとなった。AICPA によると、年次報告書を掲載している企業数は、600 社中で 1963 年では 271 社、1964 年では 387 社、1970 年では 573 社となった⁸²。

APB 意見書第 3 号では、資金計算書の表示形式を中心としてかなりの選択可能性があったため、実際に作成されている資金計算書は多種多様なものとなっていた。APB 意見書第 3 号がかかえている課題を克服するために、資金計算書が開示情報の有用性を幅広く各界から認識を受けるためには、APB は資金計算書を作成するための具体的な指針の設定作業と、資金計算書と損益計算書、貸借対照表との関係についての再検討をしなければならなかった。その結果、1971 年 3 月に APB 意見書第 3 号「財政状態の変動に関する報告書」が公表されるに至ったのである。

3-1-3.APBO 第 4 号

AICPA から 1970 年に APBO 第 4 号「企業の財務諸表の基礎をなしている基本概念の会

⁸¹ SEC [1969]

⁸² AICPA [1965], p.232. および AICPA [1971], p.256.

計原則⁸³」が公表された。APBO 第 4 号は、APB 意見書や会計調査公報に掲載されている精細な理論や複雑な手続きの基礎的意義を明らかにし、個々のテーマの相互の関連性と全体的な体系のなかで位置づけを明確にするものである。APBO 第 4 号は APBO 第 3 号の課題を克服しようとした結果、資金計算書に変わるものとして財政状態変動表を示唆し、当該計算書を会計の全体的な体系のなかで位置づけようと試みている。

APB 意見書第 3 号では、財務報告の目的は、所有者と債権者を中心とする財務諸表の利用者が、経済的な意思決定をおこなううえで有用な企業に関する計数的財務情報を提供することにある。財務報告の目的は弾力性があることとして、企業の潜在的な収益力を推定する手がかりとなる情報の提供を掲げている⁸⁴。理由は、企業の潜在的収益力の予測と財政状態の変動との関係に注目するためである。APBO 第 4 号では、財政状態変動表は企業の一期間における資産の増加に関する主な源泉、たとえば純利益、借入金、所有者の投資、または通常の営業を経由しないでおこなわれた資産の処分等と、企業がその期間中にいかにして資産を利用したのか、たとえば他の資産の取得、債務の返済、または所有者への分配等を示すものと説明され⁸⁵、財政状態の変動についての情報提供を強調している。

APBO 第 4 号は、財務諸表の利用者として、所有者と債権者に比重を置いている。所有者は企業の将来利益の予測に重点を置くであろうし、債権者は企業の支払能力に関する判定に重点を置くと一般的には考えられる。収益力と支払能力は長期的に考えれば、利益を創出できない企業にとっては負債の返済資金を調達する能力がないということから、双方は関連するということができるが、短期的に考えれば、収益力と支払能力とは必ずしも同様な動き方をしない場合もある。

3-2.APBO 第 19 号

APBO 第 19 号では、「企業の資金調達および資金運用活動、そして期中の財政状態の変動に関する情報は、財務諸表の利用者、特に株主または債権者が経済的意思決定をおこなう場合にぜひ必要⁸⁶」であり、「財政状態（貸借対照表）と経営成績（損益計算書および利益剰余金計算書）の両方を表示することを趣旨とする財務諸表が公表される時に、財政状態の変動を要約している計算書もまた、損益計算書が提示されるそれぞれの期間に基本的

⁸³ AICPA [1970]

⁸⁴ 川口 [1973], p.44.

⁸⁵ 川口 [1973], pp.16-17.

⁸⁶ AICPA [1971], par.7.

財務諸表として提示されなければならない⁸⁷」と述べている。財政状態変動表を損益計算書、貸借対照表とならぶ基本財務諸表として財務諸表のなかに位置づけたことになる。

当時、必ずしも資金計算書という名称のみが使用されていたわけではないが、APBO 第 19 号は資金計算書に代わって財政状態変動表という名称に統一することを要請している。APBO 第 19 号は、1971 年 10 月 1 日以降に終了するすべての会計年度に対して効力を有するとした。同基準に応じて、1971 年 11 月に AICPA は財政状態変動表に対する監査手続きを規定した監査手続書第 50 号を公表し、SEC は上場企業の年次報告書に財政状態変動表を記載することを要請した。

次に APBO 第 19 号による財政状態変動表に関して検討を加えてみる。

3-2-1.利用目的

APBO 第 19 号では、財務諸表の第一の利用者を投資者に置いて、財政状態変動表に「表示される情報は、様々な財務諸表の利用者が企業に関する経済的判断をおこなうにあたって有益なものである⁸⁸」としている。財政状態変動表は「①企業が期中の営業活動から獲得した資金も含めて、資金調達および資金運用活動を要約すること、②期間中の財政状態の変動を完全に開示すること⁸⁹」とし、財政状態変動表は、「損益計算書と貸借対照表にとって代わるものではなくて、期中の資金の流れと財政状態の変動について、他の財務諸表が提供しないか、あるいは間接的にしか提供しない情報の提供を目指すものである⁹⁰」と述べている。財政状態の変動が比較貸借対照表によって明らかにされたとしても、財政状態変動表により、すべての情報を一つの有用な形に分類し、要約する必要があることを示唆している。

3-2-2.資金概念

APBO 第 19 号では、「資金計算書における資金概念には、実務上でいくらかの相違があり、結果として、資金計算書の性質に相違が生じてくる⁹¹」と述べ、「資金をキャッシュまたはキャッシュ同等物と解釈した場合の資金計算書は、結果的には調達または使用されたキャッシュおよび預金の要約表である」とし、一方では、「運転資本を資金と解釈した場合

⁸⁷ AICPA [1971], par.7.

⁸⁸ *Ibid.*, par.4.

⁸⁹ *Ibid.*, par.4.

⁹⁰ *Ibid.*, par.5.

⁹¹ *Ibid.*, par.6.

の資金計算書も、結果的には運転資本の調達と使途の要約表である」としている⁹²。資金概念を基礎とした資金計算書は、期中においては直接的にキャッシュまたは運転資本に関連しないため表示されないが、APBO 第 19 号では、資金計算書の目的を満たすためには、財政状態に影響を与えるすべての主要な期中の取引、たとえば株式と引換えに有形固定資産を取得する取引や、社債や優先株式を普通株式に転換する取引にともなう資金調達および資金運用を個別に開示する必要があるとしている⁹³。

APBO 第 19 号における資金概念は、一方では運転資本またはキャッシュを用いているが、他方では、すべての財政状態の変動を表示するために、外部取引に基づくすべての貸借対照表項目の変動を示すために、直接に、運転資本またはキャッシュに影響を及ぼさない財務活動や投資活動を含む包括的な資金概念を認めている。結果として、社債や優先株式を普通株式に転換するときのような貸借対照表の貸方項目に関する相互の変動も総資産の変動は生じていないが表示されることとなる。ARS 第 2 号および APBO 第 3 号でいうところの総財務資源は外部取引から生じた購買力であるために、総資産の変動が生じないような取引は表示されなかった。

3-2-3.作成表示

APBO 第 19 号では、「異なった環境において計算書の目的を満たすために、計算書の形式、内容および用語について弾力性の必要性を認め⁹⁴」、「企業のそれぞれの環境において最も情報を与える表示方法を採用しなければならない⁹⁵」としている。ただし、資産と負債の流動区分を実施していない企業においては、運転資本を資金概念とすることは適切ではないとしている。

同基準によると、運転資本基準の財政状態変動表は、①運転資本の源泉、②運転資本の運用、③運転資本に影響を及ぼさない財務・投資活動、④運転資本勘定の変動に区分できる⁹⁶。

財政状態変動表は、異常項目控除前利益または損失からはじまる。期間損益を計算するにあたって認識された項目で運転資本、またはキャッシュの使途、または源泉とならない項目、つまり、「当期において運転資本を要しない諸費用」である減価償却費等を加算また

⁹² AICPA [1971], par.6.

⁹³ *Ibid.*, par.6.

⁹⁴ *Ibid.*, par.9.

⁹⁵ *Ibid.*, par.9.

⁹⁶ *Ibid.*, par.9, 12-15.

は減算して、「異常項目を除く当期の営業活動から調達した、または使用した運転資本」を計算することになる。一方、期中において運転資本またはキャッシュを増加させる収益の総額を最初に表示し、当期において運転資本またはキャッシュのアウト・フローをともなった原価および費用を控除する方法も認められている。この金額の次に異常項目による損益を源泉、または使途とした運転資本またはキャッシュを表示する。

営業活動以外の資金調達活動および資金運用活動、たとえば財務活動および投資活動は、別個に表示しなければならない。異常項目、財産の取得に対する支出および財産の除去による収入、新規の長期借入や返済、株主への配当金等である。社債や優先株式から普通株式への転換等の運転資本またはキャッシュに影響を及ぼさない財務活動および投資活動も同様である。

運転資本を構成する項目の純増減額は、少なくとも当期については当該計算書の本文か、または関連する別表のなかに適切に表示しなければならない。運転資本が資金概念であれば、たとえ比較貸借対照表が示されて、運転資本の構成項目の変動を計算することができるとしても、変動については表示しなければならない。キャッシュが資金概念であっても、キャッシュ以外の運転資本の項目、たとえば売上債権、棚卸資産および仕入債務等の変動は、キャッシュの源泉および使途を構成するものであるために表示しなければならない。

営業活動による運転資本またはキャッシュの金額は、経営成績および財政状態の測定指標として適正に決定された純損益の代替物または改善物ではないという理由により、キャッシュという用語の使用を厳密に制限している。特に、1株当りのキャッシュ・フローを年次報告書に単独で表示しないことを要望した。

3-2-4.社会的影響と課題

財政状態変動表は多くの財務諸表の利用者から支持を得ていたようである⁹⁷。ヴァージニア大学のレイクス教授とシエンキル教授が1975年に、無差別に選択した認可財務分析家協会会員の財務分析家450名を対象に財政状態変動表に対する調査をおこなっている⁹⁸。調査内容によると、資金計算書における資金概念として、総財務資源、キャッシュ、運転資本のうち、総財務資源が最も多く選ばれている。なお、当該調査においては、総財務資源がAPBO第3号による外部取引から生じた購買力であるのか、APBO第19号による外部

⁹⁷ 武田 [1984], pp.36-37.

⁹⁸ 小西 [2004], p.19.

取引に基づくすべての貸借対照表項目を意味するのかは不明である。回答者は財政状態変動表によって、①利用可能な財務情報の量が増大し、②これまでよりも一層十分な分析が可能となり、③分析家の仕事を相当減少させていると評価した。その後、財政状態変動表は国際的にも影響を与え、IASCにより1977年に、国際会計基準第7号が公表された。

一方、財政状態変動表にはいくつかの問題点もある。第一に、財政状態変動表を作成するにあたり、「資金の源泉」と「資金の運用」に区分されて表示されるために、「財務活動」と「投資活動」が両区分に混在して表示されているため、資金調達活動および資金運用活動が明瞭に要約できないことである。第二に、運転資本またはキャッシュの変動を明らかにするのか、または貸借対照表項目の変動を明らかにするのが不明瞭である。第三に、各企業の異なる作成目的に適合するように表示形式を弾力的に用いることを認め、多様な表示形式の財政状態変動表を容認しているために比較可能性を損なう。損益計算書と貸借対照表とともに基本財務表の一つとして財政状態変動表を位置づけるためには、財政状態変動表の基礎的な概念を確立し、一義的な沿い筋概念を基に最良の表示形式を明確に提示すべきである。

既述したように、財政状態変動表にはいくつかの問題点があり、多くの人々から批判を受けた。結果として、財政状態変動表は二つの方向で改善が試みられるようになった。一つは、財政状態変動表それ自体の改善であって、全米会計担当者協会（NAA）の管理会計実務委員会が1978年に発表した報告書第10号で取り上げられたが、それ以上の進展はなかった。二つにはキャッシュ・フロー計算書への移行であり、1973年にAPBから会計原則表明作業を受け継いだFASBにより、当該計算書に関する概念報告書、公開草案、討議資料等が相次いで公表され、最終的にはSFAS第95号「キャッシュ・フロー計算書」が公表された。

4. キャッシュ・フロー計算書の位置づけ

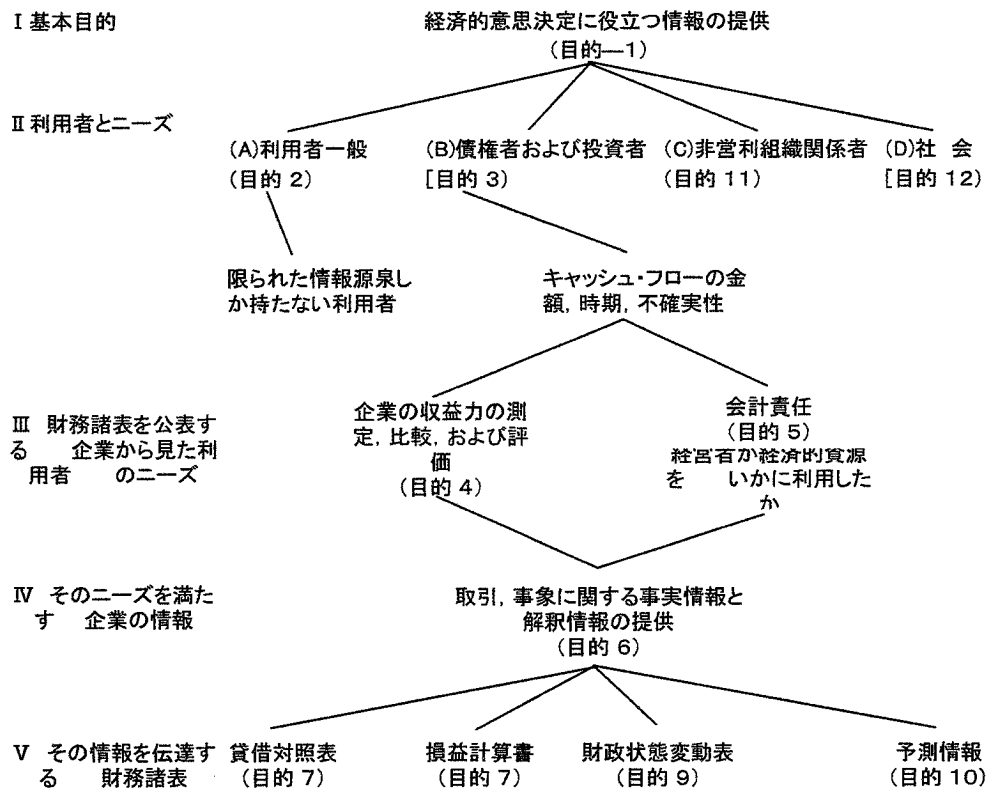
1973年にFASBはAPBから会計原則表明作業を受け継ぐこととなった。しかし、FASBがAPBO意見書第19号に代わる新基準づくりに着手したときの事情は、APBO意見書第19号が公表された時の事情とは大きく異なっていた。FASBが会計基準を導き出すための財務会計の概念的な枠組みをもととしていたため、財務会計の枠組みのなかでキャッシュ・フロー計算書を位置づけなければならないということである。FASBの作業は、概念報告書を中心として進み、キャッシュ・フロー計算書の位置づけは会計の目的との関係を

考慮に入れることとなり、資産評価や損益計算の構造についての検討も同時におこなわれた。

4-1. トゥルーブラッド報告書

1973年10月に、AICPAの会計目的スタディー・グループは「財務諸表の目的⁹⁹」（「トゥルーブラッド報告書」）を公表した。スタディー・グループはトゥルーブラッド氏を委員長として、会計の基本的使命を明らかにし、具体的に証明することを目的としていた。すなわち、会計の目的をより明確にすることを主目的として掲げていたのである。「トゥルーブラッド報告書」はFASBのテーマに採り上げられ、実践規範化される運びとなっていることから¹⁰⁰、APBからFASBへ会計原則の表明作業が移行する過程で重要な役割を担ったことになる

図表 1-4 会計の目的



(出典：佐藤 [1986], p.484.)

図表 1-4 は、「トゥルーブラッド報告書」における会計の目的を階層化してまとめたもの

⁹⁹ AICPA [1973]

¹⁰⁰ 川口 [1973]

である¹⁰¹。図表によると、会計の目的は流動性あるいは支払能力の報告ではなくて、企業の収益力を報告することに重点がおかれていることが第Ⅲ階層「財務諸表を公表する企業から見た利用者のニーズ」から読み取ることができる。目的の一つに、企業の収益力を予測、比較し、評価することを掲げて、第Ⅴ層の「その情報を伝達する財務諸表」で、目的を達成するために必要な基本財務表の一つとして財政状態変動表を位置づけている。会計の目的と財務諸表との関係を明らかにすることにより、財政状態変動表を基本財務諸表として位置づけたのである。

同時に、会計の基本目的の第Ⅰ階層である経済的意思決定に役立つには、投資者と債権者のもとに入ってくる潜在的キャッシュ・フローを、金額と時期と双方にまつわる不確定要因との観点から予測、比較をおこない、評価できるような有益な情報を提供することであるような第Ⅱ階層として、キャッシュ・フロー情報を収益力情報よりも上位の概念として定めている。以前ではキャッシュ・フロー情報からすぐに流動性や支払能力が連想されていたが、企業の最終的な目標はキャッシュの獲得であって、企業の収益力が依存するという基本的な営業活動を念頭にすえていると考えられる。

4-2.SFAC 第1号

1978年にFASBは、概念報告書第1号「企業による財務報告の目的¹⁰²」を公表した。図表1-5が示すように、企業の会計の目的が検討されており、そのなかで資金計算書が位置づけられている¹⁰³。

会計は「それ自体が目的ではなく、経営・経済的意思決定をおこなう場合、すなわち経営・経済活動をおこなうのに希少資源の代替可能な利用のなかで合理的な選択をおこなう場合に有用な情報を提供することが意図されている¹⁰⁴」と説明し、会計の目的は第1階層として基本目的を明確化している。会計は「現在及び潜在的な投資者並びに類似の意思決定をおこなうのに有用な情報を提供しなければならない¹⁰⁵」と説明をおこない、財務諸表の利用者と経営・経済的意思決定の内容を示している。

第2階層では、会計は「投資者、債権者およびその他の利害関係者がその企業に関する将来のキャッシュ・イン・フローの金額、時期および不確実性を評価するのに役立つ情報

¹⁰¹ 佐藤 [1986], p.484.

¹⁰² FASB [1978]

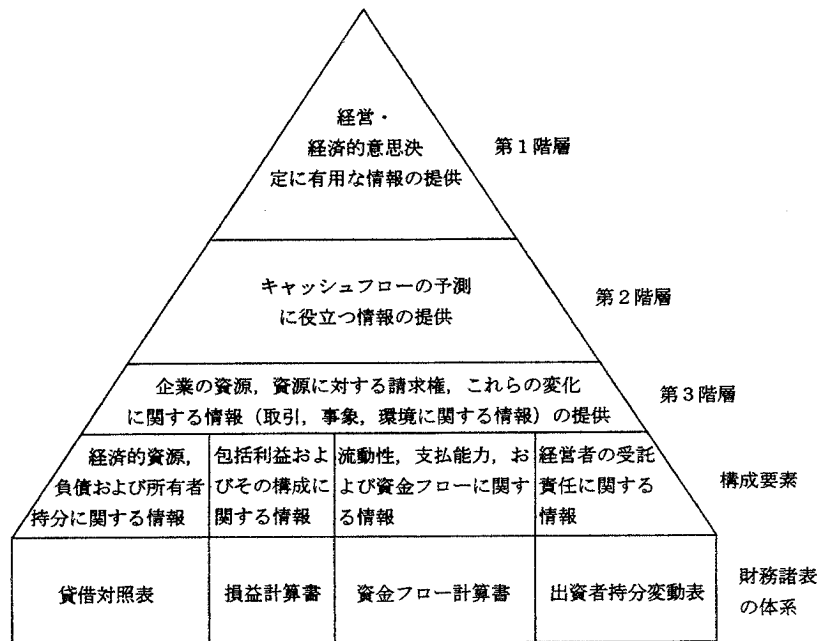
¹⁰³ 鎌田 [1991], pp.50-60.

¹⁰⁴ FASB [1978], par.9.

¹⁰⁵ *Ibid.*, par.34.

を提供しなければならない¹⁰⁶」としている。債務の支払い、キャッシュ配当、営業活動への適時な投資といった広い意味での支払能力の評価に役立つ情報を重視しており、経営・経済的意思決定におけるキャッシュ・フローの認識を重視しているのである。

図表 1-5 FASB の会計目的と財務諸表の関係



(出典：FASB [1978] より作成)

キャッシュ・フローの予測の評価に役立つ情報が経営・経済的意思決定にもっとも有用な情報であるならば、次いで、キャッシュ・フローの予測に役立つ情報には具体的にはどのような情報が必要であるかという問題が生じる。第3階層の目的を「財務報告は、企業の経済的資源、これらの資源に対する請求権、および資源への請求権を変化させる取引、事象および環境に関する情報を提供しなければならない¹⁰⁷」と説明している。情報を構成する要素として、①経済的資源、負債および所有者持分に関する情報、すなわち財政状態¹⁰⁸、②包括利益および構成要素の測定により与えられる企業の業績に関する情報¹⁰⁹、③流動性、支払能力および資金フローに関する情報¹¹⁰、④経営者の受託責任に関する情報¹¹¹の四つを挙げている。これらは①貸借対照表、②損益計算書、③資金フロー計算書、④出資持分変

¹⁰⁶ FASB [1978], par.37.

¹⁰⁷ *Ibid.*, par.40.

¹⁰⁸ *Ibid.*, par.41.

¹⁰⁹ *Ibid.*, par.43.

¹¹⁰ *Ibid.*, par.49.

¹¹¹ *Ibid.*, pars.50-53.

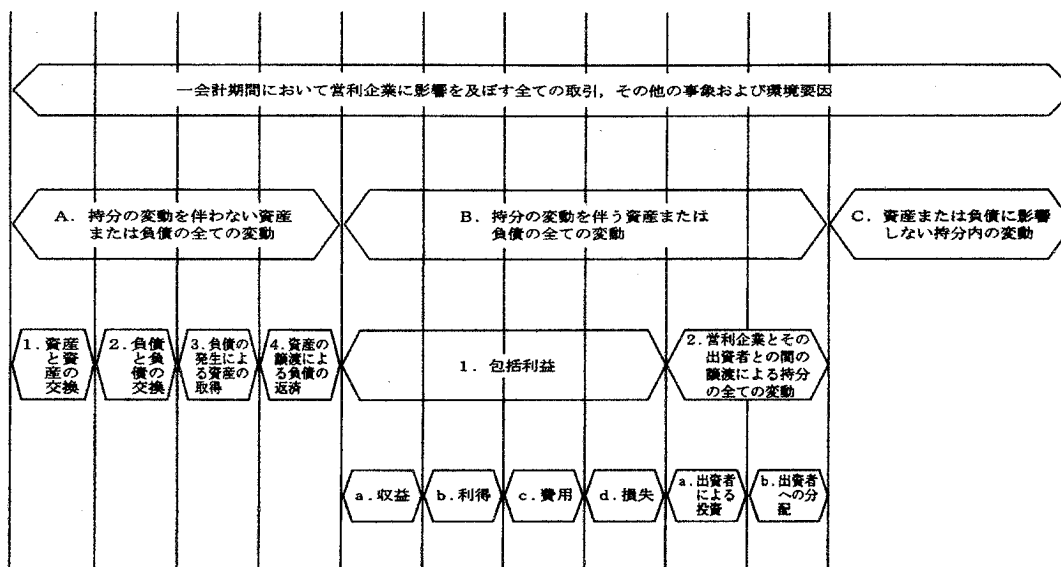
動表によって、各々が明らかにされることになる。

SFAC 第1号では、「財務報告は、企業がいかにキャッシュを獲得し使用するかについての情報、キャッシュの借入れと返済についての情報、所有者に対するキャッシュ配分と企業資源の配分を含む企業の資本取引についての情報、および企業の流動性または支払能力に影響を及ぼすかもしれない他の要因についての情報を提供しなければならない¹¹²」と述べ、キャッシュ・フロー情報の開示を強く求めていると同時に、これまでの財務会計の中心目的であった将来の利益予測よりキャッシュ・フローの予測の方が上位の目的に位置づけられているところに大きな特徴があり、「トゥルーブラッド報告書」の流れを引き継いでいると推測することができる。

4-3.SFAC 第3号（1985年にSFAC 第6号に改訂）

1980年に、FASBは概念報告書第3号「営利企業の財務諸表の構成要素¹¹³」（「SFAC 第3号」）を公表した。その後、1985年にこれに非営利組織体を加えて改訂した概念報告書第6号「財務諸表の構成要素¹¹⁴」（「SFAC 第6号」）を公表した。同報告書では、営利企業の財務諸表を構成する10の要素、すなわち、資産、負債、持分、出資者による投資、出資者への配分、包括利益、収益、費用、利得、損失が定義されている。

図表 1-6 持分の変動の諸源泉



(出典：FASB [1985], par.64 より作成)

¹¹² FASB [1978], par.49.

¹¹³ FASB [1980]

¹¹⁴ FASB [1985]

「資産は、過去の取引または事象の結果として、ある特定の企業実体により取得または統制されている、生じる可能性の高い将来の経済的便益¹¹⁵」であるとしている。将来の経済的便益は、最終的にその企業が獲得する正味キャッシュ・イン・フローを意味している¹¹⁶。負債は、将来の経済的便益の犠牲であり、正味キャッシュ・アウト・フローを意味している¹¹⁷。持分は資産と負債の差額であって、出資者による投資および出資者への配分から生じるもの以外の持分の期間変動額は包括利益を示している¹¹⁸。

SFAC 第 6 号では、財務諸表の主要な構成要素の定義をおこない、財務会計の基本的な測定プロセス、すなわち期間損益計算方法を規定している。同基準では、期間損益計算が資産負債観の立場から強調して説明されているように思われる。資産負債観では、収益は当該期間における資産の増加および負債の減少に基づいて計算され、費用は当該期間における資産の減少および負債の増加に基づいて計算されるため、期間損益は正味の経済的資源である便益の変動の測定値として計算される¹¹⁹。

注意しなければならない点は、資産と負債がキャッシュ・フローによって表現されているにもかかわらず、営利企業の財務諸表を構成する 10 要素になかにはキャッシュ、あるいはキャッシュ・フローが含まれていないことである。基本財務諸表のなかで唯一キャッシュ・フロー計算書だけがその構成要素についての定義がされていないということなのである。キャッシュ・フロー計算書におけるすべての項目は、実際の収支がともなうキャッシュ・フローであるため認識基準に内在されており¹²⁰、将来の経済的便益としてのキャッシュ・フローには、後述する測定基準が関連するからである。

4-4.SFAC 第 5 号

1984 年 12 月に、FASB は概念報告書第 5 号「企業の財務諸表における認識と測定¹²¹」（「SFAC 第 5 号」）を公表した。同報告書において、キャッシュ・フロー計算書を基本財務諸表として位置づけることを確定した。SFAC 第 5 号は、キャッシュ・フロー計算書についての記載は、次節で述べる公開草案「企業の利益、キャッシュ・フローおよび財政状態の報告」（1981 年 11 月公表）を基本的には引き継いだものとなっている。しかし、FASB

¹¹⁵ FASB [1985] par.25.

¹¹⁶ *Ibid.*, par.28.

¹¹⁷ *Ibid.*, par.35.

¹¹⁸ *Ibid.*, par.70.

¹¹⁹ FASB [1976]

¹²⁰ FASB [1984], par.60.

¹²¹ *Ibid.*

は公開草案と同じ表題の最終報告書である概念報告書を公表する予定を取り止めて、代わりに認識と測定の概念研究に関連させて、検討を継続する決定を下し、SFAC 第 5 号を公表している¹²²。

SFAC 第 6 号において、資産と負債がキャッシュ・フローによって表現され、期間損益計算の説明が資産負債観の立場から強調されているにもかかわらず、当時の会計実務では費用収益観が採用され、主に歴史的原価が採用されていたために、SFAC 第 5 号では、資産ならびに負債の測定の属性については立ち入って説明はされていない。SFAC 第 5 号においては、測定属性として①歴史的原価（収入）、②現在原価、③現在市場価値、④正味実現可能価額、⑤将来のキャッシュ・フローの現在または割引価値が列挙されている¹²³。資産は将来の経済的便益、つまり獲得される正味キャッシュ・フローを意味しているため、その測定属性は③現在市場価値、④正味実現可能価額、および⑤将来のキャッシュ・フローの現在または割引価値が考えられる。しかし、選択適用は「財務諸表において報告される項目は、異なる測定属性によって測定されており、項目の性質ならびに測定される属性の目的適合性および信頼性に左右される」ため、同基準では測定属性を列挙するにとどまり、実質的な議論は先送りした。測定尺度についても同様である¹²⁴。その後、2000年に公表された概念報告書第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と現在価値の利用¹²⁵」（「SFAC 第7号」）に引き継がれることになる。

SFAC 第 5 号では、キャッシュ・フロー計算書の利用目的を次のように述べ¹²⁶、キャッシュ・フローについてはインカム・フローの質の評価との関連性に重点をおいて説明するにとどまっている。

「発生主義会計で測定された稼得利益も包括利益も営業活動によるキャッシュ・フローと同じではないので、キャッシュ・フロー計算書は、期間利益あるいは包括利益とキャッシュ・フローの金額、原因および時間的ずれに関する重要な情報を提供する。利用者は通常、稼得利益あるいは包括利益と関連するキャッシュ・フローとの関係の評価するにあたって、その情報を考慮する」

当時の会計基準および会計実務は、あくまでもインカム・フロー計算を第一目的として、インカム・フロー計算とキャッシュ・フロー計算は別個のものと考えていたので、完全に

¹²² FASB [1986]

¹²³ FASB [1984], par.67.

¹²⁴ *Ibid.*, pars.71-72.

¹²⁵ FASB [2000]

¹²⁶ FASB [1984], par.53.

キャッシュ・フロー計算書が基本財務諸表として位置づけられているとは言い難いのである。

5.キャッシュ・フロー計算書の機能

検討してきた会計の目的とキャッシュ・フロー計算書の関係は、密接にかかわっていることは明らかであった。本節においては、キャッシュ・フロー計算書の機能に焦点をあてて検証をおこないたい。基本財務諸表の機能については、会計の目的を達成するための手段、または働きであるため、基本財務表での機能分担を考慮して検討する必要があると考えるからである。

5-1.ARM 第3号

1978年8月に、AICPAはHeathにより、会計研究双書第3号「財務報告と支払能力の評価¹²⁷」（「ARN第3号」）を公表した。

ARM第3号では、AICPAの公式的な意見表明ではないが、重要な会計の諸問題についての解決策を求める上で役立つ基礎的な素材と道筋のある議論を提供することを目的にしていた。ARM第3号は、運転資本の会計学的概念に関して、APBが任務をFASBに継承する前にAPBでの議論を深めるためにHeathに依頼した研究成果であった。ARM第3号は、財政状態変動表からキャッシュ・フロー計算書へと移行するなかでの、一つの中間的な意見と捉えることができる。AICPAの会計基準部では、ARM第3号を推薦するなかで、当該公表を意義あるものとして認めている¹²⁸。

次いで、ARM第3号で指摘している財政状態変動表に内在する諸問題とそれに対する代替案の提示をみる¹²⁹。

ARM第3号は、APBO第19号では全般的な財務報告過程における財政状態変動表の役割をほとんど明確にしていなと指摘している。APBO第19号に明示されている二つの利用目的は、表面的には目的は合理的であるように思えるが、個々に検討すると理解しにくいし、誤解を招きやすく、その通りには達成できないとして、利用目的に対して個別に問題点を指摘している。第一の利用目的である企業が期中の営業活動から獲得した資金をも含めて、財務活動および投資活動を要約することに対しては、目的の意味が不明確である

¹²⁷ AICPA [1978] および鎌田 [1982]

¹²⁸ 鎌田 [1982], p.vii.

¹²⁹ 前掲訳書, pp.129-134.

とした。さらに、APBO 第 19 号では、財務活動と投資活動のいかなる影響が要約されるべきであるのか、という初めに問われるべき問題に対しては、何ら解答をしていないと指摘している。第二の利用目的である期間中の財政状態の変動を完全に開示することに対しては、目的は達成できないと指摘している。企業活動は財政状態に多くの影響を与えるために、どのような計算書も財政状態の変動を完全に開示すること、あるいは一定期間における財政状態のすべての重要な変動を開示することはできないからであると説明している。資金計算書が意義あるものであるためには、たとえばキャッシュ、運転資本、純資産または貨幣性資産のような財政状態のある特定の側面、あるいは次元に焦点を合わせなければならないと主張している。

ARM 第 3 号は、財政状態変動表という名称に関連して、当該計算書の目的や損益計算書との関係に混乱があると指摘している。損益計算書も資金計算書とともに財政状態の変動に関する計算書であり、二つの計算書は企業活動が企業の財政状態に与えた影響を報告すると考えている。明確にしなければならない問題は、財政状態のどの側面を報告すべきかであり、計算書の名称はそのことを反映しなければならないと主張している。

最後に、ARM 第 3 号は APBO 第 19 号で明示されてはいないが読み取ることが可能である財政状態変動表の利用目的を挙げている。内容は次の三つである。

- ① 企業のキャッシュあるいはキャッシュに近い資源の大きさの変動、すなわち負債の返済能力の大きさの変動を報告すること。
- ② 負債および自己資本の両者を含む企業の資源に対する請求権を意味する資本構造の変動を報告すること。
- ③ 工場設備や長期投資のような企業の長期資産の変動を報告すること。

上記三つの変動は、①企業のキャッシュあるいはキャッシュに近い資源の大きさの変動、②資本構造の変動、および③企業の長期資産の変動は、投資者、債権者およびその他の外部の財務諸表利用者にとって明らかに関心があると認め、あまりにも多くの異なる種類の情報を一つの計算書に開示することを要求したために、財政状態変動表は混乱したものとなってしまったと結論づけている。多くの異なる種類の情報を一つの計算書に詰め込むためには、資金概念を極めて広く定義しなければならない、結果として、情報を有効に伝達することができなくなったのである。

図表 1-7 イグザンプル社のキャッシュ・フロー計算書

1977年12月31日に終了する年度

12/31/76	キャッシュ残高		\$15,666
キャッシュの源泉:			
営業活動によるキャッシュ			
	(明細表 1)	\$27,537	
	市場性のある有価証券の売却	3,062	
	土地・建物・設備の売却	12,793	
	正味借入金額	31,092	
	普通株式発行による収入	7,495	81,979
	利用可能なキャッシュ		97,645
キャッシュの用途			
	土地・建物・設備の購入	62,119	
	配当金の支払い	13,558	75,677
12/31/77	キャッシュ残高		\$21,968

(出典：鎌田 [1982], p.157.)

図表 1-8 イグザンプル社の明細表 1

営業活動によるキャッシュ・フロー

顧客から回収したキャッシュ・イン・フロー		\$783,545
利息および配当金収入		1,417
営業活動によるキャッシュ・イン・フローの合計		784,962
キャッシュ・アウト・フロー		
棚卸資産	\$457,681	
販売費および一般管理費	264,577	
利息	6,941	
その他の費用	14,953	
税金	13,273	757,425
営業活動による正味キャッシュ・イン・フロー		\$27,537

(出典：鎌田 [1982], p.157.)

ARM 第 3 号では、財政状態変動表に代わるものとして、①キャッシュ・フロー計算書、②財政活動計算書、③投資活動計算書の三つの計算書を提示している。Heath は、財政状態変動表をこうした三つの計算書に分割することで、情報が明確に整理され、かつ、理解しやすいものとなると考えたのである。

図表 1-7 および図表 1-8 に表しているキャッシュ・フロー計算書では、すべてのキャッシュの源泉と用途を示しており、表示形式は、減価償却費やその他の非資金費用が利益に戻し加えられる間接法ではなく、個々の取引を示す直接法が用いられている。なお、営業活動によるキャッシュ・フローについては、その詳細を示す個別の明細表を添付することを要求している。

図表 1-9 イグザンプル社の財務活動計算書

1977年度

負債による財務活動：	増(減)
手形借入金	
借入	\$ 50,000
返済	(16,908)
正味借入額	<u>33,092</u>
担保付借入金支払額	(2,000)
負債による財務活動の正味増加	<u>\$ 31,092</u>
株式による財務活動：	
転換優先株式	
額面 \$100 の5% 転換優先株式300株	(\$ 30,000)
を額面 \$10 の普通株式1,500株に転換	
普通株式および額面超過金	
5% 転換優先株式 300株転換のため発行した1,500株	30,000
現金 \$7,495と引換に発行した 500株	7,495
利益剰余金	
正味増加	<u>3,983</u>
株式による財務活動の正味増加	<u>\$ 11,478</u>

(出典：鎌田 [1982], p.166.)

図表 1-10 イグザンプル社の投資活動計算書

1977年12月31日に終了する年度

資 産	
12/31/76 土地・建物・設備	\$ 319,101
加 算：購 入	<u>62,119</u>
	381,220
差 引：処分した資産の原価	<u>31,595</u>
12/31/77 土地・建物・設備	<u>\$ 349,625</u>

(出典：鎌田 [1982], p.169.)

図表 1-9 に示す財務活動計算書は、企業の資本構造の変動がキャッシュに影響を与えたか否かにかかわらず、すべての変動を示している。当該計算書は二つの区分に分類される。一つは「負債による財務活動」であり、もう一つは「株式による財務活動」である。図表 1-10 に示している投資活動計算書は、土地、工場設備、市場性を持たない有価証券、被支配企業や無形固定資産等の長期投資の増減をすべて開示している。

これまでの会計の目的が収益性の報告に重点がおかれていたのに対して、Heath は支払能力や、当時の新しい概念である財務弾力性の報告の重要性を指摘し、新たな視点からキャッシュ・フロー情報の有用性について、財政状態変動表の改善方法を提言している。財務弾力性がある企業とは、必要なキャッシュ・アウト・フローが予測されるキャッシュ・

イン・フローを超えている場合に、即時にかつ、現在または将来のインカム・フローおよび当該企業の株式の時価に軽微な悪影響しか与えずに、超過額をなくすような改善措置をとることができる企業である¹³⁰。また、Heath は当時のアメリカのインフレーションによるインカム・フローの質の低下を例に挙げて、キャッシュ・フロー情報の重要性を主張しており、将来のキャッシュ・フローを予測する際には、実際のキャッシュ・フローが必要不可欠であると主張している。

5-2.DM

FASB は、1980年12月に討議資料「資金フロー、流動性および財務弾力性の報告¹³¹」(「DM」)を公表した。DM では、①どうして過去の資金フロー、流動性および財務弾力性についての情報が有用であるのか、②どのような過去の資金フロー、流動性および財務弾力性についての情報がさらに有用であるのか、③そのような情報をいかにして表示すべきであるのか、についての三つについて議論している。DM は、資金フロー、流動性および財務弾力性の三つをどうして特に取り上げたのかについて、次の四つの根拠を挙げている¹³²。

- ① インカム・フローと資金フローは異なるものである。そして、企業間や時期によっては異なることについて企業は認識している。特に、物価変動が激しい時にはこれらを比較することは重要である。また、投資者、債権者および他の利害関係者は、将来のキャッシュ・フローを評価するのに資金フローについての情報が必要である。経営者は投資機会や予算編成等の評価をおこなうのに、資金フローが重要であることをよく知っている。
- ② 流動性と財務弾力性についての情報は、将来のキャッシュ・フローの評価をおこなうのに必要である。特に、流動性と財務弾力性についての情報は、将来のキャッシュ・フローの時期と不確実性を評価するのに有用である。財務弾力性は、企業の適応性の尺度である。財務弾力性は予期しない新しい投資機会を利用するためか、営業活動状況の変化による危機を救うために必要である。財務弾力性の高い企業は、営業活動からの多額なキャッシュ・イン・フローや大きい借入能力、換金性の高い多額の資産を持つかもしれない。流動性についての情報は、財務弾力性を評価するのを助けるだろう。流動性は、

¹³⁰ 鎌田 [1982], p.24.

¹³¹ FASB [1980]

¹³² *Ibid.*, p.i.

資産や負債の換金化への近さの尺度である。資産がキャッシュ化されるまで、負債が支払われるまでに経過した時間の長さである。

- ③ 現行実務に問題がある。現行実務が一つの計算書にあまりにもたくさんの情報を詰め込んでいて、ある特定の資金の定義に焦点を合わせていないために、資金フロー報告に関する現行実務が混乱していると人々から批判を受けている。また、流動性と財務弾力性の概念は、権威のある文献のなかでは十分に検討されていない。
- ④ 流動性と財務弾力性の概念は、財務会計の概念的枠組みを展開するなかで必要である。

①では、資金フローの重要性をインカム・フローとの関係で説明し、資金フロー情報が将来のキャッシュ・フローの予測に必要なことを主張している。②では、流動性と財務弾力性を定義し、当該概念が将来のキャッシュ・フローの予測に必要なことを主張している。③では、現行の財政状態変動表の課題を挙げ、最後の④では、流動性と財務弾力性を今後の概念報告書で取り上げる必要性として、キャッシュ・フロー計算書を基本財務表として位置づけるために、当該概念が必要であることを主張している。

①を補足する意図で、資金フロー情報、キャッシュ・フロー情報が備えている六つの機能を次のように挙げている¹³³。

- (1) 将来のキャッシュ・フローを評価するための基礎を提供する。
- (2) インカム・フローとキャッシュ・フローとの関係を区別するための基礎を提供する。
- (3) フィード・バックが可能となる。
- (4) インカム・フローの質を評価するための基礎を提供する。
- (5) 会計情報を比較しやすくするための基礎を提供する。
- (6) 業績を評価するための基礎を提供する。

(1) は、過去のキャッシュ・フロー情報が将来のキャッシュ・フローを予測するうえで基礎となることを意味している。(2) には、将来のキャッシュ・フローを予測しようとする場合には、過去のインカム・フローとキャッシュ・フローの総額が与えられていれば、予測に有用であるという意味が含まれている。(3) のフィード・バックについては、予めキャッシュ・フローを予測した場合に、それとキャッシュ・フローの実績を突き合わせて

¹³³ FASB [1980], p.ii.

みることを意味している。(4)で述べる比較性は、企業間で採用する会計方針が異なる場合でもキャッシュ・フロー情報は、影響が除去されることを意味している。(6)に関しては、たとえば「営業活動による資金」と「事業に投下された資金」との相対値は、企業業績を示す有用な指標を提供することができるという説明が付加されている。

財政状態変動表を再検討した後に、DMでは将来のキャッシュ・フローの評価に重点をおいたうえで、資金フロー、とりわけキャッシュ・フローの重要性を強調している¹³⁴。将来のキャッシュ・フローの評価には、キャッシュ・フローとともに流動性および財務弾力性の概念を定義し、当該概念を財務会計の概念的枠組みを構築するため、キャッシュ・フロー計算書を基本財務諸表として位置づけるために必要なものとしたのである。

DMが公表された翌年5月に公聴会が開催された。公聴会への参加者や200近い文書からのコメントが検討された後の11月に、財務会計概念の仮報告書として公開草案「企業の利益、キャッシュ・フローおよび財政状態の報告」が公表された。

5-3.ED

1981年11月にFASBは公開草案「企業の利益、キャッシュ・フローおよび財政状態の報告¹³⁵」(「ED」)を公表した。EDは、FASBが現在おこなっている財務会計の概念的枠組みに関する研究計画から生み出された数ある出版物の一つであり、包括利益、キャッシュ・フローおよび財政状態を報告するためにFASBが採用した概念を明らかにしている。EDは、表題からも分かるように、これまでの資金フローという用語に代えてキャッシュ・フローという用語を使用しており、財政状態変動表に代わってキャッシュ・フロー計算書という用語をはじめて使用している。

EDでは、「現行実務では、財政状態変動表は財務報告に含まれる。財政状態変動表はキャッシュの増加または減少や、キャッシュおよび短期投資、正味貨幣性資産、より頻繁には流動資産マイナス流動負債という種々の資金概念のうちの一つによって定義された資金の変化に焦点をあてている。会計の目的は、財務諸表の利用者がおこなう将来のキャッシュ・フローの評価を助け、以前におこなった評価についてのフィード・バックを提供するキャッシュ・イン・フローおよびキャッシュ・アウト・フローについての情報を必要とするということを指摘している。したがって、本仮報告書は、他の幾種類の資金計算書より

¹³⁴ FASB [1980], pp.5-10.

¹³⁵ FASB [1981] および小西 [1989]

も、むしろキャッシュ・フロー計算書の必要性に焦点をあてている¹³⁶」と述べている。

将来のキャッシュ・フローの予測は、過去および現在の企業業績を評価することによって可能となる。ED は企業業績を評価するために有用な概念として、①資本維持、②包括利益、③リスク、④財務弾力性、⑤流動性、⑥営業能力を掲げている。また、概念を導き出す情報を提供する計算書として、損益計算書と貸借対照表とともにキャッシュ・フロー計算書を挙げている。「キャッシュ・フロー計算書は関連のある注記および補足的情報とともに、ある一期間におけるキャッシュ・イン・フローおよびキャッシュ・アウト・フローについての情報を示すもの¹³⁷」であると定義している。ここで用いられているキャッシュ・フローという用語は、利益に減価償却を戻し加えた金額、または営業活動による運転資本を意味しているのではないことが明確である。

キャッシュ・フロー計算書では、キャッシュの増加をとまなう活動を資金の源泉として、キャッシュの減少をとまなう活動を資金の使途として表示するのではなくて、キャッシュに変動を与える限りにおいて営業活動、財務活動および投資活動に区分して表示する。報告書にしたがえば、「営業活動から得たキャッシュか、営業活動に使用されたキャッシュか、投資の処分から得たキャッシュか、所有者によって出資されたキャッシュか、所有者に分配されたキャッシュかについてはっきり区分¹³⁸」して表示することになる。しかし、キャッシュ・フロー計算書においては、営業活動、財務活動および投資活動は、キャッシュに影響を及ぼす限りにおいては表示されるため、キャッシュに直接影響を及ぼさない活動を多く含む投資活動に関する情報の提供には限界がある。キャッシュ・フロー計算書は、財務諸表の利用者が企業の現在の営業能力を維持するために十分なキャッシュ・フローや拡張するために十分なキャッシュ・フローの範囲を評価するのに役立つキャッシュ・フローの構成要素を報告すべきであり、キャッシュに直接影響を及ぼさない活動については、内訳を注記等で表示する必要がある¹³⁹。ここでの営業能力は「営業活動に関する一定の物理的な水準を維持する能力¹⁴⁰」である。

財務弾力性とは、「キャッシュ・フローの金額および時期を変えるために効果的な行動をとり、企業が予想できない必要性や機会に適応することができる企業の能力¹⁴¹」である。

¹³⁶ FASB [1981], par.45.

¹³⁷ *Ibid.*, par.36.

¹³⁸ *Ibid.*, par.36.

¹³⁹ *Ibid.*, par.152.

¹⁴⁰ *Ibid.*, par.32.

¹⁴¹ *Ibid.*, par.25.

財務弾力性は具体的には、①社債を発行することによって新たな資本を直ちに調達する能力、②営業活動の継続に支障を与えることなく資産を売却してキャッシュを得る能力、③営業活動によるキャッシュ・イン・フローの額を増加させるために営業活動を適応させる能力である。企業の財務弾力性が高ければ、予測していない需要の落ち込みによって営業活動からのキャッシュ・フローが小さい時期に、場合によっては負のキャッシュ・フローの時期に企業が存続するのを助けることとなり、財務弾力性がリスクの評価に有用だということを意味している。ここでのリスクとは、「企業の将来の業績を予測することができないことの表現¹⁴²」であり、「企業業績を評価するには、企業に対する投資に関連したリスクを考慮に入れる必要がある。十分であると判断される最小限の利益率は、当該投資について予想されるリスク水準に依存するであろう。一般に、投資者が特定企業に対する投資の結果として比較的大きなリスクを負担しなければならない場合、彼等は比較的高い期待利益率という形でリスクの埋め合わせをしようとするであろう¹⁴³」とし、「営業活動によるキャッシュ・フローと借入条件の関係についての情報は、企業の資本構造にともなうリスクを評価するための基礎を提供するものである¹⁴⁴」としている。

財務弾力性は、企業に採算の見込みがある予想されない投資機会を受けることを可能にしている。将来のキャッシュ・フローの金額の評価にも影響を与えることになる。しかし、財務弾力性は犠牲をともなうことになる。たとえば、市場を通じて容易に換金できる資産を保有することは財務弾力性があるということを示しているが、他の異なった資産を保有した場合に得られる利益率よりも低い利益率となるかもしれない。財務弾力性を評価するのに有用な情報は、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書および貸借対照表によって提供される。キャッシュ・フロー計算書は、営業活動によるキャッシュ・フローの表示をおこない、財務弾力性の評価に有用な情報を提供する。一般に、営業活動による将来の正味キャッシュ・フローが大きければ大きいほど、営業状態の不利な変化に耐える企業の能力が大きいと考えられる。損益計算書は収益が低下した場合に、企業が費用を削減することができるかどうかの評価に役立つ情報を提供することができる。貸借対照表は利用可能な資源の性質とこれら資源に対する請求権の額と時期を示すことによって、財務弾力性を評価するための情報を提供する。

流動性は、「資産が実現されるまで、つまり、キャッシュに転換されるまで、あるいは

¹⁴² FASB [1981], par.22.

¹⁴³ *Ibid.*, par.21.

¹⁴⁴ *Ibid.*, par.27.

負債が支払われるまでに経過すると予想される期間¹⁴⁵」を表わす。直ぐに換金することができる資産は流動資産であり、比較的短期に支払われる負債は流動負債である。営業活動に必要な資産および営業活動から直接に生じる負債の場合は、流動性は正常な営業循環過程におけるキャッシュ・フローの時期を表わす。営業循環過程にない資産の場合は、流動性は市場性を意味することになる。流動性に関する情報は、主に貸借対照表によって提供される。資産と負債の性質と金額を報告することによって貸借対照表は、利用者が流動性を評価するための基礎を提供する。「貸借対照表の金額とキャッシュ・フロー計算書および損益計算書の金額を比較することは、資産と負債の回転率を見積る際に有用である¹⁴⁶」としている。

流動性は、「リスクと財務弾力性の両方に関係¹⁴⁷」する。たとえば、流動性の高い企業、つまり、流動資産が流動負債を超過している企業は、流動性の低い企業よりも倒産のリスクが小さい。流動性の高い企業は、予想されない不利な状況を見事に切り抜ける能力に優れているばかりではなく、予想されない新しい投資機会を積極的に利用できる。しかし、財務弾力性は流動性よりも広い概念である。なぜなら、財務弾力性には潜在的な借入能力および正常な営業循環過程以外において資産を実現する能力を含む場合があるからである。

DMでは、「当期のインカム・フローについての情報は、当期のキャッシュの受取りおよび支払いについての情報よりも将来のキャッシュ・フローを評価するのに有用である¹⁴⁸」と述べている。インカム・フローについての情報が特定機関の活動ならびに事象に焦点をあてているため、ある期間からある期間への環境の変化から生じる結果を理解するための基礎を提供するからである。それに対して、一期間のキャッシュの受取りおよび支払いは、前期間の事象を反映するかもしれず、それらは環境の変化をそれほど直接的に反映していないと説明している¹⁴⁹。

一方で、インカム・フローの情報は、計算に恣意的な期間配分がおこなわれるために、企業の完全な業績を表わしているとはいえない。将来のキャッシュ・フローを評価するためには、財務諸表の利用者はインカム・フロー情報だけでなく、過去のキャッシュ・フローについての情報も必要であるといえることができる。たとえば、ある利用者は、配当または債務の支払い見込みを短期的に評価するためにキャッシュ・フローの報告に焦点をあて

¹⁴⁵ FASB [1981], par.29.

¹⁴⁶ *Ibid.*, par.31.

¹⁴⁷ *Ibid.*, par.30.

¹⁴⁸ *Ibid.*, par.121.

¹⁴⁹ *Ibid.*, par.121.

ると同時に、中期から長期にかけての将来のキャッシュ・フローを評価するためにインカム・フロー情報を利用することから理解できる。「キャッシュ・フロー報告は、継続している営業活動からのインカム・フローの質を評価するのを助けるために利用されるかもしれない¹⁵⁰」ということができる。ここでのインカム・フローの質とは、営業活動によるインカム・フローとそれに関連するキャッシュ・フローとの関係を説明する際に使用される。たとえば、正味インカム・フローが相対的に高い正味キャッシュ・イン・フローで裏づけされるならば、インカム・フローの質は高いと判断できる。インカム・フローとキャッシュ・フローとの時間的なずれは、業績が悪い企業の場合には特に著しいと予想できる。

6.課題の提起

上述してきたように、1987年にアメリカにおいてFASBがSFAS第95号「キャッシュ・フロー計算書」を公表した経緯を明らかにするなかで、キャッシュ・フロー計算書の位置づけとキャッシュ・フロー計算書の機能について検討してきた。検討を通して明らかになった点をまとめ、課題について提起をおこなうこととする。

- ① FASBは、会計の基本的目的は将来の不確実なキャッシュ・フローの金額、時期の予測であるとした。予測には過去および現在のインカム・フロー、キャッシュ・フロー計算書および財政状態の報告が必要であり、そのためには、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、および出資者持分変動表を作成しなければならない。
- ② 目的達成には、企業業績の評価が必要であり、そのためには、基本財務表間で有機的な機能分担をしなければならない。企業業績は、流動性、支払能力、財務弾力性、リスク、営業能力等の概念を用いて評価することが可能となるために、基本財務表は、すべての概念を報告できるような形式をとらなければならない。
- ③ そのなかで、キャッシュ・フロー計算書は基本財務諸表としては、損益計算書や貸借対照表からは得られない有用な情報を、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、および財務活動によるキャッシュ・フローという区分で報告する。
- ④ キャッシュ・フロー情報の役割は、インカム・フローの質の評価との関連性

¹⁵⁰ FASB [1981], par.123.

に最も重点をおいて説明されているように思われる。財務会計の基本目的である将来性を予測するには、過去のインカム・フローについての情報が有用であり、さらに、キャッシュ・フロー情報と比較することが有用であるとの指摘が再三にわたって示されている。

- ⑤ FASB は、財務諸表の主要な構成要素の定義をおこない、財務会計の基本的な測定プロセスを規定している。そこでは、資産と負債がキャッシュ・フローによって表現されており、期間損益計算が資産負債観の立場から強調されているにもかかわらず、構成要素のなかではキャッシュ・フローは明確に説明されていない。
- ⑥ この理由には、測定属性の問題を基本財務諸表の要件として十分に検討していないことが挙げられる。測定属性については、歴史的原価、現在原価、現在市場価値、正味実現可能価額、将来のキャッシュ・フローの現在価値を列挙するにとどまり、資産を示す正味キャッシュ・イン・フローが何を意味するのかについて、明言を避けている。
- ⑦ 上記の時点では、FASB は、当時の会計実務の中心であった歴史的原価と費用収益観の立場を重視していたのではないかと推測できる。FASB は歴史的原価を基礎とした期間損益計算が会計の第一目的として、キャッシュ・フローを補足情報としてとらえ、会計事象の認識基準と密接な関係にある測定属性、あるいは尺度の基礎概念をこの枠組みのなかで明らかにすることができなかったと考える。
- ⑧ これらから、FASB の財務会計の枠組みでは、完全にキャッシュ・フロー計算書が基本財務諸表として位置づけられているとは言い難い。インカム・フロー計算が第一目的であり、キャッシュ・フロー計算との統合が理論的には不十分であると考ええる。

上記のように、アメリカでの制度化の過程で明確となった課題については、本論文の第 8 章において財務業績報告システムでのキャッシュ・フロー計算書の位置づけを検討する際に、課題の解消または改善を前提として検証をおこなう。

第2章 国際会計基準とわが国の動向

キャッシュ・フローという概念により、資金計算書を世界的にリードしてきたのはアメリカである。キャッシュ・フロー計算書のルーツは、アメリカの会計制度にあると考える。アメリカにおいてキャッシュ・フロー計算書が制度化されたのは1987年であり、それまでの大勢は、制度上においてキャッシュ・フローは表現するに値しない価値とみなされていた。

アメリカでは1987年にFASBによりSFAS第95号「キャッシュ・フロー計算書」が公表され、キャッシュ・フロー計算書は基本財務表として公表されることとなった。FASBの概念報告書は、会計基準を導き出すための会計の概念的な枠組みの構築を目的として公表されている。概念報告書では会計の基本目的を設定し、目的を達成するために必要な情報を伝達する財務表を基本財務諸表として位置づけている。

基本財務諸表が情報を伝達するための機能は他の財務表との連携により分担していることになる。会計の基本目的は将来のキャッシュ・フローの予測であると定めており、キャッシュ・フロー計算書はキャッシュ・フロー情報、流動性、支払能力および財務弾力性等を伝達する機能を持つことが指摘されている。

本章では、キャッシュ・フロー計算書という資金情報概念が世界的に制度化されることにより普及していく過程を国際会計基準設定主体であるIASCとわが国の動向に則しながら検証をおこなう。

1. 制度化の国際的普及

本節では、アメリカにおいて発展した資金情報の概念が、会計基準設定主体であるFASBにより制度化されたのを受けて、日本を含めた世界各国へ普及していった過程を検証する。

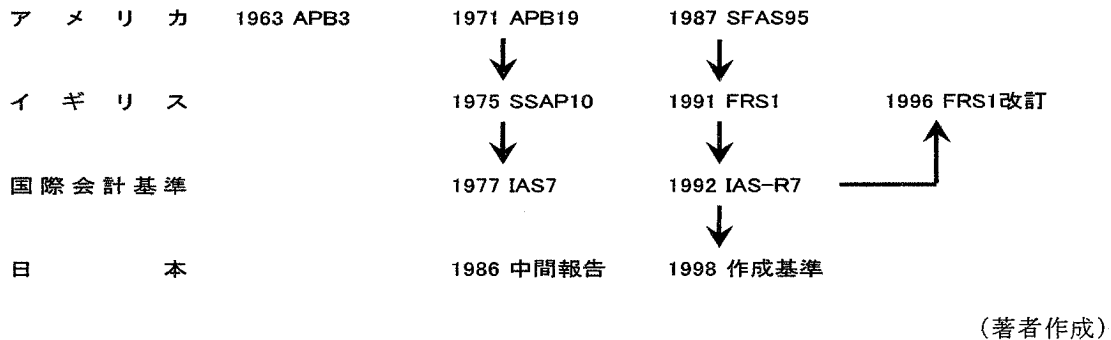
1-1. アングロ・サクソン諸国

アメリカにおいて、APB意見書第19号により会計基準として制度化されたのを受けて、アメリカの会計基準と共通する部分が多くあったアングロ・サクソン諸国の会計基準へと普及していくこととなった。

最初は、隣国であるカナダにおいて、1974年に資金情報の公表を強制する会計基準の改

訂がおこなわれた。カナダの会計基準は、カナダ勅許会計士協会（CICA）のハンドブックであり、セクション 1540 の改訂をおこない「財政状態変動表」に関する規定が新設されたことにより、正規の財務表の一つとして位置づけられたのである。

図表 2-1 資金情報に関する会計基準



図表 2-2 IASC と IASC 理事国のキャッシュ・フロー情報の開示基準の変遷

	1970年	1980年	1990年	2000年		
アメリカ	71.3 △	86.10 ○	87.11 ◎	89.2.12 ◎		
カナダ	74.8 △	84.11 ○	85.9 ◎	96.5 ▲	98.6 ●	
イギリス	75.7 △		90.7 ○	91.9 ◎	95.12 ▲	96.10 ●
オーストラリア		83.3 △	91.5 ○	91.12 ◎	97.3 ▲	97.10 ●
ニュージーランド		79.7 △	91.2 ○	92.3 ◎	93.8 ◎	
南アフリカ	73 △	86.3 ○	88.7 ◎	95.4 ▲	96.5 ●	
国際会計基準委員会		77.10 △	91.7 ○	92.10 ◎		

- △ 財政状態変動表の基準
- 財政状態変動表基準を改訂するための公開草案
- ◎ キャッシュ・フロー計算書の基準
- ▲ キャッシュ・フロー計算書基準をさらに改訂するための公開草案
- 改訂キャッシュ・フロー計算書基準

(出典：小西 [2004], p.136 より作成)

次いで、1975年にイギリスにおいても SSAP 第 10 号「資金の源泉と用途に関する計算書」の設定をおこない、資金情報の公表が強制されることとなった。イギリスの会計基準は、資金の源泉と用途を対比させて一期間における資金の変動を明らかにすることを要求している。しかし、アメリカと同様に資金概念に関しては明確な規定をおこなっていないために、多様な実務が形成されることとなった。

会計先進国で資金情報に関する会計基準が順次に新設されたのを受けて、国際会計基準においても、1977年に第7号「財政状態変動表」が設定されることとなった。国際会計基準については節を改めて考察する。

上述のように APB 意見書第 19 号がアングロ・サクソン諸国へ影響を及ぼしたのであるが、資金概念や情報の表示区分が明確に規定されていなかったため、多様な実務が並存することとなった。その後、1987年 FASB 基準書第 95 号により収斂され、再び諸外国へと普及していくこととなった。その影響は最初に、1991年イギリスにおける FRS 第 1 号「キャッシュ・フロー計算書」の規定としてあらわれた。

1-2.国際会計基準

1977年10月に公表された国際会計基準第7号「財政状態変動表」(IAS7)は、アメリカを原発とする世界的潮流を背景にして、1992年10月に、国際会計基準改訂第7号「キャッシュ・フロー計算書」¹⁵¹(IAS-R7)が IASC から公表された。その後、IAS-R7 は 1993年10月に IOSCO によってコアスタンダードとして承認されたことにより、実質的にキャッシュ・フロー計算書は貸借対照表と損益計算書と同様に基本財務諸表として世界的に認識された。

図表 2-2 からわかるように、改訂には IAS の作成および改訂に影響力を持つ IASC 理事国のうち、カナダ、アメリカ、南アフリカ、イギリスおよびオーストラリアの 5 カ国が、IAS-R7 の公開草案第 36 号「キャッシュ・フロー計算書」¹⁵²(ED36) が公表された 1991年7月までに自国においてキャッシュ・フロー情報開示に関する基準または公開草案を公表したという背景がある¹⁵³。

IAS-R7 の公表後は、既にキャッシュ・フロー計算書基準を公表していた南アフリカは 1996年に¹⁵⁴、オーストラリアは 1997年に¹⁵⁵、そしてカナダは 1998年に¹⁵⁶現行基準を IAS-R7 と同様の基準書に改訂をおこなった。イギリスも 1996年に改訂はおこなったが¹⁵⁷、IAS-R7 と同様な基準にしたわけではなく、IAS-R7 への独自の調整が図られた。

¹⁵¹ IASC [1992]

¹⁵² IASC [1991]

¹⁵³ [鎌田 1997]

¹⁵⁴ SAICA [1996]

¹⁵⁵ AASB [1997]

¹⁵⁶ CICA [1998]

¹⁵⁷ ASB [1996]

1-2-1.公表の背景

IASC は、キャッシュ・フロー計算書に関する IAS の作成の基礎を目的として、三つの報告書を公表している。『IAS の利用と適用に関する調査』¹⁵⁸ (「IAS 調査」), 『財務諸表の作成表示に関する枠組み』¹⁵⁹ (「枠組み」) および『趣旨書 財務諸表の比較可能性』¹⁶⁰ (「趣旨書」) を用いて IAS7 の改訂をおこない、IAS-R7 を公表している。

図表 2-3 IASCにおけるキャッシュ・フロー計算書基準の設定経緯

年月	基準書
1976年 6月	公開草案第7号「資金の源泉と用途に関する計算書」(ED7)を公表
1979年 10月	国際会計基準第7号「財政状態変動表」(IAS7)を公表
1988年 5月	『財務諸表の作成表示に関する枠組み(案)』を公表
7月	『IASの利用と適用に関する調査』
1989年 1月	公開草案第32号「財務諸表の比較可能性」(ED32)を公表
7月	『財務諸表の作成表示に関する枠組み』を公表
1990年 7月	『趣旨書 財務諸表の比較可能性』を公表
1991年 7月	公開草案第36号「キャッシュ・フロー計算書」(ED36)を公表
1992年 10月	国際会計基準改訂第7号「キャッシュ・フロー計算書」(IAS-R7)を公表
1993年 10月	IOSCOによるIAS-R7をコア・スタンダードとして支持することを表明

(著者作成)

図表 2-4 IAS7 への準拠状況

IASと国内基準との関係	IAS7を国内規定として採用している国	IAS7を基礎として国内規定を作成している国	国内規定が独自に発達し、重要な箇所はIAS7に準拠している国	国内規定はないが、国内の会計実務はIAS7に準拠している国	国内規定が独自に発達し、IAS7に準拠していない国	国内規定はなく国内の会計実務はIAS7に準拠していない国
国名	ボツワナ キプロス マラウィ マレーシア オマーン パキスタン ジンバブエ	ジャマイカ レソト シンガポール スリランカ	オーストラリア ブラジル カナダ デンマーク フィジー フィンランド 香港 インドネシア アイルランド 日本 ケニア メキシコ モロッコ オランダ ニュージーランド ノルウェー 南アフリカ スペイン スウェーデン 台湾 タンザニア イギリス アメリカ	アブダビ オーストリア バーレーン ドバイ フランス ガーナ アイスランド イタリア クウェート マルタ ナイジェリア サウジアラビア スワジランド トリニダードトバコ ユーゴスラビア	ドイツ	ベルギー ギリシャ スイス
国数	7	4	24	15	1	3

(注: 太字で表している国は理事国)

(出典: IASC [1988] より作成)

¹⁵⁸ IASC [1988]

¹⁵⁹ IASC [1989]

¹⁶⁰ IASC [1990]

図表 2-3 はキャッシュ・フロー計算書に関する基準の設定の経緯を表したものである。IASC は 1986 年に IAS 加盟国 70 カ国に対して質問状を送付し、各国の IAS の利用と適用の種類および範囲に関する状況を調査した。結果として、1988 年 7 月に 54 カ国からの返答をまとめ、「IAS 調査」を公表した。図表 2-4 は各国の IAS7 への準拠状況が六つに類型されて示されている¹⁶¹。

IASC は運転資本の変動を中心に報告した計算書の作成からキャッシュ・フローの変動を報告した計算書の作成に、世界的に移行していることを十分に認識していた。しかし、「IAS 調査」において、1988 年の時点では世界各国でキャッシュ・フローの変動を報告する計算書の利用と、計算書の財務諸表における位置づけが確定していないとの理由により、運転資本の変動の報告を主目的としている IAS7 の改訂時期ではないという判断を下した。

1-2-2. 『財務諸表の作成表示に関する枠組み』（「枠組み」）

「枠組み」は 1988 年の公開草案の公表を経て、翌 89 年 7 月に公表された。報告書では、「財務諸表の目的は広範囲な利用者が経済意思決定をおこなう際に有用な企業の財務状態、経営成績および財政状態の変動についての情報を提供することである¹⁶²」と述べ、「財政状態の変動についての情報は、貸借対照表とは別個の計算書を用いて財務諸表に表示される¹⁶³」とし、「財政状態の変動についての情報は、一会計期間中の企業の投資活動、財務活動および営業活動を評価するために有用であって、また、キャッシュおよびキャッシュ同等物を発生させる企業の能力と、こうしたキャッシュ・フローを利用する企業の要求を評価するための基礎を利用者に提供する際に有用である¹⁶⁴」と述べている。財政状態変動表を作成するにあたっての資金を、すべての財務資源、運転資本、流動資産またはキャッシュ等さまざまに定義することを認め¹⁶⁵、資金概念を定義することに対して極めて慎重な態度を示していることから、IASC がキャッシュ・フロー計算書基準への改訂を十分に考慮していることがわかる。

1-2-3. 『趣旨書 財務諸表の比較可能性』（「趣旨書」）

「趣旨書」は 1989 年の公開草案を経て翌 90 年 7 月に公表されている。当該報告書は IAS

¹⁶¹ 理事国であるヨルダンと韓国は、どこにも分類されていない。

¹⁶² IASC [1989], par.12.

¹⁶³ *Ibid.*, par.19.

¹⁶⁴ *Ibid.*, par.18.

¹⁶⁵ *Ibid.*, par.18.

により認められている代替的な会計処理の数を減らすための基礎を提供した「枠組み」へ準拠したうえで、一つの標準的な会計処理を取り決め、代替的な会計処理を一つに限定することを基本とし、財務諸表の比較可能性を高めることを目的とした。IASC は財務諸表の比較可能性を高めることにより、会計基準の国際的調和化を促進しようと考えた。「趣旨書」においては、キャッシュ・フロー計算書に関する基準の作成が、現在のプロジェクトに含まれていることを表明し¹⁶⁶、IAS7 で資金概念や作成表示に関して複数の選択が認められていたことに対する改善の意図を含めることとした。

1-3.理事国基準の比較

図表 2-5 は、1991 年 7 月に公表された ED36 に対する主要な会計基準設定主体の意見をまとめたものである。ED36 が公表された 1991 年 7 月までには、カナダ、ニュージーランド、アメリカおよび南アフリカにおいて、キャッシュ・フロー情報に関する基準を公表しており、イギリスとオーストラリアでは公開草案を公表している。その後、イギリスとオーストラリアでは、IAS-R7 が公表される 1992 年 10 月よりも前に基準を公表しているという背景がある。

図表 2-5 ED36 に対する主要会計基準設定主体の意見

		FASB	CCAB	CICA	AARF/AAS	NZSA	SAICA	
1	利用目的	○	—	—	—	—	△	
2	適用範囲	○	△	△	—	—	—	
3	資金概念	△	△	△	—	△	△	
4	形式(3区分)	○	△	△	△	—	—	
5	特定項目の分類	1) 利息・配当金	△	△	△	○	△	—
		2) 法人税	○	—	—	△	—	—
		3) 異常項目	△	—	△	—	—	—
6	CFOの表示(直説法と間接法)	○	△	△	△	△	△	
7	非キャッシュ・フロー取引	○	○	—	—	—	—	
8	為替変動の影響	○	—	△	—	○	—	
9	キャッシュ・フローの純額報告	○	—	△	△	—	—	
10	非キャッシュ取引の開示	△	○	△	△	—	○	

(注) ○: ED36の規定を明確に指示している。
 △: ED36の規定を修正するように提案している。
 —: コメントすべき事項をして特別に取り上げていない。

(出典: IASC [1991] より作成)

¹⁶⁶ IASC [1990], par.16.

図表 2-6 IAS-R7 と各国基準との比較

基準名		IASG	アメリカ	カナダ	南アフリカ	イギリス	オーストラリア	日本	
基準名		国際会計基準改訂第7号「キャッシュ・フロー計算書」(1992,10)	財務会計基準書第95号「キャッシュ・フロー計算書」(1987,11)	GICAハンドブック、セクション1540「財政状態変動表」(1985,9)	会計基準第118号「キャッシュ・フロー情報」(1988,7)	財務報告基準第1号「キャッシュ・フロー計算書」(1991,9)	AASB第1026号「キャッシュ・フロー計算書」(1991,12)	大蔵省令第41号「企業内容等の開示に関する省令」(1988,10)	
1. 利用目的		※①流動性、支払能力および財務弾力性の評価 ②将来のキャッシュ・フローの金額、時期および確実性の指標 ③キャッシュ管理と投資代替案の評価 ④利益の質の評価 ⑤企業間の経営業績報告の比較可能性を高めること	①将来のキャッシュ創出能力の評価 ②支払能力と外部資金調達能力の評価 ③純利益とキャッシュ・フローとの差異原因の評価 ④キャッシュ・非キャッシュの投資・財務取引の財政状態への影響の評価	①流動性と支払能力についての一層良い指標となること ②キャッシュ創出能力の評価	規定なし	①流動性、存続可能性および財務適応能力の評価 ②5区分の表示によりキャッシュ・フローの構成要素を強調し、異なる企業間のキャッシュ・フロー情報を比較可能	①将来のキャッシュ創出能力の評価 ②支払能力の評価 ③資金調達能力の評価	規定なし	
2. 適用範囲		※全ての企業	一部企業と年金基金は除く	公表することによって便益をもたらす全ての企業	全ての企業	小規模企業と完全所有子会社を除く全ての企業	全ての企業	有価証券報告書届出企業	
3. 資金概念	定義	キャッシュおよびキャッシュ同等物	キャッシュおよびキャッシュ同等物	キャッシュおよびキャッシュ同等物	キャッシュおよびキャッシュ同等物	キャッシュおよびキャッシュ同等物	キャッシュおよびキャッシュ同等物	現金および預金並びに市場性のある一時所有の有価証券	
	現金同等物	期間限定	規定なし	3ヶ月以内	規定なし	規定なし	3ヶ月以内	規定なし	規定なし
		当座借越	(キャッシュに)含める	(キャッシュに)含める	規定なし	規定なし	※含める	※含める	規定なし
		一時所有株式	含めない	含めない	含める	規定なし	含めない	含めない	含める
例示	※3ヶ月以内に償還の優先株式の取得	財務省証券コマーシャル・ペーパー	短期借入金	金融市場証券	例示なし	※銀行手形、マネーマーケットファンド	※国債証券、地方債証券		
作成表示	4. 形式	3区分	3区分	3区分	3区分	5区分	3区分	2区分	
	5. 特定項目の分類	利息収入	いずれも可	営業活動	規定なし	営業活動	投資報酬・資金調達費用	規定なし	事業活動・営業外収入
		利息支出	いずれも可	営業活動	規定なし	営業活動	投資報酬・資金調達費用	規定なし	事業活動・営業外支出
		配当金収入	いずれも可	営業活動	規定なし	営業活動	投資報酬・資金調達費用	規定なし	事業活動・営業外収入
		配当金支出	いずれも可	財務活動	財務活動または営業活動	営業活動	投資報酬・資金調達費用	規定なし	事業活動・決算支出等
		法人税支出	(投資、財務活動に結び付けられる場合を除き)営業活動	営業活動	規定なし	営業活動	税金	規定なし	事業活動・決算支出等
	異常項目収支	いずれも可	営業活動	いずれも可	営業活動	いずれも可	規定なし	規定なし	
6. 営業活動によるキャッシュ・フロー	直接法または間接法	直接法または間接法	直接法または間接法	間接法	直接法または間接法	直接法	表示しない		
7. 非キャッシュ取引	表示しない	表示しない	表示しない	原則、表示しない	表示する	表示しない	規定なし		

(注) ※は基準以外、例えば実施指針等で示されているものを表す。太字はIAS-R7と一致しない項目。

(出典：小西 [2004], pp.144-145 を加筆)

IAS の作成および改訂に強い影響力を持つカナダ、アメリカ、南アフリカ、イギリスおよびオーストラリアの5つの理事国のキャッシュ・フロー情報開示に関する基準が、IAS-R7 に反映されていると考えられる。ED36 に関して寄せられたコメントレターで、当該国は、自国のキャッシュ・フロー情報開示に関する基準と ED36 との相違点を中心にコメントレターにより意見表明をしている¹⁶⁷。

コメントレターのなかで意見の多かった上位7項目は、①利用目的、②適用範囲、③資金概念、④表示形式、⑤特定項目の分類、⑥営業活動によるキャッシュ・フローの報告、⑦非キャッシュ取引についてである。項目に関して、IAS-R7 と五つの理事国の基準を比較したものが図表 2-6 である。

(1) 利用目的

IAS-R7 においては、キャッシュ・フロー情報の効用と題して、キャッシュ・フロー計算書の利用目的が示されているが¹⁶⁸、明確に規定することが困難なためであるのか、基準というものではなく、基準を理解する場合に参照される実務指針において、各国基準を網羅するように示されている。

利用目的の一つにキャッシュ・フロー計算書は異なる会計処理の採用による影響を除去するので、企業間の経營業績報告の比較可能性を高めるとしており¹⁶⁹、会計基準の国際的調和化を促進しようとする IASC の意図を反映したものとなっている。その他の四つの利用目的は次の通りであるが、アメリカ等と趣旨が同様となっている。

- ① 企業の純資産の変動、流動性、支払能力および財務弾力性を評価すること。
- ② 企業のキャッシュおよびキャッシュ同等物を獲得する能力を評価すること。
- ③ 異なる企業の将来キャッシュ・フローの現在価値を評価し、比較するためのモデルを開発すること。
- ④ 収益性と正味キャッシュ・フローの関係の評価および価格変動の影響の評価をすること。

(2) 適用範囲

IAS-R7 の他の内容では、適用範囲においては、実務指針ですべての企業に対してキャッシュ・フロー計算書の作成を求めている¹⁷⁰。イギリスでは小規模会社、建設会社、完全所

¹⁶⁷ 鎌田 [1996a]

¹⁶⁸ IASC [1992], par.4, 5.

¹⁶⁹ *Ibid.*, par.4.

¹⁷⁰ *Ibid.*, par.3.

有子会社および生命保険会社を適用範囲から除外し、アメリカでは一部の企業の年金基金を適用範囲から除外しており、これらを考慮したために基準としてではなく実務指針として示したと思われる。

(3) 資金概念

資金概念においては、各国基準と同様にキャッシュおよびキャッシュ同等物を規定している¹⁷¹。基準においては、キャッシュは手許キャッシュおよび要求払預金であると説明しており、キャッシュ同等物は短期で流動性が高い投資のうち、容易に一定額に換金が可能であり、また価値の変動に関して少しのリスクしか負わないものと説明している¹⁷²。

ここで問題となるのは、キャッシュ同等物が3ヶ月以内に換金されるものに限定されるかどうかということと、キャッシュ同等物の内容である。同内容については、各国基準が分かれているため、または明確に定義できていないために実務指針で示されている。

実務指針はアメリカとイギリスと同様に、3ヶ月以内が一つの目安であることを示唆しているが、内容については明らかにしていない。基準では当座借越については、要求払預金のマイナス項目と解釈するために、アメリカと同様にキャッシュに含めている。しかし、イギリスとオーストラリアがキャッシュ同等物に含めているものとは違った解釈をしている。カナダではIAS-R7や他の理事国とは唯一異なっており、キャッシュ同等物に一時所有の有価証券を含め、さらに短期借入金を例示している。

(4) 表示形式

IAS-R7では、キャッシュ・フロー計算書は営業活動、投資活動および財務活動の三区区分として、期中のキャッシュ・フローを表示しなければならないと規定している¹⁷³。イギリスだけが3区分ではなく5区分を採用しており、①営業活動、②投資報酬・資金調達費用、③税金、④投資活動、⑤財務の5区分であったが、その後に基準を改訂し、5区分をさらに詳細に8区分とした¹⁷⁴。同区分は、①営業活動、②投資報酬および資金調達費用、③税金、④資本的支出および財務的投資、⑤取得および処分、⑥株式配当金支出、⑦流動資源の管理および⑧財務の区分である。

(5) 特定項目の分類

利息、配当金、法人税、および異常項目に関しては、項目は每期継続した方法であるな

¹⁷¹ IASC [1992], par.6.

¹⁷² *Ibid.*, par.7.

¹⁷³ *Ibid.*, par.10.

¹⁷⁴ イギリスは、1996年にFRS第1号を改訂し、表示区分を5区分から8区分に変更している。

らば、営業活動、投資活動、財務活動のなかのいずれの区分に表示することを IAS-R7 では容認している¹⁷⁵。理由としては、項目をどこに分類するかについては、理論的にも実務的にも意見が分かれてしまうからである。しかし、法人税に関しては原則的に営業活動の区分に含めるよう求めている¹⁷⁶。

アメリカ、イギリス、南アフリカは、項目のすべてを区分指定しているが、実務上では、アメリカ等のアニュアルレポートから判断すると必ずしも守られていないことが分かる。オーストラリアについては、IAS-R7 と同様に区分指定がされていない。

(6) 営業活動によるキャッシュ・フローの報告

営業活動によるキャッシュ・フローの報告の表示方法については、IAS-R7 は直接法と間接法の両方を認めているが¹⁷⁷、実務指針では直接法を奨励している¹⁷⁸。オーストラリアが直接法のみを採用しているのに対して、南アフリカは間接法のみを採用している。カナダ、およびイギリスは直接法と間接法の両方を認めており、アメリカは IAS-R7 と同様に直接法を奨励している。

(7) 非キャッシュ取引

IAS-R7 では、非キャッシュ取引はキャッシュ・フロー計算書の本文に表示しないことを要求している¹⁷⁹。アメリカ、イギリス、オーストラリアでは IAS-R7 と同様にキャッシュ・フロー計算書の本文に表示しないことを要求しているが、南アフリカは財務活動または投資活動の区分に表示することを要求し、カナダは取引の本質により判断をおこない、財務活動または投資活動に表示することを求めている。

1-4.IAS-R7 の特質

IAS7 を改訂したものが IAS-R7 である。改訂された背景には、ニュージーランドと、IASC 理事国であるカナダ、アメリカ、南アフリカ、イギリスおよびオーストラリアにおいて、キャッシュ・フロー情報の開示基準が既に公表されたことを受けて、各国がキャッシュ・フロー計算書を主要な財務諸表の一つとして位置づけたことに対して IASC が敏感に即応したものである。IAS7 において資金概念や作成表示について多数の選択が認められていたことを改善し、キャッシュ・フロー計算書の比較可能性を高めることも意図している。

¹⁷⁵ IASC [1992], par.31.

¹⁷⁶ *Ibid.*, par.35.

¹⁷⁷ *Ibid.*, par.18.

¹⁷⁸ *Ibid.*, par.19.

¹⁷⁹ *Ibid.*, par.43.

IAS-R7をIASC理事国基準と比較すると、IAS-R7は各国基準が準拠できるように設定されていることは明らかである。キャッシュ・フロー計算書においては、同一取引および事象に対する異なった会計処理の採用による影響が除去されるために、企業間ならびに各国間の比較可能性が他の財務表と比べて高いとして認識されている。反面、IAS-R7では依然として作成表示に関して複数の選択を認めているために、比較可能性は特に低下しているといわざるを得ない。

2.わが国の会計基準

本節では、①1953年の「省令」による資金繰表、②1988年の「開示省令」による資金収支表、および③1999年の「財表等規則」によるキャッシュ・フロー計算書を比較検討し、わが国のキャッシュ・フロー計算書の特徴を明らかにする。

2-1.導入の過程

わが国においては、1953年に証券取引法に基づいて大蔵省令「有価証券の募集又は売出の届出等に関する省令¹⁸⁰」（「省令」）が施行されたことにより、証券取引法が適用される企業は、有価証券報告書等で財務諸表外の情報として資金繰表を開示してきた。その後資金繰表は、企業活動の多角化や国際化の進展、ディスクロージャー制度をめぐる著しい環境の変化により、企業経営活動の情報を的確に表さないといわれるようになった。そうした状況から、企業会計審議会は1986年10月の「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）¹⁸¹」（「中間報告」）の公表をおこない、同報告に基づき「省令」は大幅に改正された（「改正省令」）。「改正省令」は1987年4月から企業に対して、資金繰表の代わりに資金収支表を財務諸表外の情報として公表することを要求した¹⁸²。その後「改正省令」は1988年10月に「企業内容等の開示に関する省令¹⁸³」（「開示省令」）と改称された。

図表2-2にあるように、1992年にIAS-R7「キャッシュ・フロー計算書」が公表された後に、南アフリカは1996年、オーストラリアは1997年、カナダは1998年にIAS-R7と同様のキャッシュ・フロー計算書基準を改訂した。一方で、イギリスは1996年10月に、これ

¹⁸⁰ 大蔵省令第74号

¹⁸¹ 企業会計審議会〔1986〕

¹⁸² 大蔵省令第2号 第2号様式（記載上の注意）（サ）

¹⁸³ 大蔵省令第41号

までのキャッシュ・フロー計算書基準を改訂した財務報告基準改訂第1号「キャッシュ・フロー計算書」を公表した。

海外諸国の動向は、わが国の会計基準にも多大な影響を与えた。企業会計審議会は、1995年11月の金融システム改革に関する内閣の指示を踏まえて、国際的調和等の観点から整備すべき企業会計上の諸問題について審議を進めてきた。その一つとして、企業会計審議会の第一部会において連結財務諸表制度の見直しがおこなわれた。ここでの主な論点は、①実質支配力基準の導入を踏まえた連結範囲の検討、②連結情報の充実と単体情報の整理および効率化、③中間連結財務諸表および連結キャッシュ・フロー計算書の導入であった。金融商品部会においては、金融商品に関する会計の見直しがおこなわれてきた。ここでの論点は、①金融商品の包括的な会計処理基準の検討、②時価会計およびヘッジ会計のあり方の検討であった。企業会計審議会は、論点を整理した後に、1997年6月に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」を公表した。企業会計審議会の第1部会において、同年8月から意見書を踏まえた中間連結財務諸表等および連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準について審議をおこない、12月に公開草案である「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」および「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」(「意見書」)を公表した。公開草案に対しては広く一般から意見が寄せられ、意見を検討した後に1998年3月最終報告書が公表された。つまり、資金収支表の代わりにキャッシュ・フロー計算書を基本財務表として開示することを求めた。「意見書」により、1999年3月に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(財務諸表等規則)」「(財表等規則)」は改正されて、連結財務諸表を作成する企業は連結キャッシュ・フロー計算書の作成をおこない、そうでない企業は個別キャッシュ・フロー計算書の作成をおこない公表することとなった。

その他については、金融商品会計基準の作成に向けた審議は金融商品部会でおこなわれ、1999年1月「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表された。2002年8月には「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表され、時価会計の適用範囲が広がっている。

上述のように、わが国における財務諸表制度の見直しは、キャッシュ・フロー計算書の基本財務諸表としての導入や時価会計の導入が不可欠であった。背景には、①わが国の金融システム改革では会計制度改革の必要性が非常に高いこと、②国際会計基準が世界各国で受け入れられ始めており、グローバルな資金調達をおこなうためには、わが国会計基準

の国際的調和化としての IAS への準拠が不可欠になっていたことをあげることができる。なお、図表 2-7 は資金繰表、資金収支表、キャッシュ・フロー計算書、ならびに IAS-R7 によるキャッシュ・フロー計算書を比較したものである。

2-2.資金繰表

(1) 資金概念

「省令」による資金繰表で用いられている資金概念は、現金および預金である。「省令」においては資金概念を明記していないが、資金繰表における期首および期末資金残高は貸借対照表の現金預金と一致していることから明確である。しかし、例外的には一部の企業は、現金預金残高に長期預金を含めたり、前期繰越残高および次期繰越高において短期貸付金を含めたりしていた。

(2) 作成表示

作成表示に関しては、「省令」では表示区分を特に定めていないため、多くの企業は収支の内訳の区分を設けずに、収入と支出に分けて各科目を一様に表示しているに過ぎない。表示形式は営業活動をはじめとして、財務活動や投資活動による収支を明確に示さないものであったが、公表された資金繰表のなかには、例外的に収支を事業活動と財務活動という二つの区分に分類している企業もあった。事業活動による収支では、「営業収入」、「原材料費」のような営業活動に関する収支と、設備等の投資活動に関する収支も含まれている。財務活動にともなう収支は資金調達にともなう収支で借入金、社債、株式発行等の取引が含まれている。この場合、事業活動にともなう収支が最初に示され、その次として財務活動にともなう収支が示されている。

当期の収支を営業活動にともなう収支、投資活動にともなう収支、および財務活動にともなう収支の 3 区分に分類して表示した事例もみられた。営業活動にともなう収支には、「営業収入」、「原材料費」、「労務費」、「経費」のような主な営業活動に関する収支と、営業外収入や営業外支出のような営業外活動に関する収支、これら以外の営業活動に関連する活動にともなう収支が含まれている。

投資活動にともなう収支では、「固定資産売却収入」、「土地・建物等の取得のための支出」という非経常的な長期の投資収支である。財務活動にともなう収支では、「借入金」、「借入金返済」、「社債」、「社債償還」のような負債および株主持分に変動をもたらす収支である。

3 区分の資金繰表では、経常支出のなかで、配当金や法人税等の決算支出についての個別

区分が設けられている。

図表 2-7 IAS-R7 と資金繰表、資金収支表、キャッシュ・フロー計算書の比較

		資金繰表	資金収支表	キャッシュ・フロー計算書	IAS-R7	
基準名等	(1) 基準名	証券取引法第24条大蔵省令第74号「有価証券の募集又は売出の届出等に関する省令」	証券取引法第24条大蔵省令第41号「企業内容等の開示に関する省令」	証券取引法第24条大蔵省令第21号、22号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」	国際会計基準改訂第7号「キャッシュ・フロー計算書」	
	(2) 施行(公表)日	昭和28年(1953)年9月1日施行、昭和46年一部改正	昭和63(1988)年10月1日施行	平成11年(1999)年4月1日施行	1992年10月公表	
	(3) 位置づけ	財務諸表外の情報	財務諸表外の情報	基本財務諸表	基本財務諸表	
目的	(4) 利用目的	規定なし	規定なし	規定なし	①流動性、支払能力および財務弾力性の評価 ②将来のキャッシュ・フローの金額、時期および確実性の指標 ③キャッシュ管理と投資代替案の評価 ④利益の質の評価 ⑤企業間の経営業績報告の比較可能性を高めること	
	(5) 作成目的	規定なし	事業活動にともなう収支と資金調達活動にともなう収支に区分して、連続する2期間と第2期の中間の実績を示す。	一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を活動区分別に報告する。		
適用範囲	(6) 報告単位	個別	個別	個別または連結	連結	
	(7) 適用範囲	有価証券報告(届出)書提出企業	有価証券報告(届出)書提出企業	有価証券報告(届出)書提出企業	すべての企業	
資金概念	(8) 定義	現金預金	現金及び預金並びに市場性のある一時所有の有価証券	現金および現金同等物	現金および現金同等物	
	(9) 現金同等物	期間限定 短期投資の種類	—	3ヶ月 ①定期預金 ②譲渡性預金 ③コマーシャル・ペーパー ④売戻し条件付現貨 ⑤公社債投資信託	規定なし 3ヶ月以内に償還の優先株式の取得	
作成表示	(10) 表示形式	区分しない(収入、支出)	2区分(事業活動にともなう収支、資金調達活動にともなう収支)	3区分(営業活動、投資活動、財務活動)	3区分(営業活動、投資活動、財務活動)	
	(11) 特定項目の表示分類	利息収入	規定なし	事業活動	営業活動または投資活動	いずれも可
		利息支出	規定なし	事業活動	営業活動または財務活動	いずれも可
		配当金収入	規定なし	事業活動	営業活動または投資活動	いずれも可
		配当金支出	規定なし	事業活動	財務活動	いずれも可
		法人税支出(還付)	規定なし	事業活動	営業活動	(投資、財務活動に結び付けられる場合を除き)営業活動
		異常項目(例外的項目)	規定なし	規定なし	規定なし	いずれも可
	(12) 営業活動によるキャッシュ・フローの表示(直接法・間接法)		(直接法)	(直接法)	直接法または間接法	直接法または間接法
(13) 非キャッシュ取引		規定なし	規定なし	注記事項	表示しない	
(14) 照合式・残高式		規定なし	照合式	照合式	照合式	
(15) 為替変動の影響		規定なし	低価法適用にともなう評価損等調整額に含める	正味キャッシュ増減額の前に区分表示	期首キャッシュ残高の次に区分表示	

(出典：小西 [2004], pp.153-154 を加筆)

「省令」においては、資金繰表の基礎的な枠組みを示すだけのものであったため、収入と支出だけの無区分の資金繰表がほとんどであった。

資金繰表における収支科目は極めて限定されていた。「省令」が例示している収入の部は、①営業収入、②営業外収入、③借入金、④増資又は社債発行による収入、⑤その他の収入である。また、支出の部は、①原材料費、②人件費、③経費、④設備費、⑤借入金返済、⑥その他の支出である¹⁸⁴。その後の1971年には「省令」の一部が改正され、支出の部は、①支払利息、②配当金、③税金が追加されて合計9科目となった。当該科目は、営業活動および財務活動に関するものが多く、投資活動に関する科目は「設備費」だけであり、その他の投資活動に関する科目は「その他の収入」または「その他の支出」に含まれることとなった。

表示形式に関しても「省令」においては特に定められてはいないが、多くの企業では、期首の資金残高に当期の増減額を加減することにより、期末の資金残高を示す照合式を用いていた。照合式の資金繰表は二つに分類されている。第一の形式では、期首資金残高に当期の収入を加え、その後当期支出を控除することにより、期末資金残高を求める形式である。第二の形式では、期首資金残高に当期収入から当期支出を差し引いた正味収支を加減することにより、期末資金残高を示す形式あり、当期の収支が強調されることになる。

2-3.資金収支表

1986年10月の「中間報告」に基づいて大蔵省は「開示省令」公表した。結果として、有価証券報告書等を提出する義務のある企業に対しては、資金繰表の代わりに資金収支表を開示するとした。

(1) 資金概念

「開示省令」における資金概念は、現金および預金並びに市場性のある一時所有の有価証券であった。該当する現金の主な例を挙げると、①通貨、②小口現金、③手許にある当座小切手、④送金小切手、⑤送金為替手形、⑥預金小切手、⑦郵便為替証書、⑧振替貯金払出証書である。市場性のある一時所有の有価証券とは、有価証券のうちで現金化される有価証券で、一時的な遊資を利用するために所有するものと、1年以内に確実に現金化すると認められる有価証券が含まれる。有価証券には、国債証券、地方債証券、株券、社債券等があり、転換社債券や新株引受権付社債券も含まれる。

¹⁸⁴ 大蔵省令第74号 省令第2号様式（記載上の注意）(ナ)

市場性のある一時所有の有価証券を含めた理由に関して「中間報告」では、現預金だけでは企業活動の実態が十分反映されていないと述べている。同時期に、アメリカでは財政状態変動表の広範囲な資金概念からその範囲を現金および現金同等物に限定することにより、キャッシュ・フロー計算書の比較可能性を高めようとしていたのに対して、資金収支表では資金概念に一時所有の有価証券を含めたために、資金情報に資産評価の問題を持ち込むこととなってしまう、結果として資金収支表の比較可能性を低下させることとなった。

(2) 作成表示

資金情報を利用するものの理解を容易にするためには、企業のさまざまな活動にともなう収支科目をある一定の区分を設けて分類して表示することは有用である。資金収支表では、資金収支の科目は事業活動にともなう収支と資金調達活動にともなう収支という2区分に分類されている。投資活動にともなう収支は事業活動の区分に含まれている。

図表 2-8 別紙様式の内容

事業活動にともなう収入	事業活動にともなう支出
1 営業収入	1 原材料又は商品仕入
2 受取利息、受取配当金等収入	2 人件費支出
3 その他の営業収入	3 その他の営業支出
4 有形固定資産売却	4 支払利息・割引料等支出
5 投資有価証券売却	5 その他の営業外支出
6 貸付金(短期を含む)回収	6 有形固定資産取得
7 その他の有形固定資産売却等収入	7 投資有価証券取得
	8 貸付金(短期を含む)
	9 その他の有形固定資産取得等支出
資金調達活動にともなう収入	資金調達活動にともなう支出
1 短期借入金(手形借入金を含む)	1 短期借入金返済
2 割引手形	2 長期借入金返済
	(1年以内に返済予定のものを含む)
3 長期借入金	3 社債償還
4 社債発行	4 その他の支出
5 増資	
6 その他の収入	

(著者作成)

「企業内容等の開示に関する取扱通達」において、資金収支表の収支科目は「おおむね1986年10月31日企業会計審議会の中間報告「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について」における別紙様式によるものとする」と規定してい

る¹⁸⁵。

別紙様式による収支科目は、事業活動にともなう収支では、収入の部が7科目、支出の部が9科目であり、資金調達にともなう収支では、収入の部が6科目、支出の部が4科目となり、資金情報の内容は大幅に改善された。

資金収支表では、当該年度の前半期の収支の実績を記載することとなっているため、年度内の収支の傾向を判断できる。資金収支表では次年度前半期の資金収支計画を示すことにもなっている。計画の数字が示されているため、実勢を評価することも可能であり、企業がおこなっている売上計画からのインカム・フローの予測や、売掛金・買掛金等の運転資本の回収および支払いの予測や、設備投資や資金調達のようなさまざまな予測を知ることが可能となっている。

資金収支表は収支の総額を示しているため、キャッシュ・フロー計算書に当てはめれば直接法を採用していることになる。事業活動にともなう収支には「営業収入」、「営業外収入」、「営業支出」、「営業外支出」は計算されているのではあるが、内部活動から得られた資金である営業利益にともなう資金や、経常利益にともなう資金が計算されていないため、独立した科目として表示させることが望ましいと考える。

2-4.キャッシュ・フロー計算書

次いで、「財表等規則」のキャッシュ・フロー計算書を資金収支表、またはIAS-R7のキャッシュ・フロー計算書と比較しながら検証していくこととする。

(1) 目的

「財表等規則」においては、キャッシュ・フロー計算書の作成目的はIAS-R7と同様に、一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を活動区分別に報告することであるとしている。

利用目的に関してIAS-R7においては、①企業の純資産の変動、流動性、支払能力、財務弾力性を評価すること、②企業のキャッシュおよびキャッシュ同等物を獲得する能力を評価すること、③異なる企業の将来のキャッシュ・フローの現在価値を評価し、比較するためのモデルを開発すること、④収益性と正味キャッシュ・フローの関係の評価および価格変動の影響を評価すること、⑤経営成績報告の企業間の比較可能性を高めることの5つを明記しているが、「財表等規則」では何も触れられていない。

¹⁸⁵ 蔵証第1002号 5-10-6

(2) 資金概念

資金概念に関しては、IAS-R7と同様に現金および現金同等物としている。現金には手許現金に加えて要求払預金も含まれている。現金同等物は取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヶ月以内の短期投資としており、①定期預金、②譲渡性預金、③コマーシャル・ペーパー、④売戻し条件付現先、⑤公社債投資信託が含まれているが¹⁸⁶、資金収支表において資金概念に含まれていた「市場性のある一時所有の有価証券」は除かれ、「財表等規則」の資金概念はIAS-R7に準拠した形をとっている。

(3) 作成表示

作成表示については、「財表等規則」はIAS-R7に準拠し、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動、財務活動の三つの区分に分類して表示すると規定している¹⁸⁷。営業活動によるキャッシュ・フローには営業損益計算の対象となった取引のほかに、投資活動および財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する¹⁸⁸。結果として、「意見書」の営業活動によるキャッシュ・フローの区分では、営業損益計算に関連する収支項目を集計して小計を出して、次いで経常損益計算に関連する収支項目と法人税支出等を加減して営業活動によるキャッシュ・フローが計算されることになる¹⁸⁹。これは資金収支表の流れを受け継いだものであり、わが国独自のものとなっている。

上述してきたように、経常損益計算と対応した経常収支を営業活動によるキャッシュ・フローのなかで計算するためには、利息の収入と支出、および配当金収入を営業活動に表示しなければならない。しかし、利息の収入は投資活動の区分、支出は財務活動の区分、配当金収入は投資活動の区分に分類することも認められている。配当金支出は財務活動の区分に限定して表示される。

IAS-R7では、法人税支出は投資活動と財務活動に結び付けられる場合を除き営業活動に分類され、利息の収入と支出および配当金の収入と支出は、営業活動、投資活動、財務活動のいずれかの区分に表示することを認められているため、「財表等規則」はIAS-R7に準拠しているといえることができる。非キャッシュ取引については、IAS-R7では他の財務諸表で示すためにキャッシュ・フロー計算書では表示しないとしているが、「財表等規則」では

¹⁸⁶ 企業会計審議会 作成基準注解（注2）

¹⁸⁷ 「財務諸表等規則」第101条

¹⁸⁸ 「財務諸表等規則」『作成基準の設定について』、三、3、(2)

¹⁸⁹ 「財務諸表等規則」作成基準注解（注7）様式1

注記することを要求している¹⁹⁰。

「意見書」においては、営業活動によるキャッシュ・フローの表示については直接法と間接法の選択適用を認めており¹⁹¹、IAS-R7と同様のものとなっている。直接法では、①取引の本質にしたがってキャッシュ・フローの総額を報告するために、間接法よりも多くの情報を提供することとなり、②キャッシュ・フローが容易に検証可能であり、③当期利益や減価償却がキャッシュの源泉であるというような誤解を与えないことになる。間接法では、①インカム・フローとキャッシュ・フローとの関係を明確にし、②その作成が容易であり、かつ迅速可能となり、③競争者に多くの秘密を提示しなくてすんでしまう。これに関して「意見書」は、「直接法により表示するためには、親会社および子会社において主要な取引ごとにキャッシュ・フローに関する基礎データを用意することが必要であり、実務上手数料を要すると考えられる¹⁹²」と述べている。しかし、わが国では資金繰表および資金収支表の作成経験を通じて、直接法による収支情報の開示については十分な経験を有しているために、考えられている懸念は必要ない。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

「意見書」においては、連結情報重視の観点から、連結ベースによるキャッシュ・フロー計算書の導入を決定した。根拠には、他の財務表と同様に企業集団の場合には、個別のキャッシュ・フロー計算書だけでは情報の提供は十分ではないというものからである。

同内容に関しては改善の必要性が二つある。第一に、「連結財務諸表原則」は「企業会計原則」を基礎として存在すると明言していることから、「企業会計原則」において、他の財務諸表と同様にキャッシュ・フロー計算書を規定しなければならない。第二に、連結キャッシュ・フロー計算書を公表している企業は、個別キャッシュ・フロー計算書を公表する必要がない。連結キャッシュ・フロー計算書は、個別キャッシュ・フロー計算書を基礎としたうえで存在することを明らかにする必要がある。

¹⁹⁰ 「財務諸表等規則」第108条、三

¹⁹¹ 企業会計審議会 作成基準、第三、一

¹⁹² 企業会計審議会『作成基準の設定について』、三、4②

第3章 第三の財務表としての課題

わが国において、キャッシュ・フロー計算書は2000年3月期決算から連結決算をおこなっている国内企業に対して連結ベースでのキャッシュ・フロー計算書の作成・開示を義務付けるものとされたことにより、第三の財務表としての地位を得た。

前章まで検証してきたように、キャッシュ・フロー計算書によるキャッシュ・フロー情報の必要性は理論的に否めないことは事実である。しかし、財務諸表の体系の一つとして存在するキャッシュ・フロー計算書には以下で述べるように課題が内在すると考えられる。本章では、キャッシュ・フロー計算書に内在する課題について内容を整理し、総合的に検討する。

1. キャッシュ・フロー計算書への移行

1-1. 資金収支表

1988年に大蔵省は「開示省令¹⁹³」により、有価証券報告書等を提出する企業に、資金繰表にかわり資金収支表を開示することを求めることとなった。「開示省令」によれば、資金収支表で用いる資金概念は、「現金および預金並びに市場性のある一時所有の有価証券¹⁹⁴」である。ここでの市場性のある一時所有の有価証券とは、有価証券のうち「随時現金化される有価証券で一時的な遊資を利用するために所有するもの¹⁹⁵」である。

アメリカでは1987年にFASBが公表した財務会計基準書第95号「キャッシュ・フロー計算書¹⁹⁶」（「SFAS第95号」）の資金概念は、現金および現金同等物であった。SFAS第95号では、会計原則審議会意見書第19号「財政状態変動表¹⁹⁷」（「APBO第19号」）による資金概念を狭く規定しているが、「開示省令」においては、同基準とは性質を異にし、資金概念を拡大させることとなった。

「開示省令」は、資金収支表における収支科目を、事業活動にともなう収支と、資金調達活動にともなう収支の2区分とし、事業活動にともなう支出のなかで決算支出等という

¹⁹³ 大蔵省令第41号「企業内容等の開示に関する省令」

¹⁹⁴ 開示省令第二号様式（記載上の注意）（サ）

¹⁹⁵ 蔵証第1004号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領」第三七

¹⁹⁶ FASB [1987]

¹⁹⁷ APB [1971]

小区分を設けて、配当金、法人税等およびその他という 3 科目を示している¹⁹⁸。SFAS 第 95 号では、キャッシュ・フローを営業活動によるキャッシュ・フロー（「CFO」）、投資活動によるキャッシュ・フロー（「CFI」）および財務活動によるキャッシュ・フロー（「CFF」）の 3 区分にしている。「開示省令」は 2 区分方式を採用しているが、事業活動にともなう収支のうち、有形固定資産売却等収入と有形固定資産取得等支出を独立の収支として扱い、別に CFI という区分を設け、事業活動にともなう支出のうち、決算支出等に含まれる支出を営業収支あるいは財務収支に含めれば、「開示省令」による 2 分法を SFAS 第 95 号の 3 分法に変えることも可能となるが、「開示省令」は 3 区分するという明瞭な認識はなかった。営業収支の表示法は、営業収支の総額を示すことを規定しているために、直接法のみのものであり、間接法については全く考慮されていない。

1-2. キャッシュ・フロー計算書

「意見書¹⁹⁹」は、キャッシュ・フロー計算書を基本財務表の一つとして導入することを提言している。「意見書」が財務表の一つとしてキャッシュ・フロー計算書を認めたということは、発生主義会計のなかに現金主義会計を包含したものと考えられ、重要な意味を持つものと思われる。

「財表等規則²⁰⁰」は、資金の範囲を現金および現金同等物に限定し、キャッシュ・フローを営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローの三つに区分して表示することとしている。営業活動によるキャッシュ・フローでは「営業損益計算の対象となった取引のほか、投資活動および財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する²⁰¹」と定めており、SFAS 第 95 号および IAS-R7 の資金概念、表示区分および記載内容と一致している。しかし、「財表等規則」における営業活動によるキャッシュ・フローの区分では、営業損益計算に関連する項目の収支を集計して小計を示し、その後に支払利息、受取利息、法人税支出と異常項目の収支を加減して示すものとしている。

間接法の場合においても、これらの項目は総額で表示するというわが国独自の分類法である。「財表等規則」は、営業活動によるキャッシュ・フローの区分の表示方法として、直

¹⁹⁸ 企業会計審議会「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について（中間報告）」別紙様式

¹⁹⁹ 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」

²⁰⁰ 大蔵省令第 59 号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」

²⁰¹ 財表等規則 第百十三条

接法と間接法の双方による表示を認め、表示方法の採用に関しては経営者の選択適用としており、SFAS 第 95 号や IAS-R7 と変わらないものとなっている。

2. キャッシュ・フロー計算書の問題点

キャッシュ・フロー計算書に関する重要な問題点について整理し述べてみる。

2-1. 資金概念

わが国のキャッシュ・フロー計算書における現金とは、現金および要求払預金に、現金同等物を加えたものと定義されている。現金同等物は、一定の現金に転換が可能で、短期の満期日をもつ高度に流動的な投資である。短期の満期日とは、一般的に取得日から満期日または償還日までの期間が三ヶ月以内のものをいう。

キャッシュ・フロー計算書は、上記のような現金のフローを内容とする計算書であるが、SFAS 第 95 号は、重要な非現金投資および非現金財務取引について、キャッシュ・フロー計算書に注記するように規定している。同基準の内容は、貸借対照表のすべての変動を資金計算書で説明し表示すべきであるとした APBO 第 19 号で用いられた総資源概念を継承していることを示している。わが国の基準も SFAS 第 95 号と同様に規定している。

SFAS 第 95 号において、現金は『通常用語法にしたがうならば、現金には手許にある通貨だけではなく、銀行またはその他の金融機関の要求払預金も含まれる。現金には、預金者がいつでも新たな資金を預入、事前の通知や違約金なしにいつでも資金を直ちに引き出すことができる要求払預金のような性質をもつその他の種類の預金も含まれる²⁰²』と定義されている。現金同等物は、短期で流動性の高い投資であるとして、次のものを例に挙げている²⁰³。

- ① 財務省短期証券 (Treasury Bills)
- ② コマーシャル・ペーパー (Commercial Paper)
- ③ 短期金融資産投資信託 (Money Market Funds)
- ④ 金融業務をおこなう企業に対する受入連邦資金 (Federal Funds Sold)

上記の一時的な投資活動は、当該企業の営業活動、投資活動あるいは財務活動というより、現金管理の一部であり、キャッシュ・フロー計算書で詳細に開示しなくても良いとし

²⁰² FASB [1987], par.7, footnote.

²⁰³ *Ibid.*, par.9.

ている。列挙された項目は、すべてが常に現金同等物に含めなければならないというのではなく、短期で流動性の高い投資のうち、どれを現金同等物とみなすかについては、企業の判断に委ねることとした。たとえば、金融業務をおこなう企業は営業用に購入されたものを除いて、短期で流動性が高いという条件を満たす限り、すべての投資を現金同等物とみなすことができるが、短期で流動性の高い投資を取り扱う企業は、上記の項目のすべてを現金同等物ではなく投資として取り扱うことができる²⁰⁴。

キャッシュ・フロー計算書は、ある一期間の現金および現金同等物という資金の変動を報告するものである。そうであるならば、現金および現金同等物の定義および内容は明確でなければならない。第2章において既述したように、IAS-R7に準拠した各国においても、現金および現金同等物の定義は必ずしも同一のものではなかった。当該定義において差異があるならば、キャッシュ・フローが損益に比べて客観的であるということとはできなくなってしまう。キャッシュ・フロー計算書の信頼性はおろか、国際的調和化の傾向を否定するような比較可能性自体が損なわれてしまう恐れがある。

イギリスを例にするならば、FRS改訂第1号において、国内で議論の多かった現金同等物を資金概念と切り離し、資金概念自体を現金だけに限定した。短期投資は「流動資源の管理」という他の区分に記載するとしている。

キャッシュ・フロー計算書の資金概念を現金だけに限定して定義づけをおこなうならば、キャッシュ・フロー計算書は明瞭なキャッシュ・フローだけを示すことができる。しかし、イギリスの選択が、国際的な同意を得られるかどうかは明らかではないだろう。結果として、国際的調和の問題が生じている状況がある。

わが国においても「現金同等物」の範囲はキャッシュ・フロー計算書を作成する企業の判断に委ねられている。貸借対照表では当座資産とされ流動性が高いものとして扱われてきた資産であっても価値が変動するリスクのある有価証券等は、保有が三ヶ月以内であったとしても投資とみなされることとなる。一方で、貸借対照表で一時保有の有価証券に分類される中期国債ファンド等は実態が預金に近い場合、実務では現金同等物に含められることが多い。このような判断は企業に託されているため「曖昧」であり、経営判断としての恣意性が介在する余地があるといわざるを得ない。同じ資産項目に分類されるものであっても、経営上あるいは資金管理上では異なる意図を持って運用されているとみなされれば「現金同等物」としては扱えないことに注意しなければならない。

²⁰⁴ FASB [1987], par.10.

上述したことから、資金概念に関する問題点として、各国の資金定義に関する問題、および比較可能性ならびに国際的調和化の問題がある。

2-2. 三分類法

キャッシュ・フロー計算書において、キャッシュ・フローは営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローに分類される。三分類法という構造では、資金収支表の事業活動および資金調達活動という二分法より、主要な活動概念が明確に認識されているが、分類法において問題が生じることになる。たとえば、「財表等規則」によると、営業活動によるキャッシュ・フローの区分には、「営業利益又は営業損失の計算の対象となった取引のほか、投資活動及び財務活動以外の取引にかかわるキャッシュ・フロー」も含まれるため、キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フローの概念を著しく曖昧にしている。

2-3. 情報特質

第1章において既述したように、キャッシュ・フロー計算書に表示されるキャッシュ・イン・フローとキャッシュ・アウト・フローの情報は、現金主義会計であるキャッシュ・フロー主義に基づいており、従前から存在する財務諸表である貸借対照表および損益計算書の情報とは性質を異にする。すなわち、キャッシュ・フロー計算書には現金主義会計による情報があらわされ、他の財務二表は発生主義会計に基づいた情報が表されている²⁰⁵。換言すれば、財務表のなかに、収益と費用の認識基準が異なるものが混在していることとなる。

IAS のフレームワークにあるように、財務諸表の目的を達成するための前提要件としては、発生主義会計と継続企業を述べている。もしそうであるならば、キャッシュ・フロー計算書は概念フレームワークに則していないこととなる。

2-3-1. 発生主義の特性

発生主義とは、費用および収益をキャッシュ・フローではなく、発生という事実に基づいて認識する会計基準である。発生主義に基づいて算定される会計上の利益は、現金収支に基づいて算定された正味のキャッシュ・フローとは異なり、費用は消費の時点で発生し

²⁰⁵ 第4章のIASのフレームワーク（枠組み）において詳述している。

(消費基準)、収益は販売の時点で実現される(販売基準)ものとされる。

発生主義が正味のキャッシュ・フローではなく消費と販売という事実に着目する理由は、将来における正味のキャッシュ・フローが確実となる事実が発生した時点において、収益と費用の発生をとらえることによって、企業の経営成績の変化をキャッシュの動きに関係なく迅速に捕捉するためである。特に、掛け売りなど信用取引が日常化している今日においては、発生主義による企業活動の追跡は正しいものと思われる。

2-3-2. 発生主義会計との問題点

それではなぜ、昨今において発生主義の限界が叫ばれ、発生主義によって排除されたキャッシュ・フロー主義に戻るような状況が起きているのであろうか。発生主義がキャッシュ・フロー主義の問題点を是正するために生まれてきたことを考えれば、発生主義そのものに問題があるとは考えられない。そこで、発生主義会計を構成する一つの財務表である貸借対照表に目を向けてみることにする。

貸借対照表の借方には企業が獲得した資産が流動資産、固定資産、繰延資産の別に記載される。各資産は当期においてはキャッシュ化しなかったが、将来においてキャッシュ化される可能性をそれぞれ有している。問題であるのは資産・負債価値の評価が将来のキャッシュ・フローと必ずしも一致しない点にある。

具体例を挙げれば、流動資産に関する問題がある。棚卸資産や有価証券などの流動資産がキャッシュ化しないというリスクに関する重要性の認識が社会的に高まってきており、流動資産の取得が将来の確実なキャッシュフローを保証しなくなっていることがあげられる。棚卸資産の評価基準(移動平均法、総平均法、先入先出法等)の選定によっても同じ棚卸資産に対する評価が変化することとなる²⁰⁶。

資産・負債価値の評価は絶対的に決定するのではなく、経営者の意図によって相対的に決定するという点があげられる。

2-3-3. 発生主義からキャッシュ・フローへ

発生主義に基づく損益計算書および貸借対照表は、それぞれ企業の経営成績や財務状況を明らかにすることを目的としていることは周知の事実である。キャッシュ・フローの概

²⁰⁶ その他にある問題としては、固定資産、繰延資産、年金負債、引当金の設定に関するものが上げられるが、すべてにおいて経営者の恣意性が介入する余地があることが共通している。

念自体は発生主義に取って代わるものではないことも事実である。それならば、キャッシュ・フロー計算書の必要性はどこにあるのか。

本節で検証しているように、資産・負債価値の評価が将来のキャッシュ・フローと必ずしも一致しない点において、発生主義はキャッシュ・フロー計算書によって補強または補完される必要がある。

IAS の概念フレームワークでいうところの財務諸表の目的は、発生主義と継続企業という二つの要件を満たすことが前提とされていることを忘れてはならない。IAS 概念に則すならば、キャッシュ・フロー計算書の必要性が否定されてしまう結果となる。キャッシュ・フロー計算書を他の財務二表を補完する目的として位置づけるとしても、収益と費用の認識基準が違えば、財務諸表自体の整合性をとる必要がある。仮にキャッシュ・フロー計算書を財務二表の補完的役割として位置づけるならば、第三の財務表としての権威が損なわれることになるだろう。結果として、キャッシュ・フロー計算書の特徴に内在する問題があると考えられる。

2-4 作成方法

1980年代後半、アメリカにおいてキャッシュ・フロー計算書の導入に関する議論が盛んであったときに、営業活動によるキャッシュ・フローの表示区分における作成方法に関するものが多くあったことは、第1章および第2章において既述した。直接法による作成もしくは間接法による作成かの選択適用の問題である。同様に、国際会計基準においても作成表示に関しては、直接法を推奨し間接法でも認めるとしている。現状の実務から見ても、間接法による作成が世界的な傾向であるといっても過言ではない。

わが国においては、財務諸表は誘導法による作成するものであると、企業会計原則において述べられている²⁰⁷が、キャッシュ・フロー計算書に眼を移し、当該原則に則しているのかについて検証してみる。

2-4-1. 誘導法による作成

企業会計原則は、会計制度を改善統一し、国民経済の民主的で健全な発達に資することを目的として設定されたものである。企業会計原則は、一般原則、損益計算書原則、貸借対照表原則の三部構成になっており、一般原則は、損益計算書原則および貸借対照表原則

²⁰⁷ 企業会計原則 一般原則二

の上位にあり、会計全般にわたる基本となるべきものである。

企業会計の全領域を支配する包括的な原則である一般原則は、会計全般を包括する原則と、会計の実質面である認識・測定行為、会計の形式面である記録・表示行為に関わる原則から構成されている。

原則にしたがって財務諸表の意味合いを定義づけるならば、過去の取引額等の記録された事実に基づいて、経営者の将来に対する予測という主観的な判断が必然的に入り込み、会計上の慣習に基づいて異なる金額を測定し、いずれも真実という相対的真実である財務諸表を作成することとなる。

会計帳簿を作成するうえでの単なる記録に関する原則としてだけではなく、会計処理をも含めた会計全般に関する包括原則である「正規の簿記の原則」では、次のように規定されている。

「企業会計のすべての取引につき、正規の簿記の原則にしたがって、正確な帳簿を作成しなければならない²⁰⁸」

原則が要請している内容は、①適正な会計処理をおこない、②正確な帳簿を作成し、③誘導法により財務諸表を作成する、という内容に一般概念としては解することができる。正規の簿記の原則が規定している会計処理の範囲は、すべての取引を仕訳帳に適正な会計処理に基づいて記入し、仕訳帳から元帳へ転記する処理を正確な会計帳簿の作成とみなし、元帳から財務諸表を誘導法に基づいて作成する処理までを規定していると解することができる。誘導法による財務諸表の作成に関しては、第4章において記述するが、企業の日々の経営活動である取引という経済事象を、複式簿記により会計言語に翻訳をおこない、データベース化することで蓄積化し、一定の期間である会計期間ごとに集約し、財務諸表としてステークホルダーに報告をおこなうことが一連の財務会計の流れである。会計データベースに蓄積された日々の経営取引から直接財務諸表を導き出すことが誘導法である。つまり、わが国において財務諸表を作成するということは、会計データベースから個々に誘導法によって財務諸表を作成することが商法により求められていることとなっている。

誘導法による財務諸表の作成は、商法において法務省令に委任された定めにより会計帳簿の作成が義務付けられ²⁰⁹、会社法において明確に規定されている²¹⁰。

同条項では、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならないと要請して

²⁰⁸ 企業会計原則 一般原則二

²⁰⁹ 商法 第19条第2項

²¹⁰ 会社法 第432条第1項および第2項

いる。内容を解すれば、会社法においても誘導法により財務諸表を作成しなければならないとしていると考えられる。すなわち、キャッシュ・フロー計算書も例外ではなく、会計帳簿から誘導法により作成されなければならないことは明らかである。同様に、次で取り上げる作成表示に関する選択適用の問題も重要である。

2-4-2.直接法と間接法

直接法と間接法の作成問題に関しては、財務表という特性から生じる問題と、表示・形式から生じる問題の双方が混在している。

財務諸表は、さまざまな利害関係者である利用者が経済的な判断を的確におこなう際に、企業の財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況についての有用な情報を提供することにあると「IAS 第1号」に記述されており、収益項目と費用項目の相殺を原則として禁止している。

「キャッシュ・フロー計算書」の作成方法である「間接法」によれば、営業活動の区分のキャッシュ・フローでは、結果的に表示されるのは純額であり、いわば収益項目と費用項目を相殺した状態になっている²¹¹が、「直接法」によれば総額が表示され、同問題は解消されることになる。

FASB の SFAS 第 95 号において、営業活動によるキャッシュ・フローの表示区分に関する直接法と間接法の問題については次章で詳細に検証したい。

制度上の問題を簡潔に述べると、直接法によるか間接法によるかについて作成者の判断に委ねるという選択適用となっており、一方で、直接法を採用して作成した場合には補助表として利益とキャッシュ・フローの差額調整表の添付を強いるのである。結果として、アメリカと同様にわが国においても、間接法を採用する企業が圧倒的多数となっている現状がある。

理論上の問題としては、上述と同様に誘導法の問題がある。会計測定のプロセスから検証すると、誘導法によって作成された直接法によるキャッシュ・フロー計算書だけが従来の財務諸表にない情報を提供するものである。本来代替的なものでない間接法によるキャッシュ・フロー計算書を財務表として認めるならば、既存の財務諸表の補完的な役割をす

²¹¹ 仮に、営業活動によるキャッシュ・フローが1万円だとしたら、収益10万円・費用9万円から算出されたのか、もしくは収益1千万円・費用999万円から算出されたのかが判断できない。このことは、利害関係者が経営成績を把握する上で、重要な項目である経営状況を理解することを阻害していると考えられる。

るものに過ぎない。

直接法と間接法の作成方法に関する問題は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分にだけ該当するものである。直接法を採用する場合には、当該企業の会計期間全体の収入および支出の総額が表示され、企業の本来の「努力」全体像が明確化し、「努力」によってもたらされる「成果」である営業活動によるキャッシュ・フローの金額が表示される。

間接法を採用した場合には、損益計算書に表示してある税引前当期純利益から「営業損益」および「債権・債務」の額を調整することによって、貸借対照表の記載済みの現預金勘定の金額を表示させるという「差額調整計算」をあらわした計算書になってしまう。結果として、間接法によるキャッシュ・フロー計算書は取引全体の総額ではなく純額を示し、取引規模は不明瞭になってしまう。間接法によれば、利益と現金の差額調整表となり、キャッシュ・フロー計算書導入以前の資金表と内容を異にしないものになってしまう。

当該計算書を利用するものに対し、現状では取引規模を明確にしない間接法によるキャッシュ・フロー計算書が報告の対象となっており、キャッシュの残高である「成果」を重視し、キャッシュを生み出す課程である取引規模および総額といった「努力」が軽視されている状況となっている。

直接法では、①取引の本質にしたがってキャッシュ・フローの「総額」を報告することになり、間接法による「純額」の報告よりも多くの情報を提供する。②キャッシュ・フローが容易に検証可能である。③当期利益や減価償却費がキャッシュの源泉であるというような誤解を与えないことになる。一方で間接法では、①インカム・フローとキャッシュ・フローとの関係を明らかにする。②その作成が容易で、かつ迅速に可能である。③競争者である競合他社に対して自社の秘密とする情報を漏らさないことになる。わが国に関していえば、資金繰表および資金収支表の作成時の経験を通して、直接法による収支情報の開示については十分の経験があり、あえて情報の開示の観点から後退するような作成表示の手段を容認する必要はない。

現状においては、わが国およびアメリカにおいても大部分の会社は間接法を用いている。理由としては、多くの企業は損益計算を中心に組み立てられた会計システムを用いており、直接法に必要なデータを収集するための会計システムを持っていないためである。

近年の情報技術の発展によって、技術的に会計システムの構築は可能となっている。エンドユーザーである会計担当者は、情報処理方法の発展により手作業では困難な情報処理をおこなうことができるようになった。たとえば、会計担当者はホストデータベースから

必要なデータだけを取り出すこと、ユーザーサポートシステムを用いて情報システムの専門家の支援を求めることもできる。キャッシュ・フロー会計の領域では、会計担当者はデータベースから、必要なキャッシュ・フローデータを収集して、キャッシュ・フロー会計組織²¹²を利用して、直接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成することができる。さらに、計算書をさまざまに表示し、リアルタイムで流動性の適否を判断することも可能となっている。会計システムの問題は解消できるため、経営者をはじめとして投資者および債権者などの利害関係者は、直接法により作成された営業活動によるキャッシュ・フロー情報を容易に用いることが可能となる。

注意しなければならないことは、会計システムを構築するためには、企業においてコスト負担が生じることである。コストを吸収するだけの情報の必要性が明確にされていないという現状がある。近年のIASBにおいて、企業業績の評価をおこなう際に利用する情報を見直す動きがある。これについては、第8章において詳述する。

2-5.利息収支および配当収入

わが国の「意見書」においては、利息収支および配当収入の表示方法について二つの方法を認めている。一つは、損益計算書における同じ所有主説の立場として、利息収入、利息支出および受取配当金収入を営業活動によるキャッシュ・フローに分類し、配当金支出を財務活動によるキャッシュ・フローに分類する方法である。二つ目は、利息収入および受取配当金収入を投資活動によるキャッシュ・フロー、利息支出と配当金支出を財務活動によるキャッシュ・フローに分類する企業主体説の立場をとる方法である。どちらの方法を選択する場合でも、他社の株式取得支出は投資活動によるキャッシュ・フローに、借入金収入と株式発行収入は財務活動によるキャッシュ・フローに含めることとしている。第一の方法は、配当金収入を営業活動によるキャッシュ・フローに含めることとし、反面、株式取得支出を投資活動によるキャッシュ・フローに含めるというように、同一種類の経済取引から生じる収支について別個の分類基準を用いており、分類における分裂化現象が生じている。

利息支出を資本化したときの利息支出の表示方法も理解しがたい。仮に、利息支出が資本化されるならば、利息支出は営業活動によるキャッシュ・フローから除外され、固定資産の取得支出の一部として投資活動によるキャッシュ・フローに含まれることになる。問

²¹² この用語は、鎌田 [2003] が用いており、詳細についてはここでは取り上げないことにする。

題は、キャッシュ・フローを趣旨の基本的性質である利息収支によって分類するのか、あるいは最終的な事象である資産取得に基づいて分類するのかである。ファイナンス・リースとオペレーティング・リース取引においても、同様な問題が生じている。

オペレーティング・リースの場合には、リース料の総額が営業活動によるキャッシュ・フローとして分類される。ファイナンス・リースの場合には、リース料のうち利息支出の部分は営業活動によるキャッシュ・フローとして分類されるが、元本の返済支出は財務活動によるキャッシュ・フローとして分類される。キャッシュ・フローの分類基準を事象の基本的性質に求めるのか、あるいは最終的な会計要素への帰属性に求めるのかについては、一貫性をもたせなければならない。

2-6.情報の利用

キャッシュ・フロー情報の意義について考える場合、まず会計が何を目的とするものかという財務会計そのもののパラダイムについて再確認する必要がある。アメリカの FASB の SFAC 第 1 号では財務報告の諸目的を次のように述べている。

「財務報告は、現在および潜在的な投資家、債権者およびその他の利用者が、合理的な投資および与信に関する意思決定をおこなうために有用な情報を提供しなければならない²¹³」

財務会計のパラダイムからみた財務諸表の目的は、企業の経営成績や財務状況を明らかにすることによって、投資家、債権者、経営者等の意思決定を支援するものであるということになる。発生主義に基づく損益計算書および貸借対照表は、各々の企業に関する経営成績や財務状況を明らかにすることを目的としていることを忘れてはならない。

定まった使命を持っている他の財務二表より、キャッシュ・フロー計算書が優れている点は、キャッシュ・フロー自体の客観性の高さにある。キャッシュ・フローの計算においては、事後事実としてのキャッシュの移動のみに着目することによって、操作の余地がなく、誰が計算しても同じ数値が出てくる。

投資家、債権者等が正確な意思決定をする際に、外部に公表されたキャッシュ・フロー計算書に危険性が内在するケースがあることに注意しなければならない。実際にイレギュラーな事例にしろ、可能性としては存在する。

具体例を挙げるならば、営業保証金等のキャッシュ・イン・フローである。この場合で

²¹³ FASB [1978], par.34.

は、一時的にキャッシュが流入することにより、営業活動区分のキャッシュ・フローが増減する。あえて否定的にいうならば、財務二表を参照すれば問題は生じないこととなるが、キャッシュ・フロー情報至上主義の風潮が高まっている今日のような状況においては、危険性をはらんでいる。

意思決定においては、キャッシュ・フロー計算書の数値情報だけに捕われず、他の財務表による情報と比較し、利用することが望ましいということである。当該企業の定性的な動向の分析である企業の成長ステージにおける位置づけ、ライフサイクルでのキャッシュの状況や企業の経営戦略におけるトレンド等も、意思決定においては重要な要因なのである。

2-7. ライフサイクル概念

企業は永続的な経営活動を前提として、さまざまなキャッシュ・フローを展開させる。マーケティングやマイクロ経済学で用いられるライフサイクル概念の状況において、企業はさまざまな段階でのキャッシュ・イン・フローとキャッシュ・アウト・フローを繰り返している。会計情報を利用する意思決定者は、当該企業のライフサイクルの状況を把握することが、キャッシュ・フロー計算書からもたらされるキャッシュ・フロー情報をより理解することにつながると考える。意思決定者がライフサイクル概念を理解し、当該企業の状況を把握しなければ、キャッシュ・フロー情報を用いても正確な意思決定をなしえないと思われる。キャッシュ・フローが示す過去の状況と将来の予測をするために、意思決定者はライフサイクルとキャッシュ・フローの関連性を把握する必要がある。詳細については第6章において検討する。

2-8. フリー・キャッシュ・フロー概念

フリー・キャッシュ・フロー（「FCF」）は、経営者が自由に処分できるキャッシュ・フローであるが、FCF自体の定義は、いまだ確立されていない。現状では株主重視の経営をおこなうにあたり、重要な指標の一つとなっているため、将来のフリー・キャッシュ・フローを極大化させるために、キャッシュ・フロー経営をおこなわなければならない。結果として、企業は評価を高めることとなる。

FCFは、上記したライフサイクルとは関連性があり、将来におけるフリー・キャッシュ・フローの状況を予測するのに役立つ指標である。そのためにも、FCFの明確な定義づけと、

ライフサイクルとの関連において理解する必要があると考える。詳細については、同様に第6章において検討する。

2-9.セグメント別情報

今日の企業は、経営の多角化および国際化が進展している。企業の業績を評価する場合には、既存の基本財務表の表示形式ではなく、より経営実態をあらわした事業系列別および地域別セグメント財務情報を開示し、利害関係者の要望にこたえなければならない。SFAS 第131号およびIAS 第14号において、基本財務表におけるセグメント別情報の開示は要求されている。コスト・ベネフィットの観点からセグメント別財務情報の報告を否定することは、利害関係者の側面からは無理があるように思われる。セグメント別の財務情報を提供するには、財務会計と管理会計との混同および企業機密漏洩の危険性等があり、慎重かつ的確な判断を要する。セグメント別財務情報の開示は、情報自体の有用性を考慮することにより、結果として企業の存在を犠牲にしてはならない。なお、詳細については第5章において検討する。

2-10.財務情報の限界

仮に企業努力の成果として、会計数値で測定をおこないあらわすことができる計数的な要因を「内部要因」または「定量的要因」とあらわすならば、当該企業を取り巻く環境、提供する商品またはサービスに関する市場での評価、および当該企業が属する国家の消費動向ならびに世界全体としての景気動向等といった計数化できない要因を「外部要因」または「定性的要因」とあらわす。この場合、内部要因は会計数値であらわせるために会計情報において容易に入手でき、評価することが可能となる。

反面、外部要因は計数化できないために、財務表である損益計算書、貸借対照表およびキャッシュ・フロー計算書からもたらされる情報以外に、何らかの媒体を用いて情報を入手する必要がある。現状では大手上場企業においては、IR戦略としてアニュアルレポート、株主通信等を発行するために情報利用者においては容易に入手が可能となっている。

財務諸表以外の情報が必要とされる根拠として、利害関係者、特に投資意思決定者においては、慎重かつ的確に状況を判断する必要があるためである。意思決定をサポートするのが計数化された内部要因と、計数化できない外部要因としての情報である。外部要因が存在することは、内部要因を補完する目的であり、それ以上でもそれ以下でもない。内部

要因としてあらかせないという情報としての限界があるために、外部要因の情報提供としての意義がある。内部要因である計数化された会計数値を情報として提供する基本財務諸表においては、外部要因も可能な限り情報内容に含められる必要があるだろう。可能性の一つとして、セグメント別財務情報の提供がある。

3. キャッシュ・フロー計算書と他の財務諸表の連携

近年において、間接法に関連するキャッシュ・フロー計算書と他の財務諸表との連携の問題が表面化している。一つは運転資本項目の連携である。間接法を用いてキャッシュ・フロー計算書を作成した場合、発生主義の利益である当期純利益に対する調整項目の一つとして、運転資本項目がある。運転資本項目の調整額が、貸借対照表の期首および期末の運転資本勘定の変動と等しくないという事例が多く生じている。運転資本の非連携は、当該計算書の利用者に多くの不信を抱かせることとなっている。非連携が生じる理由の一つは、子会社取得がある。子会社取得がおこなわれた際に、子会社の期首運転資本残高は、期首連結貸借対照表に含まれていない。たとえば、売掛金であるが、期首と期末で売掛金が増加していれば、増加分は回収されない額として、純利益から差し引いて調整をおこなう。しかし、期中において子会社取得がおこなわれた場合には、取得によって売掛金が増加することになると、増加分を除外して調整計算をおこなわなければ正確に調整することができなくなってしまう。結果として、当期純利益の調整項目としての売掛金の増減と、貸借対照表の期首および期末の売掛金の金額に非連携が生じることとなる。

製造業の場合においては、当期純利益に対する減価償却費の調整にも非連携が生じることがある。調整額を当期発生額とするか、収益に対する対応額とするか明確な基準が示されていないためである。仮に、当期に発生した減価償却費の総額を戻し加えているとすれば、期末製品が増加しているときは減価償却費を含む製品の増加額を差し引き、売上原価に含まれている減価償却費だけを戻し加えているときは、減価償却費を除く製品原価の増加額を差し引くことになる。選択可能性を回避するためには、キャッシュ・フロー計算書の作成方法を直接法によるものにすべきである²¹⁴。

キャッシュ・フロー計算書を直接法により作成することの必要性は、FASB による公開草案の公表時から根強くあった。キャッシュ・フロー計算書がアメリカにおいて初めて基

²¹⁴ Bahnson, Miller および Budge [1996], 彼らが発表した論文において、直接法の採用を強く支持している。

本財務諸表として位置づけられて 20 余年経過した現在において、IASB により数ある課題の解消のために革新的な提案がおこなわれている。次節では提案について検討をおこない、問題点を明確にする。

4.IASB 原則書案の動き

2001 年 10 月、国際会計基準審議会²¹⁵（「IASB」）において、「原則書案；認識利益費用の報告」が審議された。原則書案は、原則 1 から原則 10 まで 10 の原則で構成されており、原則 10 が「キャッシュ・フロー計算書」である。原則 10 においては、①直接法の採択、②損益計算書との整合性をもつ区分表示等に関連して、IAS-R7 および各国基準等に対して重要で革新的な提案をおこなっている。

既述してきたキャッシュ・フロー計算書に関連する諸問題に対して、IASB は、原則 10 において二点の提案により、キャッシュ・フロー計算書自体の方向性について問い直している。IASB は原則書案でキャッシュ・フロー計算書に関連する中心的な課題の解決案を示した。本節では、原則 10 が提案する二点の項目を中心に検討をおこない、提案に含まれる問題点を明らかにしてみる。

4-1.直接法の採択

わが国の「財表等規則」が「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示方法として、直接法と間接法との選択適用を認めていることは既に述べた。根拠にあるのは、IAS-R7 との調和を保つためであるが、現状においてオーストラリアおよびニュージーランドは直接法のみを規定しており²¹⁶、営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法についての各国の合意は得られていない。

原則 10 は「企業実体は直接法を用いて事業活動によるキャッシュ・フローを報告しなければならない²¹⁷」と述べて、直接法だけを認めて、間接法を認めないこととしている。原則 10 は根拠として次の三つをあげている。

1. キャッシュ・フロー計算書の表示は、認識利益費用計算書と同調するものでな

²¹⁵ 2001 年 4 月 1 日以降は、IASC の会計基準策定作業を引き継ぎ、会計基準の名称も IASC により公表されていた IAS にかわり、国際財務報告基準（「IFRS」）に変更されている。

²¹⁶ AASB [1992]

²¹⁷ IASB [2001], par.40A, 40B, 40C.

ければならない²¹⁸。

2. 損益計算書において公正価値の利用が多くなって、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書の関係を理解することが難しくなってきた²¹⁹。
3. 一部の作成者にとって直接法のための情報収集には困難をともなうが、克服可能である²²⁰。

第一の点は、IASB が財務諸表の比較可能性の改善を求めたものである。IASB は損益計算書とキャッシュ・フロー計算書という二つの財務表は、同一の対象を、収益・費用とキャッシュ・フローの側面から測定するものであるため、両者の表示方法について整合性をもたなければならないとしている。実際に多くの財務分析においては、企業の収益性比率と流動性比率とは比較対応して検討されている。たとえば、売上高利益率と営業収入対 CFO 比率、総資産回転率と CFO 対資産合計比率、支払利息控除前利益対利益比率と利息支払前 CFO 対 CFO 比率等がある。認識収益・費用計算書である損益計算書で用いられる収益・費用の分類は、キャッシュ・フロー計算書においても同様に用いられなければならない。

第二の点は、CFO を求めるための当期純利益に対する調整項目が多くなってきたことを指摘したものである。IASB は、資産および負債の公正価値評価のために、当期純利益と CFO の差額を理解することが難しくなったと主張している。わが国でも 1999 年（平成 11 年度）からキャッシュ・フロー計算書が公表されるようになった。現状では、2005 年度 107 業種全産業 1,315 社のうち、99.9%はキャッシュ・フロー計算書を間接法で作成しており、わずか 1 社のみが直接法による作成をおこなっている²²¹。別のデータによれば、当期純利益に対する調整項目は 1 社平均 16.6 項目であり、そのうち 2 社は 24 項目以上であった²²²。調整理由は、①現金収支をともなわない収益・費用、②流動資産や流動負債等の運転資本の増減、③投資活動区分および財務活動区分へ移さなければならない項目等に分類されるが、調整項目を調整理由別に分類している企業は少なく、これらの配列順序は一様ではない²²³。

第三の点は、IASB においては、直接法に必要な資料収集の問題であるが、実務上にお

²¹⁸ *Ibid.*, par.B51.

²¹⁹ *Ibid.*, par.B52.

²²⁰ *Ibid.*, par.B53.

²²¹ 日本政策投資銀行 [2006]

²²² 仁川 [2001], p.17.

²²³ 同上書

いて可能であると主張している。わが国の「意見書」では、直接法によりキャッシュ・フロー計算書を作成するための情報の収集に言及して、直接法によるキャッシュ・フロー情報を収集することは困難であると述べている²²⁴。確かに、これまでの会計システムは、損益計算を中心として設計されており、直接法により表示するための資料を従来の会計システムから誘導的に求めることはできないと思われる。わが国の企業は、1998年度（平成10年度）までは、資金繰表および資金収支表を直接法により作成し、現金収支情報を開示しており、損益会計システムから得られた資料を調整して、直接法によるキャッシュ・フローを開示してきている。国際的にも、オーストラリアおよびニュージーランド基準は直接法しか認めていないため、両国の企業は、伝統的な会計システムから得られた情報を、さまざまな調整をおこなうことにより、直接法による開示に対応している。

4-2. 損益計算書との整合性

IASBによる原則10では、キャッシュ・フロー計算書における活動区分として、A法、B法およびC法という三つの代替的方法と、その他に法人税、廃止事業および資本取引を別個に表示することを提案している。

図表3-1に示すように、キャッシュ・フロー計算書の区分および表示項目と損益計算書の区分および表示項目とは相互に関係している。SFAS第95号では、損益計算書の表示区分および項目に基づいて、キャッシュ・フロー計算書の区分および項目を調整している²²⁵。原則10のキャッシュ・フロー計算書の区分および項目は、逆に損益計算書の区分および配列に影響を与えている。

図表 3-1 活動区分等の分類

	A 法	B 法	C 法
活動区分	事業活動 投資活動 財務活動	事業活動 その他の活動	事業活動 財務管理活動
その他の項目		法人税 廃止事業 資本取引	

(出典：鎌田 [2002], p.87.)

²²⁴ 企業会計審議会 作成基準の設定について、三、4②

²²⁵ FASB [1987], par.90.

(1) 事業活動

IAS-R7では、企業のキャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動の三つの区分にわけて表示している。原則10も、経営活動を事業活動、投資活動および財務活動の三区分にしている²²⁶。両者ともに三区分していることは変わらないが、原則10は第一の区分として「営業活動」ではなく、「事業活動」という区分を用いている。過去わが国では、「資金収支表」において、「事業活動にともなう収支」という用語を用いていた²²⁷が、原則10の事業活動と現金収支表という事業収支とは同じものではない。IASBは「営業活動」という用語を用いず、「事業活動」という用語を使用しなければならなかった²²⁸。

原則10によれば、事業活動によるキャッシュ・フローは、「主たる収益稼得活動から得られる²²⁹」キャッシュ・フローを示している。関連して、IAS-R7は「これらの一般的には純損益の計算に含まれる取引およびその他の事象から生じる²³⁰」と説明している。しかし、原則10では「およびその他の事業から生じる」という箇所はみられない。理由としては、①営業活動から法人税の支払または還付と廃止事業を除外している、②利息収入および配当収入を除外しているためである²³¹。

図表3-2は収支項目の表示区分について、原則10のA法と、IAS-R7を対象表示したものである。図表を参照すれば、上記した項目が明確にわかる。原則10のA法における事業活動によるキャッシュ・フロー情報は、次に示すような目的に利用される²³²。

1. 事業活動から生じるキャッシュ・フローの金額は、外部の資金源泉に依存しないで、企業実体の活動が借入金を返済し、企業が営業能力を維持し、配当を支払い、新規投資をおこなうために、企業実体が十分なキャッシュ・フローを生み出したかどうかを示す一つの重要な指標である。
2. 歴史的な事業活動キャッシュ・フローの構成要素に関する情報は、他の情報とともに、将来の事業活動のキャッシュ・フローを予測するときに用いられる。

²²⁶ IASB [2001], par.39A.

²²⁷ 大蔵省令第41号

²²⁸ 鎌田 [1982], pp.120-122.および鎌田 [2001], p.122.

²²⁹ IASB [2001], par.43A.

²³⁰ FASB [1987], par.14.

²³¹ IASB [2001], par.43A.

²³² *Ibid.*, par.41A.

図表 3-2 収支項目の活動区分の比較

収 支 項 目	区 分	
	A 法	IAS-R7
1 顧客からの収支	事業活動	営業活動
2 賃貸料収入	〃	(営業活動)
3 生物資産・農産品の販売収入	〃	〃
4 財貨・用役の提供に対する支出	〃	〃
5 従業員に対する支出	〃	〃
6 法人税	法人税	〃
7 子会社Xに対する投資支出(正味額)	投資活動	投資活動
8 土地, 工場設備に対する投資支出	〃	〃
9 他企業の持分証券・負債証券に対する投資支出	〃	〃
10 投資土地の投資支出	〃	〃
11 先物契約, 先渡契約等に関する支出	〃	〃
12 土地, 工場設備の売却収入	〃	〃
13 投資土地の売却収入	〃	〃
14 他企業の持分証券・負債証券に対する売却収入	〃	〃
15 先物契約, 先渡契約等からの収入	〃	〃
16 子会社Yの売却収入	〃	〃
17 利息収入	〃	営業/投資/財務
18 配当収入	〃	〃
19 財務証券(負債)の発行収入	財務活動	財務活動
20 ファイナンス・リース負債の支払	〃	〃
21 年金・財務証券(負債)に対する支払支出	〃	(営業/投資/財務)
22 財務証券(負債)の返済	〃	財務活動
23 株式発行収入	資本取引	〃
24 自己株式取得支出	〃	(財務活動)
25 配当支出	〃	営業/投資/財務

(出典：鎌田 [2002], p.88 を加筆修正)

(2) 投資活動

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は「将来の利益およびキャッシュ・フローを生み出すことを意図する支出額を示す」ものであり、主要な項目は次のとおりである。

(収入)

1. 子会社 Y の売却収入
2. 有形固定資産の売却収入
3. 先物契約, 先渡契約等からの収入
4. 投資土地からの売却収入

5. 他企業の持分証券・負債証券の売却収入

6. 利息収入・配当収入

(支出)

1. 子会社 X に対する投資支出

2. 有形固定資産に対する投資支出

3. 先物契約，先渡契約等に関する支出

4. 投資土地に対する投資支出

5. 他企業の持分証券・負債証券に対する支出

上記から明らかなのは，利息収入と配当収入は，事業活動ではなく投資活動に含め，投資活動以外の区分に分類することを認めていないことである

(3) 財務活動

財務活動によるキャッシュ・フローは「資本の提供者の企業に対する将来のキャッシュ・フローに関する請求権を予測する場合に有用」であり，財務活動に含まれる主要な項目は次のとおりである。

(収入)

1. 負債として分類される負債証券の発行収入

2. 年金および負債として分類される財務証券に対する利息支出

(支出)

1. 負債として分類される負債証券の返済

2. ファイナンス・リース負債の支払

上記から明らかなのは，①財務証券に対する利息支出は財務活動に含め，他の区分に分類することは認めていない。②株式発行収入，自己株式取得支出，配当金支出は財務活動に含めないこととしている。

(4) 資本取引

資本取引とは，企業実体と所有者としての資格における所有者との間の取引であり，次の項目が含まれる。ここでの所有者とは，企業が発行する持分証券の所有者のことである。

(収入)

1. 株式またはその他の持分証券の発行から生じる現金収入

(支出)

1. 企業の株式の取得または償還のために所有者に対する現金の支出および配当

支出

区分は、出資者の資金拠出と債権者の資金拠出とを区別するために、新たに設けられた。当該取引は、原則 9「持分変動計算書」において表示される。キャッシュ・フロー計算書で資本取引を別個に区別する表示をおこなうことで、キャッシュ・フロー計算書と貸借対照表における表示の整合性をはかったものである。

(5) 廃止事業

一会計期間における廃止事業から生じたキャッシュ・フローを別個に表示する。根拠としては、認識利益費用計算書において、廃止事業の結果を一つの金額として報告する立場と一致することになる。IAS 第 35 号「廃止事業」は、原則 10 に基づいて、財務諸表の注記において、当該会計期間における廃止事業の事業活動、投資活動および資本取引に関する正味キャッシュ・フローを開示するように改正されることになる。

法人税の支払額または還付額は、別個の項目で開示し、法人税費用を認識利益費用計算書の一つの金額として報告するという立場と一致する。IAS-R7 では、法人税費用または営業活動の区分に表示するのだが、明確に結びつけることができる場合は財務活動または投資活動の区分で表示すると定めていた。金額は、親会社および子会社が一会計期間中に現金で支払った法人税の総額をあらわしている。

4-3. 検討結果と課題

わが国のキャッシュ・フロー計算書は、資金繰表、資金収支表という過程を経て発展してきたものである。一方、アメリカにおいては、資金運用表、財政状態変動表が検討されてキャッシュ・フロー計算書に至った。既述した過程を経て、キャッシュ・フロー計算書は主要な財務表の一つとして認められたにもかかわらず、依然としてキャッシュ・フロー計算書を貸借対照表および損益計算書から派生した報告書であるという見方をする考えが少なくはない。理由には多くの場合において、期首・期末の貸借対照表、損益計算書およびその他の関連する資料からキャッシュ・フロー計算書を作成するという方法を例示しているからだと思われる。しかし、示された方法では、キャッシュの期中における変動を直接測定はできない。キャッシュ・フローをリアルタイムで直接測定するためには、キャッシュ・フローを測定するための勘定科目を設け、勘定組織を構成しなければならない。実施するためには、適切にデータベースを管理し、情報技術を活用するシステムを構築することが望まれる。

IASB の原則 10「キャッシュ・フロー計算書原則」の内容と表示方法について検討して明らかになったことは、次のとおりである。

原則 10 は、①公正価値評価が広く用いられるようになって、利益とキャッシュ・フローとの差異を認識することは一層重要になってきている、②「営業活動によるキャッシュ・フロー」の表示方法として直接法だけを定めて間接法は認めていない、③廃止事業および法人税支出は認識利益費用計算書と同様に独立して示す項目とする、という三点である。

②の根拠として、一つ目は、認識利益費用計算書で採用される方法は、キャッシュ・フロー計算書でも同じように用いられるべきことである。二つ目は、間接法によると、純利益に対する調整項目が多く、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書の関係を理解することが一層困難になってきたことである。三つ目は、直接法の情報収集には困難をともなうが、それは克服可能であるということであった。

キャッシュ・フロー計算書の抜本的な改革について、多少の異論がある。たとえば、企業業績の内容について合意が得られないと主張する人や、企業業績にキャッシュ・フローを含めたことについて疑問を持つ人もいるだろう。しかし、原則書案に対するコメントレターには、多くの人々はこれを支持している。収支取引を活動区分に正しく分類することについても、キャッシュ・フローの重要性を認識する人々は、実務の改善によって克服が可能と考えている²³³。

今後において、キャッシュ・フロー計算書と損益計算書は異なる視点から、企業の業績に関して信頼できる情報を提供する財務表として、互いに他の財務表を補完しながら発展していかなければならない。

²³³ 鎌田 [2002], p.97.

第4章 直接法と間接法をめぐる内部矛盾

本章では、アメリカにおける会計基準設定主体である FASB が公表したキャッシュ・フロー計算書に関する規定において、定義に内在する代表的な問題を取り上げる。問題は、キャッシュ・フロー計算書の作成方法に関するものであり、定義に内包する矛盾に関して会計思考の視点から検討する。

1. キャッシュ・フロー計算書の役割

FASB の公表した SFAS 第 95 号によれば、キャッシュ・フロー計算書の目的は、一期間に提供あるいは使用された正味の現金および現金同等物を、期首と期末の現金および現金同等物と照合する方法で報告することとしている。

キャッシュ・フロー計算書の特質は、投資者、債権者およびその他の利用者に対して有用なキャッシュ・フロー情報を提供することを目的とし、資金概念を現金および現金同等物と明確に規定した。これにより、資金概念の統一化が図られ、比較可能性が高まることとなった。現金収支項目は、営業活動に伴う収支、投資活動に伴う収支および財務活動に伴う収支の三区分にされた。分類の困難な項目に対しては、ある範囲内まで代替的方法を容認し、特定の分類方法の選択的適用を設けている。営業活動から得られた資金を示す方法は、直接法による開示を推奨しているが、間接法による開示も認めている。

キャッシュ・フロー計算書の作成方法の選択は、企業の判断に委ねられている。直接法では、現金収入の源泉と現金支出の目的が明らかにされるため、将来の営業活動に伴うキャッシュ・フローの予測に役立つことになる。当該キャッシュ・フロー情報は、債務返済能力、営業活動への再投資および出資者への配分を予測するうえで役立つことになる。

SFAS 第 95 号によれば間接法は、純利益と営業活動に伴うキャッシュ・フローとの差異を明らかにするという点で優れており、将来のキャッシュ・フローを予測する際に、差異と将来の利益の見積値が当事者および債権者に役立つとしている。また、差異は非現金項目の測定や認識の方法が、企業間でどれほど相違しているかを明らかにする際に役立つことになる。

わが国のキャッシュ・フロー計算書の現状を見ると間接法による作成・開示が殆んどを占めており、アメリカでの実情と同様の呈を示している。実際に、2005 年度のデータを見

てみると、全産業の1,315社中、直接法を採用した企業はわずか1社であった²³⁴。間接法はキャッシュ・フロー計算書と損益計算書、貸借対照表との間の有用な連結環を提供し、財務諸表の利用者は間接法に慣れており、間接法の作成コストは一般的にあまりかからないという根拠により、間接法により作成されたキャッシュ・フロー計算書が多数を占めているものと思われる。しかし、直接法と間接法による表示はそれぞれ異なる有用性があり、単純にその優劣を論じることはできないことは確かである。

2. 会計上のデータベースと財務諸表

キャッシュ・フロー計算書は、貸借対照表や損益計算書といった既存の財務表と同様に、会計言語システムのサブシステムとしての会計測定システムを通じて作成される会計報告書である²³⁵。キャッシュ・フロー計算書を検討する際には、会計測定システムの特徴を十分に考慮しなければならない。特に、財務諸表がどのような会計データに基づいて作成され、データがいかなる意味内容もつものであるのか、ということを理解していなければならない。

2-1. 会計測定プロセス

会計言語システムのサブシステムとしての会計測定システムは、①会計測定者、いわゆる企業の会計担当者等が、②認識対象である企業の経済事象ないし取引を、③会計記号である価値の財務諸表に写し出すまでのプロセスに相当し、三つの要素から構成されるシステムなのである。三つの構成要素は、相互に関連性を有しており、②と③の構成要素は①の構成要素を介して結び付けられている。企業の経済事象は会計測定者の思考活動を介してはじめて会計記号に写し出されると考えられる。したがって、財務諸表上の会計記号が直接的に指示するのは、企業の経済事象それ自体ではなく、それに対する会計測定者の思考内容にほかならないといえることができる。財務諸表上の会計記号の意味内容を理解するためには、①の会計測定者の思考という構成要素に焦点を当てて検証しなければならない

²³⁴ 日本政策投資銀行が刊行している『産業別財務データハンドブック』によれば、2004年度および2005年度において、全産業1,315社中直接法採用企業は1社であり、この1社の産業は製造業であった。なお、集計対象企業は東京、大阪、名古屋3証券取引所1部、2部のいずれかに11年以上上場を続けている会社（金融・保険を除く）で、これらを107の産業別に集計している。

²³⁵ 現行の企業会計では、複式簿記の機構に支えられた一種の言語システムである会計言語システムとしてとらえられ、①会計測定システム、②会計伝達システム、③会計監査システムという三つのサブシステムから構成されていると考えられている。（杉本〔1981〕pp.28-32、杉本〔1984〕pp.30-32.）

と考える²³⁶。

企業の経済事象は、会計測定者の思考を介して最終的には各種の財務諸表という会計記号の集合体に写し出されるが、個々の経済事象である日々の取引は、ただちに財務諸表の形で記号化されるというものではない。個々の経済事象は、一旦複式の勘定記録として蓄積され、決算期末において、蓄積された複式の勘定記録に基づいて財務諸表が作成される。結果として、会計測定システムを、①期中における複式の勘定記録の蓄積、②複式の勘定記録に基づく各種の財務諸表の作成、という二つの段階に分けて考えることができる。

複式の勘定記録とは、企業において生じる個々の経済事象がいわゆる「貸借平均記入原則」にしたがって借方と貸方に二重に記帳された一組の会計記号を意味するものである。一組の会計記号は、期中において取引の発生のつど次々に蓄積され、財務諸表を作成する際のデータとなるため、複式の勘定記録は会計上の基礎データであると考えられる。

既述したように、会計記号は直接的には会計測定者の思考内容を指示している。複式の勘定記録は、分類的複式思考という会計測定者固有の思考様式に基づいて得られた思考内容を指示しているといわれている²³⁷。

2-2. 会計測定者の思考様式

ここでの分類的複式思考とは、同一の対象である企業の経済事象を、二側面的に認識するという思考様式を意味するものである。分類的複式思考に基づいた会計測定者の思考内容をまとめると次のようになる。

会計測定者ははじめに、企業の経済事象である経済財の運動のなかに価値の流れを見だし、資金の流れである資金フローとしてとらえる²³⁸。資金の二側面として、資金源泉の側面である資金の調達面、および資金形態の側面である資金の運用面に着目することになる。資金源泉および資金形態を特定化し、知覚された内容が記号化されることになる。結果として、個々の取引の記録は、複式の勘定記録としてあらわれ、一方が資金の源泉面を指示し、他方が資金形態面を指示することになる。同一の資金フローである資金の流入ないし流出を貨幣単位の尺度として測定するために、複式の勘定記録における借方の数値と貸方の数値は一致するのである。

²³⁶ 意味論的考察とは、会計測定者の思考内容に着目し、記号とその指示対象との関係を明らかにすることを意味する。

²³⁷ 会計測定者の思考様式として、分類的思考を想定し、会計測定システムの解明を試みているものとして、佐藤倫正 [1986] の見解を参照している。

²³⁸ 佐藤倫正 [1986], pp.65-67.

複式の勘定記録を蓄積していく段階は、具体的に仕訳および総勘定元帳への転記という会計プロセスに相当する。仕訳帳においては、複式の勘定記録という会計データである会計記号が時系列的に記される。総勘定元帳は、仕訳上に記載されている会計データを勘定科目別にグルーピングし、一定の記帳法則に基づいて会計的に蓄積したものであり、会計データの蓄積構造または検索構造を有しているのである。財務諸表は基本的に総勘定元帳に記載されている会計データに基づいて作成されるため、総勘定元帳は会計上のデータベースとして機能していると理解されることになる²³⁹。

会計上のデータベースは、多数の勘定口座から構成されており、資金源泉面を指示する会計記号を集約したものと、資金形態面を指示する会計記号を集約したものとに分類できる。指示されている数値記号は、個々の資金フローの総額を示しているため、会計上のデータベースには、会計測定者が分類的複式思考に基づいて企業の経済事象を認識して得られた思考内容が整備された形で蓄積されている。

2-3. 会計データ編集による財務諸表

貸借対照表や損益計算書という財務表は、会計上のデータベースに基づいて作成される。財務諸表は、会計上のデータベースに蓄積されている基礎的会計データのなかから必要とされるものを抽出し、一定の編集を施すことによって作成される。したがって、決算期末において財務諸表を作成する段階は、基礎的会計データの編集段階であるといえることができる。

基礎的会計データの編集は、会計測定者の有する各種の目的意識または会計情報利用者の情報要求に基づいて行われる。次いで、主要な財務諸表である貸借対照表および損益計算書を作成する際の会計データの編集の仕方を簡単にみてみたい。

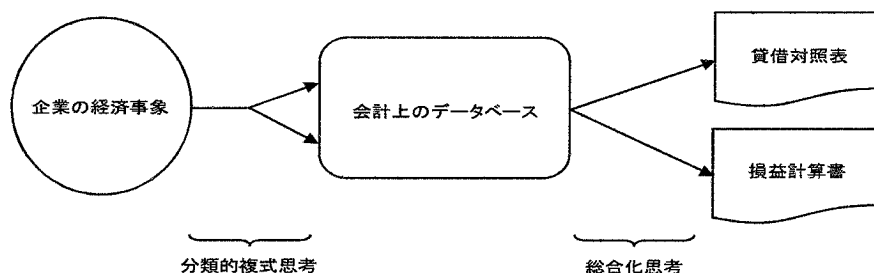
貸借対照表は、いわゆる「財政状態表示目的」にしたがって、基礎的会計データを抽出および編集することによって作成される。貸借対照表を作成するにあたって必要とされる会計データというものは、一定時点である決算期末における資金のストックに関するデータといえるため、資金の調達面と運用面の各項目に関する有高データにほかならない。しかし、会計上のデータベースに蓄積されている会計データは、基本的には資金フローに関するものであるため、貸借対照表を作成するにあたっては、各項目に関して資金の流入額

²³⁹ データベースは、基礎的なデータが高度に構造化されて、蓄積かされたものであるとして、これを基本的理解として、データベースという用語を用いることとした。

と流出額の差額が算出されなければならない。結果として、各手続を経て得られた会計データが、貸借対照表として一覧表示されることになる。

一方、損益計算書はいわゆる「経営成績表示目的」にしたがって、基礎的会計データを抽出および編集することによって作成される。損益計算書を作成する際に必要とされる会計データについては、貸借対照表の場合とは異なり、一会計期間における資金フローに関するデータである。具体的には資金の調達面の一部を構成する収益および費用に関する会計データにほかならない。結果として、損益計算書は資金フローに関する会計データを、会計上のデータベースからそのまま抽出することによって作成されるものである。ただし、損益計算書に提示されるのは、会計上のデータベースに蓄積されている会計データのごく一部にすぎない。

図表 4-1 会計上のデータベースと財務諸表 I



(出典：佐藤靖 [2000] より作成)

会計上のデータベースから必要とされる会計データを抽出および編集して、各種の財務表を作成する段階における会計測定者の思考を、総合化思考と呼ぶことができる²⁴⁰。しかし、会計測定者の総合化思考に関しては、あくまでも先に述べた分類の複式思考に基づくものである。会計測定者の総合化思考によって会計データは編集、グルーピング、並び換え等がなされるが、各々の会計記号の意味内容は、会計測定者の分類の複式思考によって規定されたままであり、何ら変わらない。

既述してきた内容を簡略化して示せば図表 4-1 のようになる。図表からも明らかなように、貸借対照表や損益計算書という既存の財務表は、いずれも会計上のデータベースから直接的に必要な会計データを抽出することによって作成されることになるため、会計上のデータベースに直接的に接し得る会計測定者のみが、財務諸表を作成し得るということを意味する。

²⁴⁰ 佐藤靖 [1988], pp.197-204.

以上のような検討を踏まえたうえで、以下においてはキャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローの区分に焦点を当てて検討する。

3. 直接法と間接法の概念

直接法と間接法に関する「公開草案」の説明²⁴¹と、「SFAS 第 95 号」の説明²⁴²は、表現上の違いはあるものの、内容的には異なるものとはいえない。「公開草案」をもとに、直接法および間接法について「SFAS 第 95 号」を検討する際には、次のような議論の概要をもっておこなうことがよいと思われる。

- (1) 直接法および間接法は、キャッシュ・フロー計算書の異なった二つの作成方法である。
- (2) 直接法とは、会計上のデータベースから適宜必要とされる会計データを抽出し、編集を施すことによってキャッシュ・フロー計算書を作成する方法である。
- (3) 間接法とは、既存の会計報告書である貸借対照表および損益計算書に提示されている会計データをもとに、キャッシュ・フロー計算書を作成する方法である。
- (4) 直接法によるキャッシュ・フロー計算書のみが既存の会計報告書に示されていない新たな会計情報を提供する。

3-1. FASB における作成概念

直接法ないし間接法のいずれの方法を適用するかにより、キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローの区分において、表示形式が全く異なったものとなる²⁴³。直接法および間接法は、キャッシュ・フロー計算書の全区分に関わるものであるが、適用に関する問題は、「SFAS 第 95 号」においては、営業活動によるキャッシュ・フローの区分に限定されているため、主として当該区分に焦点をあてて議論を展開することとしたい。以下本章においては、特に断のない限りキャッシュ・フロー計算書という用語は当該計算書の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分を指すものとして用いることとする。

直接法および間接法に関する議論は、往々にして、キャッシュ・フロー計算書の表示形

²⁴¹ FASB [1987], par.15, 16, 79.

²⁴² *Ibid.*, par.27, 28, 130, 132.

²⁴³ 直接法と間接法は、キャッシュ・フロー計算書の全区分に関するものである。しかし、これらの適用に関する問題は、「SFAS95」においては、営業活動によるキャッシュ・フローの区分に限定されているのである。そのため、本論文では、当該区分に焦点をあてることとしたい。

式論に終始しがちになっている。直接法および間接法は、決してキャッシュ・フロー計算書の表示方法を意味するものではなく、当該計算書の作成方法にほかならず、表示形式の違いは作成方法の違いから必然的に生じるものなのである。

3-2. 直接法によるキャッシュ・フローの報告

既述したように、『公開草案』では、キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フローの報告に関しては、二通りの方法が定義されている。そのうちのひとつである直接法については、SFAS 第 95 号において、次のように説明されている。

「営業活動によるキャッシュ・フローを作成するにあたり、キャッシュ・フロー計算書は、主な営業上の現金収入、たとえば得意先から払い込まれた現金、利息や配当として受け取られた現金など、および現金支出、たとえば、財貨および用益に対して仕入先に支払われた現金、用益に対して従業員に支払われた現金、利息として債権者に支払われた現金、税金として政府に支払われた現金など、ならびにそれらの差額すなわち営業活動に基づく正味キャッシュ・フロー額を直接的に表示することができる」²⁴⁴

『公開草案』における記述から、直接法によって営業活動によるキャッシュ・フローの報告をおこなう場合の特徴を読み取ることができる。すなわち、直接法による報告では一会計期間におけるキャッシュ・フローである現金収入および現金支出が項目別に総額で表示され、最後にその差額が表示される、というものである。

前節で指摘したように、会計測定者は分類的複式思考という固有の思考様式に基づいて企業の経済事象を認識している。会計測定者は企業の経済事象を資金の流れとしてとらえ、資金源泉面および資金形態面という二側面から把握して示された資金形態の一つが「現金」にほかならない。「キャッシュ・フロー」を会計測定者の思考内容に則していうならば、資金形態が現金としての「資金フロー」である。直接法による営業活動によるキャッシュ・フローの報告は、現金形態を有する資金フローに関する情報を提供するものであると解釈できる。

引用した『公開草案』の本文中の記述から、営業活動によるキャッシュ・フローとは、営業上の収益および費用または税金に関わるキャッシュ・フローであり、当期の期間計算

²⁴⁴ FASB [1986], par.15.

に関するものとは限らないということが理解できる²⁴⁵。期中に生じたキャッシュ・フローが収益および費用または税金に関わるかどうかについては、資金の源泉面に着目することによって確認されることになる。得意先からの現金収入、受取配当金等の各項目は、キャッシュ・フローの源泉面を示していることになるため、営業活動によるキャッシュ・フローを直接法によって報告する場合においては、資金形態が現金である資金フローが源泉面から項目別に示されていると解される。

上記のように理解される直接法による報告をおこなう際には、必要とされる会計データに関しては、既述した会計上のデータベースから直接的に抽出される。当該会計データは次のような二つの特徴を備えている。

- (1) 資金形態が現金である資金フローを指示する。
- (2) 資金源泉が営業上の収益および費用または税金である資金フローを指示する。

会計データに関する二つの特徴は、会計測定者が直接法によって営業活動によるキャッシュ・フローを報告するというキャッシュ・フロー計算書の一部を作成する際の会計データの抽出条件となっている。会計測定者は会計上のデータベースから二つの条件を満たす会計データを抽出し、項目である資金源泉に関する諸項目別にグルーピングして一覧表示することになる²⁴⁶。会計測定者が二つの条件を満たす会計データに着目するということは、直接法による報告をおこなう際の会計測定者の総合化思考の特徴にほかならないと思われる。

3-3. 間接法によるキャッシュ・フローの報告

次に、間接法による営業活動によるキャッシュ・フローの報告に関しては、『公開草案』の本文において以下のように説明されている。

「同一の正味キャッシュ・フロー額は、過去に現金収支が生じているすべての繰延損益の金額、および将来において現金収支が生ずると期待されるすべての見越

²⁴⁵ ここで述べている営業上の収益および費用に関しては、わが国の「企業会計原則」で規定されている営業利益の構成要素だけでなく、営業外の収益および費用という受取利息、支払利息等も含まれているのである。

²⁴⁶ 「公開草案」における補足資料 B には、会計上のデータベース自体は示されていない。図表 4-1 に示されているデータは、会計上のデータベースからキャッシュ・フロー計算書を作成する上で、必要とされる会計データを、あらかじめ抽出して列挙したものであると解釈される。

損益の金額を純利益から取り去ることにより間接的に報告され得る」²⁴⁷

正味キャッシュ・フロー額は、純利益額を修正することによって報告され得る。具体的には、減価償却費（depreciation）や無形固定資産償却（amortization）、あるいは未収利息（interest earned but not received）や未払利息（interest expense incurred but not paid）のように現金収支を伴わない収益および費用の金額が当期の純利益から控除されることになる。受取勘定（accounts receivables）などの項目の一会計期間における変動額も純利益を修正する際の対象となる²⁴⁸。

修正の過程を明記するのは、間接法による営業活動によるキャッシュ・フローの報告である。間接法による報告においては、冒頭に当期の純利益、続いて現金収支を伴わない税金を含む収益および費用が示され、最後に営業活動による正味キャッシュ・フローが示されている。営業活動によるキャッシュ・フローが間接法によって報告される場合においては、純利益額を基に修正を施して正味キャッシュ・フロー額が算出されるプロセスが明示される。

周知のとおり、純利益額は収益額から費用額を控除することにより算出される。したがって、純利益額の修正を、収益額の修正と費用額の修正とに分けて検討することができる²⁴⁹。

収益額の修正においては、具体的には次のような修正計算を意味する。

- (1) 当期の収益額から非現金収益の金額を減算する。
- (2) 当期の収益額に当期以外の収益に関わると認められる現金収入額を加算する。

(1) の修正については、資金源泉面から各種の収益として認識されたすべての資金フローである資金流入のうち、資金形態が現金であるという条件を満たす資金フローの金額を算定する手続きを意味する。ただし、計算は、資金形態が現金ではない資金フローの金額を計算するという形をとっている。(2) の修正については、資金形態が現金であるところの当期の資金フローである資金流入のうち、当期以外の収益に関わると認められるものを抽出して、収益に加算する手続きにほかならない。当期の収益額に対する加減算は、営業活動からの正味キャッシュ・フローの報告である当該計算書の一部においては、利益額への加減算の形で示されることになる。具体例では、受取勘定の減少および未収利息の

²⁴⁷ FASB [1986], par.16.

²⁴⁸ *Ibid.*, par.16.

²⁴⁹ *Ibid.*, par.68.

増加に関する修正計算として表示され、固定資産売却益が投資活動によるキャッシュ・フローの区分に属するために、利益から減算されている。受取勘定の減少分は、収益に加算として利益に加算されている。しかし、修正は棚卸資産および支払勘定の増減額の修正と合わせて表示されている。

費用額の修正においては、具体的には次のような修正計算を意味することになる。

- (3) 当期の費用額から非現金費用の金額を減算する。
- (4) 当期の費用額に当期理解の費用に関わると認められる現金支出額を加算する。

(3) の修正については、資金源泉面からの各種の費用である税金を含むものとして認識されたすべての資金フローである資金流出のうち、資金形態が現金であるという条件を満たす資金フローの金額を算定する手続きを意味する。計算は、資金形態が現金ではない資金フローの金額を減算するという形をとっていることになる。(4) の修正については、資金形態が現金としての当期の資金フローである資金流出のうち、当期以外の費用に関わると認められるものを抽出して費用に加算する手続きであり、計算上、費用への加算は利益からの減算に等しく、費用からの減算は利益への加算に等しい。結果として、営業活動によるキャッシュ・フローの報告においては、(3) および (4) の修正は、それぞれ、利益への加算および利益からの減算の形で示される。具体例においては、減価償却費および無形固定資産償却、繰延税金、棚卸資産の増加、支払勘定の増加、および未払利息の増加に関する修正計算として表示され、棚卸資産の増加分は費用に加算として利益から減算され、支払勘定の増加分は費用から減算として利益に加算されることになる。修正は、受取勘定の減少額の修正と合わせて表示されることとなる。

上記の (1) から (4) の修正計算においては、会計測定者の次のような思考内容を表している。「純利益を算定する際の計算要素としての会計データと営業活動に基づく正味キャッシュ・フローを算定する際の計算要素とを相互比較し、一致しない部分を見出す」という思考内容である。純利益額と正味キャッシュ・フロー額との間の差異に注目するということこそが、間接法による報告をおこなう際の会計測定者の総合化思考の特徴にほかならない。

(1) から (4) の修正計算の対象とされる各項目については、純利益額と営業活動による正味キャッシュ・フロー額との間に差異を生じさせてしまう項目と理解できる。間接法による報告は、純利益額と正味キャッシュ・フロー額との差異分析の結果に関する情報を

提供するものなのである。

上記のように理解される間接法による報告をおこなう際に必要とされる会計データは、直接法の場合と同様に会計上のデータベースに蓄積されることになる。しかし、会計データは、既存の財務表からも得ることができる。間接法による場合、前期末と当期末の二つの貸借対照表を比較することにより得られる会計データである比較貸借対照表から得られる会計データと、当期の損益計算書に定義されている会計データに基づいて報告がなされる。当該内容は間接法の大きな特徴の一つであると考えられる。

4. 直接法と間接法の比較検討

前節で示した具体例からも明らかなように、直接法および間接法のいずれの方法によっても、営業活動による正味キャッシュ・フローの金額は報告されることになる。二つの方法によって算定された正味キャッシュ・フローの金額は一致するが、二つの方法は代替的方法として理解されるものなのだろうか。

既述したように、直接法によるキャッシュ・フロー計算書は、期中における営業上のキャッシュ・フローそれ自体を総額で表示している。当該計算書は、資金形態が現金であり資金源泉が営業上の収益および費用である資金フローを源泉面から表示している。『公開草案』での表現にしたがって言い換えるならば、当該計算書は、「どこから営業上の現金が流入し、いかに現金が用いられたか²⁵⁰」を表示している。

間接法によるキャッシュ・フロー計算書は、純利益を営業活動に基づく正味キャッシュ・フローに修正する計算過程を表示している。当該計算書は、純利益と営業活動に基づく正味キャッシュ・フローとの間の差異分析表にほかならない。したがって、当該計算書は、「利益とそれに関連する現金収支との間に差異が生じる原因の評価²⁵¹」には役立つことになるが、キャッシュ・フローそれ自体を表示するものではないと思われる。

直接法によるキャッシュ・フロー計算書と、間接法によるキャッシュ・フロー計算書は内容を異にしている。結果として、二つの作成方法は決して代替的な財務表をもたらすものではない。二つの計算書は次に述べるように、会計測定システムにおける位置づけをも異にしている。

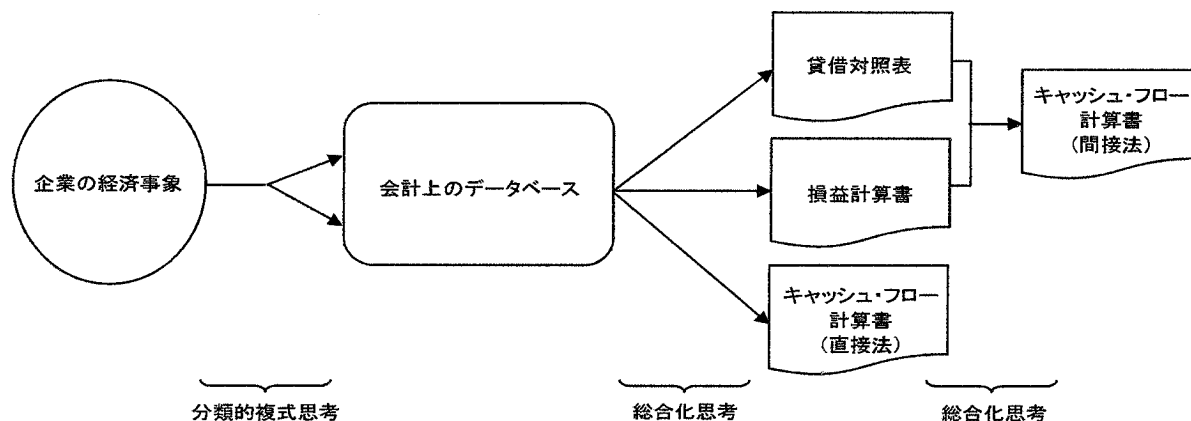
既述したように、直接法によるキャッシュ・フロー計算書は、会計上のデータベースか

²⁵⁰ FASB [1986], par.70.

²⁵¹ *Ibid.*, par.5.

ら直接的に必要な会計データを抽出し、編集することによって作成されることになる。一方、間接法によるキャッシュ・フロー計算書は会計上のデータベースから直接的に会計データを抽出しなくとも作成され得る。つまり、貸借対照表および損益計算書という既存の財務諸表から作成され得るということになる。上記内容をまとめると図表 4-2 のようになる。

図表 4-2 会計上のデータベースと財務諸表Ⅱ



(出典：佐藤靖 [2000] より作成)

図表 4-2 から、間接法によるキャッシュ・フロー計算書が、その他の財務諸表とはまったく異なった位置に置かれているということが理解できる。当該計算書のみが会計上のデータベースからではなく、他の財務表から作成され得るのである。会計上のデータベースに直接的にアクセスすることのできない外部の情報利用者にとっても、間接法によってキャッシュ・フロー計算書を作成することができるということを意味している。

直接法によるキャッシュ・フロー計算書は、既存の財務表からは読み取ることのできないキャッシュ・フローそれ自体に関する情報を提示するものである。したがって、当該計算書は、外部の情報利用者に新たな情報を提示する会計報告書である。

以上のような点を踏まえると、直接法および間接法は、単なる報告方法ではなく、むしろキャッシュ・フロー計算書の作成方法として解釈できる²⁵²。直接法とは、会計上のデータベースから直接的に会計データを抽出し編集することによってキャッシュ・フロー計算書を作成する方法であり、間接法とは、貸借対照表や損益計算書といった他の財務諸表からキャッシュ・フロー計算書を作成する方法であると理解される。

同解釈にしたがえば、二つの方法は、キャッシュ・フロー計算書の一分区である営業活

²⁵² 「公開草案」において、直接法および間接法はキャッシュ・フロー計算書の報告方法としてとらえられているが、このような考え方は「公開草案」に限られたものではない。

動によるキャッシュ・フローの区分のみならず、全区分に関わるものとしてとらえられる。投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローの区分も二通りに作成され得ると考えられる。

投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローに関し、『公開草案』においては、収入および支出はそれぞれ別個に表示されるべきであると記載されている²⁵³。投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローに関しては、フローそれ自体を総額で表示すべきであると指摘されている。キャッシュ・フローの総額に関する情報は、会計上のデータベースから直接的に抽出しない限り、得ることはできないため、『公開草案』においては、キャッシュ・フロー計算書の投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローの区分の作成方法に関しては直接法を強制しているということがいえる。

『公開草案』は、次の引用からも明らかなように、基本的に総額によるキャッシュ・フローの報告を重視している。結果として、『公開草案』の基本的立場としては、直接法によってキャッシュ・フロー計算書を作成することを支持していると解釈できる²⁵⁴。

「一般的に言って、一期間における現金収支の総額に関する情報が重要である²⁵⁵」

「多くの場合において、現金収支の総額が報告されて初めてキャッシュ・フローに関する意味ある評価がなされ得る、と当審議会は判断する²⁵⁶」

『公開草案』においては、上記のような基本的な立場をとっているにも関わらず、営業活動によるキャッシュ・フローの区分に関してのみ、作成方法の選択を作成者に委ねている。確かに、間接法によって作成されるキャッシュ・フロー計算書は、利益と正味キャッシュ・フローとの差異分析表として役立つことはいうまでもない。しかし、既述したとおり、当該キャッシュ・フロー計算書に提示されている会計情報は、他の財務表からも得られる。間接法によるキャッシュ・フロー計算書は、なんら新たな会計情報を提供するものではないといわざるを得ないのである。

キャッシュ・フロー計算書を新たな財務表として開示することを要請するならば、これまでの財務表にはない新たな情報を提示するものでなければならない。営業活動によるキャッシュ・フローの区分も直接法によって作成されるべきである。

²⁵³ FASB [1986], par.19.

²⁵⁴ 「利益を営業活動に基づく正味キャッシュ・フローに修正する過程を記した報告書」をキャッシュ・フロー計算書とは、別個の会計報告書として作成・開示することが認められているのは、「公開草案」のこの基本的立場を反映し、立脚しているものと考えられる。

²⁵⁵ *Ibid.*, par.7.

²⁵⁶ *Ibid.*, par.49.

5. 「公開草案」における基本理念との比較

前節までの検討から明らかなように、キャッシュ・フロー計算書が直接法ないし間接法のいずれかの方法で作成されるかによって、当該計算書に揭示される会計情報の内容は異なってしまう。決定的な相違点は、期中における営業活動によるキャッシュ・フローの総額が種類別に示されるか、または純額のみが示されるか、ということになる。

直接法または間接法のいずれかの方でキャッシュ・フロー計算書を作成するかという問題と、キャッシュ・フローの総額情報に対する見方とは密接な関わりを持つということが明確化した。次いで、「SFAS 第 95 号」が、キャッシュ・フローの総額情報をどのようにとらえているかについて、特徴を明らかにするために「公開草案」との比較において検討してみる。

5-1. 「公開草案」と「SFAS 第 95 号」の見解

「公開草案」および「SFAS95」のキャッシュ・フローの総額情報に対する見解については、それぞれ以下に示してみる。

「公開草案」においては、既述したように「一般的に、ある期間の現金収支の総額 (gross amounts) に関する情報は重要である。」と述べられている²⁵⁷。一方、「SFAS 第 95 号」においては、「一般的に、ある期間の現金収支の総額に関する情報は、その純額 (net amounts) に関する情報よりも重要である」と述べられている²⁵⁸。

引用文から、「公開草案」および「SFAS 第 95 号」の双方共にキャッシュ・フローの総額情報を重視しているということがわかる。しかし、重視の度合いは引用文からもわかるように、若干そのニュアンスは異なっている。「公開草案」では、キャッシュ・フローの総額情報の一般的な重要性を指摘しているということにすぎないのに対し、「SFAS 第 95 号」では、純額情報と総額情報をあえて対比させたいうで総額情報の重要性を述べている。同内容から、「SFAS 第 95 号」が「公開草案」以上にキャッシュ・フローの総額情報を重視する姿勢をより鮮明にしているといえることができる。

「SFAS 第 95 号」におけるキャッシュ・フローの総額情報重視の姿勢は、営業活動によるキャッシュ・フローに関する記述について「公開草案」と対比させることによって、端的にあらわれてくる。「公開草案」では、単に「現金収支 (cash receipts and payments)」と

²⁵⁷ FASB [1986], par.7.

²⁵⁸ FASB [1987], par.11.

表されていたものが、「SFAS 第 95 号」では、「現金収支の総額 (gross cash receipts and gross cash payments)」と明示されていることからわかるだろう。次いで、営業活動によるキャッシュ・フローに関する記述を示してみる。

(1) 「公開草案」

「営業活動によるキャッシュ・フロー報告するにあたって、キャッシュ・フロー計算書は、主要な種類の営業活動からの現金収支、およびその差額、すなわち営業活動による正味キャッシュ・フローを表示すべきである²⁵⁹」

(2) 「SFAS95」

「営業活動によるキャッシュ・フローの報告について、各企業に対し、主要な種類別に現金収支の総額、および直接法によるその算術合計である営業活動による正味キャッシュ・フローを報告することが推奨 (encourage) される²⁶⁰」

直接法によるキャッシュ・フロー計算書が、期中における収入および支出の総額を種類別に示すのに対し、間接法によるキャッシュ・フロー計算書は、総額ではなく純額として、正味キャッシュ・フローである現金ストックの増減を表示することにすぎないことは、繰り返し述べてきた。キャッシュ・フローの総額情報を重視するということは、キャッシュ・フロー計算書の作成方法として直接法を適用することに通じると解釈できる。「SFAS 第 95 号」において、既述した引用文に示されているとおり、直接法を適用することを推奨しているが、あくまでも推奨であって、直接法の適用を強制するものではない。「SFAS 第 95 号」は、以下に示すように、直接法が選択されなかった場合においては、間接法によって報告することを要請している。

「主な営業上の現金収支について第 27 段落に示されたところの直接法を用いて情報を提供することを選択しない企業は、純利益を営業活動による正味キャッシュ・フローに修正することにより、同金額を間接的に決定し報告しなければならない²⁶¹」

直接法と間接法の適用問題に関しては、「公開草案」においては特に言及しないで各企業の自由意思に委ねているため、直接法と間接法を代替的方法として位置付けていることを意味すると解釈できる。反面、「SFAS 第 95 号」は直接法と間接法に序列を付けて、第一に直接法の適用を要請していることに注意する必要がある。

上記までの検討で明らかのように、直接法と間接法は決して代替的な方法ではなく、直

²⁵⁹ FASB [1986], par.15.

²⁶⁰ FASB [1987], par.27.

²⁶¹ *Ibid.*, par.28.

接法によるキャッシュ・フロー計算書が、貸借対照表や損益計算書にはないキャッシュ・フローの総額情報を提供する会計情報であるのに対し、間接法によるキャッシュ・フロー計算書は、新たな会計情報を提供しない。したがって、「SFAS 第 95 号」が「推奨」しているものの、直接法の適用を第一に要請しているということは重要な意味を持つと思われる。直接法と間接法のいずれを適用するかという問題においては、キャッシュ・フローの総額情報に対する見方と密接に関連することについては既述した。「SFAS 第 95 号」においては、キャッシュ・フローの総額情報を極めて重視するという基本理念が、直接法の推奨という形態に現れていると解釈できる。

6. SFAS 第 95 号の内部矛盾

6-1. SFAS 第 95 号における要請内容

既述した引用文から明らかになったことは、「SFAS 第 95 号」においては、①第 11 段落において、キャッシュ・フローの総額情報重視の姿勢をより鮮明にしている、②第 27 段落において、営業活動によるキャッシュ・フローの報告について直接法の適用を推奨している、③第 28 段落において、直接法が適用されない場合には間接法の適用を求める、というものであった。しかし、これ以降の段落において、異なった主張が展開されている。それは次のようなものである。

「第 28 段落で述べられた純利益の営業活動による正味キャッシュ・フローへの修正報告は、営業活動による正味キャッシュ・フローの報告が直接法によるか間接法によるかに関わらず行われなければならない²⁶²」

「仮に、営業活動による正味キャッシュ・フローの報告に関して直接法が用いられるならば、純利益の営業活動による正味キャッシュ・フローへの修正報告は、別表においてなされなければならない。仮に、間接法が用いられるならば、その修正報告はキャッシュ・フロー計算書のなかにおいて、または別表においてなされるであろう。ただし別表が作成される場合においては、キャッシュ・フロー計算書には営業活動による正味キャッシュ・フローのみが表示される²⁶³」

上記の引用文から、「SFAS 第 95 号」が直接法と間接法の適用に関していかなる要請をしているかについて整理してみるならば、次のとおりとなる。「SFAS 第 95 号」は、以下

²⁶² FASB [1987], par.29.

²⁶³ *Ibid.*, par.30.

に示す選択肢を提示し、企業にいずれか一つを選択するよう求めている。

- (1) 直接法で営業活動によるキャッシュ・フローの報告を行わなければならない。ただし、別表において純利益の営業活動による正味キャッシュ・フローへの修正報告を行わなければならない。
- (2) キャッシュ・フロー計算書において、純利益の営業活動による正味キャッシュ・フローへの修正報告を行わなければならない。
- (3) 営業活動による正味キャッシュ・フロー額のみをキャッシュ・フロー計算書に記載しなければならない。ただし、別表において、純利益の営業活動による正味キャッシュ・フローへの修正報告を行わなければならない。

「純利益の営業活動による正味キャッシュ・フローへの修正報告」とは、間接法による報告にほかならないといえる。つまり、修正報告は、間接法によって作成されたキャッシュ・フロー計算書、あるいは、それに準ずる会計報告書によってなされる。(2)と(3)は、キャッシュ・フロー計算書の作成方法として間接法を適用するケースなのである。(1)は直接法を適用するものの、間接法によって作成された別表であるキャッシュ・フロー計算書に準ずる会計報告書をも同時に作成および開示するというケースなのである。上記したいずれのケースにおいても、間接法が適用されることになるため、上記の引用文にしたがうならば、「SFAS 第 95 号」は間接法の適用を義務づけ、直接法の適用については企業の自由意思に委ねていると解釈することができ、キャッシュ・フロー計算書の作成方法として、直接法ではなく間接法の適用を求めていると考えられる。

6-2. 明確化した内部矛盾

上記内容は、明らかに「SFAS 第 95 号」に内部的な矛盾が存在するといわざるを得ない。「SFAS 第 95 号」は、初めは直接法の適用を推奨していたにも関わらず、引用文に示されているように間接法の適用を求めている。

一般的に会計基準においては選択適用等の事例にあるように、Regulation 自体に相反する内容を述べている場合もある。本章において「内部矛盾」という言葉を使用する意図としては、第三の財務表としてキャッシュ・フロー計算書を、貸借対照表と損益計算書と同等に位置付けることの重要性および明瞭な論拠を考察するものであり、他の会計基準のその類とは異質のものと著者自身が解しているからである。

既述したように、貸借対照表や損益計算書にはない新たな会計情報として、形態が現金

である資金フローの源泉面に関する情報を提供し得るのは、直接法によるキャッシュ・フロー計算書であり、間接法によるものではない。直接法ではなく間接法の適用を求めている「SFAS 第 95 号」は、選択に関し企業の自由意思に委ねている「公開草案」と比較して内容的に後退したものといわざるを得ない。

一方、「SFAS 第 95 号」に対しては、指摘した矛盾点が看過されたまま解されている状況にある。内容に関して次のような意見がある。

「キャッシュ・フロー計算書の作成方法として、直接法のほかに間接法も認められ、両者の選択適用が述べられている。直接法と間接法は、それぞれ長短があるが、キャッシュ・フローの全体を開示するためには、直接法が優れていることはいまでもないだろう。したがって、キャッシュ・フロー情報の提供という点から、直接法と間接法を選択適用を認めているということは、問題が残されているといわなければならない²⁶⁴」

引用を解釈すると、①直接法が間接法よりも優れた方法であり、②直接法が適用されるべきであるということになる。同内容からは「SFAS 第 95 号」が、直接法と間接法を選択適用を認めているという解釈はでき得ないのではないだろうか。「SFAS 第 95 号」は、直接法と間接法を選択適用は認めておらず、間接法を適用することを強制している。したがって、残された問題こそが、「SFAS 第 95 号」に内在する内部矛盾であると考えられる。

「SFAS 第 95 号」における基本理念と実際の要請との間にある内部矛盾は、キャッシュ・フロー計算書のうち、営業活動によるキャッシュ・フローの区分に表示される会計情報と投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローという他の二区分に表示される会計情報の性質の違いとしてもあらわれてくる。

注意しなければならないのは、指摘されている矛盾が単にキャッシュ・フローに関する報告形式の不統一から生じる矛盾だけにとどまらないことである。直接法および間接法は、営業活動からのキャッシュ・フローの区分だけでなく、キャッシュ・フロー計算書全体に関わるものであり、当然二つの区分にも関わるものである。キャッシュ・フローの総額が報告されるためには、いずれの区分においても、直接法によって作成されなければならないため²⁶⁵、キャッシュ・フローの総額を表示することが要請されている投資活動、および財務活動によるキャッシュ・フローの報告は、直接法に基づいてなされるはずなのである

²⁶⁴ 高松 [1988], p.14.

²⁶⁵ 佐藤靖 [1988], p.214.

²⁶⁶。それにも関わらず「SFAS 第 95 号」においては、営業活動によるキャッシュ・フローの区分のみを特別扱いにして、間接法の適用を要請していると解釈できる。結果として、キャッシュ・フロー計算書全体の各区分に関する作成方法の不統一を意味することにつながるのではないだろうか。「SFAS 第 95 号」においては、きわめて重要で内部的な矛盾をはらんだものとなっている。

6-3. 間接法によるキャッシュ・フロー計算書の有用性

「SFAS 第 95 号」においては、キャッシュ・フロー計算書の作成目的として、大きく四つのものを掲げており、一つとして、「純利益とそれに関連する現金収支との間の差異が生ずる原因を評価する²⁶⁷」という目的がある。同目的は、既述して明らかなように、間接法により作成されたキャッシュ・フロー計算書によって達成される。「SFAS 第 95 号」においても、間接法という単語を用いていないものの、同目的との関連において、「純利益と営業活動による正味キャッシュ・フローとの間の修正」に関する情報が提供されるべきである、と明示している²⁶⁸。「純利益と営業活動による正味キャッシュ・フローとの間の修正」に関する情報とは、間接法によって作成されたキャッシュ・フロー計算書に揭示される会計情報と考えられる。

既述してきたことに関しては、当然ながら、純利益と正味キャッシュ・フローとの差異に関する情報の有用性を否定するということではない、ということ改めて述べておきたい。つまり、「間接法によるキャッシュ・フロー計算書は、他の会計報告書からは得られない新たな会計情報提供するものではない」ということなのである。純利益と正味キャッシュ・フローとの差異に関する情報は、有用な情報であったとしても、貸借対照表および損益計算書という既存の会計報告書から導出されることから、間接法による報告がなされない場合であっても、目的は達成され得る²⁶⁹。間接法によるキャッシュ・フロー計算書が開示されれば、会計情報の利用者にとってコストという視点から見れば、情報の入手および分析に要するコストは削減でき、その意味においては、間接法によるキャッシュ・フロー計算書に関しても無駄なものとはいえない。しかし、会計情報の利用者に対して便宜を図

²⁶⁶ FASB [1987], par.31.

²⁶⁷ *Ibid.*, par.5.

²⁶⁸ *Ibid.*, par.6.

²⁶⁹ 間接法によるキャッシュ・フロー計算書が開示されるならば、会計情報の利用者は、情報分析のためのコストを相当程度節減できると思われる。その意味においては、間接法によるキャッシュ・フロー計算書に関しても、「無駄」なものとはいえないこととなる。しかし、会計情報利用者への便宜を図るという以上の意義を持つものとはあくまでもいえないと考える。

るだけで、それ以上の意義を持つものではない。新たな会計情報を提供するという観点からは、SFAS95は無意味な報告を求めていると思わざるを得ない。

「SFAS 第 95 号」においては、キャッシュ・フロー計算書の作成方法を、直接法によるか間接法によるかについて作成者の判断に委ねるという選択適用ではなく、制度上において間接法を強いるのであれば、当該計算書の内部自体に作成基準の不統一が生じることに留意しなければならない。

キャッシュ・フロー計算書が第三の財務表として位置付けられるとするならば、会計測定のプロセスから検証したように、直接法によるキャッシュ・フロー計算書だけが従来の財務表にない情報を提供するものである。本来代替的なものでない間接法によるキャッシュ・フロー計算書を財務表として認めるならば、既存の財務諸表の補完的な役割をするものに過ぎないことを認識しなければならない。

実務社会において、間接法を選択したキャッシュ・フロー計算書の開示が一般的であるという現状を見つめるならば、当該計算書の作成費用を考慮しても、会計情報の有用性が直接法を選択したキャッシュ・フロー計算書によりもたらされる情報にあるということを検証する必要がある。

第Ⅱ部 情報活用と業績報告システム

第Ⅱ部では、第Ⅰ部において検証したキャッシュ・フロー計算書に内在する課題を認識したうえで、キャッシュ・フロー情報を投資意思決定において利用する際に、より有益な情報として活用するための概念を検証する。次いで、投資意思決定者によるキャッシュ・フロー情報の利用において、当該情報と会計利益情報および株価との相関をみる実証的検証をおこない、既存の財務表による情報との相違とキャッシュ・フロー情報の有用性を確認する。

さらに、財務業績報告システムにおけるキャッシュ・フロー計算書の必要性と位置づけを明確化し、役割を他の財務表との連携という視点から考察をおこない、一定の会計概念を取り入れることにより財務表間の連携が保たれることを検証する。

第5章 セグメント情報としての意義

ここ数年において、わが国の企業を取り巻く経済環境の変化は著しい。それに対応して、わが国の企業の多くは海外取引の拡大、海外生産拠点の拡張、海外企業の合併・買収等の事業活動をグローバルに展開してきている。企業経営の多角化、国際化の実態を財務諸表に適切に反映させるため、1997年にFASBとIASCから、セグメント情報の開示に関して、従来の会計基準を抜本的に見直した新たな会計基準が相次いで公表された。

一般に企業は利益を獲得し企業価値を増加させることを第一の目的として活動している。目的の達成のためには、どの事業領域を選択して企業活動をおこなっていくかということは戦略として極めて重要である。背景には、企業の経済活動を本業以外の事業領域へと拡張し多角化する必要がある一方で、「選択と集中」や「本業回帰」という言葉にも表現されるように、事業領域を狭めて特定領域に集中化または専門化する必要も生じてくる。どのような事業領域で企業が活動していくかということに関する戦略は、企業戦略または全社戦略として重要性を増した状況となっている。

この状況下において、キャッシュ・フロー計算書におけるセグメント情報の意義について必要性と有用性を検討する。はじめに、セグメント情報の開示が公表された経緯について、わが国、FASB、およびIASCを比較し検証する。次いで、わが国の企業のキャッシュ・フロー計算書におけるセグメント情報の開示の実態を検証する。

1. セグメント情報開示の現状と課題

1-1. 導入の経緯

セグメント情報とは、売上高や営業損益、その他の財務情報を、事業の種類別および地域別に分類したものである。セグメント情報の目的は、企業経営の多角化、国際化の実態を財務諸表に適切に反映させることにある。わが国においては、1988年に企業会計審議会から「セグメント情報の開示に関する意見書」ならびに「セグメント情報の開示基準」が公表された²⁷⁰。わが国においては、同1988年に「有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令等の一部を改正する省令²⁷¹」が公布された。同省令に基づき、1990年4月1日

²⁷⁰ 企業会計審議会

²⁷¹ 大蔵省令第41号

以後に開始する事業年度から、事業の種類別および所在地別の売上高、営業損益および海外売上高が有価証券届出書および有価証券報告書（「有価証券報告書等」）の添付資料として連結情報のなかに記載することが要求された²⁷²。ただし、公布時点においては、同省令附則 6 により、所在地別の営業損益は、当分の間は記載しないことが認められ、同省令附則 7 により、海外売上高には、当分の間、本国以外に所在する連結子会社から本国への輸出高を含めることとされた。同省令により、わが国の証券取引法に基づくことによりセグメント情報開示が制度化された。

1991 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からは、セグメント情報は連結財務諸表とともに有価証券報告書等の本体に組み込まれた²⁷³。1993 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度にかかわる連結財務諸表からは、連結財務諸表の注記事項となり²⁷⁴、監査の対象とされた²⁷⁵。1997 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度にかかわる連結財務諸表での全面開示に向けて、開示内容は段階的に拡充されることとなった。

1997 年 9 月に、企業会計審議会から「連結財務諸表の見直しに関する意見書」が公表され、わが国の証券取引法に基づくディスクロージャー制度を連結情報について中心とした制度へ転換するとともに、セグメント情報のより一層の充実をはかることが提言された。同意見書を受けて、1999 年 3 月 30 日付で関連省令等の改正・新設が行われ、1999 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から連結情報を中心とした開示制度へと移行し、現在に至っている。

現在わが国では、セグメント情報は証券取引法により提出が求められる連結財務諸表および中間連結財務諸表の注記事項として開示が要求されている。作成方法と様式は、連結財務諸表規則（「連規」）²⁷⁶ならびに同規則・記載様式（「連規様式」）、中間連結財務諸表規則²⁷⁷ならびに同規則様式において規定されている。1995 年に、日本公認会計士協会から公表された会計制度委員会報告第 1 号「セグメント情報の開示に関する会計手法」（「会計手法」）は、開示要件に基づく実務指針として今日のわが国において機能している。さらに、わが国では企業内容等の開示に関する内閣府令²⁷⁸に基づき、有価証券届出書、有価証券報告書および半期報告書において、連結財務諸表以外の部分でもセグメント情報の開示

²⁷² 大蔵省令第 41 号附則 3、「企業内容等の開示に関する省令」第 10 条 1 項 1 号ホ、第 2 項

²⁷³ 大蔵省令第 41 号「企業内容等の開示に関する省令等の一部改正」

²⁷⁴ 大蔵省令第 23 号「企業内容等の開示に関する省令等の一部を改正する省令」

²⁷⁵ 証券取引法第 193 条の 2 第 1 項

²⁷⁶ 連結財務諸表規則第 15 条の 2

²⁷⁷ 中間連結財務諸表規則第 14 条

²⁷⁸ 内閣府令 8, 15, 18 条

が要求されている。

米国では、1960年代からSECへ提出が義務付けられている各種書類や株主宛年次報告書のなかで、事業の種類別や顧客に関する情報の開示が要求されてきた。1976年に、FASBから財務会計基準書第14号「企業のセグメント別財務報告²⁷⁹」（「SFAS第14号」）が公表された。1977年にはSECにおいて、規則Regulation S-Kが新設されて、SECへの提出書類や株主宛年次報告書のなかで要求されるセグメント情報の作成に際して、SFAS第14号に従わせる方向で統一化が図られた。その後、SFAS第14号を部分的に改定するための基準書が公表されたが、1997年6月には、抜本的に改訂した財務会計基準書第131号²⁸⁰（「SFAS第131号」）が公表されて今日に至っている。

IASCにおいては、1981年に国際会計基準第14号「セグメント別財務情報の報告²⁸¹」を公表した。その後IASCは1994年に、同基準に形式的な改訂を施した改訂版²⁸²（「旧IAS第14号」）を公表した。しかし、1997年8月に、旧IAS第14号を抜本的に見直した国際会計基準第14号（1997年改訂）「セグメント別報告²⁸³」（「IAS第14号」）を公表して現在に至っている。

IAS第14号とSFAS第131号は、いずれも営利目的の公開企業における完全な一組の年次および中間財務諸表に対して適用される²⁸⁴。双方の基準は個別財務諸表においても適用され、連結財務諸表と個別財務諸表の双方が提出される場合には、連結財務諸表のみに適用される。わが国では個別財務諸表においては、セグメント情報の開示は要求されない。

今日において、わが国の基準、IAS第14号およびSFAS第131号の間にはかなりの隔たりがみられる。そこで、以降は目的適合性、信頼性、検証可能性等の会計情報の質的特徴に着目しながら、各基準間を比較検討する。会計基準の国際的調和化が進展しつつある今日において、IAS第14号およびSFAS131号は、わが国をはじめとする諸外国のセグメント情報の開示基準や実務に対して、現在および将来にわたり重大な影響を及ぼすものと考えられる。

²⁷⁹ FASB [1976]

²⁸⁰ FASB [1997]

²⁸¹ IASC [1981]

²⁸² IASC [1994]

²⁸³ IASC [1997]

²⁸⁴ IASC [1997], par.1, 3.および FASB [1997], par.1, 9, 115, 116.

1-2.開示基準の比較

1-2-1.セグメントの種類

開示対象セグメントの定義には、同種・同系列の製品またはサービスに基づく「事業系列別セグメント」と、何らかの地域区分に基づく「地域別セグメント」、顧客に基づくものなどがある。わが国の事業の種類別セグメント²⁸⁵、SFAS 第 14 号の産業別セグメント²⁸⁶、SFAS 第 131 号の全社ベースでの製品およびサービスに関するセグメント²⁸⁷および IAS 第 14 号のビジネス・セグメント²⁸⁸は、事業系列別セグメントとみることができる。

わが国の所在地別セグメント、国内売上高と海外売上高の区分および海外売上高の地域区分²⁸⁹、SFAS 第 14 号の国内事業と在外事業の区分、在外事業の地域区分、国内売上高と輸出売上高の区分および輸出売上高の地域区分²⁹⁰、SFAS 第 131 号の全社ベースでの本国と海外諸国全体および本国と海外の個々の国による区分²⁹¹、および IAS 第 14 号の資産または顧客の所在地による地域区分²⁹²は、地域別セグメントとみることができる。

IAS 同基準での資産の所在地とは、企業の製造施設、またはサービス施設およびその他の資産の所在地を意味する。これに対して、SFAS 第 131 号のオペレーティング・セグメント²⁹³は、企業の内部組織構造や内部報告制度に基づいて識別され、事業系列と地域のいずれか一方または双方の組み合わせに基づく場合と、いずれにも基づかない場合とがある。

わが国の所在地別セグメントは、製品の製造元に基づく地域区分であり、国内売上高と海外売上高の区分および海外売上高の地域区分は製品の販売先に基づく地域区分を意味している。SFAS 第 14 号における国内事業と在外事業の区分および在外事業の地域区分は、資産の所在地に基づく区分であり、輸出売上高は国内事業における海外の外部顧客への売上からの収益も含まれると考えられる。この場合、在外子会社からわが国の外部顧客への売上高は、海外売上高には含まれない²⁹⁴。

SFAS 第 131 号では、全社ベースの地域別セグメント情報として、外部顧客からの収益を地域別に区分する際に、資産の所在地と顧客あるいは市場の所在地のいずれを基礎とす

²⁸⁵ 連規様式第一号・記載上の注意 1, 開示手法 I 1

²⁸⁶ FASB [1976], par.10a, 12.

²⁸⁷ FASB [1997], par.37.

²⁸⁸ IASC [1997], par.9.

²⁸⁹ 連規第 15 条の 2, 開示手法 II 1, III

²⁹⁰ FASB [1976], par.31, 34, 36.

²⁹¹ FASB [1997], par.38.

²⁹² IASC [1997], par.9, 13.

²⁹³ FASB [1997], par.10.

²⁹⁴ 会計手法 解説 III

るかについては、経営者の判断に委ねられている²⁹⁵。IAS 第 14 号においても、地域別のセグメントの識別に際しては、資産の所在地と顧客あるいは市場の所在地のいずれかに基づいて識別することも認めている²⁹⁶。

SFAS 第 14 号は、実務上の負担を考慮して、事業系列別に分解することが実務上実行不可能な在外事業をまとめて単一の事業系列別セグメントとして識別することとし、事業系列別セグメントが世界ベースで識別されないことを容認している²⁹⁷が、処理内容については、SFAS 第 131 号、IAS 第 14 号およびわが国の基準のいずれにおいても言及されていない。

1-2-2.セグメントの識別方法

わが国の基準や SFAS 第 14 号では、事業系列や地域に基づく各種セグメントの識別に際しては、経営の多角化・国際化の実態が適切に反映されるように、さまざまな判断基準が示されているが、両基準も事業区分や地域区分の最終的な決定は経営者の判断に委ねられている²⁹⁸。わが国の監査委員会報告第 53 号「セグメント情報の監査に関する実務指針」では、開示された事業区分の妥当性を検証するうえで、事業区分についての考え方の合理性、事業区分の決定手順、事業区分における恣意性の介入、経営方針や経営組織等との整合性等に留意することを求めている。

SFAS 第 131 号と IAS 第 14 号では、外部報告目的のセグメントの識別に際して、企業の内部組織構造や内部報告制度に注目しており、両基準には、開示対象セグメントの識別方法において重大な差異が認められている。SFAS 第 131 号は、オペレーティング・セグメントの識別に際して、事業系列や地域区分にかかわらず、内部組織構造や内部報告制度に基づいて識別することを要求している。IAS 第 14 号においても、企業の内部組織構造や内部報告制度を企業が直面するリスクと収益性の主要な源泉と内容を識別するための基礎とみなして、セグメントの識別に際してそれらに着目することを要求している。しかし、IAS 第 14 号は、企業の内部組織構造や内部報告制度が事業系列と地域のいずれにも基づかないならば、企業経営者はさらに組織の下位レベルの内部報告セグメントに着目しながら、

²⁹⁵ FASB [1997], par.38b, 106.

²⁹⁶ IASC [1997], par.13, 14.

²⁹⁷ FASB [1976], par.14, 69.

²⁹⁸ 会計手法 I (2) ①, 会計手法・解説 I 1 (2) ②ウ, 会計手法 II 1, および FASB [1976], par.12, 31, 34, 83, 85.

最終的に事業系列または地域に基づいてセグメントを識別することを要求している²⁹⁹。

わが国の基準³⁰⁰、SFAS 第 14 号³⁰¹および IAS 第 14 号³⁰²では、事業系列別セグメントに関して、外部から収益を得ていない事業区分を独立のセグメントとして識別することは要求されない。一方、SFAS131 号では、収益の大部分あるいはすべてがセグメント間の内部取引からもたらされる事業区分であっても、企業の管理形態であれば、独立のオペレーティング・セグメントとして識別することが要求される³⁰³。わが国では、垂直的に結合された事業でも、一部でも外部顧客から収益を得ている場合には、独立のセグメントとして識別される可能性がある³⁰⁴。SFAS 第 14 号の場合では、このようなケースでも、セグメントの識別は要求されない。IAS 第 14 号では、外部顧客からの収益が 50%未満のセグメントは開示対象にはならない³⁰⁵。たとえ企業の内部報告制度が垂直的に統合された活動を別個のセグメントとして取り扱っていても、企業がそれらをビジネス・セグメントとして外部に報告することを選択しなかった場合には、売り手と買い手のセグメントを結合することが要求される³⁰⁶。

地域別セグメントについては、わが国の場合、外部顧客からの収益が存在しないで、地域間の内部振替取引による収益だけが計上される地域区分であっても、独立のセグメントとして識別することが求められる、根拠としては、事業活動の地域性を重視するためとされている³⁰⁷。IAS 第 14 号では、異なる地域間の垂直的に結合された事業は、それぞれの地域の外部顧客からの収益が 50%未満の場合には、地域区分は要求されないと解釈できる³⁰⁸。

1-2-3.セグメントの位置づけ

わが国の基準や SFAS 第 14 号では、開示対象セグメントはすべて対等に扱われる。これに対して SFAS131 号では、オペレーティング・セグメントが基本的なセグメントとされる。オペレーティング・セグメントは企業の内部組織構造に基づいて定義されるため、事業系列または地域区分に一致する場合もあれば、一致しない場合もある。SFAS 第 131 号では、

²⁹⁹ IASC [1997], par.27b, 30, 32.

³⁰⁰ 会計手法 解説 I 1 (1)

³⁰¹ FASB [1976], par.10a.

³⁰² IASC [1997], par.39, 40, 41.

³⁰³ FASB [1997], par.79.

³⁰⁴ 会計手法 解説 I 1 (1)

³⁰⁵ IASC [1997], par.35.

³⁰⁶ *Ibid.*, par.41.

³⁰⁷ 会計手法 解説 II 1.

³⁰⁸ IASC [1997], par.35.

オペレーティング・セグメントで提供されない情報を捕捉するために、全社ベースで事業系列や地域別セグメント情報を開示することが要求される³⁰⁹。両セグメントには、開示が要求される情報の範囲に差異がある。

IAS 第 14 号の場合でも、企業のリスクと収益性の主要な源泉に基づいて、事業系列と地域に基づくセグメントのいずれか一方を基本的報告様式で、他方を補足的報告様式で開示することが要求される³¹⁰。いずれのセグメントを基本的報告様式または補足的報告様式で開示するかについては、経営者の判断に委ねられているため³¹¹、両報告様式には、開示される報告の範囲に差異がある。

1-2-4.セグメントの重要性判定基準

開示の対象となる事業系列別セグメントの識別に際しては、わが国の基準³¹²、FASB³¹³および IASC³¹⁴の各国基準のいずれも内部取引高を含む売上高、営業損益および資産のいずれかが、各々の合計額の 10%以上であるセグメントの開示求められる（「10%基準」）。所在地別セグメントの識別については、わが国の基準³¹⁵や SFAS 第 14 号³¹⁶において、わが国では内部取引高を含み、FASB では上記内容を除く売上高と資産が 10%基準の判定対象とされる。結果として、所在地別セグメントについては、たとえ営業利益や営業損失が 10%基準を満たしていても、売上高と資産が全体の 10%未満であるセグメントは開示対象としなくてもよいことになる。10%基準の判定対象が同じであっても、判定対象となる財務数値の計算に含まれる項目が、各国基準や各企業の間で異なっている可能性もある。

IAS 第 14 号は、補足的報告様式で開示されるセグメントの識別に際して、外部顧客への売上高と資産の帳簿価額のいずれかを 10%基準の判定対象としている³¹⁷。SFAS 第 131 号の場合では、全社ベースの事業系列別あるいは地域別セグメントの識別に関しての重要性判定基準はみられず、情報開示の実行可能性だけが問われることとなる³¹⁸。情報の開示が実行不可能な場合とは、必要な情報が利用できないで、かつ作成するためのコストが課題

³⁰⁹ FASB [1997], par.36.

³¹⁰ IASC [1997], par.26.

³¹¹ *Ibid.*, par.15, 27b, 32.

³¹² 連規様式第一号 記載上の注意 10

³¹³ FASB [1976], par.15. および FASB [1997], par.18.

³¹⁴ IASC [1997], par.35.

³¹⁵ 連規様式第二号 記載上の注意 8

³¹⁶ FASB [1976], par.32, 33.

³¹⁷ IASC [1997], paras.69-72.

³¹⁸ FASB [1997], par.37.

になった場合である³¹⁹。

わが国では、事業系列別セグメントについて、内部取引高を含む売上高、営業損益および資産のすべてが、全セグメントベースでのそれぞれの合計額の90%を超えるセグメントが存在し、かつ、上記の10%基準を満たすセグメントが存在しない場合、当該セグメント情報を開示しないことができる（「90%基準」）³²⁰。所在地別セグメントについては、売上高と資産が90%基準の判定対象とされる³²¹。所在地別セグメントについては、売上高と資産が90%基準を満たしておけば、たとえ営業利益または営業損失が10%基準を満たすセグメントが存在していても、開示しなくても良いこととなる。SFAS第14号では、事業系列別セグメントについて同様な基準がみられるが³²²、SFAS第14号の所在地別セグメントをはじめとして、SFAS第131号およびIAS第14号のいずれのセグメントについても90%基準はみられない。

開示対象セグメント数の下限について、SFAS第14号は、事業系列別セグメントについては全開示対象セグメントの外部顧客からの収益の合計が、全事業系列セグメントの外部顧客からの収益合計の75%になるまで、セグメントを追加的に識別することを要求していた³²³。SFAS第131号ではオペレーティング・セグメント³²⁴、IAS第14号では事業系列別と地域別の双方のセグメント³²⁵について、SFAS第14号と同様な75%基準がみられる。一方わが国では、事業系列別と所在地別いずれのセグメントについても、開示対象セグメントの内部取引を含む売上高または資産の合計額が、全セグメントの内部取引を含む売上高または資産の合計額のそれぞれ50%以下である場合には、その理由等の開示が要求されるにとどまっている³²⁶。

1-2-5.セグメントの財務情報

(1) セグメントにおける開示項目

わが国³²⁷やSFAS第14号³²⁸の事業系列別セグメント、およびIAS第14号³²⁹の基本的報

³¹⁹ FASB [1997], par.23.

³²⁰ 連規様式第一号 記載上の注意 13

³²¹ 連規様式第二号 記載上の注意 11

³²² FASB [1976], par.20.

³²³ *Ibid.*, par.17.

³²⁴ FASB [1997], par.20.

³²⁵ IASC [1997], par.37.

³²⁶ 連規様式第二号 記載上の注意 10

³²⁷ 連規第15条の2第1項、連規様式第一号・記載上の注意2、会計手法I3(3)

³²⁸ FASB [1976], paras.22-27.

告様式で開示される事業系列別セグメントでは、売上高または収益、営業損益または経常損益、資産、減価償却、減耗償却費および繰延資産や無形固定資産の償却費、および資本的支出の金額の開示が要求されている。SFAS 第 14 号³³⁰や IAS 第 14 号³³¹では持分法適用投資先について、持分法による投資損益および同投資先への投資額等の開示が要求される。IAS 第 14 号ではさらに、有形および無形固定資産の償却費以外の重要な非資金的費用でセグメント別損益の計算に含まれる費用の総額や負債の開示が要求される³³²。IAS 第 14 号の補足的報告様式で開示される事業系列別セグメントについては、外部顧客からの収益、資産の帳簿価額の総額、および有形および無形固定資産の当期における取得額の総額の開示が要求される³³³。

わが国の基準³³⁴や SFAS 第 14 号³³⁵の所在地別セグメントでは、売上高または収益、営業損益または経常損益および資産の開示が要求される。SFAS 第 14 号では、営業損益に替えて、純利益、または営業損益と純利益の間のその他の収益性の尺度の開示も認めた。IAS 第 14 号では、基本的報告様式で開示される地域別セグメントについては、事業系列別セグメントと同項目の開示が要求される。IAS 第 14 号の補足的報告様式で開示される地域別セグメントについては外部顧客からの収益、資産の所在地に基づく地域別セグメントについては資産の帳簿価額の総額および有形または無形固定資産の当期における取得額の総額の開示が要求される³³⁶。

SFAS 第 131 号のオペレーティング・セグメントについては、最高業務意思決定者によって検討される損益と総資産とともに、次の項目が計算に含まれる場合は、別途に開示が要求される³³⁷。損益に関しては、外部顧客からの収益、セグメント間の内部取引から生じる収益、受取利息、減価償却費、減耗償却費および無形固定資産の償却費、非経常項目、持分法における投資利益、法人税および法人税還付額、異常項目、および上記償却額を除く非現金支出項目、また、資産に関しては、持分法適用会社への投資額、および金融資産等を除く長期性資産への追加的支出額である。

³²⁹ IASC [1997], par.51, 52, 55, 57, 58.

³³⁰ FASB [1976], par.27.

³³¹ IASC [1997], par.64, 66.

³³² *Ibid.*, par.56, 61.

³³³ *Ibid.*, par.70.

³³⁴ 連規第 15 条の 2 第 2 項、連規様式第二号・記載上の注意 2

³³⁵ FASB [1976], par.35.

³³⁶ IASC [1997], par.69, 71, 72.

³³⁷ FASB [1997], paras.27-28.

SFAS 第 131 号の全社レベルでの事業系統別セグメントについては、実行不可能でないかぎり、外部顧客からの収益の開示が要求される³³⁸。全社レベルでの地域別セグメントでは、実行不可能でないかぎり、外部顧客からの収益、および金融資産等を除く長期性資産等の開示が要求される³³⁹。

(2) 収益性に関する情報

収益性の尺度として開示が要求されるセグメント別損益は、セグメント別収益からセグメント別費用を差し引いて計算される。各国基準で定義される事業系当別および地域別セグメントの収益には、一般に外部顧客への売上からの収益と、セグメント間の内部取引から生じる収益が含まれ、それらは区分して記載することが要求される。わが国の基準の場合は、それが困難であれば一括して記載することも認められる³⁴⁰。わが国の海外売上高³⁴¹や SFAS 第 14 号の輸出売上高³⁴²、SFAS 第 131 号の全やベースの事業系列別および地域別セグメント³⁴³、および IAS 第 14 号の補足的報告様式で開示が要求される事業系列別および地域別セグメント³⁴⁴の収益は、外部顧客への売上からの収益である。

営業損益については、わが国では営業損益にかえて経常損益を開示することが認められている³⁴⁵。SFAS 第 14 号では企業外部からの受取利息やセグメント間の売上債権からの受取利息は、利息が得られる資産がセグメント固有の資産に含まれている場合には、セグメント別収益に含めることが要求されている³⁴⁶。他のセグメントに対する前渡金や貸付金から得られた利息は、主たる営業活動が財務的性格のセグメントを除いてセグメント別収益には含めないものとされる。SFAS 第 14 号では、営業損益を計算するうえで、全社レベルの収益、全社的一般経費、支払利息、法人税、持分法による投資損益、異常項目、および少数株主持分等は含めないものとしている³⁴⁷。これに対して SFAS 第 131 号では、上記項目は、オペレーティング・セグメントについて、最高業務意思決定者によって検討されるセグメント別損益の計算に含まれる場合には別途、開示が要求される³⁴⁸。

³³⁸ FASB [1997], par.37.

³³⁹ *Ibid.*, par.38a, 38b.

³⁴⁰ 連規様式第一号・記載上の注意 5, 連規様式第二号・記載上の注意 5

³⁴¹ 連規様式第三号・記載上の注意 3

³⁴² FASB [1976], par.36.

³⁴³ FASB [1997], par.37, 38a.

³⁴⁴ IASC [1997], par.69a, 70a, 71.

³⁴⁵ 連規様式第一号・記載上の注意 2, 連規様式第二号・記載上の注意 2

³⁴⁶ FASB [1976], par.10c.

³⁴⁷ *Ibid.*, par.10d.

³⁴⁸ FASB [1997], par.27.

IAS 第 14 号では、営業の大部分が当該セグメントの範囲内である持分法適用投資先からの持分法による投資損益および比例連結適用会社からの投資損益は、連結ベースの収益に含まれる場合にかぎり、セグメント別損益の計算に含めることを要求している³⁴⁹。異常損益項目、および利息や配当収入等の金融関連の損益は、わが国の基準や SFAS 第 14 号と同様に、セグメント別損益の計算には含まれない³⁵⁰。

セグメント別損益は、セグメント別収益から差し引かれる営業費用の大きさによって規定される。わが国³⁵¹、FASB³⁵²および IAS³⁵³の各国基準では、セグメントに直接課すことができない営業費用は、各企業の実情に則した合理的な配賦基準で配賦される。しかし、具体的にどの費用が直接課すことができない費用に属するかについては、企業の固有の事情により異なる。わが国の基準では、全社的一般経費は、各セグメントに直接課すことはできず、かつ各セグメントの受ける便益の程度が直接把握できない営業費用とみなされる。これを各セグメントに配賦するかどうかは企業の判断に委ねられている³⁵⁴。一方 SFAS 第 14 号では、経費の性質によって、セグメント関連経費となるかどうかが決まされ、全社的一般経費はセグメント関連経費とはみなされないで、配賦計算がおこなわれる余地はないものとみなされる³⁵⁵。IAS 第 14 号は、全社レベルで発生する費用でも、セグメントに関連した経費については、セグメントに直接課すことができるか、または合理的な基準で配分できる場合にはセグメント別費用とみなしている³⁵⁶。結果として、いずれの基準でも使用された配賦基準の開示は要求されないことになる。

(3) 資産に関する情報

わが国では、連結財務諸表に記載された資産は、セグメント固有資産と全社資産に区分される。セグメント固有資産はさらにセグメント専用資産とセグメント共用資産に区分される³⁵⁷。当該資産には、有形、無形、流動、固定という種類に区分なく、すべての資産が含まれる。共用資産は、合理的な基準で各セグメントに配賦することが要求され、貸倒引当金等の評価性引当金も関連資産に対応して配分される³⁵⁸。全社資産は、セグメントへの

³⁴⁹ IASC [1997], par.16, 64.

³⁵⁰ *Ibid.*, par.16. *Ibid.*,

³⁵¹ 会計手法 I 2 (2), II 2

³⁵² FASB [1976]・par.10d, および FASB [1997]・par.29.

³⁵³ IASC [1997], par.16.

³⁵⁴ 会計手法 I 2 (2), II 2, 会計手法・解説 I 2 (2), II 2

³⁵⁵ FASB [1976], par.10d.

³⁵⁶ IASC [1997], par.16.

³⁵⁷ 会計手法 I 3 (2), II 3

³⁵⁸ 会計手法 I 3 (1)

配分が不能または適当でない等の理由で、特定のセグメントに配分されなかった資産を意味し、全社資産の識別は経営者の判断に委ねられている³⁵⁹。

わが国の基準³⁶⁰、SFAS 第 14 号³⁶¹、および IAS 第 14 号³⁶²のいずれにおいても、セグメント別資産とセグメント別損益の関連づけが強調されている。SFAS 第 14 号および IAS 第 14 号では、セグメント別資産の範囲を営業用資産に限定しているため、主たる営業活動が財務的性格を有するセグメントを除き、他のセグメントへ前渡金や貸付金をセグメント固有資産に含めることは認められない。IAS 第 14 号では、持分法による投資損益や比例連結による投資損益がセグメント別収益に含まれる場合には、持分法適用投資先に対する投資額や比例連結により処理される共同事業体の営業上資産に対する持分をセグメント別資産に含めることが要求される³⁶³。SFAS 第 14 号では、持分法による投資損益はセグメント別営業損益の計算には含めないが、事業系列別セグメントに関して、事業が垂直的に結合されている持分法適用投資先については、持分法による投資損益と純資産への投資額を、別途、開示することが求められる³⁶⁴。SFAS 第 131 号ではオペレーティング・セグメントに関して、持分法適用会社への投資額や、金融資産等を除く長期性資産への追加的支出額が、最高業務意思決定者によって検討されるセグメント別資産の計算に含まれる場合には、別途、開示が要求される³⁶⁵。

1-3. 先行研究にみる財務分析上の課題

次いで、FASB の SFAC において公表されている財務報告の目的から、セグメント情報の目的を明確にし、セグメント情報を利用する際の課題を検討する。

既に序章において検討した 1978 年に FASB が公表した SFAC 第 1 号において、営利企業の一般目的外部財務報告の基本目的は、次のようなものであった。

現在および将来の投資者、債権者その他情報利用者が合理的な投資、与信および

これに類似する意思決定をおこなうのに有用な情報を提供しなければならない³⁶⁶。

具体的には、投資者、債権者およびその他の情報利用者が、当該企業への正味キャッシ

³⁵⁹ 会計手法・解説 I 3 (4)

³⁶⁰ 会計手法 I 3 (1), 同解説 I 3 (2)

³⁶¹ FASB [1976], par.80.

³⁶² IASC [1997], paras.47-48.

³⁶³ *Ibid.*, par.16.

³⁶⁴ FASB [1976], par.10d, 27c.

³⁶⁵ FASB [1997], par.28.

³⁶⁶ FASB [1978], par.34.

ユ・イン・フローの見込み額、時期および不確実性を予め評価するうえで有用な情報の提供を求めている³⁶⁷。有用な情報として、稼得利益および内訳要素の測定によって提供される企業の業績に関する情報をはじめ、企業の流動性または支払能力を評価するために有用な経済的資源、債務および出資者持分に関する情報をあげている³⁶⁸。セグメント情報に関しては、SFAS 第 14 号³⁶⁹と SFAS 第 131 号³⁷⁰はいずれも SFAC 第 1 号と同様な立場をとっている。

次いで、セグメント情報を利用した場合において、セグメント情報開示基準に関する課題について、先行研究をもとに検討してみる。

末政 [1993] では、外部利害関係者の視点から、1977 年から 1991 年までの IBM 社により公表されたセグメント財務情報を用いて財務分析をおこなっている。同分析で使用されているセグメント情報は、主として株主宛年次報告書と SEC への提出用の有価証券報告書 (Form10-K) に記載されているものである。いずれの報告書も SFAS 第 14 号と Regulation S-K が適用されている。

当該財務分析では、事業系列別と地域別の各セグメントについて、個々のセグメントの独立的評価、各セグメントの全社的業績への貢献度を重視した評価、および全社的な枠組みのなかでの他のセグメントとの相互依存関係を重視した評価の視点から分析している。

期間比較上の問題点は次のようなものである。分析対象期間において株主宛年次報告書と Form10-K のいずれにおいても、事業系列別と地域別のセグメント情報の記載順位の変更、名称も含めた事業区分の変更、および地域区分の変更がみられる。開示対象セグメントの変更によって開示項目についても変化がみられるため、同一の企業内での期間比較をおこなうに際しては、修正再表示された情報をつなぎ合わせる作業が必要となる。この場合、同一年度分の数値が修正再表示される都度、変化するために、同一基準に基づく数値を利用した比較は修正再表示される年度分に限定されることとなり、四ヵ年を超える長期間の比較は困難となることが判明した³⁷¹。

セグメント情報固有の課題は次のようなものである。事業系列別のセグメントの財務情報による収益性の分析では、他のセグメントへの振替高の受入側の情報である他のセグメントからの振替高が開示されていないことが、全社的な枠組みのなかでのセグメント間の

³⁶⁷ FASB [1978], par.37.

³⁶⁸ *Ibid.*, paras.40-49.

³⁶⁹ FASB [1976], par.5, paras.56-62.

³⁷⁰ FASB [1997], par.3, 43.

³⁷¹ 末政 [1993], p.475, pp.524-525.

相互依存関係を重視した評価の妨げとなる。事業系列別セグメントによる資本的支出に関する分析では、セグメント固有資産の内訳として固定資産と流動資産の区別や償却資産と非償却資産の区別がされていないために、セグメント固有の固定資産残高と固定資産投資額の関係や減価償却費と償却された固定資産の関係に関する分析ができない。事業系列別セグメント情報による成長性の分析では、セグメントに配分されない資産が存在するために、各セグメントの固有資産の総計と連結ベースの資産が関係する比率、たとえば、全セグメントベースの固有資産営業利益率と連結ベースの総資産営業利益率や、全セグメントベースの固定資産回転率と連結ベース総資産回転率の伸び率や成長傾向の関係が不明確になる。セグメント固有資産に固定資産以外の資産が含まれるために、減価償却費と固定資産投資額や、固定資産投資額と固定資産残高の伸び率や成長傾向の関係が不明確になる³⁷²。

地域別セグメントの情報による収益性の分析では、セグメント固有資産の内訳表示とともに、資本的支出額や減価償却費等の開示の必要性が指摘されている³⁷³。商品の地域間での振替にともなう内部振替損益の実現部分と未実現部分がセグメント別に開示されていないため、セグメントベースの売上高純利益率と連結ベースのセグメント別売上高純利益率の計算構造上の際を除去することができないために、両比率の関係が不明確になる³⁷⁴。同様に、セグメント固有資産については、地域間の振替額が地域別に開示されないために、セグメントベースの固有資産回転率と連結ベースのセグメント別固有資産回転率の計算構造上の差異から両比率の関係が不明確になる³⁷⁵。地域別の減価償却費や営業利益の情報が開示されなかったために、セグメント別売上高に対して減価償却費や営業活動によるキャッシュ・フローを関係づけた分析もできない。地域間振替取引について、受入側の情報が開示されないことや、地域間振替にともなう内部振替損益の実現部分と未実現部分が地域別に開示されていないことは、全社的な枠組みのなかでの地域間の相互依存関係を重視した収益性の評価の妨げにもなっている³⁷⁶。

1-4.開示実態からの課題

セグメント情報の開示実態に関する分析は、事業系列別セグメントについては、SFAS第14号からSFAS第131号へと移行することにともない、セグメント情報を開示する企業

³⁷² 末政 [1993], pp.403-409, p411, 428, 436, pp.447-452.

³⁷³ 同上書, p.569.

³⁷⁴ 同上書, p.585.

³⁷⁵ 同上書, p.587.

³⁷⁶ 同上書, p.573, 577, 580.

数、開示されるセグメント数および開示項目数が全体として増加し、セグメントの定義や開示項目が企業間でますます多様化していることを示している。地域別セグメントについては、開示されるセグメント数の増加は見られるが、開示項目数の著しい減少もみられる³⁷⁷。

SFAS 第 131 号では、開示対象セグメントは経営者の経営意思決定の所産である内部組織構造や内部報告制度に基づいて識別され、開示が求められる情報は、経営者の意思決定に際して使用されるか否かにより決定される。情報の入手可能性やコスト面での実行可能性に関する経営者の判断も、開示対象セグメントの識別や開示項目を左右することとなるため、結果として、SFAS 第 131 号では、セグメント情報の認識、測定、報告のすべての面において、経営者の判断に委ねられているということが多くみられる。

SFAS 第 131 号は、外部報告目的でのセグメント識別に際して、マネジメント・アプローチを導入することの利点として、①「経営者の目を通して」企業をみる能力が企業の将来のキャッシュ・フローを予測する能力を高めること、②内部報告目的で作成された情報が利用できるために、情報作成コストの低減が図られること、③内部組織構造に基づくセグメントの識別は、「産業」に基づくよりも客観性が高いことをあげている³⁷⁸。同基準では、経営者の経営戦略がセグメント情報に重要な影響を及ぼすことが前提とされており、セグメント情報の開示の実態は効果をあらわすものと考えることができる。

SFAC 第 1 号では、「企業の成否は、多くの要因の相互作用の結果」であって、「経営者の能力および業績は貢献要因であるが、……経営者の統制の範囲をしばしば超える事象および環境要因も貢献要因」であり、「財務報告は、特定の経営者の支配下にあった一会計期間の企業に関する情報を提供するが、当該企業の経営者の業績に関する情報を直接に提供するわけではない」と述べており³⁷⁹、企業の業績が、企業の内部貢献要因と外部貢献要因の複合的な成果であることを意味している。

SFAS 第 131 号は、企業業績の評価において企業の内部貢献要因をより重視しているのに対して、わが国の基準、SFAS 第 14 号および IAS 第 14 号は、企業の外部貢献要因をより重視しているようにみることができるが、企業の内部貢献要因と外部貢献要因のいずれが将来の企業業績に重要な影響を及ぼすかについては、個々の状況により異なると思われる。

³⁷⁷ 先行研究としては、Street et al [2000] および Herrmann and Thomas [2000] 等があり、セグメントを開示する企業数、セグメント数、開示項目数等を、事業系列別と地域別のセグメントに分けて分析している。

³⁷⁸ FASB [1997], paras.59-60.

³⁷⁹ FASB [1978], par.53.

る。

セグメントの識別方法、営業費用や資産の配分方法が企業によって異なるために、従来からセグメント情報の有用性は企業間比較の分析では極めて限定的であるといわれてきた³⁸⁰。セグメント情報の継続性を確保するための方策が基準に盛り込まれ、セグメント情報は同一企業を前提とした時系列分析において、役割が期待されてきた。しかし、企業における事業の内容は時代とともに変化し、戦略的展開によっても大きく影響を受けるため、多角経営の実態を反映した開示をおこなうことと継続性の維持を両立させることは、セグメント情報の作成側にとって困難をともなう問題になると思われる。SFAS 第 131 号において、情報の期間比較可能性を改善することが、情報の目的適合性または信頼性を破壊し弱める可能性があるとしている³⁸¹。

IAS 第 14 号が、1993 年における IASC の「財務諸表の比較性改善プロジェクト」に基づき、代替的方法を制限することによって形式的な比較可能性を高めることを求めたのに対して、SFAS 第 131 号のマネジメント・アプローチが、経営戦略という主観的な経営者の考え方の把握および評価を可能にするという意味で、企業間の経営戦略の実質的な比較可能性を高めたと主張される。この場合には、同一企業内での会計処理や手続の継続性は、形式的な期間比較可能性を確保するための方策とみることができる。実質的な意味での企業間比較や期間比較では、企業間あるいは年度間でのセグメント情報の多様性こそが分析の対象とされることになる。当該分析では、将来のキャッシュ・フローを予測するために有用な情報をいかにして導出し、経営者の経営戦略上の判断とセグメント情報の操作を意図した恣意的な判断をいかにして区別するかということが課題になる。同一企業内でのセグメント間の相互依存関係等といった経営戦略のダイナミックな変化を的確に反映した情報に対する要求が一層に高まることとなり、セグメント間の内部取引に関する情報をさらに充実させることも重要な課題になる。

2. セグメント別キャッシュ・フロー情報の意義

第 1 節で検討したように、事業系列別および地域別のセグメント情報は、一定の有用性が確認できた。しかし、企業の外部貢献要因と内部貢献要因を経営者の判断に委ねてセグメント情報に盛り込むことには限界があるように思われる。次いで検討してみるのは、セ

³⁸⁰ FASB [1976], par.76.

³⁸¹ FASB [1997], paras.63-65.

グメント別のキャッシュ・フロー情報についての有用性である。

確かに、わが国においても連結ベースでの財務情報は主流になりつつある。企業集団あるいは企業グループの連結財務業績だけを使用し、当該グループの収益力や財務体質を判断することはできない。理由は、多角化、国際化の進んだ企業グループでは、事業特性や地域特性を異にする事業群からなる複合体だからである。各事業・地域ごとの収益性、成長性、リスクの程度といった内容は、各セグメントが直面する事業環境に則した成果ないしは予測および目標値として把握されなければならない。企業グループのセグメント情報が注目されるのは、グループ内外の利害関係者にセグメントごとの詳細な情報を提供し、各事業・地域と企業グループ全体の財務業績に関する意思決定を支援するためである。

2-1.キャッシュ・フロー情報の必要性

連結キャッシュ・フロー情報は、次のような戦略的意味を持つことから、企業グループ全体の戦略行動の分析や決定に応用することが可能である³⁸²。

- ① 減価償却方法等、会計方針の変更で変わる可能性のある会計上の利益に比べて、より正確に企業グループの収益性の動向を表現する。
- ② 企業グループの将来キャッシュ・フローの獲得能力評価のための基礎となる。
- ③ 長・短期の支払能力がわかる。
- ④ 戦略的競争力と成長活力を表現する資本的支出と投資の指標をすることができる。
- ⑤ 数期間の比較をおこなえば、長期的な現金収支の動向を知ることができる。
- ⑥ わが国においては、バブル崩壊後より土地担保融資は困難な状況となり、銀行や資本市場からの資金調達には、現在のキャッシュ・フローと将来におけるキャッシュ創出の潜在的な能力を担保情報として開示する必要性が生じたが、要求を満たすことができる。

上記のような根拠により、企業グループ全体の現金収支と財政状態の変動要因を把握するのに役立つこととなり、キャッシュ・フロー情報自体の有用性はあると考えられる。

2-2.セグメント別キャッシュ・フロー情報の必要性

キャッシュ・フロー計算書がもたらすキャッシュ・フロー情報には戦略的な意味を持つ

³⁸² 鎌田 [1997b]

ことがわかる。ここでの戦略的とは、企業の経営意思決定者がある目的の達成を目指しておこなう意図的な企業経営活動ということができる。連結キャッシュ・フロー計算書においては、各項目ごとの連結企業グループ全体の金額しか把握できないために、戦略的情報としては不十分であるといわざるを得ない。たとえば、営業活動によるキャッシュ・フローをみても、各年度ごとにどのような種類の事業が多くの資金を獲得し、連結企業グループ全体のキャッシュ・フロー業績に貢献しているのかについては判断できない。投資活動によるキャッシュ・フローについても、各事業セグメントごとにどの程度の投資をおこなっているのかという内訳までは示されない。たとえば、将来においてキャッシュ・フロー創出能力に優れていると考えられる成長事業への投資が適切におこなわれているかどうかについては判断できない。結果として、セグメント別キャッシュ・フロー情報が必要であると考えられる。

セグメント情報をキャッシュ・フロー計算書に結合してセグメント別キャッシュ・フロー計算書を作成することは、企業において、戦略的により重要であると考えられる。根拠として、事業部門別キャッシュ・フロー情報を提供することで、経営意思決定者においては各事業の価値を評価する手助けとなり、投資者や債権者および将来において企業の従業員となる潜在的な人員に対しては、当該企業に対する意思決定を有利におこなわせることが可能となるためである。セグメント別キャッシュ・フロー計算書を作成することで、当該企業に関する情報において、競合企業より優れた情報の開示をおこなえば、企業外部の利害関係者の意思決定に有利となることも考えられる。結果として、グローバルな資金調達を可能にし、優秀な人材の確保といった経営における戦略的課題をクリアにするために不可欠な情報になると考えられる。

特に、営業活動にともなう現金収入は、現状の開示情報を用いて各事業セグメントからの営業利益と減価償却費の合計額をセグメント別に把握することが可能となり、投資活動にともなう現金支出としての資本支出に関しても、セグメント別に明らかとなる。上記内容により、各事業セグメントの資金過不足の状況について、概要ではあるが全社的収支項目とのつながりのなかで理解できることになるが、セグメント別キャッシュ・フロー計算書の機能を部分的に果たしていることに過ぎない。

1971年、FASBにおいて、キャッシュ・フロー計算書は財政状態変動表に代わり、正式に基本財務表の一つとされ、作成および開示のための会計処理の指針がAPBにより公表されたが、既に1969年の時点において、RappaportとLernerにより、セグメント別財政状態

変動表が提案されていた³⁸³。

彼らが提案した当該計算書は、新しく投資がおこなわれたセグメント、利用可能な資金を生み出すセグメントと資金を利用するセグメント等を明らかにするものであった³⁸⁴。高成長の見込まれる事業に資金が拘束されているのか、または低成長事業の維持のための資金が配分されているのか等を明らかにし、外部資金調達の必要性の有無を判断するための解答も与えてくれるものであった。

当該情報は、企業の利益と配当の成長に関心を持つ投資家の意思決定に役立つことを強調しているが、実際には経営者の企業戦略の一環としての事業にかかわる意思決定や、財務戦略にかかわる意思決定にも応用できる情報であることはいうまでもない。

2-3.識別と決定基準

セグメント別キャッシュ・フロー計算書の有用性を決定づける根幹にかかわる問題としては、セグメンテーションの方法にもあることに着目しなければならない。IAS 第14号においては、企業の組織構造と内部報告は、セグメントを識別する基礎であるとしている³⁸⁵。取締役会および最高経営意思決定者に対して、過去の業績評価および将来の資源配分に関する意思決定のための情報が提供されている組織構造をセグメントと定義することも明確にしている³⁸⁶。これがマネジメント・アプローチである。当該定義に忠実に従うならば、外部報告目的セグメントと最上位の内部管理目的のセグメントと両セグメント間の実質的な差は狭まることになる。

特に、トップマネジメントに対して、将来の資源配分に関する意思決定のために情報が提供されている組織構造単位をセグメントとするということは、戦略的計画設定のなかの重要な一要素である資源配分に関する意思決定への役立ちを考慮したセグメントという戦略的プランニングの側面としての定義にほかならない。トップマネジメントに対して、過去の業績評価のための情報が提供されている組織構造単位については、戦略的に重要で分権化のレベルが投資責任にまで及ぶ内部管理目的のセグメントを想定していると解釈することも可能であり、戦略的コントロールの側面になる。結果として、企業戦略レベルのセグメントにほかならない。

³⁸³ Rappaport & Lerner [1969], p.39.

³⁸⁴ 末尾 [1979], p189.

³⁸⁵ IASC [1997], par.13, 27.

³⁸⁶ *Ibid.*, par.31.

IAS 第 14 号では、財務会計としての目的からセグメント別キャッシュ・フローの開示は推奨している³⁸⁷。しかし、マネジメント・アプローチに準拠したセグメント別キャッシュ・フロー情報であれば、企業戦略に応用するための要約的な情報にもなりえることも考慮すべきである。

図表 5-1 事業決定要素と外部セグメント決定要素との対応関係

事業の定義の要素 ³	外部報告セグメント決定の際に考慮すべき要素			
	日本公認会計士協会	SFAS第14号		
顧客層(グループ)	市場および販売方法の類似性	市場またはマーケティングの方法	市場	製品
顧客機能(ニーズ)	使用目的の類似性	製品(またはサービス)の性質		
技術(代替的)	製造方法・製造過程の類似性	製造工程の性質		

(出典：平岡 [1998], p.113 より作成)

マネジメント・アプローチに準拠したセグメント別キャッシュ・フロー情報の作成をおこなうまでもなく、外部報告セグメントの決定にあたり、各製品が持つ成長性、収益性、危険性の相違を判断するために考慮すべき三つの要素は、元来において戦略的視点を持つものであった。図表 5-1 に示すように、日本公認会計士協会、FASB による SFAS 第 14 号³⁸⁸、が示した外部報告セグメント決定に際して考慮すべき三つの要素をみると、Abell³⁸⁹が示した事業ドメインまたは事業を定義する際に用いられる三次元の要素に、各々が対応していることがわかる。

外部報告セグメントの識別・決定にあたっては、考慮すべき三つの要素が企業または企業グループの事業ドメイン決定という戦略的プランニングの重要な要素に関係している。現状の企業グループの外部報告セグメントの実態はもとより、本質的に外部報告のためのセグメンテーションの基準も戦略的視点を重視していたと考えられる。SFAS 第 14 号にある三つの要素のうち、特に「市場またはマーケティングの方法」に基づく製品のグループ化がプロダクト・ポートフォリオ・マネジメント (「PPM」) の観点と類似していることがあげられる。

2-4.セグメント別キャッシュ・フロー計算書の事例検証

³⁸⁷ IASC [1997], par.62.

³⁸⁸ FASB [1976], Appendix D.

³⁸⁹ Abell [1980], および石井 [1992], pp.221-227.

図表 5-2 OLC 2005 年度（第 46 期：自平成 17 年 4 月 1 日至平成 18 年 3 月 31 日）

(単位:百万円)

	連結	消去または 全社	テーマパーク 事業	複合型商業 施設事業	リテイル事業	その他事業
営業活動によるキャッシュ・フロー						
売上高						
外部顧客に対する売上高	332,885		276,281	22,765	21,466	12,372
セグメント間の内部売上高または振替高	—	-27,851	764	831	569	25,686
営業費用	296,532	-26,076	248,083	20,754	21,348	32,422
営業利益	30,604	217	26,264	1,989	930	1,173
当期純利益	43,373					
減価償却費等	44,554	-83	37,375	3,040	613	2,437
その他増減額	655					
法人税等支払額	-11,331					
営業活動による現金および預金の増加	59,169		63,639	5,029	1,543	3,610
投資活動によるキャッシュ・フロー						
有形固定資産の購入	-43,129	-131	-39,169	-1,513	-589	-1,988
その他増減額	13,113					
投資活動による現金および預金の増減	-30,016					
財務活動によるキャッシュ・フロー						
長期借入れによる収入	31,000					
長期借入金の返済	-5,200					
配当金支払額	-3,887					
その他増減額	8,248					
財務活動による現金および預金の増減	30,158					
現金および預金純増加額	25,751		24,470	3,516	954	1,622

(出典：OLC アニュアルレポート 2006 年度版より作成)

図表 5-3 OLC 2006 年度（第 45 期：自平成 16 年 4 月 1 日至平成 17 年 3 月 31 日）

(単位:百万円)

	連結	消去または 全社	テーマパーク 事業	複合型商業 施設事業	リテイル事業	その他事業
営業活動によるキャッシュ・フロー						
売上高						
外部顧客に対する売上高	331,094		276,336	22,237	23,949	8,570
セグメント間の内部売上高または振替高		-25,766	705	848	441	23,770
営業費用	296,532	-26,076	248,083	20,754	21,348	32,422
営業利益	34,561	310	28,957	2,331	3,043	-81
当期純利益	30,447					
減価償却費等	44,554	-83	38,895	3,010	489	2,242
その他増減額	3,678					
法人税等支払額	-18,764					
営業活動による現金および預金の増加	59,915		67,852	5,341	3,532	2,161
投資活動によるキャッシュ・フロー						
有形固定資産の購入	-46,855	119	-38,371	1,009	978	6,616
その他増減額	25,745					
投資活動による現金および預金の増減	-21,110					
財務活動によるキャッシュ・フロー						
長期借入れによる収入	16,000					
長期借入金の返済	-21,500					
配当金支払額	-2,987					
その他増減額	-1,343					
財務活動による現金および預金の増減	-9,830					
現金および預金純増加額	28,957		29,481	6,350	4,510	8,777

(出典：OLC アニュアルレポート 2006 年度版より作成)

次いで、開示している事業セグメント数も比較的多く、2001年度にIR優良企業賞を受賞している株式会社オリエンタルランド（「OLC」）の有価証券報告書総覧に記載されている連結ベースのキャッシュ・フロー計算書とセグメント情報より、2カ年の会計期間について、セグメント別キャッシュ・フロー計算書の作成を試みた。図表 5-2 および図表 5-3 は、それぞれ一会計期間分である。

OLC は、事業区分を4区分のセグメントに細分化をおこない、当グループの社内管理区分をベースに、テーマパーク、複合型商業施設、リテイルおよびその他とし、提供サービスの種類・性質等の類似性を考慮してセグメンテーションをおこなっている。同内容は明らかに、マネジメント・アプローチに準拠したセグメントの細分化であると考えられる。

OLC が徹底してマネジメント・アプローチに準拠するのであれば、事業別のセグメンテーションや情報開示については、事業内容および性質等の類似性に合致するように再区分することが望まれる。各事業ごとの損益計算書および貸借対照表は当然作成されるが、各事業ごとのキャッシュ・フロー計算書についても同時に作成されることを期待したい。そして、企業グループ全体の業績との関係を見ることによって、各事業ごとの戦略行動の評価に活用できることとなる。管理会計目的からは、各事業ごとにかかわりを持つ機能別関係会社についても、管理連結したサブ集団としてのセグメント情報がより重要になると考える。

図表 5-2 および図表 5-3 では、現状の開示情報から OLC グループのセグメント・キャッシュ・フロー計算書を作成した。2005年度においては、全セグメントにおいてキャッシュ創出能力は十分にあり、メイン事業であるテーマパーク事業からのキャッシュ・イン・フローを OLC グループ全体において基盤に据えていることがわかる。各セグメントにおいて積極的に有形固定資産への設備投資等をおこない、将来キャッシュ・フロー創出に向け戦略的に事業展開をしていると考えられる。CFO においては、資金源泉を担保として全セグメントの設備投資等の額を十分に賄えるだけの能力があることがわかる。

2006年度においても、前年度と同様のことがいえる。しかし、メイン事業であるテーマパーク事業、複合型商業施設事業、およびリテイル事業において、キャッシュ・イン・フローは若干鈍化していることがわかる。図表 5-4 および図表 5-5 において、検証のために連結キャッシュ・フロー計算書とセグメント別情報を取り上げている。図表に示す内容からは、数値としての裏づけとなるものは見当たらない。

図表 5-4 OLC 連結キャッシュ・フロー計算書

	(百万円)					
3月31日に終了する各年度	'01/3	'02/3	'03/3	'04/3	'05/3	'06/3
営業活動によるキャッシュ・フロー						
税金等調整前当期純利益	¥ 10,385	¥ 22,248	¥ 33,766	¥ 33,458	¥ 30,447	¥ 26,447
減価償却費	18,421	37,953	47,935	45,981	44,554	43,373
繰延資産償却費	4,348	12,850	-	-	-	-
連結調整勘定償却額	-	-	130	130	130	130
引当金の増減額	5	432	599	(33)	113	(303)
受取利息及び受取配当金	(941)	(444)	(309)	(209)	(241)	(230)
支払利息	4,225	4,634	4,668	4,087	3,819	3,784
為替差損益	(54)	(75)	54	68	15	(13)
有形固定資産売却益	-	-	(1,077)	-	-	-
固定資産除却損	-	-	-	914	565	-
投資有価証券売却益	-	-	-	-	(578)	-
投資有価証券評価損	1,654	1,817	1,219	-	401	85
持分法による投資損益	(7)	222	(92)	226	429	(79)
売上債権の増減額	(1,586)	(3,545)	(250)	113	(1,160)	(1,256)
たな卸資産の増減額	(1,341)	(1,819)	(157)	1,257	(1,491)	(937)
仕入債務の増減額	1,622	3,287	1,518	(320)	1,272	(94)
消費税等の増減額	-	(3,895)	14,515	(5,981)	(1,380)	392
預り敷金・保証金の増減額	2,366	-	-	-	-	-
その他	3,534	2,257	796	4,435	950	2,876
小計	42,633	75,924	103,317	84,128	77,849	74,175
利息及び配当金の受取額	885	426	282	213	251	225
利息の支払額	(3,978)	(4,534)	(4,627)	(4,365)	(3,879)	(3,898)
法人税等の支払額	(5,889)	(9,011)	(14,381)	(18,764)	(14,306)	(11,331)
営業活動によるキャッシュ・フロー	33,650	62,805	84,591	61,213	59,915	59,169
投資活動によるキャッシュ・フロー						
定期預金の預入による支出	(6,130)	(130)	-	-	-	-
定期預金の払戻による収入	6,000	260	-	-	-	-
有価証券の取得による支出	(40,423)	(11,670)	(32,991)	(28,911)	(6,349)	(20,695)
有価証券の売却による収入	-	-	6,000	4,000	4,000	-
有価証券の償還による収入	47,415	30,630	16,059	20,850	25,485	8,549
有形固定資産の取得による支出	(166,419)	(123,901)	(12,421)	(24,698)	(45,946)	(33,571)
有形固定資産の売却による収入	5	79	1,555	8	18	-
投資有価証券の取得による支出	(2,721)	(10,553)	(11,614)	(8,334)	(3,385)	(10,614)
投資有価証券の解約による収入	-	-	-	-	499	-
投資有価証券の売却による収入	3	3,000	2,094	-	449	561
投資有価証券の償還による収入	12,149	10,522	9,491	3,642	6,067	3,032
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	-	(5,420)	-	-	-
貸付けによる支出	(53,167)	(2,002)	(11,001)	(2,002)	(1)	(2)
貸付金の回収による収入	44,177	9,010	13,008	2,014	14	4
繰延資産の取得による支出	-	(12,792)	-	-	(331)	(50)
譲渡性預金の取得による支出	-	-	-	-	-	(5,000)
営業の譲受けによる支出	-	-	-	-	-	(835)
その他	(12,400)	(6,717)	(2,566)	(1,110)	(1,630)	(4,966)
投資活動によるキャッシュ・フロー	(171,512)	(114,264)	(27,807)	(34,540)	(21,110)	(63,587)
財務活動によるキャッシュ・フロー						
短期借入れによる収入	33,500	31,500	-	-	-	-
短期借入れ金の返済による支出	-	(48,000)	(17,000)	-	-	-
長期借入れによる収入	23,000	46,500	-	-	16,000	31,000
長期借入れ金の返済による支出	(3,424)	(5,922)	(13,950)	(26,000)	(21,500)	(5,200)
社債の発行による収入	39,973	-	-	-	19,998	49,805
社債の償還による支出	-	-	-	(30,000)	(20,000)	(10,000)
配当金の支払額	(1,395)	(1,396)	(2,389)	(2,587)	(2,987)	(3,887)
自己株式の取得による支出	-	-	-	-	-	(30,251)
その他	(0)	331	(113)	(639)	(1,340)	(1,306)
財務活動によるキャッシュ・フロー	91,652	23,012	(33,453)	(59,226)	(9,830)	30,158
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	11	4	(7)	(16)	10
現金及び現金同等物の増減額	(46,205)	(28,434)	23,335	(32,561)	28,957	25,751
現金及び現金同等物の期首残高	113,485	67,280	38,846	62,181	29,619	58,577
現金及び現金同等物の期末残高	¥ 67,280	¥ 38,846	¥ 62,181	¥ 29,619	¥ 58,577	¥ 84,328

(出典：OLC アニュアルレポート 2006 年度版より作成)

図表 5-5 セグメント別情報

□セグメント別売上高

(百万円)

3月31日に終了する各年度	'01/3	'02/3	'03/3	'04/3	'05/3	'06/3
テーマパーク事業	¥ 179,051	¥ 251,643	¥ 280,689	¥ 282,096	¥ 276,336	¥ 276,281
複合型商業施設事業	17,971	23,259	21,700	22,411	22,237	22,765
リテイル事業	-	-	22,357	24,767	23,949	21,466
その他の事業	3,169	6,178	7,005	7,241	8,570	12,372
合計	¥ 200,191	¥ 281,081	¥ 331,753	¥ 336,516	¥ 331,094	¥ 332,885

□セグメント別営業利益

(百万円)

3月31日に終了する各年度	'01/3	'02/3	'03/3	'04/3	'05/3	'06/3
テーマパーク事業	¥ 23,005	¥ 29,718	¥ 30,816	¥ 30,594	¥ 28,957	¥ 26,294
複合型商業施設事業	(1,279)	2,572	2,424	2,633	2,331	1,989
リテイル事業	-	-	3,402	4,020	3,043	930
その他事業	412	1,100	936	1,223	(81)	1,173
消去又は全社	(7)	271	449	292	310	217
合計	¥ 22,130	¥ 33,661	¥ 38,028	¥ 38,765	¥ 34,561	¥ 30,604

□セグメント別売上高内訳

(百万円)

3月31日に終了する各年度	'01/3	'02/3	'03/3	'04/3	'05/3	'06/3
テーマパーク事業	¥ 179,051	¥ 251,643	¥ 280,689	¥ 282,096	¥ 276,336	¥ 276,281
アトラクション・ショー収入	81,569	114,468	125,801	122,657	122,162	121,288
商品販売収入	64,049	83,944	89,457	93,331	89,079	89,203
飲食販売収入	33,280	44,874	51,294	51,062	50,420	50,534
ホテル収入	-	8,133	13,874	14,762	14,305	14,637
その他の収入	150	222	260	282	368	619
複合型商業施設事業	17,971	23,259	21,700	22,411	22,237	22,765
ホテル収入	9,962	14,064	13,268	13,886	13,648	13,670
直営店舗収入	3,219	3,605	3,449	3,598	3,661	3,685
不動産賃貸収入	3,602	4,196	3,702	3,721	3,753	3,365
その他の収入	1,185	1,394	1,279	1,204	1,174	2,043
リテイル事業	-	-	22,357	24,767	23,949	21,466
その他の事業	3,169	6,178	7,005	7,241	8,570	12,372
ホテル事業	-	-	-	-	481	3,663
モノレール事業	-	2,326	3,122	2,772	2,614	2,642
グループ内従業員食堂運営事業	1,331	1,853	2,056	2,259	2,329	2,374
その他	1,838	1,998	1,827	2,209	3,144	3,691
合計	¥ 200,191	¥ 281,081	¥ 331,753	¥ 336,516	¥ 331,094	¥ 332,885

(出典：OLC アニュアルレポート 2006 年度版より作成)

SFAS 第 131 号にあるオペレーティング・セグメントは企業の内部組織構造および内部報告制度に基づいて識別され、セグメンテーションされた情報において、数値として表示されている内部貢献要因だけでは適切に企業業績の評価をなし得ない。企業の外部貢献要

因と内部貢献要因のいずれが将来の企業業績に、より重要な影響を及ぼすかは、個々の状況によって異なることになる。

上記を前提として、OLCの経営戦略活動を確認すると、①、テーマパーク事業において準社員人事制度変更等にもなう人件費の増加、②テーマパーク事業において入園者数の減少、③入園者（ゲスト）一人当たり売上高の増加、④複合型商業施設事業においてシネマイクスピアリの収入の増加、⑤その他事業においてパーム&ファウンテンテラスホテルの通期営業による収入の増加、⑥前期に発生したレバレッジドリース投資利益が当期は発生しなかったことによる経常利益の減少等の要因が判明した³⁹⁰。

各々の要因のなかには、内部および外部貢献要因が含まれており、企業業績を評価するうえでは有用な情報となるが、上記したうちの②および③の要因については、さらなる情報が必要であることがわかる。②については他の要因として、2つのテーマパーク合計の入園者数が、2005年3月から9月まで開催された愛・地球博（愛知万博）や、冬期の記録的な寒さ等の影響により2,476万人（前期比1.0%減）となったということが判明する。③については、個人消費動向または個人所得動向等の情報を複合的に調査し、推察する必要があるが、因果関係については明確にはできない。

上述したことから、セグメント別キャッシュ・フロー計算書がもたらす情報は、企業業績の評価をする際に有用な情報であることは間違いない。セグメンテーションされていないキャッシュ・フロー計算書と比較すると、セグメント別キャッシュ・フロー計算書は、意思決定者が利用する際にオペレーティング・セグメントから企業戦略の一端が類推でき、セグメント情報により類推と実態との差異を明確にする。差異は環境要因等の外部貢献要因としての情報を得ることにより狭まることがわかる。同時に、最高業務意思決定者である経営者においても、セグメント別キャッシュ・フロー計算書は各セグメント別の戦略行動を評価することにも活用でき、有用な情報であると考えられる。

2-5.PPMによる戦略マネジメント

OLCの事例からもわかるように、企業グループ全体の戦略的資金バランスとシフトの可能性を読み取るために、外部報告セグメント情報から作成したセグメント別キャッシュ・フロー計算書も活用できることはわかった。

当該計算書は将来の長期間を示す計画書として作成することにより、外部報告のための

³⁹⁰ OLC アニュアルレポート 2006 年度版

連結情報およびセグメント情報へのインパクトを含んだ連結ベースの戦略的計画のシミュレーションに有用な情報を提供して活用できる。この場合、各事業セグメントのキャッシュ・フローに影響を与える外部貢献要因も加味した成功要因を選び、シミュレーション・モデルのなかに組み込むことも必要である。同時に、PPM 戦略との併用も望まれる。

PPM による理想ポートフォリオの資金的裏づけのためには、セグメント別に見積りをしたキャッシュ・フロー計算書を活用して、計画上好ましい資金バランスとシフトの達成を確認する必要がある³⁹¹。同時に、PPM との併用することにより、戦略の意図するところが図表化されて表現できるために、経営者の企業戦略を各事業部門に伝達することが可能となる。その他では、経営戦略策定時におけるコミュニケーション手段としても活用が可能と思われる。活用後においては、実績値があれば戦略計画値との差異や理想ポートフォリオとのギャップが明確になり、当初の戦略の実行プロセスにおいて軌道修正や変更を思案することができ、事業部門等の戦略行動をコントロールするために使用する業績評価の一手法として、セグメント別キャッシュ・フロー計算書によるキャッシュ・フロー情報を活用することができる。

2-6.現状での課題

セグメント別キャッシュ・フロー計算書を検討するなかで、いくつかの問題点が明らかになった。次いで、問題点を整理してみる。

(1) 企業間比較および経営実態反映

セグメンテーションはどのようにあるべきかというセグメントに関する会計の根幹にかかわる問題と思われる。企業間比較は、すべての企業が標準産業分類に従えば、容易に比較は可能となるかもしれない。セグメントに関する会計の現代における主目的は、企業グループの多角化した事業業績の実態を利害関係者に知らしめることにある。標準産業分類では画一的で企業の実態を正確にあらわすことは不可能であるかもしれない。合わせて、企業自体が多角化をおこなっているわけではなく、市場のニーズと自社のコア能力が合致したところに事業を見いだしているのが現実である。現状では、各事業セグメントの区分の仕方が違い、企業グループ間の戦略の違いを明らかにあらわしていることを考慮すると、

差異分析から戦略行動を比較し、各事業セグメントのキャッシュ・フロー分析と評価をおこなう必要が生じることになる。

³⁹¹ 伏見 [1997]

(2) セグメント別貸借対照表情報

セグメント別に貸借対照表を作成するならば、図表 5-2 および図表 5-3 における余白部分はほとんど明らかとなり、より正確な情報が入手できる。事業別貸借対照表を作成している企業では、会計数値を階層的に積み上げることをすれば、企業内部において作成は可能となるであろう。しかし、当該情報を外部報告用として、どの程度のレベルにおいて開示するのかという問題が生じることになる。

(3) 地域別セグメントとのマトリックス

IAS 第 14 号では、事業別セグメントと地域別セグメントのマトリックスの必要性が述べられている³⁹²。セグメント別キャッシュ・フロー情報も同基準に基づく事業別セグメントにおいても、地域が異なればキャッシュ・フローを決定づける環境要因からの影響度は大きく異なることが推察できる。内容を十分に理解したうえで、地域別に再分割したサブのセグメントのレベルにおいても、キャッシュ・フロー分析と評価をおこなう必要がある。この場合、PPMにおいても、成熟、成長、育成、縮小等の戦略的役割が異なればプロットも地域別に分けておこなうことが必要と思われる。

(4) 財務会計と管理会計の混同

セグメント別財務報告は、本来であれば、管理会計の分野に属するものである。経営の多角化などが進展する企業は当然ながら、株式公開をする企業であれば経営管理上の必要性から、企業をいくつかのセグメントに区分し、損益動向を把握する手法はおこなっているはずである。外部の利害関係者における当該企業に関する証券投資意思決定を、よりの確にするためには、ある一定のキャッシュ・フロー情報をセグメント別に開示する意義は十分にあると考える。

セグメント別情報は、各々の企業の事業管理上の必要に応じ、任意の基準により設定されるものである。経営管理上企業において必要であるため、セグメンテーションについては各企業共通の基準を設ける必要はない。セグメント別財務情報に企業間比較を期待することはできないことになる。同様の意見を IAS 第 14 号においても取り上げている³⁹³。

一方では、セグメントを変更したときは、変更の性質、変更の理由および変更による影響額を開示しなければならないとしている³⁹⁴。管理会計上の要請によって設定されるセグメントについては、特に急速な成長を遂げている企業において変更は当然のことであり、

³⁹² IASC [1997], par.27a, 29.

³⁹³ *Ibid.*, par.6.

³⁹⁴ *Ibid.*, par.24.

実態に合わなくなってしまうセグメント体系を維持することはない。変化自体が常態であるともいえるセグメントについて、変更の都度、理由を説明し、さらには変更による影響額も開示しなければならないということは、財務会計による管理会計の干渉と考えられる。

セグメント別財務情報の開示に継続性が要求され、強行されるような事態は、企業としては、管理会計用のセグメントとは別に、財務会計用といえる外部報告用の固定的なセグメントを用意する必要がある。現実としては、企業に対して大きな犠牲を強いることとなり、結果として得られる情報は犠牲のうえに成り立つ価値のある情報とはいえない。しかし、当該企業が他の企業との差別化を会計情報の開示に見出すという経営戦略の視点からは、犠牲を強いてでもセグメント別財務情報は有益になるだろう。

(5) 企業機密の漏洩

セグメント別に企業の財務情報を開示することは、場合によっては、企業秘密の露呈につながる危険性がある。

IAS 第 14 号では、事業系列別セグメントおよび地域別セグメントについて、各々別に財務情報を開示しなければならないとしている。商品もしくはサービスの種類別損益状況の一覧表を公開することになれば、他の商品に比べて利益率の高いものについては、顧客から値引きを要求されることにつながり、企業の業績を悪化させるような結果を招くことにもなりかねない。利益率の高い商品等の一覧表を公開することになれば、同業他社を刺激して競争激化を招き、結果として業績の悪化の原因となりうる。単一の商品またはサービスを扱う企業においては、輸出先の国別に収支状況を公表すると、場合によればダンピングとして国際問題にまで発展する危険性もある。

いずれにしても、セグメント別財務情報を開示することが、当該企業の業績向上に寄与することは考えられない。反面、業績悪化を招来することは程度の差はあるかもしれないが確実なのではないだろうか。

IAS 第 14 号においては、「セグメントに関する情報を開示すると、競争関係にある他の企業がより詳細な情報を利用することができることとなって、このために企業の競争的地位が弱まるという懸念があるときは、ある種のセグメント別情報については開示しないことが適切であると考えている³⁹⁵」としている。妥当な判断であるが、基準に準拠してセグメント別財務情報を開示するとしても、結果として何ら利用する価値のない情報となれば、

³⁹⁵ IASC [1997], par.8.

本末転倒になってしまう。企業に犠牲を強いるだけで何らベネフィットもない情報となる危険性も考えられる。企業の犠牲のうえでの成立という企業内における情報作成コストの発生という犠牲が生じ、結果としてセグメント別財務情報があることを忘れてはならない。

第6章 ライフサイクルとフリー・キャッシュ・フロー

財務諸表においては、企業の会計に関連する情報を意思決定者に対して伝達する手段として体系化されたものである。財務諸表は、各々が他の財務表とは異なる情報を提供しなければならない。単一の目的においてのみに役立つ財務表は存在し得ないし、特定の評価または意思決定に有用な財務情報をすべて提供できる財務表も存在し得ない。したがって、意思決定者等は、財務表の情報を自己の目的に合致させるために何らかの加工等をおこなう必要がある。結果として、財務諸表の分析技法は体系化され、意思決定者等においては利用してきたが、キャッシュ・フロー計算書が新たに財務諸表に加えられたために、体系を再構築する必要性が生じている。

本章においては、はじめに、ライフサイクル概念を用いてキャッシュ・フロー情報の特質を検討する。次いで、三つの基本財務表の関係を考慮したうえで、キャッシュ・フロー計算書の役割を明確にする。最後に、フリー・キャッシュ・フロー概念と有用性を検討する。

1. ライフサイクルの概念

インカム・フローとキャッシュ・フローの関係を理解する際に役立つ概念の枠組みに、マーケティングおよびマイクロ経済学で用いられる企業ライフサイクル³⁹⁶の概念がある。そこで、当該概念を用いてインカム・フローとキャッシュ・フローの関係を検討してみる。

1-1. 各段階の特徴

Bergevin によれば、個々の商品やサービスは、四つの段階である導入期、成長期、成熟期および衰退期を経て移動している³⁹⁷。各々の特徴は次のとおりである。

(1) 導入期 (emergence)

- ①企業の設立、②株主や債権者からの資金調達、③資産の購入、
- ④事業の開始

³⁹⁶ ライフサイクルの用語は「企業」または「製品」等を付して使用される場合が多い。しかし、本章では、総括的な概念としてライフサイクル概念に関して検討したいために、単に「ライフサイクル」という用語を用いる。なお、企業ライフサイクルおよび製品ライフサイクルの概念自体は同様のものである。

³⁹⁷ Bergevin [2002]

(2) 成長期 (growth)

- ①市場の製品の種類の拡大, ②基盤整備資産の増加や売上増加,
- ③諸費用の増加

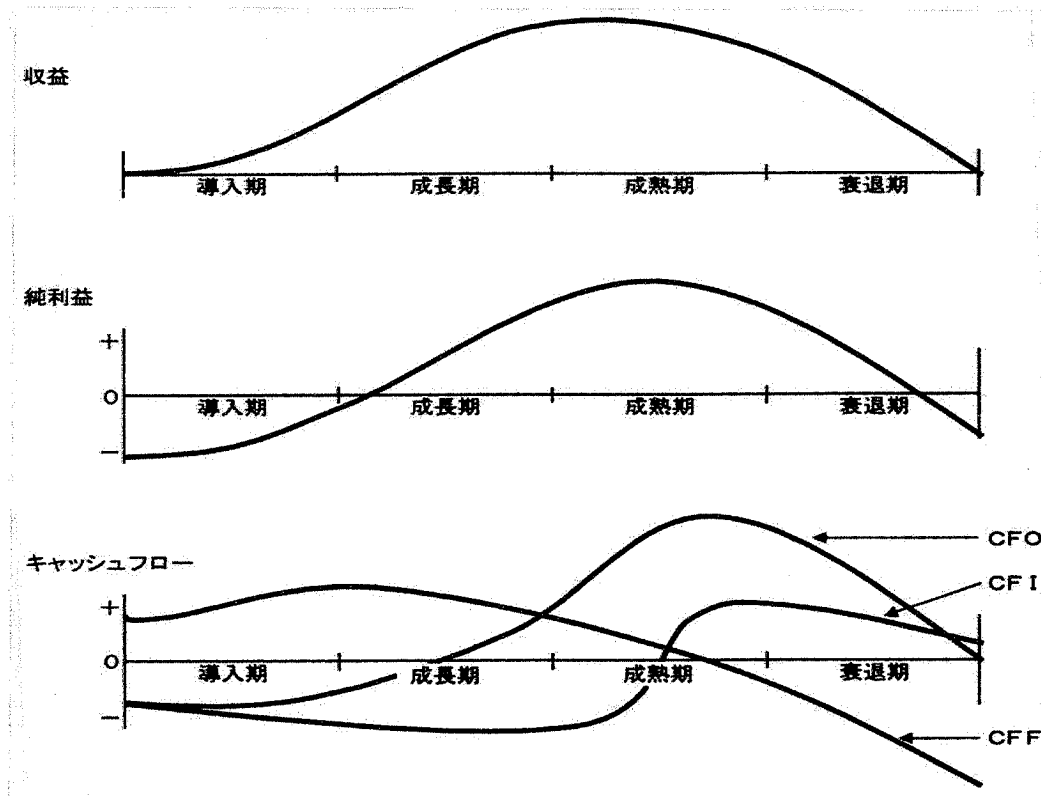
(3) 成熟期 (maturity)

- ①安定した市場, 製品および売上高の到達, ②競争の激化, ③原価削減や利益増加のための事業活動の再構築

(4) 衰退期 (decline)

- ①市場規模や製品需要の減少, ②売上高や利益額の減少, ③資本の縮小

図表 6-1 ライフサイクル概念におけるキャッシュ・フローとインカム・フロー



(出典 : Stickney [2004], pp.117-118 より作成)

図表 6-1 は、各段階と収益（売上高）や純利益との関係を示したものである。各段階の長さや収益曲線の傾きは、商品やサービスのタイプによって異なる。ライフサイクル曲線上に商品やサービスを明確に位置づけて示すことは一般的には困難であるが、どのような段階にあるのか、段階のなかで初期もしくは後期の部分にあるのかどうかを確認することは可能である。

図表 6-1 の中段のグラフは、ライフサイクルを通して純利益に関する趨勢を示している。純損失は通常では、新商品または新サービスの発売等の費用が収益では賄いきれないような導入期や初期成長期において生じる。一方の純利益は成熟期においてピークに達し、その後において下降をはじめめる。

図表 6-1 の下段のグラフでは、四つの段階における営業活動によるキャッシュ・フロー（「CFO: C/Fs from Operating activities」）、投資活動によるキャッシュ・フロー（「CFI: C/Fs from Investing activities」）、財務活動によるキャッシュ・フロー（「CFF: C/Fs from Financing activities」）を示している。四つの段階における各々の特徴について、次のようなことがあげられる³⁹⁸。

導入期におけるキャッシュ・フローの動きは、設立資金および開業資金の調達を株主から資金を調達することが基本であるため CFI はプラスを示し、資金をもとに営業投資や所期の設備投資にあてることになるため、CFO や CFI はマイナスを示すことになる。同期間の相対的な長さは事業における資本集約度に依存することになる。

成長期になると営業活動は順調となり、後半には CFO もプラスに転じるとともに、さらに営業活動をより順調に運ぶためには設備投資の初期投資から安定した設備投資が必要となるために、CFI は継続的にマイナスを示すことになる。当然ながらそのために、資金調達は増資をはじめ借入れが盛んにおこなわれるので、CFF はプラスの最高を示すことになるが、開業期のような CFF 一辺倒の状態はなくなる。プラスの CFO を資金源とすることができるからである。CFO がマイナスである範囲は、成長率と資本集約度に依存する。導入期において企業は、借入れや株式発行などの外部調達によって成長期に必要なキャッシュの大部分を手に入れることとなる。

商品やサービスは成熟期に進むにつれて、各々のキャッシュ・フローの傾向は劇的に変化する。商品やサービスを市場で受け入れられて、運転資本に対する要求が頭打ちになるために、営業活動が大部分のキャッシュの供給源になる。収益が横ばいである時には、企業は生産能力を高めるためよりも、むしろ維持するために投資をおこなう。成熟期の最終段階では、CFI が新規投資額を超える不必要な工場設備資産の売却額によってプラスに転換することも稀にある。企業はプラスの CFO や CFI の一部を導入期や成長期で生じた負債を返済したり、配当金を支払うために利用できることになる。

衰退期に入ると、キャッシュ・フローは、収益が減少するにつれて次第になくなり、企

³⁹⁸ Bergevin [2002], pp.205-206.

業は残った負債を返済することになる。営業活動は減少傾向を示し、CFOは限りなくゼロに近づく、設備投資等にあてた資金を売却等で回収することになるが、成熟期のように、大きな売却は期待できなくなる。財務活動は借入れが中心となり、CFFはマイナスとなり、返済不能により債務超過を示す。最終的には企業整理や清算となる。

なお、先行研究として、Stickney や Brown および Wahlen も Bergevin と同様に製品ライフサイクルの思想を導入して、企業盛衰の各段階の特徴を示している。Stickney 等は三つの活動による CF との関係だけではなく、収益や純利益との関係をも明らかにして、図表 6-1 のように図表化を試みている³⁹⁹。

上記に示したように、ライフサイクルモデルは、一種類の商品あるいはサービスに関するものであるが、一般に企業においては、多種多様な商品またはサービスを取り扱っており、個々の商品またはサービスは、各々がライフサイクル曲線の異なる段階に位置している。キャッシュ・フロー計算書は、個々の商品やサービスではなく、企業全体のキャッシュ・フローを示すものであり、ライフサイクル概念がキャッシュ・フロー計算書の理解を深める手助けをするためには、多種多様なすべての商品またはサービスの視点からの考察が必要であると考えられる。商品やサービスの各々のライフサイクルにおける個々の位置づけの合計を、企業全体のライフサイクルの平均値として認識する必要がある。

1-2.倒産事例のキャッシュ・フロー動向

次いで、過去の倒産企業の事例から、実際のキャッシュ・フローの動向を検証することで、ライフサイクルの概念とキャッシュ・フローの動向についての関連性を実証することを試みたい。

1-2-1.株式会社京樽の事例

事例とするのは、1996年に上場廃止となった株式会社京樽である。株式会社京樽が倒産に至った経緯は、経営戦略の失策であった。概要は、海外投資の急速な拡大、ファミリーレストランの急激な出店拡大による資金負担に加えて、バブル期に元子会社京樽商事が負った多額の債務の一部（150億円）を連帯保証したことが重荷となり、1997年1月に更正法の申請に至った。本業である持帰り寿司は客数が減少し、O-157騒動の追い打ちを受けて初の経常赤字となり、米国子会社売却等の策を講じたが結果として、負債総額が巨額の

³⁹⁹ Stickney [2004], pp.117-118.

約 1,013 億円ということとなった。

次いで、上場廃止となった 1996 年以前の 6 カ年のキャッシュ・フローの各項目別と純利益の動向を示したものが図表 6-2 であり、グラフ化したものが図表 6-3 である。

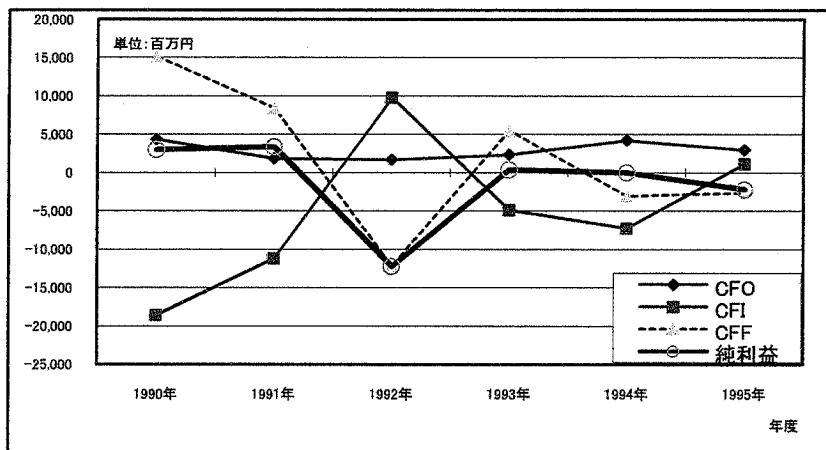
図表 6-2 京樽の CFO, CFI, CFF および純利益の動向

(単位: 百万円)

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年
CFO	4,343	1,845	1,690	2,356	4,232	2,975
CFI	-18,573	-11,200	9,761	-4,869	-7,241	1,151
CFF	15,118	8,409	-12,185	5,477	-3,044	-2,661
純利益	3,022	3,383	-12,243	380	9	-2,202

(出典: 各年度の有価証券報告書より作成)

図表 6-3 (株)京樽の各項目の推移



(出典: 各年度の有価証券報告書より作成)

図表 6-2 および図表 6-3 からみると、京樽は 1991 年を境として 1992 年には初期の衰退期の傾向を示していることがわかる。CFO は前年の 1991 年から減少傾向を示している。CFI は設備投資等にあてた資金を売却等で回収をおこなったと思われるが、大きな持ち直しは図れなかったと考えられる。結果として、CFF はマイナスを示し、返済不能による債務超過に至ったことが推測できる。純利益のマイナスは、O-157 の影響を受けて、中食産業としては致命的な顧客数の減少が影響していると考えられる。

一般に、初期の衰退期の段階に自社商品・サービス等のライフサイクルの平均値がある企業は、競争力をつけるために効率的な設備投資をおこなう。成熟期の段階に再度戻る努力をするものと思われる。または、より成長方向にある産業へと多角化を目論む施策を講

じる。京樽の場合においては、1993年以降にはCFFをプラスに転じさせて、ライフサイクルの平均値を上げることを図っていくが成功には至らなかった。経営再建のためにCFO値を超過するほど積極的に設備投資関連のCFIを支出し競争力を取り戻そうとしたが、結果として一時的には純利益は回復したものの、CFFによる資金調達が安定しなかったため、CFO値は回復することなく経営破綻となった。

1-2-2.カネボウ株式会社の事例

カネボウ株式会社（以下、「K社」と記す）は、2005年度に粉飾決算問題が発生し、粉飾後の財務諸表と訂正した財務諸表の両方が公表されている。そこで、K社のキャッシュ・フローにおけるライフサイクルを考察し、粉飾問題と実情をキャッシュ・フローとの関係から明らかにする。

(1) 粉飾決算問題

K社は、繊維の名門企業であり、化粧品業界第二位であった。しかし、業績の不振により、2004年2月にわが国の産業再生機構の支援を受けて、経営再建を目指すこととなった。2005年4月に、旧経営陣による粉飾決算がおこなわれたことが明らかになり、粉飾を訂正した訂正財務諸表が公表されている。したがって、K社の財務諸表には、2004年度までは粉飾決算による財務諸表と粉飾決算を訂正した訂正後の財務諸表の両方が存在している。

粉飾の手法としては、業績が悪化している連結対象子会社の株を取引先に資金を提供したうえで購入してもらい、子会社との資本関係がなくなったようにして、連結対象子会社から除外するものであった。当該子会社を相手とした仮装売上を計上し、売上計画を実現させたように粉飾をおこない、翌年度の中期に返品させる方法をおこなっており、2001年度と2002年度の決算において、それぞれ800億円を超える粉飾をおこなった。

同社は、既に1996年度の決算において債務超過となっており、1998年度においては、合計二千億円を超える不良在庫や焦げ付き債権を抱えていたといわれている。粉飾の行為は、2002年度で終息しており、今までの粉飾を打ち消す作業が2003年におこなわれ、反動として2003年度の結果が2002年度までの本来の業績を反映することとなり、非常に大きなギャップを生じさせることで、2004年には粉飾の事実が明らかとなった。

①現金および現金同等物に関する粉飾

基本的には、キャッシュ・フロー自体において粉飾はありえない。しかし、キャッシュ自体においての裏金の捻出、または発生期間に関して意図的なずれを生じさせる等の不正

な方法で増減させる場合は除かれる。

図表 6-4 現金および現金同等物の状況

(単位:百万円)

年度	現金および現金同等物の増減額		現金および現金同等物の期末残高	
	粉飾	訂正	粉飾	訂正
1999	-4,221	-4,760	16,260	19,615
2000	-1,936	-572	14,327	19,047
2001	-3,221	-2,398	11,183	16,726
2002	-5,173	-8,347	6,009	8,379
2003	11,928	11,093	19,517	19,518
2004	-11,628		7,457	

(出典：各年度の有価証券報告書より作成)

図表 6-4 から読み取れることは、2002 年度までは実際の数値と大きな隔たりがあるが、2003 年度には、現金および現金同等物の増減額および期末残高は、ほぼ一致したものとなっている。1999 年度から 2002 年度までの差額については、事実上の裏金作りが不可能であることを考慮すると、K 社がおこなった粉飾の方法は、意図的に連結子会社の対象外となった子会社に該当する部分であると思われる。または、現金および現金同等物の期首残高を含めて、意図的な発生期間の金額のズレを使用していることをも考えられる。

②税引前当期純利益と売上高における粉飾

図表 6-5 は、税金調整前当期純利益と売上高に関する過去 6 カ年の推移である。図表から読み取れることは、税引前当期純利益は損益計算書と同様の数値であるが、1999 年度からマイナスであるにもかかわらず、粉飾をおこないプラスにしていたことがわかる。

図表 6-5 税引前利益と売上高の状況

(単位:百万円)

年度	税引前利益		売上高	
	粉飾	訂正	粉飾	訂正
1999	23,685	-48,121	595,982	568,369
2000	17,418	-8,859	582,089	555,494
2001	-1,959	-17,529	533,555	528,816
2002	4,531	-7,655	518,375	518,240
2003	-401,465	-212,999	455,663	437,714
2004	398,646		268,504	

(出典：各年度の有価証券報告書より作成)

粉飾における初歩的な段階は、売上高の仮装計上である。K 社の粉飾の手法は、業績不

良の子会社の連結を対象外にさせて、子会社を通じて売上の仮装計上が中心となっている。売上高の過大計上は2003年度まで継続させていることが明らかになっている。

③連結子会社外しによる粉飾

K社の粉飾の中心的手法は、取引先に貸付けをおこない、貸付金を基にして営業が不振となっている連結子会社の株式を購入してもらい、非連結子会社とする方法を取っていたといわれている⁴⁰⁰。

図表 6-6 貸付金支出高と回収高の状況

(単位:百万円)

年度	貸付金支出高		貸付金回収高	
	粉飾	訂正	粉飾	訂正
1999	18,335	10,065	15,917	16,182
2000	13,806	2,817	9,106	2,255
2001	18,804	2,944	9,391	3,329
2002	4,226	1,463	1,124	856
2003	17,790	10,891	9,529	9,165
2004	1,941		2,970	

(出典：各年度の有価証券報告書より作成)

図表 6-6 は、キャッシュ・フロー計算書による貸付金の支出と回収に関する粉飾の推移である。K社は、業績が不振な会社であるため、自ずから進んで他の企業に貸付けをおこなうのは不自然である。貸付けをおこなったときは、その後においては回収という行為がともなうのは当然のことであるが、回収額は少額であることから、K社による一方的な貸付け行為だけであったことがうかがえる。貸付金支出額や回収高に粉飾がおこなわれているように思えるが、連結外しの子会社に対するものが含まれていると推測でき、訂正後の数値は、連結子会社としての借入金との相殺の結果としていると考えられ、貸付金支出高と回収高の粉飾割合が著しく高いことがわかる。

④期末売上債権残高の粉飾

売上高の仮装計上は、売上債権増減高(増加についてはマイナスのキャッシュ・フロー)となり、結果として期末売上債権増加につながるはずである。図表 6-7 から読み取れることは、1999年度から2002年度にかけて売上債権期末残高から粉飾の事実がうかがえる。売上債権増減額は、粉飾によるキャッシュ・フローへの影響額であり、各年度において変動が大きくなっており、無理に粉飾していることがわかる。期末売上債権額は当然ながら

⁴⁰⁰ 日本経済新聞社編 [2004]

不良債権化されているために貸倒引当金等への計上が必要となるが、費用計上をしておらず、費用を圧縮することにより二重の粉飾をしていたことになる。

図表 6-7 売上債権増減額と期末売上債権の状況

(単位:百万円)

年度	売上債権増減額		売上債権期末残高	
	粉飾	訂正	粉飾	訂正
1999	597	13,889	149,467	95,530
2000	30,531	4,960	177,391	110,694
2001	15,783	-11,066	195,683	100,675
2002	-9,450	-11,364	185,825	88,911
2003	-88,048	22,985	66,494	66,494
2004	-2,671		39,508	

(出典：各年度の有価証券報告書より作成)

⑤期末棚卸資産の過大計上による粉飾

粉飾をおこなう際の手法として多く見受けられるのは、②と④以外では次に示す期末棚卸資産の過大計上による利益の粉飾である。棚卸資産の購入は買入債務でおこなわれるために、棚卸資産の粉飾額と買入債務の粉飾額は同様な動きを示すことになり、棚卸資産のみの粉飾は非常に困難となる。

図表 6-8 棚卸資産増減額と買入債務の状況

(単位:百万円)

年度	棚卸資産増減額		棚卸資産期末残高	
	粉飾	訂正	粉飾	訂正
1999	-23,154	-51,750	117,246	108,415
2000	-2,473	-5,451	115,141	102,231
2001	1,707	-1,374	120,469	102,161
2002	7,642	-7,639	127,776	94,186
2003	-64,748	-28,370	65,864	65,864
2004	-9,864		25,501	
年度	買入債務増減額		買入債務期末残高	
	粉飾	訂正	粉飾	訂正
1999	-14,212	-9,300	114,515	103,697
2000	17,964	15,817	133,866	120,351
2001	-10,912	-10,430	125,118	112,195
2002	-23,368	-22,150	99,351	89,626
2003	-13,133	-9,105	80,735	80,735
2004	-17,774		36,100	

(出典：各年度の有価証券報告書より作成)

図表 6-8 が示すように、結果としては、棚卸資産増減額（増加はマイナスのキャッシュ・

フローになる), または買入債務増減額 (増加はプラスのキャッシュ・フローになる) の粉飾があるように見られるが, 期間的なズレから生じたものである。

⑥引当金の過少計上による粉飾

粉飾の手法としては, 貸倒引当金, 退職給付引当金, 賞与引当金等の繰入額を, 意図的に計上しない方法である。特に, 貸倒引当金は不良債権化または不良債権の可能性が極めて高い売上債権について, 設定をおこなわないようにすることである。

図表 6-9 引当金の状況

(単位:百万円)

年度	貸倒引当金増加額 (-減少額)		賞与引当金増加額 (-減少額)	
	粉飾	訂正	粉飾	訂正
1999	0	12,807	0	-1,220
2000	0	3,272	0	0
2001	0	1,400	0	2,800
2002	0	885	0	-2,807
2003	0	-7,873	0	4,128
2004	959		524	
年度	退職給付引当金 (-減少額)		その他引当金 (-減少額)	
	粉飾	訂正	粉飾	訂正
1999	0	-527	0	2,262
2000	0	1,085	0	915
2001	0	1,648	0	899
2002	0	3,654	0	-203
2003	0	-3,050	0	43,879
2004	3,309		8,789	

(出典:各年度の有価証券報告書より作成)

図表 6-9 では, 損益計算書において引当金の計上をまったくおこなわないということで, 粉飾をおこなっていたことがわかる。

⑦各キャッシュ・フローにみられる粉飾

現金および現金同等物の増減がない売上高や収益の過大計上, 費用の過少計上は, 税引前当期純利益において粉飾によって直接影響を受ける。キャッシュ・フロー計算書において間接法による CFO では, 資金調整損益項目や未支出である費用項目を加減することで営業利益が算出され, 運転資金増減額により売上高や仕入高に訂正する働きをもつために, キャッシュ・フロー計算書においての粉飾はありえない。

K 社のキャッシュ・フロー計算書に記載された項目の金額を図表で示してきたが, 粉飾

と訂正との差額は、直接的には対象の連結子会社外しによるものであった。売上債権、棚卸資産および買入債務の粉飾による増減は、一時的なものであり、数年度以内で解消されるものである。以上のことから、意図的な期間のズレを利用してキャッシュ・フロー計算書を操作することも可能となる。

図表 6-10 各キャッシュ・フローの状況

(単位:百万円)

年度	CFO		CFI		CFF	
	粉飾	訂正	粉飾	訂正	粉飾	訂正
1999	33,837	6,803	9,777	18,368	-47,873	-29,968
2000	11,349	10,158	-7,950	-3,440	-5,430	-7,385
2001	-15,246	-7,979	-6,652	-5,703	18,571	11,178
2002	2,291	4,430	-7,571	-5,481	109	-7,294
2003	-33,823	-21,854	-13,352	-7,667	59,185	-40,696
2004	-13,528		382,487		-380,593	

(出典：各年度の有価証券報告書より作成)

図表 6-10 は各キャッシュ・フローの状況を示したものである。粉飾は損益計算では可能と思われるが、キャッシュ・フロー計算書での粉飾は困難といえるだろう。その他には、費用の圧縮計上も明らかになっている。

図表 6-4 から図表 6-10 をとおして読み取れることは、2002 年度までのデータからは粉飾が日常적으로おこなわれてきたことがわかる。2003 年度には極端に各項目の金額が少額となり、事実上の粉飾が不可能となったことを意味している。同時期に、産業再生機構による支援において経営の建て直しがおこなわれることが決定し、旧経営陣の退陣により粉飾決算が明らかとなった。

(2) ライフサイクルからの考察

過去 6 ヶ年の売上高は減少傾向であることにともない、税引前当期純利益も減少傾向を示しており、結果として損失となっていることが常態化している。2004 年度の税引前当期純利益がプラスとなっているのは、営業譲渡益によるものであり、売上高および利益の状況から判断して、ライフサイクルを考えると衰退期の末期減少を示していることになる。

次いで、キャッシュ・フロー計算書に記載された各キャッシュ・フローについて検討してみる。CFO がプラスであることは、企業存続の大前提であるが、K 社の CFO は減少傾向を示し、年度によりマイナスも示している。状況は、企業の本業において現金獲得能力がなく、衰退期の末期的な状況であることがわかる。CFI については、通常では企業の成

長期および成熟期において巨額のマイナスを示す場合もあるが、K社ではマイナスの額が少額である。CFIは投資支出額と投資収入額の差額であるため、K社においては、売上高の減少により、投資支出額に対して投資収入額である回収額で充当していることになる。CFFは積極的に借入れ資金等の返済に用いられることが多いため、マイナスを示す場合が多く、K社もCFFがマイナスを示しており、CFOとCFIともにマイナスを示しているため、資金的な余裕はまったくなく、典型的な衰退期の末期を現している。

上述してきたように、ライフサイクルの概念とキャッシュ・フローの動向についての関連性について実証を試みてきた。ライフサイクル概念はキャッシュ・フロー計算書がもたらすキャッシュ・フロー情報により、意思決定者が何らかの判断をおこなう際に、当該情報の解釈を助けるものとなることは明確である。

2.財務諸表における相関関係

本節では、キャッシュ・フロー計算書からみた他の財務二表である貸借対照表および損益計算書の相関関係の視点から、キャッシュ・フロー計算書からもたらされるキャッシュ・フロー情報の有用性を検討する。

2-1.財務表の相関

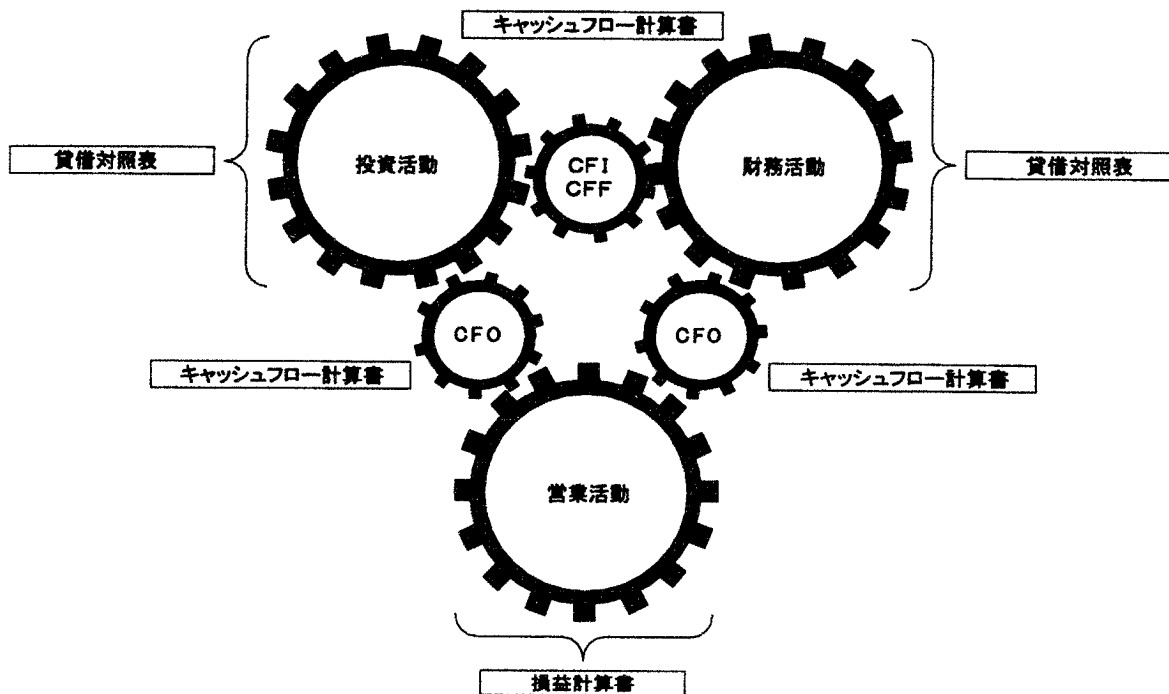
図表 6-11 は、貸借対照表、損益計算書、およびキャッシュ・フロー計算書の関係を示したものである。貸借対照表、主に企業の投資活動と財務活動の結果を反映させ、損益計算書は、主に営業活動の結果を報告するものである。二つの財務表は、発生主義会計の原則を基にして作成されている。一方、キャッシュ・フロー計算書は、企業の営業活動、投資活動、および財務活動に関するキャッシュの結果を報告するものであり、当該財務表は、現金主義会計の原則に基づいて作成されている。

営業活動は、企業の主たる事業を構成する財貨および用役の供給と、付随しておこなわなければならないその他の活動から構成されている。投資活動は、固定資産の購入や売却、また投資その他の資産の取得や売却等の活動が含まれる。財務活動は、社債の発行や償還、借入れとその返済、そして株式の発行や配当金の支払い等の活動が含まれる。

損益計算書は、発生主義会計の原則を利用して、ある一定期間の企業の収益と費用を報告する。当該財務表を作成する目的は、企業の収益であるインカム・フローの「イン」の側面と、それに関連する費用であるインカム・フローの「アウト」の側面を対応させた財

務業績の尺度を得ることにある。

図表 6-11 財務諸表の関係



(出典：小西 [2004], p.177.)

キャッシュ・フローにおいてはインカム・フローを正確に追跡したり、反映させたりはできない⁴⁰¹。理由は次の三点である。

- ①得意先からのキャッシュ・イン・フローは、ある企業の収益の認識と必ずしも同時期に生じるとは限らない。
- ②従業員、仕入先および政府へのキャッシュ・アウト・フローは、ある企業の費用の認識と必ずしも同時期に生じるものとは限らない。
- ③キャッシュ・イン・フローとキャッシュ・アウト・フローは、損益計算書を直接経由しない投資活動や財務活動に関連して生じることもある。

キャッシュ・フロー計算書は、インカム・フローと CFO との関係を示し、CFI と CFF の結果を示す。インカム・フローとキャッシュ・フローとの関係を理解することは、企業の収益性の分析をおこなうだけでなく、財政状態の分析をおこなううえでも重要な要素である。

⁴⁰¹ Stickney [1999], p.64.

2-2. 関連の理論的有用性

序章において整理したように、FASBは1987年にキャッシュ・フロー計算書を主要な財務諸表の一つとして認める過程で、いくつかの関連する報告書を公表している。そのなかの一つにキャッシュ・フロー計算書の機能を詳細に検討した公開草案「企業の利益、キャッシュ・フローおよび財政状態の報告」（「公開草案」）が1981年に公表されている⁴⁰²。以下では、公開草案において主要な財務諸表に表示されている情報は相互に関連させることでより有用であることを検討してみる。

会計の主たる目的は、利用者が企業の将来のキャッシュ・フローの金額、時期および不確実性についての予測をするのに有用な情報を提供することである⁴⁰³。「公開草案」では、有用な情報を提供するのが財務諸表であり、財務諸表に表示されている情報を相互に結びつけて、企業における①リスク、②財務弾力性、③流動性および④営業能力を測定しなければならないと述べている⁴⁰⁴。収益性については、資本を維持した上で配当可能な利益が企業の総合的な業績評価であると説明し、資産利益率を具体的に取り上げている⁴⁰⁵。リスクについては、企業の将来を予測できないことの表現であり⁴⁰⁶、財務弾力性は、キャッシュ・フローの金額および時期を変えるために効果的な行動をとり、企業の予測されない必要性や機会に対応することができる企業の能力である⁴⁰⁷。流動性は、資産が実現されるまで、キャッシュに転換されるまで、または負債が支払われるまでに経過すると予測される期間をあらわすのに用いる⁴⁰⁸。営業能力は、営業活動に関する一定の物理的な条件を維持する企業の能力である⁴⁰⁹。

各々の概念は、相互に関連している。たとえば財務弾力性が高い企業のリスクは、財務弾力性が低い企業よりも小さくなり、流動性の高い企業は流動性が低い企業よりも倒産のリスクが小さく、財務弾力性も高いことになる。財務弾力性は、潜在的な借入能力や正常な営業循環過程以外において、資産を実現する能力を含むために流動性よりも広い概念である⁴¹⁰。

「公開草案」では、キャッシュ・フロー計算書は流動性と財務弾力性の評価に有用であ

⁴⁰² FASB [1981]

⁴⁰³ FASB [1978], par.37.

⁴⁰⁴ FASB [1981], par.13, 20.

⁴⁰⁵ *Ibid.*, par.7

⁴⁰⁶ *Ibid.*, par.21.

⁴⁰⁷ *Ibid.*, par.25.

⁴⁰⁸ *Ibid.*, par.29.

⁴⁰⁹ *Ibid.*, par.32.

⁴¹⁰ *Ibid.*, par.28, 30.

り、投資についての情報を提供することが企業の営業能力の変化を評価するのに有用だと述べるにとどまっている⁴¹¹。損益計算書は、企業の総合的な業績についての情報を提供し、営業能力を維持するために必要な費用を評価するのに役立つ情報を提供する⁴¹²。貸借対照表は、流動性と財務弾力性の評価に有用な情報を提供する⁴¹³。各々の概念を実際に測定する指標、あるいは比率がほとんど具体的に示されていないため、会計の目的に対する、つまり、企業の業績評価に対する個々の財務諸表の貢献が不明確となっている。

キャッシュ・フロー計算書は、投資者、債権者およびその他の利害関係者が、①企業が将来の正味キャッシュ・フローを生み出す能力、②企業が負債を支払う能力と配当金の支払いを用意する能力、③インカム・フローと関連したキャッシュ・フローとの違いの原因、④キャッシュと非キャッシュの投資活動および財務活動が財政状態に与える影響を評価するのに有用であると一般に認識されている⁴¹⁴。

3. キャッシュ・フロー情報の分析技法

3-1. 8分類法

キャッシュ・フロー計算書は、営業活動、投資活動および財務活動の三つの区分に分類表示され、三つの活動区分の組み合わせを一覧にしたものが図表 6-12 である。キャッシュ・フローの類型は、次に説明する 8 種類が考えられる。

図表 6-12 キャッシュ・フローの類型

類型	#1	#2	#3	#4	#5	#6	#7	#8
CFO	+	+	+	+	-	-	-	-
CFI	+	-	+	-	+	-	+	-
CFF	+	-	-	+	+	+	-	-

第 1 類型は、三つのキャッシュ・フローがすべてプラスの場合である。通常では同類型は生じない。当該企業は、営業活動によるキャッシュ・フロー（CFO）は生じているが、固定資産を売却し、市場からは追加資本を調達していると考えられる。企業活動は、何らかの経営戦略の意志に基づいてキャッシュを増加させているものと考えられる。

第 2 類型は、CFO がプラスで投資活動によるキャッシュ・フロー（CFI）と財務活動に

⁴¹¹ FASB [1981], par.36.

⁴¹² *Ibid.*, par.34.

⁴¹³ *Ibid.*, par.37.

⁴¹⁴ FASB [1987], par.5.

よるキャッシュ・フロー（CFF）がマイナスの場合である。多額の CFO が生じプラスとなっているために、内部的に生み出されたキャッシュ・イン・フローを企業活動の拡大として固定資産へ投資することか、債務の返済や株主への配当に充当することができる。同類型では、成功している企業を示すことになる。

第3類型は、CFO と CFI がプラスで CFF がマイナスの場合である。CFO はプラスであるが、企業は新たな固定資産へ投資はせず、下方調整していることになる。たとえば、利益率が良くない部門を売却するというような方針を採択している。営業活動と投資活動から得たプラスの CFO と CFI は、社債権者や株主に返済することにキャッシュを用いるため、CFF はマイナスとなる。同類型では、リストラクチャリング中の企業をあらわすこともある。当該企業では、過大な負債から生じるキャッシュ・アウト・フローは CFO によって賄わなければならない。仮定として、CFO が不十分であれば、支払期日が到来した時に債権者に支払うために固定資産を売却して、代金を充当しなければならなくなってしまう場合がある。

第4類型は、CFO と CFF がプラスで、CFI がマイナスの場合である。CFO は企業の拡張である投資活動に十分ではないため、拡張に必要な資金の一部は財務活動から調達しなければならないことになる。同類型は成長企業の典型的な例である。

第5類型は、CFO がマイナスで、CFI と CFF がプラスの場合である。CFO の不足分は、固定資産の売却と株主または債権者からの資金調達によって賄われている。当該企業は、不振の経営活動を再度軌道に乗せるため、または企業を存続させるために固定資産を積極的に売却している。元来 CFO は、企業が株主に対して配当を支払うか、元本を返済するための原資と考えられていることから、当然ながら CFO がマイナスである状態が継続することは望ましいことではない。

第6類型は、CFO と CFI がマイナスで、CFF がプラスの場合である。企業の CFO は不足しているにもかかわらず、固定資産に対する投資は拡大している。同類型は、売上高の著しい増加を維持するために、棚卸商品の増加にともなう運転資本が多額に増加し、CFO がマイナスとなるときに生じる。説明する状況は、設立後間もなく急速に成長している企業の代表的な例である。CFO および CFI がマイナスではあるが、借入れまたは新株の発行により賄われている。投資者は、将来の CFO が自分たちに支払われることを期待して、資金を提供している。

第7類型は、CFO と CFF がマイナスで、CFI がプラスの場合である。企業の CFO はマ

マイナスであるが、株主に配当を支払ったり、債権者に返済しているためである。二つの活動によるキャッシュ・アウト・フローは、固定資産の売却からの収入によって相殺されている。当該企業は、負債および出資者持分の減少および不健全な営業活動のために縮小している。

第8類型は、各活動から生じるキャッシュ・フローがすべてマイナスの場合である。同類型は異常であり、以前に蓄積したキャッシュが、マイナスのキャッシュ・フローを相殺するために用いられている。キャッシュの不足状況が継続すれば、近い将来において、当該企業の倒産は避けられない事態となる。

3-1-1.京樽の事例検証

次いで、第1節で取り上げた株式会社京樽の事例を、8分類法に当てはめて検証してみる。図表6-13は京樽のキャッシュ・フローの類型を示したものである。データは上場廃止となった年度の前年までの過去6カ年のものである。

図表6-13 京樽のキャッシュ・フロー類型

(単位: 百万円)

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年
CFO	4,343	1,845	1,690	2,356	4,232	2,975
CFI	-18,573	-11,200	9,761	-4,869	-7,241	1,151
CFF	15,118	8,409	-12,185	5,477	-3,044	-2,661
類型	#4	#4	#3	#4	#2	#3

(出典: 各年度の有価証券報告書より作成)

1990年度からの2カ年は、第2類型に該当しており、CFIがマイナスを示し、設備投資を積極的におこなっていることがわかる。原資はCFOでは賅いきれないために、CFFにより積極的な資金調達をおこなったことが推測できる。その後、1992年度には、過去2カ年の経営の多角化によりCFOを生み出すことにはつながらず、取り上げた6カ年のなかで、最低のCFOの値を示している。当然ながら、CFOの下方調整をおこなったにもかかわらず、不十分であったため、債権者への支払いや株主への配当を捻出するために、大幅な固定資産の売却をおこなったことが推測される。1993年度では本業からのキャッシュの創出を示すCFOは上向きはじめるが、経営再建のための資金を財務活動から調達したためにCFFがプラスに転じた。1994年度からの2カ年は、CFFがマイナスを示し、資金調達に失

敗したことをあらわしている。債務の返済や株主への配当にキャッシュを充当したため、上向いた CFO は不足し、固定資産の売却でも巨額のキャッシュを創出することはできず、1996 年度において上場廃止となった。ただし、当該類型やキャッシュ・フロー計算書によるキャッシュ・フロー情報にはあらわれてこない「O-157 問題」も大きな影響となったことはいままでのない。

3-1-2.カネボウの事例検証

同様に、第 1 節で取り上げたカネボウ株式会社の事例を、8 分類法に当てはめて検証をおこなう。図表 6-14 はカネボウの訂正後キャッシュ・フローの類型を示している。データは産業再生機構の支援を受けた 2004 年度を含めた過去 6 カ年のものである。

図表 6-14 カネボウのキャッシュ・フロー類型

(単位: 百万円)

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
CFO	6,803	10,158	-7,979	4,430	-21,854	-13,528
CFI	18,368	-3,440	-5,703	-5,481	-7,667	382,487
CFF	-29,968	-7,385	11,178	-7,294	-40,696	-380,593
類 型	#3	#2	#6	#2	#8	#7

(出典：各年度の有価証券報告書より作成)

1999 年度からの 6 カ年で共通しているのは、最終的なキャッシュ・フローは各年度ともほとんどマイナスを示していることである。1999 年度では巨額の負債もしくは社債権者や株主への返済のために CFF がマイナスとなっている。CFI がプラスなのは固定資産等の売却をおこなったものと思われるが、CFI はピークとなっており、以後はマイナスが拡大の傾向にある。2000 年度においては CFO が CFI と CFF を唯一賄っているが、各年度とも CFO から生じるキャッシュ額は少額であることが目立っている。2000 年度以降も CFI から固定資産に対する投資の拡大傾向を示している。CFO においては、2001 年度から売上高の増加を図るために、棚卸商品の増加にともなう運転資本が多額に増加し、結果としてマイナスとなっていると考えられる。CFF は経営の再生を図った 2001 年度をピークとしてマイナスの拡大傾向となっている。

粉飾決算の行為をやめた 2002 年度では第 2 類型を示しており、若干経営がたて直ったようにみえるが、余剰在庫と不良債権化により、CFF での資金調達はできないうえに、営

業不振と重なって2003年度へと移っている。2003年度はすべての状況でマイナスを示し、典型的な倒産に至る企業の例となっている。本来であれば、CFOが他のマイナスをカバーしきれず、数値としてはマイナスの三分の一しかなかった2002年度において国の支援を受けておくべきであったかもしれない。2004年度においては、巨額な営業譲渡による収入により株主への配当や債権者への返済をおこなっていると思われる。収入も一時的なものであり、不健全な営業活動であることはCFOの数値から判断しても明らかのように、企業の衰退期の末期の現象をあらわしている。結果として、8分類法においてもカネボウの杜撰な経営が表わされており、各分類における諸特徴を示していることがわかる。

4.フリー・キャッシュ・フロー

キャッシュ・フロー計算書よりもたらされるキャッシュ・フロー情報には、多種多様なものがあり、財務会計と管理会計の両方の領域にまたがって取り上げられている。主なものには、1株当たりのキャッシュ・フロー、利益に減価償却を加えたもの、割引キャッシュ・フロー、フリー・キャッシュ・フロー等がある。本節では、フリー・キャッシュ・フローについて検証する。しかし、概念もさまざまに理解されているため、フリー・キャッシュ・フローの概念を整理し、有用性と課題を明確にする。

4-1.フリー・キャッシュ・フロー概念

1987年にアメリカにおいてキャッシュ・フロー計算書が主要な財務諸表として位置づけられた。それ以後、フリー・キャッシュ・フローについての議論が活発におこなわれはじめた。以前までは、主に伝統的な自己金融の範囲を示す「当期純利益+減価償却費」がキャッシュ・フローの近似値として利用されており、1株当たりのキャッシュ・フローが証券アナリストを中心に利用され、設備投資の意思決定には割引キャッシュ・フローが利用されていた。当時のフリー・キャッシュ・フローをさまざまな視点から企業評価に利用する研究もあったが、フリー・キャッシュ・フロー自体の計算方法もさまざまであった。

フリー・キャッシュ・フローは、企業が自由に使えるキャッシュであり、内部的に調達したものであり、かつ使用するための制約がないために、運用先を自由に決定できなければならない。営業活動によるキャッシュ・フローは、企業にとって最大限自由に使える金額であり、使途が制約される金額として現在の事業を維持するために必要なキャッシュ・フローがCFOから差し引かれることになる。CFOから何を差し引くかについての議論は

多様にあり、①生産維持に必要な設備投資額、②設備投資額（生産維持＋生産拡張）、③子会社・関連会社株式および満期保有目的有価証券、④投資活動によるキャッシュ・フロー、⑤配当金支出等があげられている。

近年、キャッシュ・フロー経営という用語は頻繁に眼にするが、キャッシュ・フロー重視の経営の総称であり、フリー・キャッシュ・フローをプラスに維持して、できる限り借入依存度を低下させるという経営も範疇に属する。フリー・キャッシュ・フロー概念は、財務会計と管理会計の両方の領域にまたがり、かつ結びつける役割を持つと考えられる。

4-2.キャッシュ・フロー計算書の役割

わが国におけるキャッシュ・フロー計算書においては、CFO、CFIおよびCFFを計算し、正味増減額に期首の現金および現金同等物を加算して、期末の現金および現金同等物を計算する。期末の現金および現金同等物は、貸借対照表の資産の部の最初に記載されるはずであるが、実際には「現金および預金」である。

CFIには、設備・建物・備品およびその他の生産設備、有価証券、貸付金によるキャッシュ・フローが表示され、CFFには、株式の発行、社債の発行・償還、借入れによるキャッシュ・フローが表示される。CFOには、営業損益計算の対象となった取引以外に、CFIおよびCFFに該当しない取引によるキャッシュ・フローが表示されている。

CFOの表示方法には、直接法と間接法との選択適用が認められている。フリー・キャッシュ・フローの計算においては、CFOの純額が計算できれば良いため、基本的にはどちらの作成方法を選択していても問題はないが、CFIに表示される設備・建物・備品およびその他の生産設備については、生産維持のためのものと生産拡張のためのものとに分類して表示されないために、フリー・キャッシュ・フローの計算を制限した形となっている。

4-3.有用性と課題

アメリカにおいて、1980年代の大幅な減税とリストラクチャリングにより、企業が巨額のフリー・キャッシュ・フローを得たため、1990年代には設備投資と借入れ返済のブームが生じた。巨額の借金返済に直面した危機感が銀行経営変革の引き金となり、景気の長期拡大をもたらしたともいわれる。一方、わが国においては、バブル崩壊後、金融機関を中心に企業が経営難に陥り、コーポレート・ガバナンスの議論が盛んとなり、株主重視の経営が尊重されるようになった。投資者や経営者の間では、将来のフリー・キャッシュ・フ

ローを最大化することに主眼がおかれはじめた。

近年において、フリー・キャッシュ・フローは、急速に株主価値の測定に役立つと一般的に認められるようになった。株主価値は、将来の期待フリー・キャッシュ・フローの割引価値に等しい企業価値（DCFアプローチ）から負債価値を差し引いて計算し⁴¹⁵、株主価値の観点から経営管理目的の実現手段として、財務会計のあり方を再検討することを促していると考えられる。

フリー・キャッシュ・フローは、予想できない売上の不振や債務の返済の必要性、新規投資の機会に適應することができる企業の能力である財務弾力性を高めることができる。反面に、生産設備等の資産を保有した場合に得られる利益率よりも低い利益率を受け入れなければならないという危険性がある。

フリー・キャッシュ・フローの計算には、フリー・キャッシュ・フローの原資が CFO であるために CFO が重要となってくる。CFO には、営業損益計算の対象となった取引以外にも CFI および CFF に該当しない取引によるキャッシュ・フローが含まれているため、定義は曖昧となっている。わが国の基準では、利息支出は CFO か CFF に選択表示されるが、本来の性質からは配当金支出同様に、CFF に限定して表示されるべきである。根拠は、CFO を原資として配当金の支払いや借入金の返済をおこなうと考えるからである。フリー・キャッシュ・フローの計算では、設備投資額を生産維持に必要な設備投資額とその他の投資額に分類する必要があるために、区分表示する必要がある。簡便的には、減価償却費の範囲内で設備投資額を生産維持に必要な設備投資額とみなすことができる。キャッシュ・フロー計算書は、さまざまな概念のフリー・キャッシュ・フローが計算できる項目を明瞭に開示するという役割をもたなければならない。

今日の多くの日本企業は、経費削減やリストラクチャリングにより、フリー・キャッシュ・フローの額を増加に転じさせる傾向がある。キャッシュ・フローを成長産業への投資に向け、財務体質の改善にあてるならば、成長への好循環が生じると思われる。結果として、フリー・キャッシュ・フローの的確な予測と効率的な管理が注目されている。

4-4. ライフサイクルにおける特質

4-4-1. FCF の動向

フリー・キャッシュ・フロー（「FCF」）とは簡略に記せば、経営者が自由に処分できる

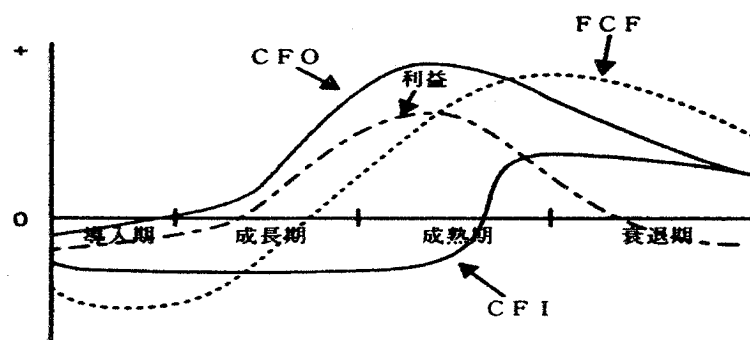
⁴¹⁵ Copeland [1995]

キャッシュ・フローとすることができる。詳細は、CFO から「不可避的な支出項目」を控除したものである。「不可避的な支出項目」について、どのようなものが該当するのかについては、さまざまな解釈が存在しており、統一的な概念は現状において存在しないが、最も簡略的な求め方は、「CFO」に「CFI (マイナスを示す)」を加えたものが一般的である⁴¹⁶。

Wild, Subramanyam および Haley は、CFF を除く、CFO と CFI の合計である FCF と利益との関係について、企業の四つのライフサイクルから考察している⁴¹⁷。彼らによると、FCF は、CFO に CFI を加えたものと定義し、当然ではあるが、プラスであることが望ましいとしている。CFI は CFO によって賄われるのが最善であり、余剰部分である FCF がプラスの場合には、CFF にあてることが良いと考えられている。

図表 6-15 は、ライフサイクルと FCF を含めたキャッシュ・フローについて示したものである。導入期での FCF は、売上高以上に費用の支出があるために利益はマイナスとなり、CFO および CFI はいずれもマイナスとなるため、合計である FCF は結果としてマイナスとなる。

図表 6-15 ライフサイクル概念におけるフリー・キャッシュ・フロー



(出典：Wild, Subramanyam & Haley [2003], p.83 より作成)

成長期では、利益とともに CFO はプラスに転じる。一方で CFI は、導入期と同様に一定の投資を続けるためにマイナスを示すが、CFO の増加が顕著となり、結果として成長期の後半には FCF はプラスに転じる。

成熟期の前半では利益はピークをむかえ、CFO は利益以上にプラスとなる。一方では CFI も利益の最大を向かえた頃より新規投資を控えるようになるとともに、既に投資した

⁴¹⁶ 岩崎 [2004]

⁴¹⁷ Wild, Subramanyam & Haley [2003], pp.82-84.なお、この論文においては「生成期 (inception)」を用いているが、他の研究者が用いる「導入期 (emergence)」と同じ意味である。

額の回収に向かうことになる。結果として、FCFは成熟期の終了時期においては最大となる。

衰退期の後半では、利益はプラスからマイナスに転じるとともに、CFOも減少傾向を示すが、かろうじてプラスを維持するまでになる。CFIは投資回収に力を注ぐことになるために、成熟期の後半と同様のほぼ一定のプラスを示すことになる。FCFは結果としてCFOの減少に沿って、同様に減少することになる。

4-4-2.カネボウ株式会社の事例

次いで、取り上げてきた株式会社カネボウ（「K社」）の訂正後の各キャッシュ・フローの状況からFCFを算出し、Wild, Subramanyam および Haley が述べているライフサイクルとFCFの関連性を図表化して諸特徴について検討してみる。

図表 6-16 カネボウの訂正後各キャッシュ・フローの状況

(単位: 百万円)

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
CFO	6,803	10,158	-7,979	4,430	-21,852	-13,528
CFI	18,368	-3,440	-5,703	-5,481	-7,667	382,487
CFF	-29,968	-7,385	11,178	-7,294	-40,696	-380,593
FCF	25,171	6,718	-13,682	-1,015	-29,521	368,959

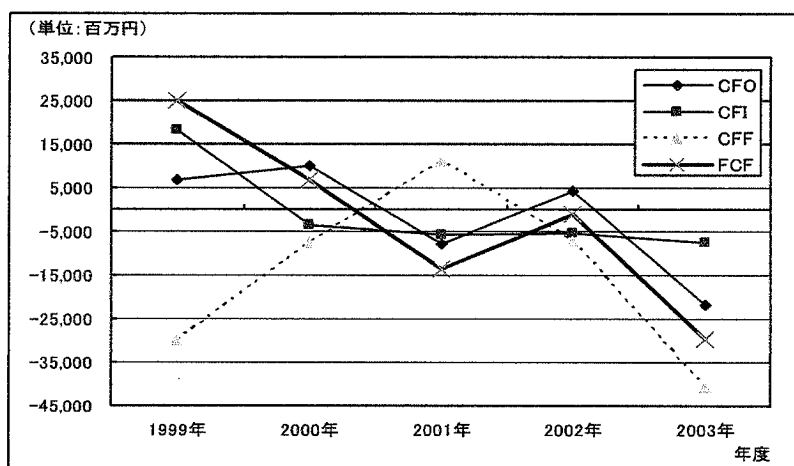
(出典: 各年度の有価証券報告書より作成)

図表 6-16 に示すのは、K社が産業再生機構の支援を受ける 2004 年度を含めた過去 6 カ年における各キャッシュ・フローの状況であり、FCFについては簡便法である CFO に CFI を加えたものである。なお、各期のデータについては、訂正後のデータを使用している。図表 6-17 は訂正後のデータの値をグラフ化したものであるが、2004 年度は巨額の営業譲渡益が発生しており、一時的なものであるために、グラフ化に際しては 2004 年度を除外した。

K社については、1-2-2 および 3-1-2 での検証に続いて FCF について言及してみたい。図表 6-17 で示すように、FCF は明らかに減少傾向にある。通常であれば CFF は、FCF がプラスの際に、積極的に借入資金等の返済に用いられることになるためにマイナスを示すことが多い。K 社の場合は FCF が少ないにもかかわらず、CFF がマイナスを示していること

は、借入返済に困窮していたことがわかる。

図表 6-17 カネボウの訂正後各キャッシュ・フローの推移



(出典：各年度の有価証券報告書より作成)

次いで、FCFの使途に関して考察を加えてみる。通常FCFは、不可避的な項目である支払いが確定している債務への支払いとして使用される。残額のFCFは、プラスの場合とマイナスの場合では使途が変わってくる。プラスの場合には、有価証券投資、自己株式投資、定期預金への振替等に使用される。マイナスの場合には、新規借入れ、社債発行、増資、貸付金の積極的回収等を考えるか、固定資産等の売却もしくは定期預金の取り崩し等を考える。不可避的な債務支払後のFCFこそが、キャッシュ・フロー経営において中心的な課題となる。

K社は、2004年度を除き、一定金額を常に返済に充てることとなり、FCFが極端に少額であるために、返済資金を財務活動による収入である借入れ資金、または投資活動による収入として固定資産などの売却による収入により充てられていることがわかる。特に、2004年度においては、短期借入金の返済は巨額であり、資金源として化粧品部門の営業譲渡収入を充てていることがわかる。短期借入金の返済は、前年度の2003年には発生していないことから、営業所譲渡による収入をあてにして、一時的ではあるが営業活動による支払に充当しているということがわかる。

本章においては、ライフサイクルに関する概念とフリー・キャッシュ・フローに関する概念を考察し、キャッシュ・フロー情報の諸特徴を検討してきた。ライフサイクル概念では、通常企業の場合においては四つのサイクルが存在する。各サイクルにおいて、キャッシュ・フローは特徴ある動きをするため、キャッシュ・フロー情報をライフサイクル概念

に当てはめて考察することは意義あるものであることがわかった。残る課題としては、たとえば IT 業界等があり、既存のサイクルとは違うキャッシュ・フローの動向があると考えられるため、さらなる検証が必要と考える。

フリー・キャッシュ・フローに関する概念は、欧米における株主重視経営の産物として生じたものである。結果として、将来のフリー・キャッシュ・フローの極大化を目指す経営をおこなううえでは、フリー・キャッシュ・フローは企業価値を測定する手法の一つとして重要であることがわかった。反面、フリー・キャッシュ・フローの定義自体がいまだに確立されておらず、キャッシュ・フロー情報の利用者に活用を任せる結果となっている。課題の解消のためには、早期にフリー・キャッシュ・フローの定義づけが必要と考える。

第7章 キャッシュ・フロー情報の有用性

近年、企業経営において株主価値を重視する考え方が強調されるようになってきた。わが国の場合においては、株式の相互持合いに守られた従来の株主軽視の経営に対する反省も背景にあるように思われる。企業活動のグローバル化と規制緩和の進展のもとで、株主価値重視の傾向は今後さらに一層加速していくものと予想される。

今日注目されている企業価値とはどのように決定され、評価されるべきものであるのかという疑問が生じることになる。証券意思決定者等が当該企業の経営結果に関する情報について財務諸表等を通じて入手し、経済市場のなかで必然的に定めていくものである。

本章では、第I部においてキャッシュ・フロー計算書によりもたらされるキャッシュ・フロー情報に関する会計概念上の有用性について確認されたことを所与とし、他の財務表による会計利益情報と比較することで、当該キャッシュ・フロー情報の有用性に関して具体的に実証する。さらに、先行実証研究を分類し現状での実証データの蓄積によるキャッシュ・フロー情報の有用性を体系化することを試みる。

1.概念上の有用性

キャッシュ・フロー情報は、元来、発生主義会計によりもたらされる会計利益情報と相対立する概念としてとらえられる場合が多い。キャッシュ・フロー計算書が貸借対照表や損益計算書とならぶ財務諸表の一つとして位置づけられるようになったのは、キャッシュ・フロー情報が利用者である意思決定者にとって有用であるという情報的な観点からである。キャッシュ・フローは、会計利益等の発生主義会計情報との関連で、次のような特質を備えた情報であると考えられる。

- ① 発生主義会計はキャッシュ・フローを変換もしくは加工するプロセスのようなものであり、発生主義会計やその産物である会計利益にはキャッシュ・フローとは異なる情報が含まれている。
- ② キャッシュ・フローは、発生主義の基づく認識の問題とは無関係であるために、見積りや判断の介入する余地が少なく、事実に基づいた信頼性の高い情報である。

る⁴¹⁸。

- ③ 発生主義によって測定される会計利益とキャッシュ・フローとは同一ではないため、キャッシュ・フロー情報は会計利益とキャッシュ・フローとの間の金額、原因および時期的なズレに関する重要な情報を提供する⁴¹⁹。

上記内容は、キャッシュ・フローの情報特質を端的に示したものである。②については第5章のカネボウの事例を紹介した際に検証をおこなったが、①および③については、わが国では実証的に十分に検討されていない状況がある。本章では、はじめに①について次の視点からキャッシュ・フローの情報等質に関する実証的な分析結果を提示し、キャッシュ・フロー情報の有用性について検討する。

当該視点は、キャッシュ・フローと会計利益について、およびキャッシュ・フローと会計利益と当該企業株価との相関の強弱を数値化することを通じて、キャッシュ・フローが会計利益とは異なる内容の情報であるかどうかを検証することである。会計利益に関する情報は、収入と支出を特定の会計期間に配分するために、発生・実現原則を通じて収益と費用に変換し、差額を測定することによって得られる情報である。変換過程でおこなわれる様々な見積りや判断には、経営者による予測あるいは期待といった企業の将来に関する予見的な情報が含まれることになる。予見的情報の代表的な例としては、減価償却費の計上、引当金の見積計上、低価法を採用した場合の棚卸資産の評価、税効果の計上にもなる費用配分額である。結果として、会計利益情報には、収入と支出という事実だけに基づいて測定されるキャッシュ・フロー情報には含まれない情報が追加されていると考えられる。

会計利益情報が投資意思決定者に影響を及ぼしていることは、多くの実証的先行研究により既に裏付けられているため、会計利益情報が有用であることを所与とした上でキャッシュ・フロー情報がなおも有用であるとするためには、キャッシュ・フローと会計利益が異なる情報であることが前提とされる。キャッシュ・フローには会計利益に含まれていない独自の有用な情報が含まれており、発生主義会計を通じてキャッシュ・フローが会計利益に変換される過程で、何らかの有用な情報が消滅してしまうと仮定する必要性も生じることになる。キャッシュ・フローと株価との間に統計的な依存関係が存在し、キャッシュ・フローに有用な情報が含まれていることが確認できたとしても、キャッシュ・フローと会

⁴¹⁸ FASB [1983], par.159.

⁴¹⁹ FASB [1984], par.53. および平松・広瀬 [1985], p.236.

計利益が投資意思決定者に対して同一の情報内容として利用されるのであれば、キャッシュ・フロー情報を追加的に開示することの経済的意味は非常に低いと考えられるからである。

2.先行実証研究の検証

米国では既に 1960 年代からキャッシュ・フローの情報特性に関する分析がはじまっている。初期の研究では、キャッシュ・フローの増分情報や有用性に関する証明はおこなわれていなかった。1986 年以降の研究になって、キャッシュ・フローの定義や分析方法が体系化され、より明確な形で分析結果が示されるようになった。

一方、わが国の資金情報に関する実証研究は、個別決算情報から得られる資金収支表を利用したものが中心であった。今後は、連結キャッシュ・フロー計算書が基本財務表として開示されていることから、経営実態としての企業価値を測るという意味においても、キャッシュ・フロー計算書を利用した実証データの蓄積が期待される。連結キャッシュ・フロー情報を入手できる企業は、米国市場で株式を上場したり資金調達をするために、SEC 基準で連結決算書の作成を求められている少数の企業に限られているという現状がある。

2-1.実証研究の結果

キャッシュ・フロー情報と利益情報の有用性は、第一に、各々の情報内容を比較することで評価される。第二に、各々の情報を用いた企業評価モデルについて評価誤差を比べることで判断される。情報内容はさらに「増分情報内容」と「相対情報内容」に区分され、①キャッシュ・フロー情報と利益情報の増分情報内容の検討、②増分情報内容と相対情報内容の違いを確認した上でのキャッシュ・フロー情報と利益情報の相対情報内容の比較検討、③キャッシュ・フロー情報と利益情報を用いた企業評価モデルの評価誤差の分析がある。

現状での実証研究を検討した結果は、キャッシュ・フロー情報と利益情報には増分内容があり、利益情報の情報内容が相対的に大きく、利益に依拠した企業評価の評価誤差が小さいということが判明している。証券投資意思決定において、キャッシュ・フロー情報は一般的に利益情報を補完する役割を果たすと考えられるが、状況に応じて利益情報を凌ぐ役割を果たすことも判明している。

2-1-1.増分情報内容

証券市場が情報に対して半強度で効率的⁴²⁰であれば、株式の投資収益とリスクに関する期待を修正させる情報が公表されると、ただちに新しい均衡価格が設定される。公表された情報が投資家にとって価値があるということは、当該情報に対して異常な株価反応があったということで証明される。異常な株価反応があれば、当該情報には情報内容があると判断されて投資家に対する有用性が認められる。

たとえば、Beaver は、証券価格と情報変数との間の統計的依存関係を変数の情報内容としている。ある企業が公表した t 期の利益について期待外の部分を算定し、異常投資収益率との関係を推定している⁴²¹。推定された係数 β が統計的に有意であれば、期待外の利益は情報内容をもつと考えられることになる。

日米で行われた実証研究では、係数 β が統計的に有意な正の値であるという結果がある。利益率が大きいほど異常投資収益率も大きく、結果として利益と株価変動に統計的依存関係のあることが確認されている⁴²²。実証結果は、公表された利益に情報内容があり、証券投資意思決定者に有用であることを意味する。

情報変数を追加すると、変数の増分情報内容を検証することができる。推定された係数 β^2 が統計的に有意であり、異常投資収益率をより詳細に説明することが明らかになれば、キャッシュ・フロー情報に増分情報内容があると判断されることになる。利益情報を所与としても、キャッシュ・フロー情報に異常投資収益率の追加的説明力が存在するということになる。

増分情報内容を分析した実証研究について、米国企業をサンプルにした研究では、Rayburn [1986], Wilson [1986,1987], Bowen et al. [1987], Ali [1994], および Pfeiffer et al. [1998] などがある。いずれも、キャッシュ・フロー情報と利益情報には増分情報内容が存在し、相互に補完的な情報であることが示されている。日本企業をサンプルとした研究には、桜井 [1992], 百合草 [1998] [2001] および Charitou et al. [2000] があり、キャッシュ・フロー情報と利益情報に増分情報内容が存在し、相互に補完的な情報であることを示している。キャッシュ・フロー情報は証券投資意思決定にとって、日米いずれの企業に関しても利益情報を補う有用な情報である。

⁴²⁰ 須田 [2000], p.115.

⁴²¹ Beaver [1981], p.143.

⁴²² 桜井 [1991], および須田 [2000]

2-1-2. 相対情報内容

増分情報内容は、ある会計情報が他にはない情報を提供するときに観察される。したがって、増分情報内容の検証は、他の会計情報を所与としても、ある会計情報が追加的な役立ちをするか否かを評価するものであり、補足的情報開示の有用性を判断するときに適用される⁴²³。

これに対して相対情報内容は、ある会計情報が他の会計情報よりも多くの情報を提供するときに観察される。相対情報内容の評価は、複数の会計情報について情報内容のランク付けをする場合や、複数の会計情報のなかから一つを選択せざるを得ない場合に実施される⁴²⁴。たとえば、キャッシュ・フロー情報と利益情報に増分情報内容があるとしても、利益情報とキャッシュ・フロー情報のいずれに多くの情報内容が存在するかは不明である。どちらかの情報を重点的に活用する場合は、各々の相対情報内容を事前に評価しなければならない。

情報コストを無視することができるのならば、増分情報内容をもつ会計情報はすべて開示すれば良いことになるが、企業が負担できる情報作成コストと投資家が支払う情報分析コストは限られており、費用効果的な情報開示と情報分析が望まれることになる。仮に、相対情報内容の評価が可能ならば、投資家はいずれかの情報分析に集中し、費用効果的な意思決定をすることができる。あるいは情報内容の相対評価に基づき、基準設定機関が特定の情報開示に重点を置けば、費用効果的なディスクロージャー制度に結びつくことが可能になる⁴²⁵。しかし、相対情報内容の評価する研究はあまりおこなわれていない。理由として、第一に増分情報内容と相対情報内容の違いが一般的に認識されていない、第二に相対情報内容を検証する回帰分析が複雑であることがあげられている⁴²⁶。

相対情報内容を調べた実証研究の代表的な例として、Davidson & Mackinnon 検定や Vuong 検定あるいは Siegel & Biddle 検定などをおこなった Dechow [1994], Biddle et al. [1995] および Biddle et al. [1997] がある。いずれの実証研究を要約すると、キャッシュ・フロー情報よりも利益情報の情報内容は大きいですが、キャッシュ・フロー情報には増分情報内容があり、利益情報を補完する役割を果たしているということになる。

⁴²³ Biddle et al. [1995], p.1.

⁴²⁴ *Ibid.*, p.1.

⁴²⁵ *Ibid.*, p.5.

⁴²⁶ *Ibid.*, p.5.

2-1-3.企業価値の評価誤差

キャッシュ・フロー情報と利益情報の有用性を比較するために、各々の情報に基づく企業評価モデルを設けて評価誤差を分析した実証研究がある。研究内容は、①各々のモデルに従い企業価値を推定する、②株価は企業価値を反映すると想定し、企業価値の推定値と株価を比較して評価誤差を算定する、③評価誤差がゼロに近いモデルほど企業価値を正しく推定したことになり、モデルを用いた情報は証券投資意思決定において相対的に有用であると判断するものである。

日本企業をサンプルとして分析している実証研究に藤井・山本 [1999] がある。彼らは日本企業 317 社をサンプルにして、オールソンモデルおよびキャッシュ・フロー割引モデルで企業価値を推定し、企業価値が独立変数で株価を従属変数にした回帰分析をおこなっており、結果としてオールソンモデルによる企業価値を用いた回帰式の修正済み決定係数は 0.4 から 0.8 前後であるのに対して、キャッシュ・フロー割引モデルによる企業価値を適用した回帰式の修正済み決定係数は 0.1 から 0.6 前後であった。すべての調査年度（14 年）において、オールソンモデルはキャッシュ・フロー割引モデルよりも高い株価説明力を持つことになり、企業評価モデルとして優れていることが明らかとなっている。

2-1-4.キャッシュ・フロー情報の意義

日米の実証研究を検討した結果としては、キャッシュ・フロー情報と利益情報には増分情報内容があり、利益情報の情報内容が相対的に大きく、利益に依拠した企業価値の評価誤差は相対的に小さいということが判明した。

証券投資意思決定においてキャッシュ・フロー情報は、一般に利益情報を補完する役割を果たすと考えられるが、キャッシュ・フロー情報は状況に応じて利益情報を凌ぐ役割を持つことがある。したがって、適切な証券投資意思決定と効率的な会計基準設定をおこなうには、状況を識別する必要がある。

Cheng et al. [1996] は米国企業を分析し、利益の持続性がなくなるにつれて、利益の増分情報内容は減少し、営業活動によるキャッシュ・フローの増分情報内容が増えることを示している。Charitou et al. [2000] は日本企業を分析し、利益が持続しない場合には、キャッシュ・フローの方が証券市場でより大きな役割を果たし、利益の情報内容は少なくなるという結果を得ている。

3.リサーチ・デザイン

3-1.先行実証研究の内容

キャッシュ・フロー情報と会計利益情報とは、異なる内容をもった情報であるかどうかを検証することに焦点を合わせた研究として、Bowen et al.⁴²⁷ , Arnord et al.⁴²⁸ および黒川・高橋⁴²⁹がある。Bowen と Arnord の研究は、キャッシュ・フロー情報と発生主義会計情報との間の関連性の強弱を数値化することによって、各々が異なる内容の情報であるかどうかを検証しようとしたものである。黒川・高橋の研究は産業効果モデルによって推定した残差リターンに基づく累積平均残差 CAR を計算し、決算発表された会計情報が好材料であるか、悪材料であるかによって、決算発表前後で CAR の動きが異なるか否かを検証したものである。

Bowen et al. はアメリカ企業を分析対象にしている。キャッシュ・フローと会計利益の間には有意な相関関係がなく、両社は異なる情報であるということと、さらに、営業キャッシュ・フローや資金フローの代理変数として多くの研究で用いられてきた「会計利益+減価償却費」や「営業活動に関連する運転資本のフロー」がキャッシュ・フローとは異質の情報であり、むしろ会計利益と高い相関関係をもった情報であることを明らかにしている。実証結果は、減価償却費や売上債権・仕入債務の増減額等というキャッシュ・フローから会計利益へ転換される中間的な過程で生み出される情報が、キャッシュ・フローとは異なる情報となっていることを示している。キャッシュ・フローがもつ情報の特質はイギリス企業を分析対象とした Arnord et al. の研究でも裏付けられている。キャッシュ・フローには会計利益等の発生主義会計情報には含まれていないある種の情報が存在しており、発生主義会計を通じてキャッシュ・フローが変換される過程で当該情報が消滅していることを示唆している。

黒川・高橋は SEC 基準を導入する日本企業 29 社を分析対象としている。検証では、累積平均残差 (CAR : Cumulative Average Residual) の動向により株価反応への影響を分析している。結果として、会計情報は株価反応に対する情報内容に富んでおり、アナウンスメント効果があるとし、企業の実態を適切に示す業績指標であるとしている。ただし、企業の実態は会計情報とは別の情報として、期中において市場に滲みだしていると結論づけている。キャッシュ・フロー情報と株価反応では、CFO にはほとんど追加情報内容はなく、

⁴²⁷ Bowen [1986]

⁴²⁸ Arnord [1991]

⁴²⁹ 黒川・高橋 [1992]

CFI と CFF には利益情報に追加する情報内容があるとしている。具体的には、期中の投資活動および財務活動の活発・不活発の情報が既に市場に流布されており、CFI および CFF が増加すると CAR 上昇という形で期中の株価動向に反映される。CFI と CFF には、会計利益情報に追加する情報があると推定されることから、SEC 基準においてキャッシュ・フロー情報の公表を義務づけていることは、大きな意味があるとしている。

図表 7-1 キャッシュ・フロー情報に関する先行実証研究

Bowen, Burgstahler and Daley [1986]	
検証目的	CF と発生主義会計情報の類似性・異質性
サンプルと分析期間	324 社 / 1971-81 年
分析項目	純利益, 純利益+減価償却費, 運転資本フロー, 営業 CF, 営業 CF+投資 CF, 資金残高
分析方法	相関係数の検定
Arnold, Clubb, Manson and Wearing [1991]	
検証目的	CF と発生主義会計情報の類似性・異質性
サンプルと分析期間	171 社 / 1965-84 年
分析項目	純利益, 純利益+減価償却費±繰延税金の変動, 前項目±有価証券の変動, 営業 CF, 営業 CF+投資 CF, 資金残高, 財務 CF
分析方法	相関係数の検定
黒川行治・高橋正子 [1992]	
検証目的	会計利益情報と CF の有用性
サンプルと分析期間	SEC 基準 29 社 / 1978-1990 年
分析項目	連結利益, 個別利益, 連結営業キャッシュ, 個別営業キャッシュ, 連結投資キャッシュ, 個別投資キャッシュ, 連結財務キャッシュ, 個別財務キャッシュ
分析方法	会計利益情報と CAR (株価) の動向

(著者作成)

3-2. 検証目的

本検証を実施する目的を明確にしておくこと、次のとおりである。

- (1) 序章において詳述したように、当該財務表情報は外部の利害関係者の意思決定を

支援するために活用されるものであること。

(2) 当該意思決定者においては、会計情報の活用には十分精通していないものを対象とすること。

(3) 高度かつ専門的分析ではなく、簡易的分析により、当該財務表情報を活用できることの有用性を確認すること。

上記三点を考慮した場合の実証分析は、説明変数と被説明変数において情報内容を分解したり、会計情報以外の要因によって相関係数が変動する場合を考慮せず、何ら加工をおこなわない会計情報の実数値を利用する簡易的な分析である。本検証では、簡易分析による情報の有用性を確認するため、会計データは公表された会計利益情報で加工しない実数値を使用する。また、株価データとして用いるのは変動要因を除去しない市場相場の実数値を使用することとしたい。

3-3.検証手順とサンプル・データ定義

検証の前提にある要件は次のとおりである。キャッシュ・フロー計算書における活動別キャッシュ・フローには、企業の経営戦略による結果があらわされる。CFOは過去の企業の主たる活動である営業活動から生み出されたキャッシュ・フローを測定した経営成果指標である。CFIは企業が将来に利益やキャッシュ・フローを生み出すことを企図して過去におこなった投資額あるいは投資の回収額を測定したものであり、企業の投資戦略に関する経営者の意思決定の結果である。CFFは企業がにおこなった資金調達額あるいは返済額を測定したものであり、内容には経営者の資金調達戦略が反映されている。証券市場において資金需要者である企業が、資金提供者である証券投資者に対して提供する有力な情報媒体の一つとして機能することが期待される。したがって、活動別キャッシュ・フローは証券投資者がおこなう意思決定にどのような影響を与えるかを検証することは、キャッシュ・フロー計算書の情報提供機能を検討するうえで重要であると考えられる。

検証において、会計利益と比較してキャッシュ・フローの時系列データにどのような特徴があるかについて明確にするため、検証手順およびサンプルとデータに関して整理してみる。

3-3-1.検証手順

分析内容は、キャッシュ・フロー情報と会計利益情報の相関関係およびキャッシュ・フ

ロー情報と株価との相関関係を検証する。キャッシュ・フロー情報と会計利益情報を利用する証券投資意思決定者がとる行動は、結果として当該企業の株価に反映し企業価値を形成すると仮定する。

分析対象企業は、2006年度決算時点においてSEC基準により財務諸表を作成している日本企業38社（以下、「SEC基準提出会社」と記す）とした。当該企業を選択した理由は次のとおりである。SEC基準提出会社は、日本を代表する企業群であり、かつ市場流動性の高い銘柄であり、売買高、売買代金、時価総額の3基準からも有力企業とみなされている。当該企業群に対する証券投資者の関心は高く、株式市場に与える影響は大きいと考えられる。株価指数を構成する企業の株価は、選定基準から投機的な株式売買である攪乱要因の影響を受ける程度が相対的に低いと考えられるため、会計情報の期待外部分と異常投資収益率の関連性を検証しやすいと推定される。

会計利益情報とキャッシュ・フロー情報の比較のためには、連結会計利益情報と連結キャッシュ・フロー計算書の情報を扱わなければならない。わが国固有の会計基準ではキャッシュ・フロー情報が開示されないため、SEC基準により有価証券報告書を提出する日本企業をサンプルに選ぶ必要性が生じた。

SEC基準提出会社を対象とする検証は、キャッシュ・フロー情報と会計利益情報の比較を検証の目的としているが、2001年にIASBの原則書案により提案されている包括利益に関しても、キャッシュ・フローと比較対象にしたいことにより、包括利益の表示を強いているSEC基準での財務諸表を提出している日本の企業群を分析の対象としなければならない。分析対象企業の業種別企業数は図表7-2のとおりである。

図表 7-2 業種別分析対象企業数

輸送用機器	2
電気機器	17
繊維製品	1
食料品	1
情報・通信	4
証券業	1
機械	3
化学	1
卸売業	5
その他金融業	1
全業種	36

注：証券取引所の定める新業種分類（33業種）をもとにしている。

（出典：日経業種分類より作成）

3-3-2. サンプル・データ定義

(1) 分析対象企業の企業年度データは、次の要件を満たしたものをサンプルとした。

- ① 会計期間が1年であること。
- ② 連結キャッシュ・フロー情報を入手するために、米国市場で株式を上場したり資金調達のために SEC 基準で連結財務諸表の作成をおこなっている企業であること。
- ③ 分析対象期間である 2001 年度決算から 2005 年度決算の 5 期間分の財務諸表を作成し提出していること。
- ④ 決算期の変更がなく、会計数値の対前年度比較が可能であること。
- ⑤ 連結財務諸表に記載されている会計データが、日本経済新聞社『日経 NEEDS 財務データ』から入手可能であること。
- ⑥ 各年度 3 月末の株価データが、東洋経済新報社『株価 CD ROM』および日本経済新聞から入手可能であること。
- ⑦ 分析に必要なデータの測定期間中に継続して SEC 基準を導入していること。
- ⑧ 合併・買収などの理由により当該企業的一方が消滅していないこと。

上記要件を満たさない 2 社(インターネットイニシアティブおよびジュピターテレコム)は、両社ともに 2005 年度決算期より SEC 基準を導入し提出しているため、5 期間分の財務データがないことにより分析対象から除いた(分析対象企業 36 社)。

(2) データの定義

① 会計データ

先行研究における会計データについては、何らかの会計情報が公表されたとき株価に影響を与えるのは、公表された数値のうち事前に予想されていなかった部分として期待外の部分だけとしている。キャッシュ・フロー計算書の数値と株価連動との関連性を考察するに際して、当該情報項目のうちに事前に予想されていなかった部分を見積もる必要がある。通常の検証では、ランダム・ウォーク・モデル等を仮定して、前年度の実績値を当年度の期待値とし、対前年変化分をもって期待外の部分とする。ただし、単純に前年度からの変化額や変化率を期待外の部分として定義すると、サンプルによっては極端に大きな値をとるケースがある。

本検証では特にサンプル数が少ないため、極端な値が分析結果に悪影響を及ぼす可能性

が高いと考えられる。本来であれば、すべての値を比率の形に直して用いることが良いと考えられる。当期純利益については、期中平均の純資産額（（期首純資産額＋期末純資産額）÷2）で除した比率（自己資本利益率：rate of return on equity: ROE）を算定し、キャッシュ・フロー数値および発生主義修正項目については、期中平均の総資産額（（期首総資産額＋期末総資産額）÷2）で除した比率（総資本利益率：rate of return on asset: ROA）を算定し、両比率の対前年度変化分をもって会計数値の期待外部分としなければならない。

図表 7-3 先行研究の分析構造

被説明変数	説明変数
株価変化	会計利益
(株式投資利回りの変化)	(会計情報)
期待リターン	期待利益
残差リターン	期待外利益

(出典：黒川・高橋 [1992], p.44 より作成)

② 株価データ

株価変動に影響を与える要因には、市場の全証券に影響を与える一般経済情報と、ある企業のみに影響を与える個別企業情報とがある。キャッシュ・フロー計算書の情報は、いうまでもなく個別企業情報であるから、株価変動のなかから一般経済情報を反映した部分を除去する必要がある。通常の検証では、株式投資利回りの主たる要因である株価変化と会計情報とを直接関連づけることはできない。なぜなら、会計情報以外の情報によっても株価が変動するためである。変動要因の除去のために、説明変数である投資利回りを期待リターンと期待外の残差リターンに分解しなければならない。黒川・高橋がおこなった検証では、期中において当該企業に関する情報が会計利益情報とは別の情報によって市場に流布されており、株価は企業の将来実態を先取りして変動しているという結果がある⁴³⁰。

⁴³⁰ 高橋・黒川 [1992], p.46.

図表 7-4 キャッシュ・フローと会計利益との相関関係に関する分析結果 1

SEC基準提出会社		会計利益との相関係数(p)				
		p(1)	p(2)	p(3)	p(4)	p(5)
輸送用機器	トヨタ自動車	0.981	-0.315	-0.023	-0.607	-0.617
	ホンダ	-0.941	-0.601	-0.404	0.374	0.734
電気機器	キヤノン	0.956	0.770	0.586	0.581	0.632
	ソニー	-0.719	-0.520	-0.662	-0.420	-0.998
	松下電器産業	0.738	0.394	0.125	0.766	0.336
	日立製作所	0.730	0.917	0.897	-0.252	0.408
	東芝	0.815	0.908	0.847	0.959	0.838
	三菱電機	0.852	-0.180	0.130	0.735	0.563
	京セラ	-0.295	-0.133	0.114	-0.384	-0.258
	村田製作所	-0.316	0.745	0.457	0.602	0.247
	リコー	0.513	-0.734	-0.386	0.409	0.194
	TDK	0.835	0.999	0.036	1.000	0.004
	NEC	0.881	0.118	0.392	0.600	0.510
	日本電産	0.924	0.924	1.000	0.517	1.000
	アドバンテスト	0.892	0.953	0.935	0.900	0.899
	オムロン	-0.273	-0.105	-0.370	0.627	0.420
	NECエレクトロニクス	0.956	0.984	0.989	0.744	0.744
	三洋電機	0.882	-0.188	-0.265	0.088	0.132
	パイオニア	0.093	0.289	0.070	-0.133	-0.487
繊維製品	ワコールホールディングス	0.182	0.031	0.817	-0.499	0.515
食料品	日本ハム	0.808	0.011	-0.985	0.359	-0.736
情報・通信	NTTドコモ	-0.631	-0.936	-0.901	-0.126	-0.037
	日本電信電話	0.592	-0.849	0.953	0.937	0.966
	コナミ	0.625	-0.135	-0.916	0.393	-0.607
	トレンドマイクロ	0.838	0.906	0.791	0.791	0.706
証券業	野村ホールディングス	-0.464	0.859	0.745	-0.220	-0.189
機械	コマツ	0.792	-0.389	-0.546	0.381	0.398
	クボタ	0.455	-0.019	0.411	-0.823	-0.340
	マキタ	-0.143	0.713	0.693	0.788	0.721
化学	富士フィルムホールディングス	0.101	-0.220	-0.721	-0.281	-0.680
卸売業	三菱商事	0.591	-0.064	0.661	-0.007	-0.399
	三井物産	0.598	-0.223	-0.396	-0.948	-0.956
	住友商事	-0.921	0.246	0.989	-0.729	-0.693
	伊藤忠商事	-0.145	-0.358	-0.113	-0.301	-0.085
	丸紅	-0.533	-0.900	-0.930	-0.488	-0.883
その他金融業	オリックス	-0.772	0.971	0.990	-0.973	-0.980

(出典：各企業の有価証券報告書より作成)

図表 7-5 キャッシュ・フローと会計利益との相関関係に関する分析結果 2

SEC基準提出会社		会計利益との相関係数(ρ^2)				
		$\rho^2(1)$	$\rho^2(2)$	$\rho^2(3)$	$\rho^2(4)$	$\rho^2(5)$
輸送用機器	トヨタ自動車	0.962	0.099	0.001	0.369	0.381
	ホンダ	0.885	0.361	0.164	0.140	0.539
電気機器	キヤノン	0.915	0.593	0.343	0.338	0.400
	ソニー	0.517	0.271	0.438	0.176	0.995
	松下電器産業	0.544	0.155	0.016	0.586	0.113
	日立製作所	0.532	0.841	0.805	0.064	0.166
	東芝	0.664	0.824	0.717	0.920	0.702
	三菱電機	0.727	0.032	0.017	0.540	0.317
	京セラ	0.087	0.018	0.013	0.147	0.066
	村田製作所	0.100	0.555	0.209	0.362	0.061
	リコー	0.263	0.539	0.149	0.168	0.038
	TDK	0.697	0.999	0.001	0.999	0.000
	NEC	0.775	0.014	0.154	0.361	0.260
	日本電産	0.853	0.015	1.000	0.267	1.000
	アドバンテスト	0.795	0.909	0.875	0.810	0.808
	オムロン	0.075	0.011	0.137	0.393	0.176
	NECエレクトロニクス	0.913	0.968	0.978	0.553	0.585
	三洋電機	0.777	0.035	0.070	0.008	0.017
	パイオニア	0.009	0.084	0.005	0.018	0.237
繊維製品	ワコールホールディングス	0.033	0.001	0.667	0.249	0.266
食料品	日本ハム	0.653	0.000	0.971	0.129	0.542
情報・通信	NTTドコモ	0.398	0.876	0.812	0.016	0.001
	日本電信電話	0.351	0.722	0.145	0.879	0.933
	コナミ	0.390	0.018	0.839	0.154	0.369
	トレンドマイクロ	0.702	0.907	0.821	0.625	0.499
証券業	野村ホールディングス	0.215	0.738	0.555	0.048	0.036
機械	コマツ	0.627	0.151	0.298	0.145	0.158
	クボタ	0.207	0.000	0.169	0.677	0.116
	マキタ	0.020	0.508	0.480	0.620	0.520
化学	富士フィルムホールディングス	0.010	0.048	0.519	0.079	0.462
卸売業	三菱商事	0.349	0.004	0.437	0.000	0.159
	三井物産	0.358	0.050	0.156	0.899	0.915
	住友商事	0.848	0.060	0.009	0.531	0.480
	伊藤忠商事	0.021	0.128	0.013	0.091	0.007
	丸紅	0.284	0.811	0.865	0.238	0.780
その他金融業	オリックス	0.596	0.942	0.980	0.947	0.961

(出典：各企業の有価証券報告書より作成)

4. キャッシュ・フロー情報の実証結果

4-1. キャッシュ・フロー情報と会計利益の比較

はじめに、会計利益と比較してキャッシュ・フローの時系列データはどのような特徴がみられるかを検証する。分析対象企業は SEC 基準提出会社 36 社（38 社から 2 社を除く）すべてのキャッシュ・フロー情報と会計利益情報の時系列を（1）営業キャッシュ・フローと営業利益，（2）ネット・キャッシュ・フローと当期純利益，（3）ネット・キャッシュ・フローと包括利益，（4）フリー・キャッシュ・フローと当期純利益，（5）フリー・キャッシュ・フローと包括利益の組み合わせでプロットし、時系列の特徴を観察した。判明した特徴は以下のとおりである。

- ① キャッシュ・フローと会計利益のデータを（1）および（4）の組み合わせで観察した場合に、キャッシュ・フローと会計利益のプロットの間にはある程度の関連性が確認できる企業が多いことが判明した。しかし、業種によっては関連性の強さに相違がみられる。
- ② （2）（3）（5）の組み合わせでは、キャッシュ・フローと会計利益に関連性が希薄である企業が多い。

いずれのデータにおいても、CFO と営業利益および FCF と当期純利益のプロットが類似している企業が多かったことが観察できた。

図表 7-4 に示されているように、企業ごとのプロットから観察される①および②の関係が成り立つかどうかを検証するために、SEC 基準提出会社ごとに算定した相関係数（ p ）を再検証してみた。全企業のデータを分析する場合、特定企業のデータにより全体の傾向が特徴づけられる可能性もあるため、Bowen et al. および Arnord et al. において使用された分析方法を用いて、分析対象企業ごとに（1）から（5）までの組み合わせで相関係数の自乗（ p^2 ）による検定（5%）をおこない⁴³¹、キャッシュ・フローと会計利益が異なる情報であるかどうかについて検討した。分析結果は図表 7-5 のとおりである。

全体として、（1）の相関係数が比較的に高い数値を示しており、（2）（3）が極端に低くなっている。（4）は若干高くなるが（5）は（2）（3）同様に低い値となっている。企業の本業である営業活動での収入・支出計算と収益・費用計算との間には、ある程度の関連性があると推測されるが、企業の経常活動および臨時的または特別な活動を含めたレベルで

⁴³¹ 相関係数の検定方法に準じて帰無仮説 $H_0 : p^2 = 0$ が 5%水準で棄却されるか否かによって、キャッシュ・フローと会計利益の間に有意な相関があるかどうかを判定している。

は、キャッシュ・フローと会計利益の乖離が大きくなることを示唆している。

相関係数の検定をおこなった分析結果からも、同様に (1) 以外はすべて低い傾向にある。しかし、(1) には有意な相関がみられた企業が多くあり、 p^2 の平均 (0.525) も 5% 水準で帰無仮説が却下される臨界値 (0.331) より高いことから、営業活動や経常的な活動から発生する収入・支出と収益・費用の間には、関連性のある企業が比較的が多いといえる。(2) については、相関が有意ではなかった企業が多く p^2 の平均 (0.153) と非常に低くなっており、ネット・キャッシュ・フローと当期純利益の間には関連性が低く、両者は明らかに異なる情報とみなしうることを示している。

相関係数を業種別に見てみると、(1) は卸売業および証券業を除く業種において、ある程度の相関関係が確認できる。(2) (4) (5) では情報・通信には強い相関関係がみられるものの、全体として相関はあまり強くない。(3) についてはほとんどの業種で著しく相関関係が低くなっており、両者の間には関連性はあるとはいえない。同業種のなかでも相関が強いものと低いものがあり、当該理由を推察することは、企業のライフサイクルなどを含めた複合的な検証が必要になる。

以上の分析結果からは、発生主義の影響を受ける度合いが強い会計利益になるほど、対応するキャッシュ・フローは会計利益と乖離する傾向があることが明らかとなった。同様に、IASB の提唱する包括利益は、会計利益のなかでキャッシュ・フローとの相関がある程度強いことも明確となった。損益計算書で算出される各利益は、最終値である当期純利益に近くなる会計利益ほど、より多くの発生項目によって構成される。そのため、理論上では営業利益、経常利益、当期純利益という順序で、各々に対応するキャッシュ・フローとの間に生じる不一致が大きくなる可能性が高い。しかし、経常利益については、対応するキャッシュ・フロー情報との比較分析はおこなわなかった。分析結果からは、発生主義の影響を受ける度合いが強くなるにつれて、キャッシュ・フローに含まれていた「何らかのある種の情報」が消滅していることを示唆している。

4-2. キャッシュ・フロー情報と株価の比較

株価と比較してキャッシュ・フローの時系列データは、どのような特徴がみられるかを検証した。証券投資意思決定者の意思表示は、当該企業の株価に反映し企業価値を形成するものと仮定しているため、キャッシュ・フロー情報を構成する CFO, CFI, CFF, NCF, FCF のいずれの情報もが株価との相関があるのかについて観察をおこなった。分析結果は図

表 7-6 および図表 7-7 に示しており、判明した特徴は次のとおりとなった。

- ① 本業での力をあらわす CFO はキャッシュ・フロー情報を構成するもののなかで最低値を示しており、理論上での有用性とは異なる特徴となった。
- ② 同様に CFI を除く他の情報構成要素も数値は低調であり、相関は見い出せない。
- ③ 唯一、CFI と株価との相関が認められ、検定においても臨界値を上回り、有意な相関が認められる。

上記の特徴は、キャッシュ・フロー情報に関する概念上の想定と異質である。元来、CFO は企業の本業である営業活動を基にして生み出されるキャッシュ・フローをあらわすはずであるが、キャッシュ・フロー情報の構成要素のなかで、最も低い値で相関がみられない結果となった。CFO の現行の算出過程において、営業活動以外の要素、たとえば、受取利息・配当金、支払利息および法人税等などが含まれることに問題があるように思われる。CFO には営業活動にともなう損益の対象となった取引にかかわるものと、営業活動にかかわる債権債務から生じるもの以外に、投資活動および財務活動以外の取引にかかわるものが含まれていることが要因と考えられる。

CFI が株価との相関が認められる要因として、企業が将来に向けた成長のための投資をおこなっているかどうか重要になると推測できる。将来のキャッシュ・フロー獲得のために利益を効率的に再投資しているとみなされる企業は、投資意思決定者においては評価が高くなり、結果として株価に反映されると考えられる。

業種別に観察してみると、CFI に関する検定の中央値が電気機器および輸送用機器において各々0.541 と 0.503 となり、他の業種の値より高いものとなった。結果は、業種の特徴が投資先行を優先させなければならないというハード製造企業の経営形態と、業界全体として安定期のライフサイクルにあるといえるため、利益を原資として設備等の投資に投下できることが要因と思われる。

図表 7-8 は大手格付け機関 2 社（ムーディーズ・ジャパン社およびスタンダード&プアーズ社）による評価と株式時価総額である。CFI と株価の相関が強いといえる企業は格付けにおいても該当する企業の多くは高評価を得ており、推察を裏付ける内容となっている。投資を優先した経営をおこなう電気機器および輸送用機器の業種に関しては、投資意思決定者はライフサイクルの概念から安定期にあり、当該企業の評価をおこない易いため、高評価につながっていると考える。時価総額が高数値を示す多くの企業においても格付けにおいて高評価となる傾向がある。

図表 7-6 キャッシュ・フローと株価との相関関係に関する分析結果 1

SEC基準提出会社		株価との相関係数(ρ)				
		CFO	CFI	CFF	NCF	FCF
輸送用機器	トヨタ自動車	0.466	-0.653	0.973	-0.102	-0.841
	ホンダ	-0.947	0.762	-0.697	-0.690	0.308
電気機器	キャノン	0.740	-0.828	0.694	0.462	0.211
	ソニー	0.431	0.486	-0.574	0.095	0.491
	松下電器産業	-0.299	0.790	0.076	0.585	0.296
	日立製作所	-0.715	0.394	-0.772	-0.992	0.041
	東芝	0.016	-0.843	0.237	-0.773	-0.421
	三菱電機	0.357	-0.735	0.434	0.769	-0.094
	京セラ	0.451	-0.194	0.394	0.277	0.095
	村田製作所	0.096	-0.907	0.567	-0.791	-0.818
	リコー	-0.608	0.247	0.927	0.918	-0.491
	TDK	-0.243	0.623	0.888	-0.685	-0.705
	NEC	-0.554	-0.592	0.656	-0.086	-0.660
	日本電産	0.600	-0.905	0.204	0.127	-0.228
	アドバンテスト	0.140	-0.419	0.262	0.519	0.123
	オムロン	0.257	-0.809	-0.836	-0.661	0.039
	NECエレクトロニクス	0.926	-0.709	0.971	1.000	0.861
	三洋電機	0.825	-0.938	-0.038	-0.227	-0.169
	パイオニア	-0.370	-0.477	0.508	-0.062	-0.432
繊維製品	ワコールホールディングス	-0.732	0.106	0.673	-0.068	-0.524
食料品	日本ハム	0.230	-0.507	0.646	0.400	-0.002
情報・通信	NTTドコモ	0.404	-0.191	0.600	0.871	0.568
	日本電信電話	-0.571	-0.816	0.887	0.856	-0.831
	コナミ	0.932	0.468	0.439	0.766	0.925
	トレンドマイクロ	0.928	-0.910	0.962	0.997	0.964
証券業	野村ホールディングス	0.167	-0.304	-0.116	-0.020	0.118
機械	コマツ	0.665	-0.906	-0.596	-0.823	0.167
	クボタ	0.804	-0.482	0.457	0.466	-0.208
	マキタ	-0.065	0.705	-0.569	0.774	0.821
化学	富士フィルムホールディングス	-0.308	-0.316	0.796	-0.177	-0.316
卸売業	三菱商事	0.623	-0.705	-0.116	0.047	0.327
	三井物産	0.347	-0.874	0.459	-0.381	-0.961
	住友商事	-0.819	-0.644	0.900	0.112	-0.811
	伊藤忠商事	0.058	-0.331	0.344	-0.182	-0.263
	丸紅	-0.932	-0.980	0.861	-0.761	-0.981
その他金融業	オリックス	-0.457	-0.880	0.873	0.873	-0.865

(出典：各企業の有価証券報告書より作成)

図表 7-7 キャッシュ・フローと株価との相関関係に関する分析結果 2

SEC基準提出会社		株価との相関係数(ρ^2)				
		CFO	CFI	CFF	NCF	FCF
輸送用機器	トヨタ自動車	0.217	0.426	0.946	0.010	0.707
	ホンダ	0.896	0.580	0.486	0.476	0.095
電気機器	キヤノン	0.548	0.686	0.481	0.214	0.045
	ソニー	0.186	0.236	0.330	0.009	0.241
	松下電器産業	0.090	0.625	0.006	0.006	0.087
	日立製作所	0.511	0.155	0.596	0.983	0.002
	東芝	0.000	0.711	0.056	0.598	0.177
	三菱電機	0.128	0.541	0.189	0.592	0.009
	京セラ	0.203	0.038	0.155	0.077	0.009
	村田製作所	0.009	0.822	0.321	0.626	0.670
	リコー	0.369	0.061	0.859	0.842	0.241
	TDK	0.059	0.793	0.033	0.469	0.497
	NEC	0.307	0.351	0.431	0.007	0.436
	日本電産	0.360	0.819	0.042	0.016	0.052
	アドバンテスト	0.020	0.175	0.175	0.269	0.015
	オムロン	0.066	0.655	0.700	0.437	0.001
	NECエレクトロニクス	0.858	0.503	0.943	1.000	0.741
	三洋電機	0.681	0.880	0.001	0.052	0.028
パイオニア	0.137	0.228	0.258	0.004	0.186	
繊維製品	ワコールホールディングス	0.536	0.011	0.453	0.005	0.275
食料品	日本ハム	0.053	0.257	0.417	0.160	0.000
情報・通信	NTTドコモ	0.164	0.036	0.360	0.759	0.323
	日本電信電話	0.327	0.666	0.787	0.733	0.690
	コナミ	0.868	0.219	0.193	0.587	0.855
	トレンドマイクロ	0.861	0.827	0.925	0.994	0.929
証券業	野村ホールディングス	0.028	0.092	0.013	0.000	0.014
機械	コマツ	0.442	0.820	0.355	0.678	0.028
	クボタ	0.646	0.233	0.209	0.218	0.043
	マキタ	0.004	0.497	0.324	0.599	0.675
化学	富士フィルムホールディングス	0.095	0.100	0.634	0.031	0.100
卸売業	三菱商事	0.068	0.497	0.013	0.002	0.107
	三井物産	0.121	0.765	0.210	0.145	0.923
	住友商事	0.670	0.415	0.810	0.013	0.658
	伊藤忠商事	0.003	0.110	0.119	0.033	0.069
	丸紅	0.869	0.961	0.741	0.579	0.962
その他金融業	オリックス	0.209	0.774	0.763	0.762	0.762

(出典：各企業の有価証券報告書より作成)

図表 7-8 格付け評価と株式時価総額

SEC基準提出会社	格付け		時価総額	
	M社	S&P社		
輸送用機器	トヨタ自動車	Aaa	AAA	28,157,980
	ホンダ	Aa3	AA	7,706,279
電気機器	キヤノン	Aa2	AA+	8,720,736
	ソニー	A1	AA-	6,193,888
	松下電器産業	Aa1	AA+	5,985,451
	日立製作所	A0	AA-	2,960,583
	東芝	A2	A	2,562,346
	三菱電機	A2	A+	2,550,875
	京セラ	Aa2	—	2,117,794
	村田製作所	—	AA	1,957,541
	リコー	A1	AA	1,947,945
	TDK	A0	—	1,350,543
	NEC	Baa1	A	1,266,443
	日本電産	—	A	1,142,122
	アドバンテスト	A1	A+	1,109,591
	オムロン	A0	AA-	814,627
	NECエレクトロニクス	—	A-	358,150
	三洋電機	Baa2	BBB	348,255
	パイオニア	Baa1	BBB+	281,620
繊維製品	ワコールホールディングス	—	—	216,025
食料品	日本ハム	Baa1	A-	319,595
情報・通信	NTTドコモ	Aa1	AA-	10,064,150
	日本電信電話	—	AA-	9,460,467
	コナミ	—	A-	436,410
	トレンドマイクロ	—	—	421,706
証券業	野村ホールディングス	A2	AA-	4,983,607
機械	コマツ	A1	A+	2,506,848
	クボタ	—	A+	1,453,254
	マキタ	—	A+	617,798
化学	富士フィルムホールディングス	Aa2	AA	2,485,642
卸売業	三菱商事	A2	AA-	4,704,569
	三井物産	A2	AA-	3,786,415
	住友商事	A2	A+	2,663,784
	伊藤忠商事	Baa1	A-	1,798,850
	丸紅	Baa3	BBB+	1,235,426
その他金融業	オリックス	Baa1	A-	2,908,845

(出典：格付け機関公表資料より作成)

図表 7-9 CFO と会計上 CF とのギャップ

(単位：百万円)

SEC基準提出会社		①	②	③	④	⑤
		会計上のCF	CFO	CFギャップ	比率	当期純利益
				②-①	②/①	
輸送用機器	トヨタ自動車	10,100,069	9,258,064	-842,005	0.92	5,266,033
	ホンダ	3,454,177	3,410,145	-44,032	0.99	2,336,937
電気機器	キヤノン	2,281,265	2,387,558	106,293	1.05	1,361,468
	ソニー	2,334,831	3,270,874	936,043	1.40	507,794
	松下電器産業	1,381,807	2,304,293	922,486	1.67	-195,427
	日立製作所	1,970,717	2,992,158	1,021,441	1.52	-351,278
	東芝	1,249,022	1,550,389	301,367	1.24	-82,462
	三菱電機	911,224	1,089,170	177,946	1.20	121,911
	京セラ	629,980	680,858	50,878	1.08	256,808
	村田製作所	438,561	487,661	49,100	1.11	228,032
	リコー	796,055	755,440	-40,615	0.95	406,093
	TDK	931,333	444,933	-486,400	0.48	91,765
	NEC	767,338	1,155,654	388,316	1.51	-222,976
	日本電産	191,480	192,481	1,001	1.01	98,798
	アドバンテスト	120,617	182,989	62,372	1.52	83,787
	オムロン	227,862	269,003	41,141	1.18	77,488
	NECエレクトロニクス	148,046	299,364	151,318	2.02	-54,101
	三洋電機	193,493	352,066	158,573	1.82	-423,749
パイオニア	162,812	297,272	134,460	1.83	-44,812	
繊維製品	ワコールホールディングス	36,724	24,476	-12,248	0.67	20,394
食料品	日本ハム	167,319	127,928	-39,391	0.76	45,574
情報・通信	NTTドコモ	5,791,945	6,087,379	295,434	1.05	2,220,543
	日本電信電話	12,649,700	14,416,397	1,766,697	1.14	1,273,915
	コナミ	75,082	113,676	38,594	1.51	25,079
	トレンドマイクロ	52,790,999	61,211,924	8,420,925	1.16	43,794,822
証券業	野村ホールディングス	969,360	-3,006,567	-3,975,927	-3.10	794,058
機械	コマツ	465,984	483,344	17,360	1.04	122,651
	クボタ	370,884	372,513	1,629	1.00	212,161
	マキタ	115,854	118,187	2,333	1.02	77,094
化学	富士フイルムホールディングス	1,277,217	1,370,962	93,745	1.07	333,743
卸売業	三菱商事	210,866	2,992,158	2,781,292	14.19	-351,278
	三井物産	798,428	632,404	-166,024	0.79	478,441
	住友商事	745,421	117,935	-627,486	0.16	353,068
	伊藤忠商事	435,228	881,897	446,669	2.03	241,263
	丸紅	389,527	902,036	512,509	2.32	63,507
その他金融業	オリックス	850,553	625,432	-225,121	0.74	342,147

(出典：各年度の有価証券報告書より作成)

図表 7-10 当期純利益と減価償却費の比率分析

SEC基準提出会社		①	②	②/①
		当期純利益	減価償却費	
輸送用機器	トヨタ自動車	5,266,033	4,834,036	0.92
	ホンダ	2,336,937	1,117,240	0.48
電気機器	キヤノン	1,361,468	919,797	0.68
	ソニー	507,794	1,827,037	3.60
	松下電器産業	-195,427	1,577,234	8.07
	日立製作所	-351,278	2,321,995	6.61
	東芝	-82,462	1,331,484	16.15
	三菱電機	121,911	789,313	6.47
	京セラ	256,808	373,172	1.45
	村田製作所	228,032	210,529	0.92
	リコー	406,093	389,962	0.96
	TDK	91,765	839,568	9.15
	NEC	-222,976	990,314	4.44
	日本電産	98,798	92,682	0.94
	アドバンテスト	83,787	36,830	0.44
	オムロン	77,488	150,374	1.94
	NECエレクトロニクス	-54,101	202,147	3.74
	三洋電機	-423,749	617,242	1.46
パイオニア	-44,812	207,624	4.63	
繊維製品	フコールホールディングス	20,394	16,330	0.80
食料品	日本ハム	45,574	121,745	2.67
情報・通信	NTTドコモ	2,220,543	3,571,402	1.61
	日本電信電話	1,273,915	11,375,785	8.93
	コナミ	25,079	50,003	1.99
	トレンドマイクロ	43,794,822	8,996,177	0.21
証券業	野村ホールディングス	794,058	175,302	0.22
機械	コマツ	122,651	343,333	2.80
	クボタ	212,161	158,723	0.75
	マキタ	77,094	38,760	0.50
化学	富士フイルムホールディングス	333,743	943,474	2.83
卸売業	三菱商事	-351,278	562,144	1.60
	三井物産	478,441	319,987	0.67
	住友商事	353,068	392,353	1.11
	伊藤忠商事	241,263	193,965	0.80
	丸紅	63,507	326,020	5.13
その他金融業	オリックス	342,147	508,406	1.49

(出典：各年度の有価証券報告書より作成)

キャッシュ・フロー情報と株価の相関関係において、理論上有益な情報と考えられている CFO には株価との相関が弱く、CFI と株価の間に相関が強くあらわれる結果となったことから、CFO の構成内容自体の算定過程において、営業活動を根拠とする以外の要素が混在し、適切に本業の力を示すものになっていないことが明らかとなった。黒川・高橋の研究において、CFI と CFF には会計利益情報に追加する情報があるということが明確になっている⁴³²。既述した彼らの研究は産業効果モデルによって推定した残差リターンに基づく累積平均残差 CAR を計算し、決算発表された会計情報の内容と CAR を分析することにより、キャッシュ・フロー情報の有用性を検証している。被説明変数を期待リターンと残差リターンに分解し、説明変数に関しても期待利益と期待外利益に分解して分析をおこなった結果として、CFI および CFF との株価反応の関係を示している。

本検証においては、簡易的な分析により当該情報の有用性を確認することを前提として、説明変数と被説明変数に関しては、各々の情報以外の要因による株価変動は除外しないものとして分析をおこなった結果、CFI と株価の相関が明確となった。説明変数と被説明変数の分解による先行検証結果と、当該検証結果に共通するものは、CFI には明らかに会計利益情報に追加する情報があるということである。現状では、簡易な分析によっても CFI は株価と相関があるため、投資意思決定者において有用な情報であることが判明した。

4-3. キャッシュ・フロー情報と会計利益とのズレ

第1節の①で取り上げたキャッシュ・フロー情報は、発生主義会計においてキャッシュ・フローの加工プロセスを経て生じたものであり、会計利益とは異なる情報をもたらすという理論上の有用性については立証できた。②で取り上げたキャッシュ・フロー情報は、恣意の介在する余地は少なく信頼性のある情報であるという内容については、既述したカネボウの事例から立証できた。最後に残る③で取り上げたキャッシュ・フロー情報は、発生主義会計に基づく会計利益間の金額、原因および時期的なズレに関する重要な情報を提供するかにして検証をおこなう。

はじめに、再度③についてまとめると、発生主義会計によって測定される稼得利益および包括利益は、いずれも営業活動から得られるキャッシュ・フローとは同一でないため、キャッシュ・フロー計算書は稼得利益および包括利益と現金収支との金額、原因ならびに期間的ズレに関する重要な情報を提供する。一般に情報の利用者は、稼得利益もしくは包

⁴³² 高橋・黒川 [1992]

括利益および関連するキャッシュ・フローとの関係を評価する場合にかかる情報を考慮に入れると考えられている。

そこで、会計上のキャッシュ・フローである「当期純利益+減価償却費」を簡便的に計算上でキャッシュ・フローと呼ばれたものと、営業活動からのキャッシュ・フローとの差額を明確にして検証をおこなう。

図表 7-9 は SEC 基準提出会社の 5 会計期間の会計上 CF と CFO の間のギャップについて示したものである。検証により明らかとなった差額の意味するところは次のことである。CFO が会計上 CF を上回る場合には、本来決算期間に企業へ流入すべき現金が確保されているが、下回る場合には、現金が確保されていないことを示すことになる。SEC 基準提出会社 36 社の 5 会計期間の検証では、全体の平均が 1.44 となっており、CFO が会計上の CF を大幅に上回っている。しかし、極端なマイナスを示している野村ホールディングスと、二桁の値を示している三菱商事を除いた 34 社全体の平均も 1.20 であり、決算期間の企業における現金は確保されていることになる。

次いで、企業別状況を観てみると、5 会計期間で CFO が会計上 CF を上回った企業は 26 社であり、下回った企業は 10 社であった。後者については次のことがいえる。

第一に、下回った企業の CF ギャップ金額のマイナスが、当期純利益のプラスよりも絶対値で大きいケースとして、TDK、野村ホールディングス、住友商事がある。3 社は 5 会計期間の当期利益計上額について資金的な裏付けがない利益を計上していることになる。

第二に、CF ギャップの金額が当期純利益よりも絶対値で小さい 19 社のうち 5 社（アドバンテスト、オムロン、ワコール、日本ハム、オリックス）は、当期純利益計上額の 50% 以上は資金的な裏付けのある利益であるが、14 社（トヨタ自動車、本田技研、キャノン、京セラ、村田製作所、リコー、日本電産、NTT ドコモ、トレンドマイクロ、コマツ、クボタ、マキタ、富士フイルム、三井物産）は、当期純利益の 50% 未満しか資金的な裏付けがない利益となる。

キャッシュ・フロー計算書が導入される以前に使用されてきた「会計上のキャッシュ・フロー」概念は、正味の営業活動からのキャッシュ・フロー概念と必ずしも同額または近似値ではないことが実証できたため、使用による各種の分析時には注意しなければならない。

CF ギャップの生じる主たる要因は、CFO の源泉となる過去の有形固定資産の投資の結果から生じる減価償却費である。図表 7-9 で示している当期純利益と減価償却費の比率を

みると、5会計期間の平均値では0.79というものになっているが、電気機器17社の業種についてみた場合には、平均値が6.93というものになっている。つまり、電気機器および情報・通信などの業種は有形固定資産を多く所有する特殊な業種であり、CFOに多額の減価償却費が含まれることになり、会計上のキャッシュ・フローと正味の営業活動からのキャッシュ・フローとのギャップが大きくなる傾向にあることがわかった。

通常、有価証券報告書における連結損益計算書では減価償却費は表示されない。しかし、連結キャッシュ・フロー計算書においてCFOの計算過程で明示されるため、稼得利益と現金収支との金額、原因および期間的なズレに関する情報を提供しており、証券投資意思決定者が会計情報を利用する際に、キャッシュ・フロー計算書は他の財務表がもたらす利益情報を補完する有益な情報を提供していることになる。

第8章 財務業績報告システムでの役割

IASB は、2001 年に原則書案において、比較可能性を著しく損ねたキャッシュ・フロー情報に対する明快な解決策を示した。企業活動を事業活動、投資活動および財務活動に分類し、業績を利益稼得活動と収支活動から測定するというものであった。公表により、財務収支の分類に関して生じた問題は解決し、キャッシュ・フロー計算書は損益計算書とは異なる視点から、企業の財務業績に関する情報を提供するものとなるべきという方向性を示した。

前章では、キャッシュ・フロー情報には増分情報内容があり、他の財務表による利益情報を補完する役割を果たしていることが実証研究により明確となった。稼得利益と現金収支との金額、原因および期間的なズレに関する情報を提供しており、投資意思決定者が会計情報を利用する際に、キャッシュ・フロー計算書は他の財務表を補完する有益な情報を提供することが明らかとなった。

実証研究の検証結果を受けて、本章では、新たに提唱されている企業の財務業績報告システムにおけるキャッシュ・フロー計算書の必要性について検証する。はじめに、IASB により検討されている業績報告書の内容を考察し、現状での課題を明確にする。次いで、財務会計の基本的な枠組みおよび体系を明らかにし、キャッシュ・フロー計算書に課せられる業績報告書システムでの役割を検討し、将来におけるキャッシュ・フロー計算書の基本財務表としての位置づけをおこないたい。

1. IASB の動向

1-1. IASB の原則書案

既述のとおり 2001 年に IASB は原則書案において、企業が報告すべき業績が検討された⁴³³。同内容では当期利益概念は後退し、かわって資本取引以外のすべての純資産増減額、いわゆる包括利益が財務業績の指標として取り上げられ、業績報告書（performance reporting）によって報告されることが妥当であるとされた。さらに、①損益計算書の再検討に止まらず、キャッシュ・フロー計算書および持分変動計算書（statement of changes in equity）も含めた三つの計算書を再検討する必要があること、②業績報告書とキャッシュ・

⁴³³ IASB [2001]

フロー計算書とはすべて同じ区分を用いること、③直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成を義務づけることなどが議論された。根底には、企業の財務業績の報告、あるいは評価については、インカム・フローとキャッシュ・フローの両面からすべきであるという共通認識があるように思われる。

図表 8-1 包括利益計算書の一般様式

	合計	再測定前利益	再測定
収益	1,000	収益	—
売上原価	-400	原材料費, 労務費	棚卸資産減損
販売費および一般管理費	-250	減価償却費	有形固定資産・無形資産減損
		賃貸料, その他収益	
		引当金繰入額(初期認識)	引当金繰入額(再測定)
		勤務費用	年金数理計算損失
営業利益	350		(キャッシュ・フローの見積り)
処分損益	100	—	処分損益
有形固定資産再評価	150	—	有形固定資産再評価
投資不動産	—	—	投資不動産の公正価値変動
のれん	-100	負ののれん	のれん減損
外貨換算調整勘定	-50	—	外貨換算調整勘定
その他の事業利益	100		
持分法投資損益	50	持分法投資損益	—
貸倒引当金繰入額	-10	—	貸倒引当金繰入額
持分有価証券投資	-60	—	持分有価証券投資のリターン
債券投資	20	受取利息	投資債券の公正価値変動
年金資産	-150	—	年金資産のリターン
金融収益	-150		
事業利益	300		
借入負債利子	-80	支払利息	引当金割引率の変動
年金財務費用	-120	時の経過に伴う割引の戻し	年金債務割引率の変動
財務費用	-200		
税金	-30	—	—
廃止事業	-10	廃止事業関連損益純額	廃止事業関連損益純額
キャッシュ・フロー・ヘッジ	50	—	キャッシュ・フロー・ヘッジ 手段の公正価値の変動
利益	110		

(出典：2003年5月IASBのボード会議配布資料より作成)

その後の議論は、IASB に引き継がれて、業績報告書は認識収益費用計算書 (statement of recognized income and expense) を経て、現在では包括利益計算書 (statement of comprehensive income) と呼ばれるようになってきている。議論の中心は、業績報告におけるインカム・フロー概念である包括利益概念と表示形式であり、当初において議論の中心の一つであったインカム・フローとキャッシュ・フローの両面による業績報告のあり方に関する上記の②と③の検討は後回しとなった。

図表 8-1 は IASB により提案されている包括利益計算書である。一般様式では、最後に包括利益が計算される形となっており、計算過程は、①事業活動 (business activities)、②財務費用 (financing activities)、③税金 (tax)、④廃止事業 (discontinuing activities)、⑤キャッシュ・フロー・ヘッジ (cash flow hedge) に区分され、マトリックス形式が採用されている。マトリックス形式では、縦軸を企業の持続損益を表示する列と価格の見積もりの変更を表示する列に区分表示して、横軸を総資本に対するリターンと借入負債の提供者へのリターンに区分表示する。

事業活動では、A 営業 (operating)、B その他の事業 (other business)、C 金融収入 (financial) の活動区分が表示され、A の区分で「営業利益」が、B の区分で「その他の事業利益」が計算され、二つの利益に C の区分で計算される「金融利益」を加えて、「事業利益 (business profit)」が小計されている。

営業活動とは、事業活動のうち、金融活動およびその他の事業活動に含まれないものである。その他の事業活動には、固定資産処分損益、再評価損益、外貨換算調整勘定のような特定項目を表示し、金融収入活動には金融資産から生じた損益を表示する。

1-2.業績報告プロジェクト

IASB は、業績報告プロジェクト⁴³⁴において、財務情報利用者が企業の財政状態および変動を理解し、情報によって当該企業実体の将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性の評価が可能となる「一組の財務諸表 (a complete set of financial statements)」を検討している。

2006年3月に公表された公開草案・改訂 IAS1「財務諸表の表示⁴³⁵」(「IAS-R1」)において述べられている一組の財務諸表には、次の四つの計算書が示されている。

⁴³⁴ 現在では、「財務諸表の表示プロジェクト」に名称変更をおこなっている。

⁴³⁵ IASB [2006]

1. 財政状態計算書⁴³⁶ (statement of financial position)
2. 認識収益・費用計算書⁴³⁷ (statement of recognized income and expense)
3. 株主資本等変動計算書 (statement of changes in equity)
4. キャッシュ・フロー計算書 (statement of cash flows)

上記四つの計算書により、財務諸表が体系化されることを提案している。

2.一組の財務諸表

IASB の提案において、当期純利益と認識収益・費用に関する報告をどのようにおこなうかについての検討が必要である。同時に、営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法の検討と連動させておこなう必要性があると考えられる。本節では、IASB の議論を踏まえて、考えられるいくつかの「一組の財務諸表」を取り上げ、当期純利益、稼得利益および包括利益等の利益を総称する意味のインカム・フローに関する報告とキャッシュ・フローに関する報告の連携を考慮した包括的な財務業績報告システムについて検討してみる。

2-1.財務諸表の体系

今日の会計においては、資産および負債を公正価値で評価をおこない、資産と負債の差額概念として純資産を導き出す。所有者との取引を除く純資産の期間変動額として包括利益を計算するならば、財政状態変動表において計算された包括利益は、認識収益・費用計算書で表示をおこない、財政状態変動表と認識収益・費用計算書の連携を図る必要がある。つまり、クリーンサープラスの関係を保つことが必要になる。クリーンサープラスとは、財政状態変動表の純資産の変動は、インカム・フロー計算書の最終行で計算される利益から配当金等を控除した金額に等しいということで、二つの計算書間での連携関係を意味するものである。したがって、インカム・フロー計算書を経由しないで財政状態変動表で直接に計上される項目であるその他認識収益・費用項目を、認識収益・費用計算書で表示することにより、当該問題は解決されることになる。

財政状態変動表のキャッシュ期末残高と期首残高の差額は、キャッシュ・フロー計算書において期間の変動額に関する明細が示されることになり、連携を図る必要がある。加えて、包括利益あるいは当期純利益とキャッシュ・フロー、特に営業活動によるキャッシュ・

⁴³⁶ 従来の貸借対照表と同様である。

⁴³⁷ 従来の損益計算書と同様である。

フロー（「CFO」）との連携を図る必要がある。根拠は、包括利益あるいは純利益と CFO の調整表は、確認価値の評価⁴³⁸、たとえば利益と CFO との差額の原因説明と、予測価値の評価⁴³⁹、たとえば将来のインカム・フローとキャッシュ・フローの予測情報となり、情報価値として高くなるためである⁴⁴⁰。

この場合、包括利益と CFO の調整表を財務諸表の本文中のどこかで示さなければならぬため、次の三つの方法が考えられる。

- (1) キャッシュ・フロー計算書において包括利益への調整表を示す方法
- (2) 認識収益・費用計算書において CFO から包括利益への調整表を示す方法
- (3) キャッシュ・フロー計算書において純利益から CFO への調整表を示し、認識収益・費用計算書において純利益から包括利益への調整表を示す方法

(1) の方法では、キャッシュ・フロー計算書は間接法で作成されることになるが、包括利益から CFO への調整表のなかの包括利益と純利益の調整部分はインカム・フロー情報なので、認識収益・費用計算書で表示されるべきである。次いで (2) の方法は、資金法形式の連携と称して、資金観という会計観を主張している⁴⁴¹。当該方法においては、CFO と包括利益の調整表が重複表示されないように、キャッシュ・フロー計算書はキャッシュ・イン・フローとキャッシュ・アウト・フローが期間対応している直接法で作成されることとなる反面、認識収益・費用計算書では収益と費用の期間対応が表示されなくなってしまうという課題がある。

(3) の方法では、純利益から CFO への調整表は間接法のキャッシュ・フロー計算書で表示されることになり、純利益から包括利益への調整表は認識収益・費用計算書で示される。後者の調整表は、認識収益・費用計算書の末尾において従来の損益計算書の部分に続けて表示するという方法（A 計算書方式）と、純利益を計算する損益計算書とは別個の計算書として認識収益・費用計算書を作成し、純利益から包括利益への調整を表示する方法（B 計算書方式）がある。

2-2 認識収益・費用計算書

IASB においては、2 種類の A 計算書方式の認識収益・費用計算書が提案されている。一

⁴³⁸ IASB [2005]

⁴³⁹ *Ibid.*

⁴⁴⁰ FASB [1987], par.5, 108.

⁴⁴¹ 佐藤倫正 [2005]

つは図表 8-2 のマトリックス方式の計算書で、二つ目は図表 8-3 の計算書である。同内容によれば、従来の損益計算書の末尾の純利益に、その他認識収益・費用項目である従来のその他包括利益項目が加えられて、最終的に包括利益が計算されることになっている。

図表 8-2 マトリックス形式の認識収益・費用計算書

マトリックス形式の認識収益・費用計算書			
2006年1月1日～12月31日 (単位:百万円)			
	合計	再測定前損益	再測定値
事業活動:			
営業活動:			
売上収益	194	194	
売上原価	(119)	(119)	
販売費及び一般管理費	(14)	(14)	
営業包括利益	61		
その他事業活動:			
支払利息	(2)	(2)	
有価証券売却損	(7)		(7)
減価償却費・減損損失	(4)	(3)	(1)
投資有価証券評価益	5		5
持分法投資益	2	2	
事業包括利益	55		
財務活動:			
財務包括利益	0		
税金	15		
当期包括利益	40		

(出典: IASB [2006] より作成)

図表 8-3 A 計算書方式

認識収益・費用計算書		
2006年1月1日～12月31日 (単位:百万円)		
売上高	194	
売上原価	(119)	
販売費及び一般管理費	14	
営業利益		61
支払利息	(2)	
有価証券売却損	(7)	
減価償却費	(3)	
有形固定資産減損損失	(1)	
持分法投資益	2	50
税金充当額		15
当期純利益		35
投資有価証券評価益	5	
その他認識収益・費用合計		5
当期包括利益		40

(出典: IASB [2006] より作成)

マトリックス形式の認識収益・費用計算書では、包括利益の期首および期末現在の金額と当該会計期間における包括利益の期間変動額が総額表示されている。マトリックス形式の認識収益・費用計算書では、縦軸において継続して予測できる価値の費消等の再測定前

損益を示す列に、価格や見積りの価値修正額等の再測定値を示す列を加減して持続損益が計算される。当該形式では、価値修正をおこなう公正価値評価による減損や引当金等の再測定値を表示する欄が設けられているため、包括利益の内訳項目と構成内容が示されることにより、純利益は表示されなくなってしまう。

図表 8-4 B 計算書方式

損益計算書		
2006年1月1日～12月31日 (単位:百万円)		
売上高	194	
売上原価	(119)	
販売費及び一般管理費	14	
営業利益		61
支払利息	(2)	
有価証券売却損	(7)	
減価償却費	(3)	
有形固定資産減損損失	(1)	
持分法投資益	2	50
税金充当額		15
当期純利益		35

認識収益・費用計算書		
2006年1月1日～12月31日 (単位:百万円)		
当期純利益		35
投資有価証券評価益	5	
その他認識収益・費用合計		5
当期包括利益		40

(出典：IASB [2006] より作成)

基本的に当該計算書では、再分類修正を想定していない⁴⁴²。根底にある資産負債観では、財政状態変動表に表示されている資産、負債および純資産項目の変動を報告することが重要であると同時に、公正価値評価された項目の変動内容を包括利益とキャッシュ・フローの総額で説明する必要性は高いと考えられる。したがって、財政状態変動表を中心として、マトリックス形式の認識収益・費用計算書と直接法のキャッシュ・フロー計算書を選択して、「一組の財務諸表」を構成させることも可能である。

一方、B 計算書方式では、従来の損益計算書とは別個に純利益とその他認識収益・費用項目が加わることにより、包括利益を計算する認識収益・費用計算書を作成することになる。

⁴⁴² Barker [2004]

2-3.現状の包括利益報告⁴⁴³

2006年度決算時点においてSEC基準により財務諸表を作成している日本企業は38社であった。包括利益が表示されている計算書は、株主資本等変動計算書によるものが27社と圧倒的に多く、アメリカの企業と同様の傾向を示している。

全27社の株主資本等変動計算書の詳細は、当該計算書の後に純利益を各々の項目ごとにその他認識収益・費用を加減して包括利益を計算する調整表が添付されていることから、A計算書方式とみなすことができる企業が6社であった。また、調整計算は添付されているが、その他認識収益・費用項目が一括表示されているため、各々の項目がわからない企業が8社であった。なかでも2社は、各々の項目ごとにその他認識収益・費用の累計額が株主資本等変動計算書で表示されていた。

結果として、A計算書方式およびB計算書方式の認識収益・費用計算書の方が、株主資本等変動計算書よりも本文における情報量が多いことがわかった。A計算書方式においては、損益計算書の表示形式に制約があるためと思われるが、B計算書方式に比較してその他認識収益・費用項目の表示形式が多様となっていた。株主資本等変動計算書は、所有者との取引が表示される計算書であるべきであるが、現状では、所有者との取引以外の純資産の期間変動額である包括利益の明細が表示される状態になっており、IASBが考える「一組の財務諸表」を構成できるような財務表の連携は図ることはできないと考える。

2-4.財政状態変動表の連携

財政状態変動表において計算される包括利益は、資産・負債の期間変動額である純資産の期間変動額により計算される。次いで、純資産の期間変動額を表示する財政状態変動表を中心とした財務表間の連携を検討してみる。

資産・負債は将来において実現可能性のあるキャッシュ・フローを意味すると考える。企業がおこなう財務業績報告の中心は営業活動にあると考えるために、営業活動によって実現したキャッシュ・フローであるCFOを実現利益としたい。財政状態変動表においては、営業資産・負債の期間変動額であらわされ、発生主義調整項目である未実現利益としての未実現のキャッシュ・フロー項目をCFOで調整をおこない営業利益を計算することになる

⁴⁴⁴。

⁴⁴³ 小西 [2006]

⁴⁴⁴ 鎌田 [1989]

図表 8-5 においては、IASB が示している財政状態変動表である。当該財務表では、CFO に①棚卸資産の期間的増減等の過去の営業活動により生じたキャッシュ・フローの繰延額、②売掛金や買掛金の期間的変動等である将来の営業活動により生じるキャッシュ・フローの見越額、③減価償却費や貸倒引当金繰入額等の営業利益に影響を及ぼすがキャッシュ・フローには影響を及ぼさない額の発主主義調整項目を加減して営業利益を計算した後に、④営業損益計算以外から生じる損益額等を加減して当期純利益を計算し、⑤その他認識収益・費用項目を加減して当期包括利益を計算する過程が示されている。

図表 8-5 IASB の財政状態変動表

		2006年1月1日～12月31日	(単位：百万円)
間 接 法 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー 計 算 書	営業活動によるキャッシュ・フロー		60
	発生主義調整項目：		
	売掛金の増加	7	
	商品の増加	7	
	買掛金の減少	1	
	未払給料の増加	(10)	
	減価償却費	(4)	1
	営業利益		61
	営業活動以外の損益項目：		
	減価償却費	(3)	
	支払利息	(2)	
	有価証券売却損	(7)	
	有形固定資産減耗損	(1)	
持分法投資益	2	(11)	
税引前当期純利益		50	
税金充当額		(15)	
当期純利益		35	
認 識 収 益 ・ 費 用 計 算 書	当期純利益		35
	その他認識収益・費用項目：		
	その他有価証券評価益		5
	配当金控除後当期包括利益		40
	配当金充当額		12
当期包括利益		28	

(出典：IASB [2006] より作成)

財政状態変動表における CFO から当期純利益までの調整は、逆の計算過程を間接法によるキャッシュ・フロー計算書において示し、当期純利益から包括利益までの調整は、B 計算書方式の認識収益・費用計算書において示すことができる。

上記の場合には、財政状態変動表で計算された包括利益を中心に、認識収益・費用計算書とキャッシュ・フロー計算書の連携が図られているのではなく、純利益を中心にして連

携が図られているように見えるが、単に財政状態変動表を分割しているだけのように思われる。結果として、A 計算書方式もしくは B 計算書方式のいずれを選択した場合でも、キャッシュ・フロー計算書は必然的に間接法が選択されることになる。

2-5.CFO の表示方法

図表 8-6 は純利益から包括利益への調整と純利益から CFO への調整に関して、包括利益を表示する計算書とキャッシュ・フロー計算書の組み合わせを示したものである。

図表 8-6 調整を表示する計算書の組み合わせ

		純利益と包括利益の調整			
		A計算書方式の認識 収益・費用計算書	B計算書方式の認識 収益・費用計算書	株主資本等変動 計算書	マトリックス形式の認 識収益・費用計算書
純利益とCFOの調整	間接法によるCFO	○	○	△	×
	直接法によるCFO	×	×	△	○

(出典：小西 [2006], p.7.)

A 計算書方式および B 計算書方式では、純利益と包括利益の調整は認識収益・費用計算書で示されるために、純利益と CFO の調整が示される間接法によるキャッシュ・フロー計算書が選択される。株主資本等変動計算書は、本来であれば所有者との取引が表示される計算書であって、所有者との取引以外の純資産の期間変動である包括利益の内訳が表示されるべきではないため、財政状態変動表と損益計算書の連携が図れなくなると考える。マトリックス形式では、調整はおこなわないで包括利益とキャッシュ・フローの総額を対応表示することで、財務表間の連携を図ることになる。その際には直接法によるキャッシュ・フロー計算書が選択されることになる。

今日の会計では、純利益と包括利益との連携と、インカム・フローとキャッシュ・フローとの連携が十分に図れると考える。結果として、財務表間の関係を明確に説明できる「一組の財務諸表」を選択する必要性が迫られているため、財務諸表における基本的な枠組みについて、再度検討する必要性が生じる。

3. 業績報告システム

IASB が 2001 年に公表した原則書案によれば、キャッシュ・フロー計算書は損益計算書とは異なった視点から、企業の業績に関する情報を提供するものである。投資家をはじめ

とする利害関係者は意思決定に際し、キャッシュ・フロー計算書および損益計算書によりもたらされる情報を用いて、企業業績を評価することになる。当該財務表は、財務会計の目的に則して提供されるものである。次いでは、財務会計の基本的な枠組みについて整理する。

3-1. 基本的枠組み

一般に認められた会計の目的とは、会計情報利用者の意思決定に有用な情報を提供することにある⁴⁴⁵。会計情報利用者、たとえば、投資者は十分に見合った配当ならびに株式売却によるキャッシュ・イン・フローの最大化を期待してキャッシュを株式に投資をおこない、金融機関は、元金とその利息が回収できることを期待してキャッシュを貸付ける。会計情報利用者は当該企業からの将来の正味キャッシュ・イン・フローの極大化を期待しているため、キャッシュ・フロー情報は情報利用者において目的適合的⁴⁴⁶となる。したがって、企業の財務業績の尺度にキャッシュ・フローを用いることが、すべての会計情報利用者に対して有用な財務情報を提供することを可能にする。

企業活動の主目的は、キャッシュの獲得であり、利益は企業の最終目的である正味キャッシュ・イン・フローを算出する途中において、ある特定の企業の財務業績をあらわしている。キャッシュ・フローとインカム・フローは、企業の財務業績を示すうえで相互補完的な関係にあるといえる。なぜなら、従前の企業は、財務業績に関しては取得原価を基にした稼得利益を中心に報告ならびに評価されていたが、今日においては、公正価値を反映する包括利益とキャッシュ・フローを併せて業績報告ならびに評価することの重要性が一般的に認識されているからである。

意思決定は常に将来について自己の意思を決めるものであるため、会計上で尺度となるキャッシュ・フローは、将来のキャッシュ・フローを予測できるものでなければならない。そこで、キャッシュ・フローを①実現キャッシュ・フローと、②実現可能キャッシュ・フローに分けて考えてみる。①実現キャッシュ・フローには、A 実際に生じているキャッシュ・フローと、B 実際に生じているに等しいキャッシュ・フローがあり、A には手許にあるキャッシュ等の「現金」概念が該当し、B には「現金」に含まれない短期預金や当座借

⁴⁴⁵ FASB [1978], par.34.

⁴⁴⁶ FASB [1980], paras.46-50.

越等のキャッシュ同等物⁴⁴⁷が該当することになる。②実現可能キャッシュ・フローは、現在はキャッシュ・フローが生じていないが、やがて生じる可能性があるキャッシュ・フローである。実現可能キャッシュ・フローは、A商品の売買や所有権の移転等の経営活動によって確実に生じるものと、B合理的に予測可能なものに分けることができる。したがって、Aは現在市場価値、または正味実現可能価額を意味することになり、Bは将来のキャッシュ・フローの現在割引価値を意味する。

図表 8-7 実現可能性と資産、負債の関係

実現可能性の分類	キャッシュ・フローの分類	資産、負債の分類・表示		測定属性
実際に生じている	実現キャッシュ・フロー	キャッシュ	現金	
実際に生じているに等しい	実現キャッシュ・イン・フロー	キャッシュ同等物	現金に含まれない短期預金	
	実現キャッシュ・アウト・フロー	キャッシュ同等物	当座借越	
確実に生じる	実現可能キャッシュ・イン・フロー	実現資産	商品、売掛金、受取手形、有価証券	現在市場価値、正味実現可能価額
	実現可能キャッシュ・アウト・フロー	実現負債	買掛金、未払税金	
合理的に予測可能である	実現可能キャッシュ・イン・フロー	実現可能資産	建物、リース資産、長期貸付金、長期売上債権	将来のキャッシュ・フローの現在価値
	実現可能キャッシュ・アウト・フロー	実現可能負債	長期借入金、社債、負債性引当金	

(出典：小西 [2004], p.259 より作成)

実現キャッシュ・イン・フローと実現可能キャッシュ・イン・フローは資産として認識され⁴⁴⁸、実現可能キャッシュ・アウト・フローは負債として認識される⁴⁴⁹。資産と負債の差額が株主持分であり、株主に対する将来の正味キャッシュ・アウト・フローを意味することになる⁴⁵⁰。キャッシュ・フローは、財務表の構成要素である資産、負債および株主持分として認識された後に、実現キャッシュ・フローは「キャッシュ」と「キャッシュ同等物」の項目に分類され、実現可能キャッシュ・フローは「実現資産」、「実現負債」、「実現可能資産」、「実現可能負債」の項目に分類されることになる。「実現可能資産」と「実現可

⁴⁴⁷ わが国において「現金」は①通貨、②小口現金、③手許にある当座小切手、④送金小切手、⑤送金為替手形、⑥預金手形、⑦郵便為替証書、⑧振替貯金払出証書等が含まれる。しかし、この章において用いる「キャッシュ」および「キャッシュ同等物」という用語は、わが国に限定するのではないため、「現金」および「現金同等物」という用語を用いらないこととする。

⁴⁴⁸ FASB [1985], par.25.

⁴⁴⁹ *Ibid.*, par.35.

⁴⁵⁰ *Ibid.*, par.49.

能負債」は、「実現するまでの期間」、または「実現可能性の確率」によって分類され、貸借対照表に表示される。図表 8-7 は、上記内容を一覧にしたものである。結果として、貸借対照表は、実現キャッシュ・フローと実現可能キャッシュ・フローの期末における状態をあらわす計算書である。

一定期間の企業の収益性は、正味キャッシュ・フローの期間変動額と、詳細は後述する内訳を示す実現可能利益計算書と、一定期間のインカム・フローの総額を示すインカム・フロー計算書において表示される。実現可能利益計算書は、実現キャッシュ・フローと実現可能キャッシュ・フローで認識された貸借対照表におけるすべての項目を、資金概念とした財政状態変動表とみなすこともでき、正味キャッシュ・フローの期間変動額である期間損益は、資産の期間変動額から負債の期間変動額を差し引いて計算することができる。インカム・フロー計算書では、貸借対照表における株主持分の増減の原因が収益と費用で示され、期間損益は、従来の損益計算書と同様に収益から費用を差し引いて計算する。貸借対照表におけるキャッシュ増減の原因は、キャッシュ・フロー計算書に示され、変動は総額で計算することになる。

上述してきた財務会計の基本的枠組みは、次のようになる。

- ① 財務会計の目的は、企業が将来キャッシュ・フローを生み出す能力を評価できる情報を利用者に提供することである。
- ② 会計の中心概念は、会計事象の認識基準はキャッシュ・フロー、つまり実現キャッシュ・フローと実現可能キャッシュ・フローであるため、企業の財政状態と経営成績の評価には、キャッシュ・フローによる裏づけがともなうことになる。
- ③ この場合、現在市場価値、正味実現可能価額、または将来のキャッシュ・フローの現在割引価値が測定属性として用いられることになる。
- ④ 貸借対照表は、キャッシュ・フローの期末時点の状態、つまり、キャッシュに実現している金額とこれから実現する金額が示される。
- ⑤ 実現可能利益計算書においては、期間利益は正味キャッシュ・フローの期間変動額により、資産の期間変動額から負債の期間変動額を差し引くことによって計算される。
- ⑥ インカム・フロー計算書においては、期間損益は期間収益から期間費用を差し引いて計算される。

- ⑦ キャッシュ・フロー計算書においては、一定期間の実現キャッシュ・イン・フローと実現キャッシュ・アウト・フローの変動額が総額で表示される。
- ⑧ 当該会計では、期末商品の評価や減価償却という原価の期間的配分にかかわる主観的判断の多くを回避することができるため、同一企業の期間比較や企業間比較が容易になる。

3-2.財務諸表の体系

財務報告システムにおける中心概念は、実現キャッシュ・フローと実現可能キャッシュ・フローであり、キャッシュ・フローを算出ならびに報告する基本財務表は、①貸借対照表、②実現可能利益計算書、③インカム・フロー計算書、④キャッシュ・フロー計算書である。以下において、四つの基本財務表について説明を加えてみる。

3-2-1.貸借対照表

図表 8-8 で示す貸借対照表は、実現キャッシュ・フローと実現可能キャッシュ・フローの期末時点の状態をあらわすことにより、実現可能性の程度によって、期末における企業の純資産の状態を示す計算書である。当該財務表は、資産のうちどの程度がキャッシュで回収し、実現が可能なのかを明らかにする。負債の返済時期を明らかにすることに加えて、株主に対する配当可能額、あるいは支払能力を示す株主持分を明らかにする。

図表 8-7 は、実現可能性と資産と負債の関係をまとめたものであった。実現キャッシュ・フローは、「キャッシュ」と「キャッシュ同等物」の項目に分類され、実現可能キャッシュ・フローは、「実現資産」、「実現負債」、「実現可能資産」、「実現可能負債」の項目に分類される。「キャッシュ同等物」は容易に換金が可能で、価値の変動がほとんどなく、三ヶ月以内に回収される短期投資や当座借越等の実際に生じているに等しいものが含まれる。ただし、預入期間が三ヶ月以上の預金は、解約金を支払うことで取崩すことができる場合があるため、取扱いをどのようにするかという課題が残っている。

「実現資産」および「実現負債」は、一定の契約に基づいており、明確な市場価格が存在するため、金額と回収期間または支払期間が確定している資産と負債であることから、現在市場価値または正味実現可能価額で測定される⁴⁵¹。「実現可能資産」および「実現可能負債」は、将来のキャッシュ・フローを合理的に見積もり、正確に現在または割引価値

⁴⁵¹ FASB [1984], par.67.

に計算できる資産と負債であることから、将来のキャッシュ・フローの現在または割引価値で測定される⁴⁵²。

図表 8-8 貸借対照表

		2006年12月31日	
		(単位：百万円)	
		1月1日	12月31日
キャッシュ		3	20
キャッシュ			
キャッシュ同等物			
短期預金		2	24
実現キャッシュ(1)		5	44
実現資産			
売掛金		11	18
商品		10	18
合計(2)		21	36
実現負債			
買掛金		9	18
未払税金		13	20
未払配当金		10	12
合計(3)		32	50
(2) - (3) = (4)		(11)	(14)
実現可能資産			
長期貸付金		26	30
建物		22	24
合計(5)		48	54
実現可能負債			
長期借入金(6)		18	18
(5) - (6) = (7)		30	36
実現可能キャッシュ(4) + (7) = (8)		19	22
合計(1) + (8)		24	66
株主持分			
資本金		10	10
留保実現可能利益		14	56
合計		24	66

(出典：小西 [2004], p.263 より作成)

「実現資産」には、商品、売掛金、有価証券が該当し、「実現負債」には、買掛金、未払税金が該当する。「実現可能資産」には建物、長期貸付金が該当し、「実現可能負債」には長期借入金、負債性引当金が該当する。さらに、「実現するまでの期間」または「実現可能性の確率」によって分類され、貸借対照表に表示される。

次いで、実現可能利益計算書において、資産、負債および株主持分の期間変動額が示されるためには、貸借対照表では、同額である計算の根拠を示すことが必要であるために、比較貸借対照表が作成されなければならない。

⁴⁵² FASB [2000]

現行の会計実務においては、基本的にキャッシュ・イン・フローまでの回収期間およびキャッシュ・アウト・フローまでの返済期間を基準として、資産と負債が分類される⁴⁵³。一方、検証している会計においては、キャッシュ・フローの実現可能性の程度によって資産と負債は分類されることになるため、実現可能性の概念をどのように捉えるかについては、資産と負債の認識および測定と、分類および表示にかかわる本質的な問題となる。

3-2-2. 実現可能利益計算書

実現可能利益計算書は、正味キャッシュ・フローの期間変動額と内訳に関する情報を提供する計算書であることから、期間損益の計算を正味キャッシュ・フローの期間変動額である資産の期間変動額から負債の期間変動額を差し引いて求めることになる。結果として、実現可能利益計算書は、実現キャッシュ・フローと実現可能キャッシュ・フローで認識された貸借対照表のすべての項目を資金概念としたある種の財務状態変動表ということになる。

図表 8-9 実現可能利益計算書

2006年1月1日～12月31日		(単位：百万円)	
実現利益			
営業活動によるキャッシュ・フロー		62	
未実現利益			
実現可能性が高い：			
売掛金	7		
商品	8		
買掛金	(9)		
	6		
実現可能性が低い			
建物	2		
長期貸付金	4	6	12
	4		
税引前当期実現可能利益		74	
税金		(20)	
当期実現可能利益		54	
配当金		(12)	
		42	
期首実現可能利益		14	
次期繰越実現可能利益		56	

(出典：小西 [2004], p.265 より作成)

⁴⁵³ 飯野 [1979], p.255.

図表 8-9 では、①一定期間の営業活動による正味キャッシュ・フローによって示される「実現利益」と、②期末に企業が所有する資産の変動額から、営業負債のすべての期間変動額を差し引いた金額である「未実現利益」を加算して、③「税引前当期実現可能利益」である正味キャッシュ・フローの期間変動額を計算する。引き続き、④当期に充当する税金を差し引き「当期実現可能利益」を求め、⑤当期に充当する配当金を差し引いて、⑥「期首実現可能利益」を加算し、「次期繰越実現可能利益」を計算する。実現利益は、営業活動による実現キャッシュ・フローであり、未実現利益は、実現可能キャッシュ・フローであるため、キャッシュ・フローによる裏づけがある利益としての包括利益を計算していることとなる。未実現利益は、実現可能性の程度に基づいて、実現資産、実現負債、実現可能資産および実現可能負債によって表示される。

当該計算書の構造を考えると、間接法によるキャッシュ・フロー計算書と同じ計算構造であることがわかる。間接法のキャッシュ・フロー計算書において、当期純利益に四つの項目を調整することによって、営業活動によるキャッシュ・フローを計算しているのとは逆の計算過程がおこなわれており、インカム・フローとキャッシュ・フローの整合性の確認をおこなっている。調整に若干の相違が生じるのは、営業活動概念を主たる収益獲得活動に限定しており、インカム・フロー計算とキャッシュ・フロー計算における営業活動概念を同様にしているため、間接法の調整をおこなう投資活動および財務活動によるキャッシュ・フロー以外の取引から生じた項目の一部は調整する必要がなくなるためである。

実現可能利益計算書において、営業活動による業績とその他の活動による業績とを区分するのは、インカム・フロー計算書と実現キャッシュ・フロー計算書においても営業活動とその他の活動区分を設けて、企業全体の財務業績を包括的に評価できるようにするためである。

上記内容から、実現可能利益計算書は、財務報告システムにおいて企業の収益性と流動性を相互に関連性のあるものにする重要な計算書であるということが出来る。

3-2-3.インカム・フロー計算書

インカム・フロー計算書では、貸借対照表における保留実現可能利益の増減の原因を収益と費用で示し、期間損益は従来 of 損益計算書と同様に期間収益から期間費用を差し引いて計算する。当該計算書においては、一定期間のインカム・フローを総額表示することにより、同様に一定期間のキャッシュ・フローの総額を計算しているキャッシュ・フロー計

算書との比較可能性が高まり、インカム・フローの質の評価が容易になる。

図表 8-10 インカム・フロー計算書

	合 計	再測定前利益	再測定
I. 事業活動：			
収益	XXXX	収益	—
売上原価	XXXX	原材料費、労務費等	棚卸資産減損
販売費および一般管理費	XXXX	減価償却費	有形固定資産・無形資産減損
.....	...	引当金繰入額(初期認識)	引当金繰入額(再測定)
営業利益(1)	XXXX		
有価証券売却損	XXXX		
.....			
経常利益(2)	XXXX		
資産処分損益	XXXX	—	処分損益
有形固定資産再評価	XXXX	—	有形固定資産再評価
投資不動産	XXXX	—	投資不動産の公正価値変動
のれん	XXXX	負ののれん	のれん減損
外貨換算調整勘定	XXXX	—	外貨換算調整勘定
.....	...		
その他の事業利益(3)	XXXX		
事業利益(1)+(2)+(3)	XXXX		
II. 財務活動：			
持分法投資損益	XXXX	持分法投資損益	—
持分有価証券投資	XXXX	—	持分有価証券投資のリターン
年金資産	XXXX	—	年金資産のリターン
年金財務費用	XXXX		
.....	...		
金融利益	XXXX		
税金	XXXX		
当期実現可能利益	XXXX		

(出典：小西 [2004], p.267 より作成)

図表 8-10 で示すインカム・フロー計算書では、インカム・フローは①事業活動、②財務活動、③税金に区分され、マトリックス形式が採用される。マトリックス形式では、縦軸を企業の持続損益を表示する列と、価格や見積もりの変更を表示する列に区分表示される。事業活動では、A 営業活動、B 経常活動、C その他の事業活動の区分が表示され、A の区分で「営業利益」、B の区分で「経常利益」が計算され、投資活動を含んだ「その他の事業利益」が加算されて、「事業利益」が計算される。営業活動とは、企業の主たる利益稼得活動であり、経常活動には、日本の損益計算書における経常損益計算が該当する。利息の受

払いを経常活動に含めるか、財務活動に含めるか等の事業活動と財務活動の分類基準を今後明確に区分する必要がある。

その他の事業活動には、固定資産処分損益、再評価損益、外貨換算調整勘定のような投資活動項目や特定項目を表示し、財務活動には金融資産から生じた損益や財務費用を表示する。

3-2-4. キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は、実現キャッシュ・イン・フローと実現キャッシュ・アウト・フローについて報告する計算書である。資金概念には、キャッシュ同等物を含まない。実現キャッシュ・フローは、将来の実現キャッシュ・イン・フローを生み出す能力、負債を返済する能力、配当金を支払う能力および外部資金調達の実現可能性等を評価するのに有用である。有用であるためには、キャッシュ・フロー計算書は、実現キャッシュ・フローに関する業績を識別できるように、実現キャッシュ・フローを、①イン・フローとアウト・フロー別、②営業活動、投資活動および財務活動の活動区分、③起因発生時期別に区分表示して、相対的変動についての証拠を見つけることができるようにしなければならない。

図表 8-11 で示すキャッシュ・フロー計算書では、事業活動と財務活動の二つに区分した表示方法を採用している。活動別にキャッシュ・フローを表示することは、企業の経営活動の評価を容易にし、将来の実現キャッシュ・フローの予測に役立つことになる。事業活動の区分には、「営業利益にともなうキャッシュ・フロー」と「経常利益にともなうキャッシュ・フロー」を表示するとともに、投資活動によるキャッシュ・フローも同区分に表示する。インカム・フロー計算書においても同様に、営業活動、経常活動、事業活動が表示区分されているために、インカム・フローの質の評価が容易になり、将来の実現キャッシュ・フローの予測に役立つことになる。

インカム・フロー計算書においては、期間収益と期間費用の対応計算がおこなわれており、マトリックス形式を採用して、測定前と測定後のインカム・フローを表示しているため、キャッシュ・フロー計算書において実現キャッシュ・フローを総額表示することで価格変動の影響が評価しやすくなり、一層流動性と収益性の相互関連性が明らかになる。

「営業利益にともなうキャッシュ・フロー」では、注記によって起因発生時期別に区分表示され、売掛金と買掛金为实现キャッシュ・フローとなった金額を、生じた期間別に分けて計算をおこなう。

図表 8-11 キャッシュ・フロー計算書

2006年1月1日～12月31日

(単位：百万円)

I. 事業活動：		
売上収入		186
営業費用支出		
仕入支出	XXX	
従業員への支出	XXX	
.....	(124)
営業利益にともなうキャッシュ・フロー		62
営業外収入		
配当金収入	1	
.....	1
営業外支出		
有価証券売却損	(1)	
.....	(1)
経常利益にともなうキャッシュ・イン・フロー		62
投資活動		
有形固定資産の購入支出	(30)	
有形固定資産の売却収入	28	
投資有価証券の購入支出	(15)	
投資有価証券の売却収入	15	
長期貸付金支出	(4)	
.....	
投資活動によるキャッシュ・アウト・フロー		(6)
流動資源の管理		
短期預金への預入れ	(17)	
.....	(17)
その他の事業活動		
異常項目	1	
.....	1
事業活動によるキャッシュ・フロー		40
II. 財務活動：		
株式発行収入	0	
長期借入金収入	18	
長期借入金返済支出	(18)	
配当金支出	(10)	
財務活動によるキャッシュ・フロー		(10)
法人税等支出		(13)
キャッシュの期中正味増加		17
キャッシュの期首残高		3
キャッシュの期末残高		20
注記：		
(単位：百万円)		
前期分の回収：		
売掛金	66	
受取手形	0	
.....	
回収合計		66
前期分の支払：		
買掛金	40	
未払給料	0	
.....	
支払合計		40
前期分調整後の期首実現キャッシュ		26
当期分の回収：		
売掛金	100	
商品売上	20	
.....	
回収合計		120
当期分の支払：		
買掛金	24	
給料	60	
.....	
支払合計		84
営業利益にともなうキャッシュ・フロー		62

(出典：小西 [2004], p.269 より作成)

たとえば、前期に生じた売掛金の回収と当期に生じた売掛金の回収や、前期に生じた買掛金の支払いと当期に生じた買掛金の支払いに分けて計算をおこなう。結果として、いつ生じた実現可能キャッシュ・フローが当期においてどのくらい実現キャッシュ・フローとなったかについて知ることができ、実現可能キャッシュ・フローの実現期間についての傾向を掴むことができるようになるため、将来の実現キャッシュ・フローの予測に役立つこととなる。同時に不良債権を判別することを可能にする。

価値の変動が少なく、三ヶ月以内に容易に換金が可能なキャッシュ同等物は、営業活動、投資活動、財務活動の一部というよりは、むしろ企業の資金管理活動の一部であると理解する方が自然である⁴⁵⁴。したがって、取引は、事業活動区分内に「流動資源の管理」を設けて表示される。例としては、余剰実現キャッシュの短期預金への預入取引が含まれることになる。

3-3.システム化への動向

FASB は 2000 年に、概念報告書第 7 号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の使用⁴⁵⁵」（「SFAC 第 7 号」）を公表した。SFAC 第 7 号は、概念基準書第 5 号「営利企業の財務諸表における認識と測定⁴⁵⁶」（「SFAC 第 5 号」）において、資産ならびに負債の五つの測定属性を取り上げていたなかの一つとしての将来のキャッシュ・フローの現在割引価値⁴⁵⁷について詳細に説明した報告書である。SFAC 第 7 号の付録 B において、FASB およびその前身の諸機関が、財務諸表で認識される資産および負債の測定に際して現在価値法を用いた 21 の例を示している。実際には、より多くの現在価値法が存在することを認めたいうえで、SFAC 第 7 号の公表は、会計実務を再検討することは認めておらず、将来の会計基準を形成する際に役立つと述べている⁴⁵⁸。検討している財務報告システムでは、会計事象はキャッシュ・フローによって認識され、測定されているために、測定属性としては、現在市場価値、正味実現可能価額または将来キャッシュ・フローの現在価値が想定されている。

上述の流れを受けて、第 1 節で既述したように、IASB における 2001 年の原則書案での提案、ならびに 2006 年の「一組の財務諸表」へとつながっていくのである。

⁴⁵⁴ FASB [1992], par.9.

⁴⁵⁵ FASB [2000]

⁴⁵⁶ FASB [1984]

⁴⁵⁷ *Ibid.*, par.67.

⁴⁵⁸ FASB [2000], par.16.

4.財務業績報告の課題

IASB ならびにイギリスを除く世界中の国において導入されているキャッシュ・フロー計算書では、①営業活動、②投資活動、および③財務活動によるキャッシュ・フローが計算される。営業活動によるキャッシュ・フローの区分表示に関しては、経営者の判断によって直接法と間接法のいずれかが選択適用される。これに対して、IASB の包括利益計算書においては、①営業活動、②その他の事業活動、③金融収入活動、④財務費用、⑤税金、⑥廃止事業、および⑦キャッシュ・フロー・ヘッジからのインカム・フローが総額で計算される。各々の区分では、「営業利益」、「その他の事業利益」、および「金融収益」と、小計である「事業利益」が計算され、さらに財務費用、税金、廃止事業およびキャッシュ・フロー・ヘッジが加減されて、最終的に包括利益が計算される。

インカム・フローとキャッシュ・フローの関係を理解することを容易にするためには、包括利益計算書とキャッシュ・フロー計算書の活動区分を一致させる必要があるが、IASB やわが国も含めた世界各国のキャッシュ・フロー計算書基準においては、財務業績指標の中心となる CFO における営業活動自体の概念が曖昧になっている。

国際会計基準では、営業活動は「主たる収益稼得活動であり、投資活動または財務活動以外のその他の活動を含む⁴⁵⁹」ものであって、アメリカでは「投資活動または財務活動として定義される活動以外の取引⁴⁶⁰」である。わが国において、営業活動は「商品及び役務の販売による収入、商品及び役務の購入による支出等、営業損益計算の対象となった取引のほか、投資活動及び財務活動の取引によるキャッシュ・フロー⁴⁶¹」と定義している。営業活動によるキャッシュ・フローの区分では、営業損益計算に関連する収支の項目を集計して小計を設け、その後に経常損益計算と関係する収支項目と法人税支出等を加減して営業活動によるキャッシュ・フローを計算することで、インカム・フロー計算の特徴を出すように工夫している⁴⁶²。

IASB, FASB およびわが国においては、営業活動には主たる収益稼得活動である営業損益計算の対象になった取引以外の活動も含まれる結果となっている。営業活動においては、投資活動または財務活動以外のその他の活動を含めるべきではなく、各々の活動は別個の区分を設けるか、表示する区分を限定するなどして調整を図らなければならない。

⁴⁵⁹ IASC [1992], par.6.

⁴⁶⁰ FASB [1987], par.21.

⁴⁶¹ 「意見書」(1998), 作成基準の設定について, 三, 3 (2)

⁴⁶² 「意見書」(1998), 作成基準注解(注7)様式1

今日の企業活動は、主たる収益稼得活動だけで経営が成り立つような状況ではなく、当該活動以外の活動に関する比重が高い傾向にあるため、業績評価の中心的な活動として、IASB が包括利益計算書で提案している事業活動区分等をキャッシュ・フロー計算書においても設定する必要がある。わが国の場合では損益計算書における経常活動等が該当する。

検討してきたように、経常活動の区分は、営業損益計算に営業外損益が加えられたものである。営業外損益の区分には、キャッシュ・フロー計算書における投資活動と財務活動が混在しているために、特別損益の区分も含めて整理をおこなうことにより、事業活動の区分を設ける必要がある。結果として、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書の営業活動と事業活動の区分は整合性が図られることになる。

わが国においては、キャッシュ・フロー計算書が作成される以前には資金収支表が作成されていた。資金収支表では事業活動の区分が設けられており、営業活動と投資活動に加えて、決算支出等として配当金や法人税の支払いが記載されていた⁴⁶³。計算書作成という既成事実があるにもかかわらず、資金収支表からキャッシュ・フロー計算書へと移行することにより、情報の質もしくは量が結果的には後退している状況になっている。

包括利益である実現可能利益を用いて財務業績報告システムを検討しているが、システムの構成を理解するためには、包括利益とキャッシュ・フローの数値の差異を認識することが重要である。キャッシュ・フローから包括利益である実現可能利益への調整をおこなう実現可能利益計算書の理解を助けるために、インカム・フロー計算書とキャッシュ・フロー計算書に事業活動の区分を設けて総額表示をおこなうようにして、インカム・フローとキャッシュ・フローの関係を容易に理解する必要がある。インカム・フロー計算書に、IASB が提案するのと同様のマトリックス形式を採用し、包括利益と再測定前包括利益が別個に表示されるようにする必要もある。結果として、各フロー計算の関係が容易に理解できるものとなる。

本章では「一組の財務諸表」の構成を検討しながら、財務表間での比較可能性が向上するための表示に関する整合性について検証し、財務会計における基本的な枠組みから財務表の体系を検討したが、次のような課題が生じることとなった。

- ① 実現可能性の概念である実現資産・負債と実現可能資産・負債の明確に区分するための論拠が見当たらない。
- ② 資産と負債の認識と測定属性について、相互作用を含めた検討をする必要が

⁴⁶³ 大蔵省令第41号

ある。

- ③ 経常活動と事業活動の概念を理論的に確立させ、実証的に検討する必要がある。
- ④ 検討してきた基本財務諸表を利用した分析手法を検討しなければならない。
- ⑤ 基本財務表を作成するための勘定組織を構築しなければならない。

既述してきたように、企業の財務業績を包括的に評価するためには、財務業績報告システムを早急に構築しなければならない。そのためにも、キャッシュ・フロー計算書自体のさまざまな課題、特に資金概念に関する国際的な比較可能性をはじめとする問題等にて解消する必要性が明確となっている。キャッシュ・フロー計算書は、一組の財務諸表という枠組みにおいて他の財務表との連携を図り、意思決定者の的確な判断を支援する有益な情報を提供しなければならない。

終章 財務表間の連携と方向性

IASB が提唱する財務業績報告システムにおいては、「一組の財務諸表」の構成が重要である。一組の財務諸表としての体系において、キャッシュ・フロー計算書の位置づけは、他の財務表との連携を図りながら相互補完により、会計情報利用者に対して当該企業全体の財務業績を包括的に評価できるような有益な情報を提供するものである。

本章では、IASB の業績報告プロジェクトによる提案がキャッシュ・フロー計算書に与える影響について検証をおこなう。財務業績報告システムという枠組みのなかで、キャッシュ・フロー計算書が他の財務表との連携を図るために必要な概念について提案し、当該計算書にとって必要な方向性について検討する。

1.業績報告プロジェクトの特徴

IASB による提案では、利益の概念を論じるうえでリサイクリングに関する重要な論点がある。リサイクリングとは過年度に認識された未実現の損益項目が実現したときに、再度包括利益計算書あるいは損益計算書に実現利益として計上されることを示している⁴⁶⁴。

わが国の金融商品にかかわる基準では、有価証券は①売買目的のもの、②満期保有目的のもの、③支配目的のものおよび④その他の有価証券に分類される。このうちその他の有価証券が時価によって評価され、評価差額は損益計算書に計上されず、貸借対照表の純資産の部に直接計上される。純資産の部に計上された評価差額は、当該資産が売却されたときに損益計算書に振り替えられてリサイクリングされる⁴⁶⁵。評価差額を資本直入するわが国の方法は、当初に利益を計上しているわけではないので、厳密にはリサイクリングというべきではないかもしれないが、いったん認識した評価差額を実現した期に再計上するという点に着目し、同列にリサイクリングとして扱っている。

IASB では、「再測定」の列に時価評価による評価差額が計上されるが、一部の例外としてヘッジによる損益を除いてリサイクリングを認めていないため、わが国において計算・表示されるいわゆる純利益は示されない。根拠としては、すべての収益と費用は生じた期において業績として認識するという原則を貫いている結果からである。

⁴⁶⁴ 木村 [2003]

⁴⁶⁵ 企業会計審議会 [1999]

2. キャッシュ・フロー計算書への影響

本節では、IASB の業績報告プロジェクトによる提案がキャッシュ・フロー計算書に与える影響について検証する。前節では、IASB の特徴的な提案の一つとして、リサイクリングの禁止により従来の純利益が計算されないことを指摘した。従来の一般的な間接法によるキャッシュ・フロー計算書は、純利益とキャッシュ・フローの関係を示すものである。純利益を計算しない体系においては、キャッシュ・フロー計算書は存在しえないことになる点を認識したうえで、IASB による提案の前提にある、あるべきキャッシュ・フロー計算書について検証する。

キャッシュ・フロー計算書に関し、方向性として考えられるのは、次のような三つの選択肢である。

- ① 直接法での表示に統一する。
- ② 間接法によるキャッシュ・フロー計算書を包括利益とキャッシュ・フローとの関係を示す様式に改める。
- ③ リサイクリングをおこなわない包括利益計算書を導入しているイギリス制度を導入する。

2-1. 直接法での表示

一つ目は、直接法に一本化することであり、IASB での検討はこの方向性を示している。同選択肢を採用すると、二つの財務表間は数値上において直接的な連携を持たなくなる。貸借対照表の資本の増減を説明するのは業績報告書であり、キャッシュの説明をするのはキャッシュ・フロー計算書という構成で貸借対照表が中心の体系となる。一つの中心的な財務表を二つの付随的な財務表が補完する体系となり、一組の財務諸表という視点からは適切かどうかについて問われることになる。内容を検討するためには、財務表の本質と相互の連携について問われなければならない。

2-2. 包括利益とキャッシュ・フローの表示

二つ目の選択肢は、間接法によるキャッシュ・フロー計算書を包括利益とキャッシュ・フローとの関係を示す様式に改めるものである。同様式によるキャッシュ・フロー計算書の意義は次のように説明される。

資産負債アプローチの導入により、利益とキャッシュ・フローの乖離が進んでいるため、

包括利益とキャッシュ・フローとの関係を示すことにより、利益の質を明らかにする必要がある。間接法によるキャッシュ・フロー計算書の解釈は、既存の間接法の意義に照らしてみると問題が生じる。収益費用アプローチによる利益計算は、原始的な現金収支計算から進化したものであり、財と用役の流れに則したキャッシュ・フローの配分計算であると考えられる。したがって、計算される利益は、キャッシュ・フローの存在が前提となっている。通常、収益・費用の発生とキャッシュ・フローとは期間的なズレが生じるために、収益費用の差額としての利益とキャッシュの増減額との関係を示すのが間接法によるキャッシュ・フロー計算書である。

間接法によるキャッシュ・フロー計算書は、元来背景にキャッシュ・フローの存在する利益を前提にしていた。実現概念が放棄されたことにより、必ずしもキャッシュ・フローを前提としない包括利益が、間接法によるキャッシュ・フロー計算書と整合するか否かについては検討する余地がある。

2-3.イギリス制度の導入

三つ目の選択肢は、リサイクリングをおこなわない包括利益計算書を導入しているイギリス制度を検証することによって導かれる⁴⁶⁶。改訂 FRS 第 1 号では、直接法と間接法の選択適用が認められている。一方で、直接法を採用した場合にも利益とキャッシュ・フローとの関係を示すことを強制している⁴⁶⁷。結果として、利益とキャッシュ・フローとの関係を示す間接法による情報が常に開示されることとなる。直接法を採用した場合には、情報を当該計算書の冒頭で示すことを薦めており、利益とキャッシュ・フローとの関係が非常に重視されている。改訂 FRS 第 1 号において例示されるキャッシュ・フロー計算書では、純利益ではなく営業利益とキャッシュ・フローとの関係を示している⁴⁶⁸。

FRS 第 3 号による業績報告書では、包括利益の大枠は資産負債アプローチによる利益であり、キャッシュ・フローの存在を前提としない評価差額を含んでいる。計算過程のなかで示される営業利益は、営業収益と営業費用との対応により計算されており、当該計算に限り、キャッシュ・フローの存在が前提とされている。イギリス制度においては、企業の主たる活動である営業活動における利益とキャッシュ・フローとの関係を示すためにキャッシュ・フロー計算書を重視している。

⁴⁶⁶ McSweeney [2000]

⁴⁶⁷ ASB [1996], par.58.

⁴⁶⁸ *Ibid.*, Appendix I

前章で検証したように、IASB による包括利益計算書は、実現・未実現ではなく、損益の発生原因が企業の反復的な活動によるものであるのか、評価替えによるものであるのかによって横の分類がなされ、活動の種類によって縦の分類がなされている。結果として、再測定前の営業利益は評価替えの影響を受けていない企業の主たる活動による利益であり、企業の経営者が第一に責任を持つべき金額である。再測定前の営業利益は、実現した収益と費用とが対応させられて計算されており、根底にキャッシュ・フローの存在が前提にされている。

イギリス制度にならえば、再測定前の営業利益と営業キャッシュ・フローとの関係を示すキャッシュ・フロー計算書が提案されることになる。実現・未実現を問わず再評価による損益が排除されているために、経営者が最も責任を負うべき利益とキャッシュ・フローとの関係がキャッシュ・フロー計算書によって示されることになる。

3.業績報告システムの事例

既述したように、財務業績報告システムとは、従来の純利益に金融商品の相場変動を取り込んだ業績である包括利益を、財務表間の連携を図りながら表示するシステムのことである。業績報告は現行の基本財務表とどのように連携あるいは補完するべきかについて検討し、キャッシュ・フロー計算書の役割について明確にしなければならない。業績報告システムの構築のために、財務諸表の体系をキャッシュ・フローの視点からみた場合、結果として明確になったことは、キャッシュ・フロー計算書は業績報告をする際において、重要な位置づけとなることであった。

次いで、トヨタ自動車の会計数値を利用して業績報告としてのキャッシュ・フロー計算書の必要性を検討し、業績報告システムにおいて他の財務表間との連携という視点から、キャッシュ・フロー計算書の役割を明確にする。

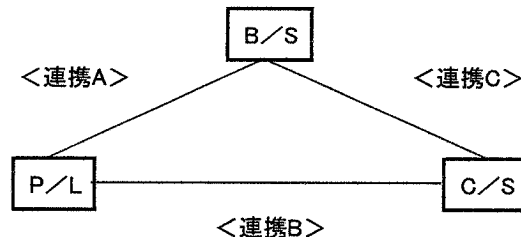
なお、トヨタ自動車は 1999 年のニューヨーク証券取引所の上場とともに、SEC 基準および国内基準によって連結財務諸表を作成開示している。

3-1.業績報告システムの現状

図表 E-1 は財務表間の連携を示したものである。「連携 A」は従来から考えられる純利益による連携である。「連携 B」は利益と CFO の調整表で連携される。「連携 C」は「連携 B」の調整内容を含むが、貸借対照表項目の期中変動を調整表に示すという意味で、キャッシ

キャッシュ・フロー計算書に期待される役割の一つである。時価会計の導入によりわが国の会計基準においては、当該項目は資本直入されるため、「連携 A」の財務二表の連携は崩れた形になっている。

図表 E-1 財務諸表間の連携



(出典：佐藤倫正 [2005], p.6 より作成)

次いで、財務三表の連携の視点から検証してみる。なぜなら、日本の証券取引法に基づく会計ではキャッシュ・フロー計算書が主要な財務表となっているためである。IASB および FASB に関しても、既述したように主要財務表は三つとする次元で検討を進めている。

三つの財務表の最も厳格な連携は、貸借対照表と損益計算書とキャッシュ・フロー計算書の各々に包括利益を表示して連携を図る方法である。問題としては、純利益によるつながりを軽んじる傾向が生じることを危惧しなければならず、間接法により作成されたキャッシュ・フロー計算書において情報の重複も生じることになる。

日本においては、損益計算書で純利益を表示し、貸借対照表では包括利益が反映されるが、時価評価差額等が資本直入されるため、貸借対照表と損益計算書は非連携となっている。同時に、キャッシュ・フロー計算書は税引前当期純利益から算出を始めることとなっているため、基本財務三表それぞれが非連携のままとなっている。

3-2. 資金法形式の連携

基本財務三表の連携を図るためには、損益計算書では従来どおり純利益の算出に重点を置き、貸借対照表では包括利益を反映させる必要がある。結果として、貸借対照表と損益計算書の二表は非連携となるため、キャッシュ・フロー計算書の表示を IASB の提唱する直接法により作成し、利益と CFO の調整表を添付する。当該調整表は資金観による第三の損益計算方式である「資金法」に基づく形式で作成することにより財務表間の連携は図れることになる。

資金法は、次の三つの利益計算方法⁴⁶⁹の第三番目に該当する。

- ① 財産残高の変動を顧慮しつつおこなう収入と支出の比較
- ② 費用と収益の比較
- ③ 期首資本と期末資本の比較

はじめの①は損益法であり、 $R - E = P$ （ R は収益、 E は費用、 P は当期純利益）で表わされる。次の②は財産法で、 $(A_1 - L_1) - (A_0 - L_0) = P'$ （ A は資産、 L は負債、 P' は包括利益、 0 は期首、 1 は期末を意味している）で表現される。③は資金法であり、 $CFO \pm \alpha \pm \beta = P'$ と表現される。資金法は、営業活動からのキャッシュ・フロー（CFO）を基にして、発生主義調整項目（ α ）と時価評価差額項目（ β ）を加減し、純利益と包括利益を算出するものである。

計算方式は、損益法とも財産法とも異なっており、財産とか損益の概念が前面にでない副次的なものとなっているという意味で第三の損益計算方式と呼ぶことができる。資金観は資金法の損益計算方式により、収益費用観と資産負債観との三元的関係のなかで対比され明確化することになる。

3-3. 資金法形式の包括利益計算書

資金法の形式は、SFAS 第 95 号のキャッシュ・フロー計算書で要求されている「利益と営業現金の調整表⁴⁷⁰」の順序を逆にしたものであり、CFO と純利益と包括利益が連携しているように思える。その他の包括利益の部分は、①分離されて報告される、②株主持分計算書に組み込まれる、および③損益計算書に結合されるものよりも整合性と理解可能性は高まると思われる。

業績報告システムでは、損益計算書は従来どおりの純利益の算定をおこない、貸借対照表においては包括利益を反映させるようにするが、損益計算書と貸借対照表は非連携になるため、キャッシュ・フロー計算書の表示を直接法によるものにし、利益と CFO の調整を添付することで財務表間の連携が図れると考える。

図表 E-2 は、前章の図表 8-5 で示した IASB の提案する財政状態変動表を基にしながら、トヨタ自動車の過去 5 年分の有価証券報告書のデータから資金法形式の包括利益計算書を作成した。当該形式では、CFO から当期純利益までの調整は、逆の計算プロセスを間接

⁴⁶⁹ 森田 [1979], p.214.

⁴⁷⁰ FASB [1987]

法によるキャッシュ・フロー計算書において示し、当期純利益から包括利益までの調整は、B 計算書方式の認識収益・費用計算書に示している。

図表 E-2 資金法形式の包括利益計算書

	2002年3月期	2003年3月期	2004年3月期	2005年3月期	2006年3月期
CFO	1,532,660	2,085,047	2,283,023	2,370,940	2,515,480
売上債権の増減	(61,997)	46,068	(5,568)	74,380	166,955
仕入債務の増減	809	(116,946)	(159,120)	223,383	314,266
棚卸資産の増減	(11,705)	38,043	53,609	(147,455)	(229,788)
減価償却費	(809,841)	(870,636)	(969,904)	(997,713)	(1,211,178)
貸倒引当金および金融損失引当金繰入額	(44,407)	(99,837)	(83,138)	(63,154)	(62,646)
固定資産処分損	(46,834)	(46,492)	(39,742)	(49,159)	(54,981)
売却可能有価証券の未実現評価損益	(179,646)	(111,346)	(3,063)	(2,324)	(4,163)
繰延税額	142,811	74,273	(120,828)	(84,711)	(33,262)
その他	34,720	(247,232)	206,829	(152,927)	(28,503)
当期純利益	556,567	750,942	1,162,098	1,171,260	1,372,180
外貨換算調整額	133,897	(139,285)	(203,257)	75,697	268,410
未実現有価証券評価損	(3,576)	(26,495)	329,672	38,455	244,629
最小年金債務調整額	(114,344)	(171,978)	273,265	9,780	4,937
デリバティブ評価損益	(790)	790	—	—	—
包括利益	571,754	413,974	1,561,778	1,295,192	1,890,156

(出典：各年度の有価証券報告書より作成)

資金法形式での包括利益計算書においては、財政状態変動表で計算された包括利益を中心として、認識収益・費用計算書とキャッシュ・フロー計算書の連携が図られているようにみえるが、財政状態変動表を分割しているだけのようにもみえ、形式については、キャッシュ・フロー計算書は必然的に間接法が選択されることになる。しかし、現状において公表される財務情報としての有価証券報告書を整理することで、当該形式の業績報告書は容易に作成できる。

4.現状の課題と方向性

わが国においては、2006年12月にASBJのワーキンググループが討議資料「財務会計の概念フレームワーク」を公表しているが、キャッシュ・フロー計算書を今のところ主要財務表として位置づけおらず、包括利益に関する基準を持たないため、早期において検討する必要がある。

2001年のIASBによる原則書案では、包括利益は財務業績を評価する指標として取り上げられており、業績報告書において記載することが妥当であるという見解を明確にしている。同資料では、業績報告書とキャッシュ・フロー計算書とはすべて同じ区分を用いるこ

とと、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成を義務づけることなどが議論されている。2006年IASBのIAS-R1において検討されている財政状態変動表では、間接法によるキャッシュ・フロー計算書のCFOから発生主義項目を調整することにより包括利益を計算することを提案している。同資料においては、キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法に関する議論は、間接法により作成されたCFOを開示する企業が現状において多いことを勘案したものと思われる。結果として、キャッシュ・フロー情報の「質」という観点からは、後退した議論になったことは明白である。

会計情報は、利害関係者に対して将来のキャッシュ・フローの予測に関する有用な情報を提供しなければならない。本章において検討した結果としては、財務業績報告システムでの位置づけからみたキャッシュ・フロー計算書は、間接法によるキャッシュ・フロー情報よりも直接法による情報の方が、より重要な役割を担い、かつ財務三表の連携を図るために有用な情報を利用者に提供するというものであった。視点をかえてみれば、CFO自体の会計数値は選択適用によって変化はありえないが、結果としての数値を提供すべきであるのか、計算のプロセスを含んだうえでの数値を提供すべきであるのかという議論は再検討する必要がある。議論と同時に、資金法形式による包括利益計算に、資金観独自の意味を与えられるかどうかということも重要になる。

おわりに

1980年代後半より、キャッシュ・フロー情報の重要性が取り上げられて、法的な根拠のもと、各国においてキャッシュ・フロー計算書は第三の財務表として位置づけられた。当該計算書の先駆国であるアメリカにおいて導入されて20余年が経過する今日、キャッシュ・フロー情報の必要性は浸透し、キャッシュ・フロー計算書は法的にも理論的にも確固たる財務表の地位を得る結果となった。

キャッシュ・フロー計算書が、利用者に投資活動や企業経営等に関して意思決定の際の有益な情報を提供してくれるという期待が高まったことは当然と思われる。一方で、キャッシュ・フロー計算書に対する不信感があることも事実である。会計基準の設定にともないキャッシュ・フロー計算書が開示されてはいても、新しい情報が少なく、大きな変化は見られるというわけではなかった、という意見に代表される。

理由の一つには、キャッシュ・フロー計算書を開示する目的が、会計基準設定主体により具体的に開示されていないということがある。キャッシュ・フロー計算書の開示目的が何のためであるのか、キャッシュ・フロー計算書がどのように利用されるのかについても説明が抽象的であり、特に、財務情報の利用者や作成者が容易に受入れにくい状況にあるため、期待と疑問が混在してしまったと思われる。財務表の数値により、利害関係者の投資意思決定を支援する機能が既存の財務表である「貸借対照表」および「損益計算書」による会計利益情報にはあり、二つの財務表と異質の情報がキャッシュ・フロー計算書によるキャッシュ・フロー情報にあるか否かに対する疑義が要因であると思われる。

制度化から20余年の歴史しかないキャッシュ・フロー計算書には、さまざまな問題が内包しているが、そのなかでとりわけ、作成問題に関する議論が活発化している。すなわち、直接法の採用に関する議論である。間接法採用根拠としての理由に、必ず作成コストが問題となっている。本当にそれだけの理由であるのならば、疑義がある。今日の企業会計においては、コンピュータ会計が主流となっている。推測の域を出ないが、キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付けられるほどの企業が、手作業による会計処理をおこなっているとは考えがたい。同様に、誘導法に基づいた直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成は、決して経常的に多額のコストを必要とするものではない。当該理由より、直接法によるキャッシュ・フロー計算書の制度化を忌避するだけの根拠は現実的にはないと考

える。

経常的な多額のコストを費消することなく、キャッシュ・フロー計算書を誘導法によって作成し、総額法によって表示された情報を直接法によって当該計算書に開示するためには、移行として何らかの企業努力が必要となるのは明らかである。それは、「情報スーパーハイウェイ」や「マルチメディア」などに象徴される高度情報化社会が進展しているなかで、コンピュータ会計のための「ソフトウェア」の作成に関する作業コストを企業に吸収させることを意図している。今日の状況において、企業が情報作成活動を積極的におこなうのであれば、他の企業活動との差別化、ステークホルダー等の評価にもつながることとなり、結果として企業価値の創出になるのではないだろうか。

IASB の提案により財務業績報告システムが再構築される動きがある。目的は、基本財務表間の連携を図り、包括的に評価できるような報告システムを構築することであり、キャッシュ・フロー計算書の財務表としての役割に重要性が増してきている。本論文で明らかにした課題の解消のためには、単体の計算書として課題を検討するのではなく、財務会計の枠組みという視点から他の財務表と連携を保ちながら、早急に課題を克服しなければならない。

以下、本論文で検証した結果は次のとおりである。

序章においては、FASB 概念に基づくキャッシュ・フロー情報の会計概念上の有用性について検証した。結果として、キャッシュ・フロー情報は目的適合性かつ信頼性の要件を満たした情報であり、将来のキャッシュ・フローの金額、タイミング、不確実性を予測することを目的とする情報利用者たちに稼得利益または包括的利益と、関連したキャッシュ・フローとの間に関する情報を提供し、SFAC 第 5 号に掲示される財務諸表提供情報としての要件を満たしていることが明確となり、FASB 概念からキャッシュ・フロー情報を検証した場合において当該情報の有用性は検証できた。

反面、キャッシュ・フロー計算書自体に、分類項目問題、作表形式問題が課題としてあり、FASB 概念の財務諸表が提供する情報は、同じ基礎データから作成され、各々の財務表の役割をよく理解した上で相互補完的に利用しなければ、有用な情報とはならないことに注意が必要である。

会計情報と当該情報利用者による活用および意思決定の類型化については、意思決定主体は外部および内部に分類され、意思決定の構成要素は主体による情報収集が必要となるため、会計的測定手段としての会計情報の必要性が生じる。会計情報を活用する際には、

定量的情報には定性的情報が含まれないため、会計数値データの限界を考慮したうえで分析をおこなわなければならない。意思決定者の中心である投資家においては、評価モデルの検討の際に各情報から将来期間の CFO 予測をおこなうことが重要であるため、キャッシュ・フロー情報は有用であることが明確化した。

第 1 章においては、アメリカにおいて基本財務表として位置づけられた過程を考察した。財務報告機能に関し FASB における会計の基本目的は、将来のキャッシュ・フローの金額、時期および不確実性の予測であるとした。予測には過去および現在のインカム・フロー、キャッシュ・フロー計算書および財政状態の報告が必要であり、報告ためには、損益計算書、貸借対照表、およびキャッシュ・フロー計算書等を作成しなければならない。目的達成には、企業業績の評価が必要であり、基本財務表間で有機的な機能分担をしなければならないと結論づけた。

FASB は、財務諸表の主要な構成要素の定義をおこない、財務会計の基本的な測定プロセスを規定しているが、資産と負債がキャッシュ・フローによって表現されており、期間損益計算が資産負債観の立場から強調されているにもかかわらず、構成要素のなかではキャッシュ・フローは明確に説明されていない。当該理由には、測定属性の問題を基本財務表の要件として十分に検討していないことがあげられる。

FASB の財務会計の枠組みでは、完全にキャッシュ・フロー計算書が基本財務表として位置づけられているとは言い難い。インカム・フロー計算が第一目的であり、キャッシュ・フロー計算との統合が理論的には不十分であると考ええる。問題解消のためには、業績報告システムの再構築が必要である。

第 2 章においては、国際会計基準とわが国におけるキャッシュ・フロー計算書の基本財務表として制度化される過程を検討した。IASC においては、1992 年に IAS-R7 が公表され、1993 年に IOSCO によってコアスタンダードとして承認されたことにより、実質的に基本財務表として位置づけられた。IAS の作成および改訂に強い影響力を持つカナダ、アメリカ、南アフリカ、イギリスおよびオーストラリアの 5 つの理事国のキャッシュ・フロー情報開示に関する基準が、IAS-R7 に反映されていると考えられる。キャッシュ・フロー計算書においては、同一取引および事象に対する異なった会計処理の採用による影響が除去されるために、企業間ならびに各国間の比較可能性が他の財務表と比べて高いことが認識されている。一方、IAS-R7 では依然として作成表示に関して複数の選択を認めているために、比較可能性は特に低下しているといわざるを得ない。

わが国の会計基準においては、①わが国の金融システム改革では会計制度改革の必要性が非常に高いこと、②国際会計基準が世界各国で受け入れられ始めており、グローバルな資金調達をおこなうためには、わが国会計基準の国際的調和化としてのIASへの準拠が不可欠になっていたという背景のもとに、1999年に財務諸表等規則によってキャッシュ・フロー計算書の導入を図った。わが国の場合は、当該計算書の利用目的は明確にされず、作成表示に関しては、資金収支表の流れを受け継いだものであり、わが国独自のものとなっている。以上を踏まえるならば、わが国では資金収支表等の作成経験を通じて直接法による収支情報の開示については十分な経験を有しているにもかかわらず、営業活動によるキャッシュ・フローの表示は、作成者による直接法と間接法の選択適用を認めていることから、IASBによる2001年の原則書案による業績報告システムの再構築の必要性が再確認できるものとなった。

第3章においては、キャッシュ・フロー計算書に関する課題を財務表としての理論特性、会計情報としての理論特性、およびキャッシュ・フロー情報を利用する実務上の側面から整理し総合的に検証した。

キャッシュ・フロー計算書自体を基本財務表の一つとして導入することは、発生主義会計のなかに現金主義会計を包含したものと考えられ、重要な意味を持つものと思われる。違う会計思考に基づいて作成される当該計算書においては、さまざまな問題点がある。各国間の比較可能性ならびに国際的調和化の問題を乱すものであり、顕著な例として、資金概念の相違、営業活動によるキャッシュ・フロー概念の曖昧さ等があげられた。キャッシュ・フロー情報の利用者においても、分析技法に関する明確な手法がないといっても過言ではない。当該情報の利用者が容易に理解するためには、マーケティングやマイクロ経済学で用いられるライフサイクル概念を利用することは有用であることが判明した。今後望まれるものとして、キャッシュ・フロー計算書のセグメント別情報も有用性が確認できた。近年IASBが提案する内容において、財務諸表の連携としてのキャッシュ・フロー計算書の位置づけは今後のさらなる検証が必要であることが判明した。

第4章においては、FASBのSFAS第95号に内在するキャッシュ・フロー計算書の作成方法に関する矛盾点を会計思考から検証をおこなった。営業活動からのキャッシュ・フロー区分の作成方法の選択は、直接法による開示を推奨し間接法による開示も認めており、どちらを採用するかは企業の判断に委ねられている。

直接法では、営業上のキャッシュ・フロー自体を総額で表示し、間接法では、純利益を

営業活動に基づく正味キャッシュ・フローに修正する計算過程を表示する。直接法では、会計上のデータベースから直接必要な会計データを抽出し編集作成する。一方の間接法では、会計データを抽出しなくとも作成される。直接法と間接法は代替的な方法ではなく、直接法による計算書が、他の財務二表にはないキャッシュ・フローの総額情報を提供する会計情報であり、間接法による計算書は新たな会計情報を提供しない。結果として、実務社会において、間接法を選択したキャッシュ・フロー計算書の開示が一般的であるという現状を見つめるならば、当該計算書の作成費用を考慮しても、会計情報の有用性が直接法を選択したキャッシュ・フロー計算書によりもたらされる情報にあるということを検証する必要がある。

第5章においては、企業経営の多角化、国際化の実態を財務諸表に適切に反映させるために、セグメント別キャッシュ・フロー情報の有用性と制度化の意義を検討し、事例を使用して検証した。セグメント別キャッシュ・フロー計算書は、セグメンテーションされていないキャッシュ・フロー計算書と比較すると、証券投資意思決定者が利用する際にオペレーティング・セグメントから企業戦略の一端が類推でき、セグメント情報により類推と実態との差異を明確にできる。差異は環境要因等の外部貢献要因に関する情報を得ることにより狭まることがわかる。同時に、最高業務意思決定者である経営者においても、セグメント別キャッシュ・フロー計算書は各セグメント別の戦略行動を評価することにも活用でき、有益な情報であると結論づけた。

現状では、各事業別セグメントでの区分の仕方が違うため、容易に企業間の比較は困難をとまなうことになる。セグメント別財務報告を強いることは、会計学という枠組みのなかで財務会計と管理会計の領域に関する問題として、誰のための財務情報開示であるのかという混乱を招くことにつながり、結果として、企業に対して大きな犠牲を強いることが判明した。IAS第14号では、事業系列別セグメントおよび地域別セグメントについて各々に財務情報を開示しなければならないとしているが、セグメント情報を強いることは、競争関係にある他の企業が当該企業に関するより詳細な情報を利用することができることとなり、結果として当該企業の競争的地位が低下し、業績悪化を招く危険性が生じる。課題を克服できるならば、セグメント別キャッシュ・フロー情報は企業評価において極めて有用な情報となる。

第6章においては、ライフサイクルに関する概念とフリー・キャッシュ・フローに関する概念を検証し、キャッシュ・フロー情報の諸特徴を明確にするために、事例を用いて検

討した。ライフサイクル概念では、各サイクルにおいて、キャッシュ・フローは特徴ある動きをするため、キャッシュ・フロー情報をライフサイクル概念に当てはめて考察することは意義あるものであることが判明した。しかし、業種により（たとえば IT 業界等）既存のサイクルとは違うキャッシュ・フローの動向を示すため、さらなる検証が必要と考える。

フリー・キャッシュ・フローに関する概念は、将来のフリー・キャッシュ・フローの極大化を目指す経営をおこなううえで、フリー・キャッシュ・フローは企業価値を測定する手法の一つとして重要であることが確認できた。反面、フリー・キャッシュ・フローの定義自体がいまだに明確にされておらず、キャッシュ・フロー情報の利用者に活用を任せる結果となっている。課題の解消のためには、早期にフリー・キャッシュ・フローの定義づけが必要である。

第 7 章においては、概念上の有用性を明確にし、当該情報の有用性を確認するために先行実証研究を整理した。次いで、利害関係者の意思決定においての有用性を明らかにするために、キャッシュ・フロー情報と会計利益情報および株価との相関関係について SEC 基準提出会社を事例にし、キャッシュ・フロー情報の特質を検証した。

キャッシュ・フロー情報と会計利益の相関においては、発生主義の影響を受ける度合いが強い会計利益になるほど、対応するキャッシュ・フローは会計利益と乖離する傾向にあることが明らかとなった。発生主義の影響を受ける度合いが強くなるにつれて、キャッシュ・フローに含まれていた「何らかのある種の情報」が消滅していることを示唆している。

キャッシュ・フロー情報と株価の相関においては、理論上有益な情報と考えられている CFO には株価との相関が弱く、CFI と株価の間に相関が強くあらわれる結果となったことから、CFO の構成内容自体に算定過程において営業活動を根拠とする以外の要素が混在し、適切に本業の力を示すものとなっていないことが明らかとなった。

先行実証研究と、簡易的な分析により当該情報の有用性を確認することを前提とした当該実証検証の結果に共通するものは、CFI には明らかに会計利益情報に追加する情報があるということである。現状では、CFI が株価と相関があるため、投資意思決定者においては有用な情報であることが判明した。

最後に、キャッシュ・フロー情報は発生主義会計に基づく会計利益間の金額、原因および時期的なズレに関する重要な情報を提供するか否かについて検証をおこない、キャッシュ・フロー計算書が導入される以前に使用されてきた「会計上のキャッシュ・フロー」概念は、正味の営業活動からのキャッシュ・フロー概念と必ずしも同額または近似値ではな

いことが実証できた。通常、有価証券報告書における連結損益計算書では減価償却費は表示されないが、連結キャッシュ・フロー計算書においては、CFOの計算過程で明示されるため、稼得利益と現金収支との金額、原因および期間的なズレに関する情報を提供しており、投資意思決定者の会計情報を利用する際にキャッシュ・フロー計算書は有益な情報を提供していることが明確となった。

第8章においては、IASBにより提案されている企業の財務業績報告システムにおけるキャッシュ・フロー計算書の役割について検証をおこなった。結果としては、企業の業績を評価するうえで包括利益とCFOの連携であるインカム・フローとキャッシュ・フローとの連携は十分に図れることが可能であることが判明した。IASBの提案する財政状態変動表では、CFOから当期純利益への調整部分が間接法によるキャッシュ・フロー計算書で、当期純利益から包括利益への調整部分がB計算書方式である認識収益・費用計算書で分割表示されて、従来の損益計算書を加えることにより、「一組の財務諸表」を構成することが可能であることが明らかとなった。

終章においては、IASB業績報告プロジェクトによる提案を受けて、キャッシュ・フロー計算書が受ける影響について検討し、基本財務表間の連携を図るために、業績報告システムにおけるキャッシュ・フロー計算書の位置づけと役割について事例を用いて検証した。会計概念的な視点である資金観に基づく資金法の損益計算方式の包括的利益計算書により、収益費用観と資産負債観との三元的関係のなかの対比で明確化され、キャッシュ・フロー計算書は業績報告システムにおいて明確な役割と位置づけを持つことが事例により判明した。

残る課題としては、①実現可能性の概念である実現資産・負債と実現可能資産・負債の明確に区分するための論拠が見当たらない、②資産と負債の認識と測定属性についての相互作用を含めた検討をする必要がある、③基本財務表を利用した分析手法を検討しなければならない、④基本財務表を作成するための勘定組織を構築しなければならない、という四つが明確となった。

本論文において、検証してきた結果としては、次の三つがあげられる。第一に、キャッシュ・フロー計算書によりもたらされるキャッシュ・フロー情報の有用性に関して会計理論および実務的な利用の側面から明確にすることができた。第二に、キャッシュ・フロー計算書に関する課題について整理し、所在を明確にできた。第三に、近年の動向にある財務業績報告システムにおけるキャッシュ・フロー計算書の役割について、事例検証により

重要性と財務表間の連携が確認できた。

激動する今日の社会において、企業は多角化・国際化により将来のキャッシュ・フローの極大化を目指した経営戦略を策定している。視点を逆からみれば、企業自体が多角化をおこなっているわけではなく、市場のニーズと自社のコア能力が合致したところに経営の活路を見いだしているというのが現実である。結果として、企業は多様な経営実態となっている。現状において明らかなのは、財務情報利用者が企業の財務業績を容易に評価するためには、確固たる財務業績報告システムの構築が求められていることである。キャッシュ・フロー計算書は他の財務表と連携を図り、内部および外部の利害関係者に対して意思決定を支援するために、より有益な情報を提供するために再構築されなければならない。

参考文献一覧

【欧文】

- AAA [1936] , A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting Corporate Reports, *The Accounting Review*, 11(2) 1936: pp.187-191 1936, 邦訳：中島省吾 [1984] 『増訂 A.A.A.会計原則—原文・解説・訳文および訳注—』中央経済社, 1984年, pp.87-103。
- AAA [1941] , Accounting Principles Underlying Corporate Financial Statements, *The Accounting Review*, 16(2) 1941 : pp.133-139 邦訳：中島省吾 『前掲訳書』, pp.104-120。
- AAA [1948] , Executive Committee, Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements——1948 Revision, *The Accounting Review*, 23(4) 1948 : pp.339-334, 邦訳：中島省吾 『前掲訳書』, pp.121-134。
- AAA [1955] , Committee on Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements, Standards for Disclosure for Published Financial Reports, Supplementary Statement No.8, *The Accounting Review*, 30(3) 1955 : pp.400-404, 邦訳：中島省吾 『前掲訳書』, pp.179-189。
- AAA [1957] , Committee on Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements, Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements——1957 Revision, *The Accounting Review*, 32(4) 1957 : pp.536-546, 邦訳：中島省吾 『前掲訳書』, pp.190-210。
- AAA [1966] , Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement of Basic Accounting Theory 1966.*, 邦訳：飯野利夫 『基礎的会計理論』国元書房, 1969年。
- AAA [1971] , “Report of the committee on Foundations of Accounting Measurement”, *Accounting Review*, Supplement to Vol. XLVI, 1971, pp.3-48.
- AAA [1977] , Committee on Concepts and Standards for External Financial Reports, Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance, American Accounting Association, 1977., 邦訳：染谷恭次郎 [1980] 『アメリカ会計学会・会計理論と理論承認』国元書房, 1980年。
- AASB・AARF [1991] , Exposure Draft No.52, *Statement of Cash Flows*, May 1991.
- AASB・AARF [1991] [1997b] , AASB1026/AAS28, *Statement of Cash Flows*, December 1991/October 1997.

- AASB・AARF [1997a], Exposure Draft 77, *Statement of Cash Flows*, May 1997.
- Abell, D.F. [1980], *Defining The Business : The Starting Point of Strategic Planning*, Prentice-Hall, 1980., 邦訳：石井淳蔵『事業の定義—戦略的計画の策定の出発点—』千倉書房, 1992年, pp.221-227.
- AICPA [1962-1997], *Accounting Trends & Techniques*, 1962-1997.
- AICPA [1970], Statement of the Accounting Principles Board No.4, *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, 1970., 邦訳：川口順一『アメリカ公認会計士協会 企業会計原則』同文館, 1973年。
- AICPA [1973], Study Group on Objectives of Financial Statements, *Objectives of Financial Statements*, 1973., 邦訳：川口順一『アメリカ公認会計士協会—財務諸表の目的—』同文館, 1976年。
- Ali, A. [1994], “The incremental information content of earnings, working capital from operations, and cash flows,” *Journal of Accounting Research* 32, pp.61-74.
- Anton, H.R. [1955], “Funds Statement Practice in the United States and Canada,” *The Accounting Review*, October 1955, pp.620-627.
- APB [1970], APB Statement No.4, *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, 1970.
- APB [1971], APB Opinion No.19, *Reporting Changes in Financial Position*, March 1971.
- ASB [1991] [1996], FRS No.1, *Cash flow Statements*, September 1991/October 1996.
- ASB [1995], FRS Exposure Draft No.10, *Cash flow Statements*, December 1995.
- ASB [1996], *Financial Reporting Standard No.1 (Revised 1996)*, June 1996.
- ASB [1999], *Financial Reporting Standard 3, “Reporting financial performance”*, amended 1999.
- ASB [2000], *FRED 22: Revision of FRS 3, “Reporting financial performance”*.
- ASSC [1975] [1978], SSAP No.10, *Statements of Source and Application of Funds*, July 1975/June 1978.
- ASC [1990], SSAP-ED54, *Cash flow Statements*, July 1990.
- Bahnsen, Paul R., Paul B. W. Miller and Bruce P. Budge [1996], “Nonarticulation in Cash Flow Statements and Implications for Education, Research and Practice,” *Accounting Horizons*, Vol.10, No.4, December 1996, pp.1-15.
- Barker, Richard [2004], Reporting Financial Performance, *Accounting Horizons*, Vol.18, No.2,

June 2004.

- Bergevin, P.M. [2002], "Financial Statement Analysis: An Integrated Approach", Peason Education, 2002.
- Biddle, G.C., G.S. Seow, and A.F. Siegel [1995], "Relative versus incremental information content", *Contemporary Accounting Research* 12-1-1, pp.1-23.
- Biddle, G.C., R.M. Bowen, and J.S. Wallance [1997], "Does EVA beat earnings? Evidence on associations with stock returns and firm values," *Journal of Accounting and Economics*, 24-3, pp.301-336.
- Bowen, R.M., D. Burgstaller, and L.A. Daley [1987], "The incremental information content of accrual versus cash flows," *The Accounting Review*, 62-4, pp.723-747.
- Charitou, A., C. Clubb, and A. Andreou [2000], "The value relevance of earnings and cash flows: Empirical evidence for Japan," *Journal of International Financial Management and Accounting II*, pp.1-22.
- Cheng, C.S.A., C.S. Liu, and T.S. Schaefer [1996], "Earnings permanence and the incremental information content of cash flows from operations," *Journal of Accounting Research* 34, pp.173-181.
- CICA [1964] , Bulletin No.20, *Accounting and Auditing Practice*, 1964.
- CICA [1968] , CICA Handbook, Section 1540, *Statement of Source and Application of Funds*, 1968.
- CICA [1974] [1985] [1989] , CICA Handbook, Section 1540, *Statement of Changes in financial Position*, August 1974/September 1985/December 1989.
- CICA [1996] , Exposure Draft, *Cash flow Statements*, May 1996.
- CICA [1998] , CICA Handbook, Section R-1540, *Cash flow statements*, June 1998.
- Cole, W.M.[1908], *Accounts; Their Construction and Interpretation*, Houghton Mifflin Company, 1908.
- Copeland, T., T. Koller and J. Murrin [1995], *VALUATION Measuring and Managing the Value of Companies*, Mckinsey & Company, Inc., 1995., 邦訳：伊藤邦雄『企業評価と戦略経営 [新版] キャッシュ・フロー経営への転換』日本経済新聞社，1999年。
- Day, E. B. [1951] , "Cash-Balance Approach to Fund Statement Promotes Clarity in Financial Report," *Journal of Accountancy*, April 1951, pp.600-603.

- Esquerre, P. J. [1914] , “The applied Theory of Accounts”, Ronald Press Company, 1914.
- FASB [1976a] , *Scope and Implications of Conceptual Framework Project*, December 1976., 邦訳：森川八州男監訳／小倉崇資・佐藤信彦・原陽一『現代アメリカ会計の基礎概念』白桃書房，1988年，pp.1-39。
- FASB [1976b] , Discussion Memorandum, *An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting : Elements of Financial Statements and Their Measurement*, December 1976., 邦訳：津守常弘監訳『FASB 財務会計のフレームワーク』中央経済社，1997年。
- FASB [1976c] , Statement of Financial Accounting Standards No.14, *Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise*, 1976., 邦訳：日本公認会計士協会国際委員会訳『米国FASB 財務会計基準書 リース会計・セグメント会計他』同文館，1985年。
- FASB [1978] , SFAC No.1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, November 1978., 邦訳：平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念 改訂新版』中央経済社，1994年，pp.1-43。
- FASB [1980a] , SFAC No.2, *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, May 1980., 邦訳：平松一夫・広瀬義州『前掲訳書』，pp.47-144。
- FASB [1980b] , Discussion Memorandum, *Reporting Funds Flow, Liquidity, and Financial Flexibility*, December 1980.
- FASB [1981] , Exposure Draft, *Reporting Income, Cash flows, and Financial Position of Business Enterprises*, November 1981.
- FASB [1983] , Exposure Draft, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, December 1983.
- FASB [1984] , SFAC No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, December 1984., 邦訳：平松一夫・広瀬義州『前掲訳書』，pp.195-266。
- FASB [1985] , SFAC No.6, *Elements of Financial Statements a Replacement of FASB Concepts Statement No.3*, December 1985., 邦訳：平松一夫・広瀬義州『前掲訳書』，pp.269-408。
- FASB [1986] , Exposure Draft, *Statement of Cash Flows*, July 1986.
- FASB [1987] , SFAS No.95, *Statement of Cash Flows*, November 1987.
- FASB [1989a] , SFAS No.102, *Statement of Cash Flows-Exemption of Certain Enterprises and Classification of Cash Flows from Certain Securities Acquired for Resale*, January 1989.

- FASB [1989b] ,SFAS No.4, *Statements of Cash Flows-Net Reporting of Cash Receipts and Cash Payments and Classification of Cash Flows from Hedging Transactions*, December 1989.
- FASB [1996], Financial Accounting Series. Exposure Draft. Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Reporting Disaggregated Information about a Business Enterprise*, January 1996.
- FASB [1997] , SFAS No.131, *Disclosures about Segments of an Enterprise and Related Information*, June 1997.
- FASB [2000] , SFAC No.7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, February 2000.
- Finny, H. A. [1921] , “Students’ Department,” *Journal of Accountancy*, July 1921, pp.64-67, and following some issues of *Journal of Accountancy*.
- Francis, J., P. Olsson, and D. Oswald [2000], “Comparing the accuracy and explainability of dividend, free cash flow and abnormal earnings equity values estimates,” *Journal of Accounting Research* 38-1, pp.45-70.
- Freericks, Wolfgang [1966] , *Moderne Buchführungsverfahren und Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung*, Diss. Würzburg 1966.
- Herrmann. Don and Wayne B. Thomas, “An Analysis of Segment Disclosures under SFAS No.131 and SFAS No.14, *Accounting Horizons*, Vol.14, No.3, September 2000, pp.287-302.
- IASB [2001], Draft Statement of Principles ; Reporting Recognized Income and Expense, October 2001.
- IASB [2005], Conceptual Framework-Qualitative Characteristics 1 : Relevance and Reliability, *Information for Observers IASB*, May 2005.
- IASB [2006], Presentation of Financial Statements, *Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS 1*, May 2006.
- IASC [1977] , IAS 7, *Statement of Changes in Financial Position*, July 1977.
- IASC [1981], IAS 14, *Reporting Financial Information by Segment*, 1981.
- IASC [1989a] , E32, *Comparability of Financial Statements*, January 1989.
- IASC [1989b] , *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, July 1989.
- IASC [1991] , IAS ED36 Proposed Statement, *Cash flow Statements*, July 1991.

- IASC [1992a] , IAS 7 (revised), *Cash Flow Statements*, October 1992.
- IASC [1992b] , *Comment Letters on Exposure Draft, E36 Cash Flow Statements*, December 1992.
- IASC [1994], IAS 14 (reformatted 1994), *Reporting Financial Information by Segment*, 1994
- IASC [1997], IAS 14 (revised 1997), *Segment Reporting*, 1997
- ICAA [1971] , Technical Bulletin F1, *Statements of Source and Application of Funds*, January 1971.
- Kotler, P. [1994], *Marketing Management : Analysis, Planning, Implementation and Control*, 8th.ed., Prentice-Hall, 1994, pp.70-76.
- Leffson, Ulrich [1972] , *Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung*, 3 Aufl., Düsseldorf 1972.
- Moonitz, M. [1956] , “Reporting on Flow of Funds,” *The Accounting Review*, July 1956, pp.262-266.
- Penman, S. And T. Sougiannis [1998], “A comparison of dividend, cash flow, and earnings approaches to equity,” *Contemporary Accounting Research*, 15-3, pp.343-383.
- Pfeiffer Jr. R. J., P.T. Elgers, M.H. Lo, and L.L. Rees [1998], “Additional evidence on the incremental information content of cash flow and accruals: The impact of errors in measuring market expectations,” *The Accounting Review*, 73-3, pp.373-385.
- Rappaport, A. And Lerner, E. M. [1969], *A Framework for Financial Reporting by Diversified Companies*, NAA New York, 1969.
- Rayburn, J. [1986], “The association of operating cash flow and accruals with security returns,” *Journal of Accounting Research*, 24 (Supplement) , pp.112-137.
- SAICA [1996], AC 118, *Cash Flow Information*, May 1996.
- Schanz, Georg [1895] , *Die Novelle zum sächsischen EstG vom 2. 7. 1878*, in : Finanzarchiv, Jg. 12(1895) Bd. 2.
- SEC[1969], The Wheat Report, *Disclosure to Investors ; A Reappraisal of Federal Administrative Policies under the '33 and '34 Acts*, 1969.
- SEC [1970] , Regulation S-X, Article 11a. *Statement of Source and Application of Funds*, Rule 11a-01. *Application of Article 11a.*, Rule 11a-02. *Statement of Source and Application of Funds*, 1970.
- SEC [1980] , Regulation S-K, Item 303, *Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Result of Operations*, 1980.

SEC [1981] , ASR No.299, *Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations*, 1981.

Stickney, C.P., Brown, P.R. & Wahlen, J.M. [2004], "Financial Reporting Statement Analysis : A Strategic Perspective", 5th ed. Thomson Co., 2004.

Street, Donna L., Nancy B. Nichols, and Sindney J. Gray. [2000], "Segment Disclosures under SFAS no.131: Has Business Segment Reporting Improved?", *Accounting Horizons*, Vol.14, No.3. September 2000, pp.259-285.

Wild, J.J., Subramanyam, K.R. & Halsey, R.H. [2003], "Financial Statement Analysis" 8th ed., McGraw-Hill Co., 2003.

Wilson, G. [1986], "The relative information content of accruals and cash flows," *Journal of Accounting Research*, 24 (Supplement) , pp.165-200.

Wilson, G. [1987], "The incremental information content of accrual and funds components of earnings after controlling for earnings," *The Accounting Review*, 72-2, pp.239-322.

【和文】

秋本敏男・倍和博 [1998] 『会計情報分析の形成と展開』 同文館, 1998年。

安藤英義 [1996] 『会計フレームワークと会計基準』 中央経済社, 1996年。

石川純治 [1996] 『キャッシュ・フロー簿記会計論』 森山書店, 1996年。

井尻雄二 [1976] 『会計測定理論』 東洋経済新報社, 1976年。

伊藤邦雄 [2004] 『キャッシュ・フロー会計と企業評価』 中央経済社, 2004年。

稲岡 潔・中塚 賢 [2000] 「わが国主要企業のキャッシュ・フロー情報特性に関する実証研究」 『経営情報研究』 (摂南大学経営情報学部論集) 第8巻第1号, 摂南大学, 2000年, pp.37-65。

岩崎 功 [2005] 「企業ライフサイクルのもとでの「公表」並びに「国弘版」キャッシュ・フロー計算書からみたキャッシュ・フローの特質」 『埼玉学園大学紀要』 第5号, 埼玉学園大学, 2005年, pp.121-134。

浦崎直浩 [1998] 「オーストラリアの会計制度改革—国際会計基準の導入に対する取り組み—」 『国民経済雑誌』 1998年7月, pp.33-48。

遠藤一久 [1984] 『正規の簿記の諸原則』 森山書店, 1984年。

大倉雄次郎 [2000] 「連結キャッシュ・フロー計算書の基本的視点からの分析」 『企業会計』

- Vol. 52 No.2, 中央経済社, 2000年, pp.122-132。
- 岡田依里 [1997]『日本の会計と会計環境—国際的調和の視点から—』同文館, 1997年。
- 小川 洸 [1983] 編著『現代資金会計の動向』国元書房, 1983年。
- 小川 洸 [1999]『会計情報の変革』中央経済社, 1999年。
- 椛田龍三 [2000]「会計制度の概念と FASB 概念フレームワーク」『會計』第 157 卷第 4 号, 2000年, pp.50-64。
- 加藤盛弘・鶴飼哲夫・百合野正博 [1981]『会計原則の展開』森山書店, 1981年。
- 鎌田信夫・澤村隆秀 [1987]「資金繰表における資金情報開示の実態」『南山経営研究』(南山大学) 第 2 卷第 3 号, 1987年 12 月, pp.509-558。
- 鎌田信夫 [1991] 編著『資金情報開示の理論と制度』白桃書房, 1991年。
- 鎌田信夫 [1995a]『資金会計の理論と制度の研究』白桃書房, 1995年。
- 鎌田信夫 [1995b]「キャッシュ・フロー会計の意義—中村教授の「資金会計への挑戦」に
応えて—」『企業会計』Vol. 47, No. 8, 中央経済社, 1995年, pp.17-24。
- 鎌田信夫 [1996a]「改訂 IAS7 「現金収支計算書」の特徴—ED36 に対するコメントレタ
ーの分析を通して—」『南山経営研究』第 10 卷第 3 号, 南山大学, 1996年, pp.483-505。
- 鎌田信夫 [1996b]「現金収支計算書の有用性とその限界」『企業会計』Vol. 48 No. 10, 中央
経済社, 1996年, pp.18-23。
- 鎌田信夫 [1997a] 編著『現金収支情報の開示制度』中央経済社, 1997年。
- 鎌田信夫 [1997b]「連結キャッシュ・フロー計算書の作成と利用」『企業会計』Vol. 49 No.
13, 中央経済社, 1997年, pp.41-47。
- 鎌田信夫 [1998a]「連結キャッシュ・フロー計算書導入の意義と問題点」『COFRI ジャー
ナル』第 30 号, 1998年, pp.107-118。
- 鎌田信夫 [1998b]「キャッシュ・フローと利益」『企業会計』Vol. 50 No. 8, 中央経済社,
1998年, pp.4-11。
- 鎌田信夫 [1999]『キャッシュ・フロー会計—その理論と適用—』税務経理協会, 1999年。
- 鎌田信夫 [2000]「キャッシュ・フロー計算書分析の視点」『産業経理』Vol. 59 No. 4, 産業
経理協会, 2000年, pp.2-11。
- 鎌田信夫 [2001]『キャッシュ・フロー会計の原理』税務経理協会, 2001年。
- 鎌田信夫 [2002]「業績報告書としてのキャッシュ・フロー計算書」『産業経済研究所紀要』
第 12 号, 中部大学産業経済研究所, 2002年, pp.85-98。

- 鎌田信夫 [2003] 「会計情報システムに基づくキャッシュ・フロー情報の処理」『会計』第 164 巻第 1 号, 2003 年, pp.1-14。
- 鎌田信夫 [2005] 「わが国のキャッシュ・フロー情報開示の動向」『会計』第 168 巻第 6 号, 2005 年, pp.906-917。
- 関西学院大学会計学研究室 [1993] 編『連結会計基準の国際比較』中央経済社, 1993 年。
- 企業会計審議会 [1975] 『連結財務諸表原則・連結財務諸表原則注解』1975 年。
- 企業会計審議会 [1986] 第一部会小委員会の中間報告「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について」1986 年。
- 企業会計審議会 [1988] 『セグメント情報の開示に関する意見書』, 『セグメント情報の開示基準』1988 年。
- 企業会計審議会 [1997] 『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』1997 年。
- 企業会計審議会 [1998a] 『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』1998 年。
- 企業会計審議会 [1998b] 『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書』1998 年。
- 菊池誠一 [1998] 『連結経営におけるキャッシュ・フロー計算書』中央経済社, 1998 年。
- 黒田行治・高橋正子 [1992] 「SEC 連結基準適用会社における資金情報の有用性 (その 1)」『三田商学研究』第 35 巻第 3 号, 1992 年, pp.41-51。
- 国際会計基準審議会 [2001] 日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準書 2001』同文館, 2001 年。
- 小西範幸 [2004] 『キャッシュ・フロー会計の枠組み—包括的業績報告システムの構築—』岡山大学経済学部研究叢書 第 31 冊, 2004 年。
- 小西範幸 [2006] 『インカムフロー報告とキャッシュフロー報告の連携』日本会計研究学会 第 65 回大会・準統一論題報告 (1) 配布資料, 2006 年。
- 桜井貴憲 [2005] 「企業戦略と企業価値についての実証研究」『東北学院大学論集』経済学 第 158 号, 2005 年, pp.1-23。
- 桜井久勝 [1991] 『会計利益情報の有用性』千倉書房, 1991 年。
- 桜井久勝 [1992] 「資金収支表の増分情報内容」『産業経理』1992 年 1 月, pp.45-55。
- 櫻井通晴 [1997] 「キャッシュ・フロー経営の意義とは何か」『ハーバードビジネス』8・9 月号, ダイヤモンド社, 1997 年, pp.16-25。
- 櫻井通晴 [1998] 「キャッシュ・フロー経営の意義」『企業会計』Vol. 50 No. 8, 中央経済社,

- 1998年, pp.34-41。
- 櫻井通晴・佐藤倫正 [1999] 『キャッシュ・フロー経営と会計』中央経済社, 1999年。
- 佐藤 靖 [1988] 「現金フロー計算書に関する若干の考察—直接法と間接法—」, 名城大学商学会『名城商学』第37巻第4号, 1988年, pp.197-218。
- 佐藤 靖 [1990] 「FASB財務会計基準書第95号『現金フロー計算書』の批判的考察」, 名城大学商学会『名城商学』第40巻第1号, 1990年, pp.166-192。
- 佐藤 靖 [1997] 「情報測定を用いた資金収支表分析—資金収支表の「役立ち」を探る一試論—」『産業経理』Vol.57 No.1, 産業経理協会, 1997年, pp.95-104。
- 佐藤 靖 [1998] 「財務諸表の一つとしてのキャッシュ・フロー計算書」『会計』第153巻第6号, 1998年, pp.31-43。
- 佐藤 靖 [1999a] 「財務諸表の体系とキャッシュ・フロー計算書—会計測定プロセス再考—」, 青山学院大学経営学会『青山経営論集』第33巻第4号, 1999年, pp.49-75。
- 佐藤 靖 [1999b] 「キャッシュ・フロー情報の特徴と限界」『会計』第156巻第2号, 1999年, pp.30-42。
- 佐藤 靖・佐藤清和 [2000] 『キャッシュ・フロー情報』同文館, 2000年。
- 佐藤倫正 [1986] 「T.A. Lee : Cash Flow Accounting に関する覚え書き」, 岡山大学経済学会『経済学会雑誌』第18巻第3号, 1986年, pp.79-104。
- 佐藤倫正 [1993] 『資金会計論』白桃書房, 1993年。
- 佐藤倫正 [1996] 「基本財務諸表としての現金収支計算書」『企業会計』Vol. 48 No. 10, 中央経済社, 1996年, pp.24-29。
- 佐藤倫正 [1998] 「キャッシュ・フロー計算書とは何か」『企業会計』第50巻第10号, 1998年, pp.38-44。
- 佐藤倫正 [2000] 「連結キャッシュ・フロー計算書」『企業会計』Vol. 52 No. 1, 中央経済社, 2000年, pp.38-44。
- 佐藤倫正 [2001] 「キャッシュ・フロー会計と企業経営」『会計』第160巻第1号, 2001年, pp.1-10。
- 佐藤倫正 [2005] 「財務諸表の連携と業績報告」『企業会計』第57巻第5号, 2005年, pp.4-11。
- 佐藤倫正 [2006] 「財務情報とキャッシュ・フロー計算書」『経済科学』名古屋大学大学院53-4, 2006年, pp.9-20。
- 仁川栄寿 [2001] 「わが国におけるCFO情報の開示」『国際会計研究学会第18回大会報告

- 要旨』2001年, p.17。
- 末尾一秋 [1979]『事業別財務情報会計』森山書店, 1979年。
- 末政芳信 [1993]『IBM社のセグメント財務情報』同文館, 1993年。
- 末政芳信 [1999a]「ソニーの事業の種類別セグメント情報にかかわる収益性の分析(1)」『税経通信』, 1999年, pp.32-37。
- 末政芳信 [1999a]「ソニーの事業の種類別セグメント情報にかかわる収益性の分析(2)」『税経通信』, 1999年, pp.28-38。
- 末政芳信 [2006]『トヨタの連結財務情報』同文館, 2006年。
- 杉本典之 [1984]「企業会計の基本的構造への記号論的接近—意味論的考察の緊要性—」『會計』第126巻第5号, 1984年, pp.633-645。
- 杉本典之・洪慈乙 [1995a]『キャッシュ・フロー計算書』東京経済情報出版, 1995年。
- 杉本典之・洪慈乙 [1995b]「キャッシュ・フロー計算書の役割」『企業会計』Vol. 47 No. 7, 中央経済社, 1995年, pp.71-78。
- 須田一幸 [2001a]「キャッシュ・フロー情報と利益情報の有用性(一)」『會計』第160巻第1号, 2001年, pp.39-50。
- 須田一幸 [2001b]「キャッシュ・フロー情報と利益情報の有用性(二・完)」『會計』第160巻第2号, 2001年, pp.12-24。
- 須田一幸 編著 [2007]『会計操作』ダイヤモンド社, 2007年。
- 隅田一豊 [1987]「オーストラリアにおける資金計算書制度の展開」『中部大学経営情報学部論集』1987年, pp.17-28。
- 染谷恭次郎『増補資金会計論』中央経済社, 1960年。
- 染谷恭次郎『キャッシュ・フロー会計論』中央経済社, 1999年。
- 高橋正子・黒川行治 [1992]「SEC連結基準適用会社における資金情報の有用性(その2)」『三田商学研究』第35巻第5号, 1992年, pp.22-48。
- 高松和男 [1982]『アメリカ会計原則の展開』同文館, 1982年。
- 高松和男 [1988]「キャッシュ・フロー計算書の意味と構造—FASBステートメント第九十五号を中心として—」『會計』第134巻第2号, 1988年, pp.1-15。
- 武田安弘 [1984]「最近における現金フロー計算書の発展」『商学研究』愛知学院大学論叢第29巻第1・第2号, 1984年。
- 武田安弘 [1986]「資金計算書と財務諸表の体系」『地域分析』愛知学院大学経営研究所,

- 1986年, pp.1-12。
- 武田安弘 [1988] 「資金収支表開示の実態と問題点」『地域分析』愛知学院大学経営研究所 第26巻第2号, 1988年, pp.1-25。
- 武田安弘 [1989] 「資金収支表の研究—理論的検討と実態分析—」『地域分析』愛知学院大学経営研究所, 1989年, pp.31-65。
- 田中延幸 [1998] 「英国におけるキャッシュ・フロー計算書の展開」『星陵台論集』神戸商科大学, 1998年, pp.245-273。
- 田中 弘 [1991] 『イギリスの会計基準—形成と課題—』中央経済社, 1991年。
- 田中 弘 [1993] 『イギリスの会計制度—わが国会計制度との比較検討—』中央経済社, 1993年。
- 田中 弘 [1997] 「会計データの限界とその克服」『現代財務会計の視点』同文館, 1997年。
- 田中 弘・原 光世 [1990] 訳『イギリス会計基準書』中央経済社, 1990年。
- 辻山栄子 [2000] 「財務報告の信頼性と時価情報・利益情報」『會計』第157巻第4号, 2000年, pp.1-17。
- 土田俊也 [2000] 「連結キャッシュ・フロー情報と株価形成」『経済理論』和歌山大学経済学会 296, 2000年, pp.25-47。
- 角田伸広 [1994] 「IOSCOにおける国際会計基準に係る議論の概要」『JICPA ジャーナル』, 1994年, pp.68-70。
- 徳賀芳弘 [2000] 『国際会計—相違と調和—』中央経済社, 2000年。
- 永田 靖 [2001] 「企業情報としてのキャッシュ・フロー計算書に関する—考察—第三の財務表としての有用性—」早稲田大学大学院アジア太平洋研究科国際経営学専攻学位修士論文, 2001年。
- 永田 靖 [2004a] 「第三の財務表としてのキャッシュ・フロー計算書—直接法と間接法をめぐる内部矛盾—」『マネジメント研究』広島大学 (第四号), 2004年 pp.69-83。
- 永田 靖 [2004b] 「ステークホルダーが求める会計情報のあり方」『中国税理士会報』No.483, 2004年。
- 永田 靖 [2004c] 「キャッシュ・フロー計算書の作成目的」『中国税理士会報』No.489, 2004年。
- 永田 靖 [2005a] 「アメリカにおけるキャッシュ・フロー計算書導入の背景」『中国税理士会報』No.496, 2005年。

- 永田 靖 [2005b] 「キャッシュ・フロー計算書に関する会計基準の国際的調和」『経済研究論集』広島経済大学 第 28 巻第 3 号, 2005 年, pp.133-154。
- 永田 靖 [2006a] 「キャッシュ・フロー情報の窮地」『中国税理士会報』No.508, 2006 年。
- 永田 靖 [2006b] 「キャッシュ・フロー情報の意義—FASB 概念を中心にして—」『経済研究論集』広島経済大学 第 29 巻第 1 号, 2006 年, pp.67-91。
- 永田 靖 [2007a] 「キャッシュ・フロー情報の意義—FASB 概念を中心として—」『会計』, 第 172 巻第 1 号, 2007 年, pp.54-68。
- 永田 靖 [2007b] 「キャッシュ・フロー計算書におけるセグメント情報の意義」『広島経済大学創立四十周年記念論文集』広島経済大学, 2007 年, pp.403-432。
- 永田 靖 [2007c] 「スポーツ・マネジメントにおける会計情報の視座—プロスポーツの収益拡大への成功要因—」『経済研究論集』広島経済大学 第 30 巻第 1・2 号, 2007 年, pp.99-119。
- 永田 靖 [2008a] 「キャッシュ・フロー情報の活用—ライフサイクルとフリー・キャッシュ・フロー概念からの考察—」『経済研究論集』広島経済大学 第 31 巻第 1 号, 2008 年, pp.83-108。
- 永田 靖 [2008b] 「セグメント別キャッシュ・フロー情報の意義—オリエントランドの事例からの考察—」『会計』, 第 174 巻第 2 号, 2008 年, pp.82-96。
- 西山 茂 [1998] 『戦略管理会計』ダイヤモンド社, 1998 年。
- 西山 茂 [2000] 『戦略財務会計』ダイヤモンド社, 2000 年。
- 西山 茂 [2001] 『企業分析シナリオ』東洋経済新報社, 2001 年。
- 日本経済新聞社編 [2004] 『経営不在—カネボウの迷走と解体—』日本経済新聞社, 2004 年。
- 日本公認会計士協会 [1998] 会計制度委員会報告第 8 号『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成に関する実務指針』1998 年。
- 日本政策投資銀行 [2006] 『産業別財務データハンドブック』日本経済研究所, 2006 年。
- 平井謙一 [1999] 『資金 4 表の完全理解と実践応用』生産性出版, 1999 年。
- 平岡秀福 [1998] 「セグメント別キャッシュ・フロー情報の戦略への応用」『経営分析研究』第 15 号, 1998 年, pp.110-117。
- 平松一夫・山地範明・百合草裕康 [1998] 編『連結会計情報の分析と応用』東京経済情報出版, 1998 年。

- 広瀬義州 [1995] 『会計基準論』 中央経済社, 1995 年。
- 広瀬義州・間島真吾 [1999] 編『コンメンタール国際会計基準 I』 税務経理協会, 1999 年。
- 伏見多美雄 [1998] 「経営戦略を支援するキャッシュ・フロー情報」『企業会計』 第 50 巻第 8 号, 1998 年, pp.42-53.
- 藤井秀樹・山本利章 [1999] 「会計情報とキャッシュ・フロー情報の株価説明力に関する比較研究」『會計』 第 156 巻第 2 号, pp.14-29。
- 星野一郎 [2001] 『金融機関の時価会計—背景・役割・影響—』 東洋経済新報社, 2001 年。
- 星野一郎 [2002] 「バイアスとメッセージ」『マネジメント研究 第 2 号』 広島大学, 2002 年, pp.9-18。
- 牧田正裕 [2002] 『会計制度とキャッシュ・フロー—アメリカにおけるキャッシュ・フロー計算書の制度化プロセス—』 文理閣, 2002 年。
- 溝上達也 [2004] 「IASB 業績報告プロジェクトとキャッシュ・フロー計算書」『松山大学論集』 松山大学, 第 16 巻第 3 号, 2004 年, pp.39-53。
- 向 伊知郎 [1998] 『カナダ会計制度研究』 税務経理協会, 1998 年。
- 森川八洲男 [1998] 編『会計基準の国際的調和化』 白桃書房, 1998 年。
- 森田哲司 [1979] 『価格変動会計論』 国元書房, 1979 年。
- 森脇 彬 [1990] 『資金と支払能力の分析 改訂版』 税務経理協会, 1990 年。
- 諸井勝之助 [1978] 『現代意思決定会計』 中央経済社, 1978 年。
- 山形休司 [1986] 『FASB 財務会計基礎概念』 同文館, 1986 年。
- 山形休司 [1991] 『基本財務会計』 中央経済社, 1991 年。
- 百合草裕康 [1989a] 「米国資金会計の生成と発展—APB 意見書第 19 号までを中心として—」『関西学院商学研究』 第 25 号, 1989 年, pp.21-45。
- 百合草裕康 [1989b] 「FASB におけるキャッシュ・フロー情報の有用性に関する一考察—FASB 概念構造との関連を中心として—」『関西学院商学研究』 第 26 号, 1989 年, pp.13-34。
- 百合草裕康 [1990a] 「FASB のキャッシュ・フロー計算書の研究—FASB 財務会計基準書第 95 号を中心として—」『関西学院商学研究』 第 27 号, 1990 年, pp.20-38。
- 百合草裕康 [1990b] 「米国における会計情報内容分析の研究—キャッシュ・フロー情報内容研究を中心に—」『商学論究』 第 38 巻第 3 号, 1990 年, pp.139-161。
- 百合草裕康 [1996a] 「資金収支情報の分析—会計利益情報との比較から—」『會計』 第 149 巻第 5 号, 1996 年, pp.78-92。

- 百合草裕康 [1996b] 「現金収支計算書の発展過程」『企業会計』第 48 巻第 10 号, 1996 年, pp.43-49。
- 百合草裕康 [1997] 「米国におけるキャッシュ・フロー情報の有用性研究の展開」『産業経理』第 57 巻第 1 号 1997 年, pp.105-114。
- 百合草裕康 [1998a] 「経営におけるキャッシュ・フロー計算書制度化の影響」『企業会計』第 50 巻第 8 号 1998 年, pp.54-59。
- 百合草裕康 [1998b] 「連結キャッシュ・フロー情報の有用性」『會計』第 154 巻第 4 号, 1998 年, pp.76-90。
- 百合草裕康 [1998c] 「資金収支表の有用性」『商学論究』第 46 巻第 2 号, 1998 年, pp.161-179。
- 百合草裕康 [1999a] 「キャッシュ・フロー情報の有用性—イギリスにおける検証—」『税経通信』第 54 巻第 1 号, 1999 年, pp.228-236。
- 百合草裕康 [1999b] 「キャッシュ・フロー情報の比較可能性」『国際会計研究年報 1998 年度版』, 1999 年, pp.121-137。
- 百合草裕康 [1999c] 「キャッシュ・フローの情報特性」『商学論究』第 47 巻第 2 号, 1999 年, pp.155-181。
- 百合草裕康 [1999d] 「個別ベース営業・投資・財務キャッシュ・フローの情報内容」『法経論叢』第 17 巻第 1 号, 1999 年, pp.123-154。
- 百合草裕康 [2000a] 「業種別キャッシュ・フローの情報内容」『法経論叢』第 17 巻第 2 号, 2000 年, pp.145-209。
- 百合草裕康 [2000b] 「キャッシュ・フローの時系列特性と期待モデル」『會計』第 158 巻第 1 号, 2000 年, pp.16-30。
- 百合草裕康 [2001] 『キャッシュ・フロー会計情報の有用性』中央経済社, 2001 年。